民闘連
ニュース
1981. 6　第 32 号

特集「第 6 回民闘連全国交流集会報告集」



発行　民族差別と闘う連絡協議会

目　　次

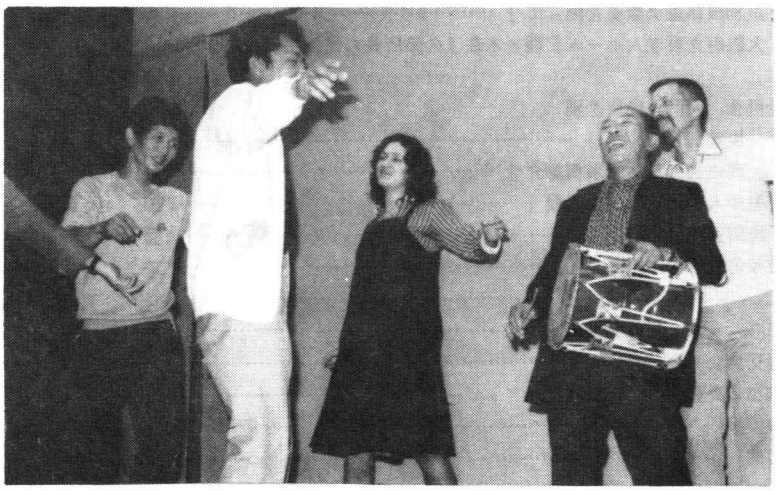
◇生活に根ざした地域の闘いに結集しよう …… 1
◇開会の挨拶 …… 裵　義　男 …… 4
◇来賓の挨拶 …… 上田卓三，大賀正行，塘　賢一 …… 4
◇基調報告 …… 9
◇記念講演「民族差別と闘うとは一真の人間化を目指して一」…… 李　仁　夏 …… 14
◇第一分科会　入門・法的地位
発題講演「戦後法的地位の流れと実態一 1965年～ 1980年一」…… 佐　藤　勝　己 …… 24
事例紹介 …… 29
◇第二分科会　国際人権規約と行政闘争
発題講演「国際人権規約とその客観情勢」…… 金　東　勲 …… 33
報告「蛇草における闘い」…… 39
発題「民闘連運動における行政闘争の成果と課題」…… 梁　泰　昊 …… 40
〃「地域闘争と在日韓国・朝鮮人の主体性」…… 徐　正　禹 …… 48
◇教育分科会全体会　発題「在日韓国・朝鮮人教育にかかわった十年の歩み」…稲　富　進 …… 57
発題「在日韓国・朝鮮人青年の声」…… 安　商　徳 …… 63
◇第三分科会　地域教育一地域で子ども会を組織しよう
報告「地域に根をおろしたとりくみを」…… 桜井西中学校 …… 66
報告「朝鮮人の子どもと共に歩んだ四年間」…… 日之出支部子ども会 …… 68
報告「子どもまつりの取り組み」…… うさぎ子ども会 …… 69
◇第四分科会　学校教育一在日韓国・朝鮮人の生活実態から学校教育を見直そう
報告「在日朝鮮人児童の集団化と本人をとりまく学級集団づくり」…… 桂　小　学　校 …… 71
報告「差別をしていないというけれど，本当か」…… 氷室小学校 …… 73
報告「教壇に立つ私たちの意義と役割り」…… ペ　チュミ …… 74
報告「在日朝鮮人の子どもたちとむきあって」… 川崎在日朝鮮人生徒の教育を考える会 …… 75
◇第五分科会　民族保育一民族保育の実践交流をしようー
報告「愛信保育園一年六ヶ月の歩みをふりかえって」…… 愛信保育園 …… 77
報告「桜本保育園の実践と今後の課題」…… 桜本保育園 …… 78
◇第六分科会　職場労働と進路保障
報告「就職差別撤廃闘争の経緯と現状」…… 山　田　貴　夫 …… 80
報告「就職差別撤廃闘争の経過と現状一とくに国籍条項のこと」…… 神　谷　重　章 …… 83
報告「差別国籍条項撤廃を闘って」…… 青　新　一 …… 84
報告「大阪府立盲老人ホーム『槻ノ木荘』久保所長の民族差別を許さない」
…… 朴秋子問題を考える会 …… 85
◇第七分科会　入門・民族差別
講演「民族差別とは何か」…… 徐　龍　達 …… 88
講演「民族差別の具体的事例紹介」…… 朴　炳　閏 …… 93
講演「戦後入管体制の成立過程」…… 田　中　宏 …… 96
講演「民闘連運動の歩み」…… 裵　重　度 …… 103
◇分科会報告　第1，第2分科会 …… 李　貴　陽 …… 109
教育関係分科会 …… 宋　喜久子 …… 111
第6分科会 …… 藤　原　史　郎 …… 115
◇民族別交流会報告 …… 118
◇各地参加者決意表明，特別報告，アッピール …… 123
◇閉会の挨拶 …… 中　西　邦　之 …… 130
◇編集後記 …… 130


第6回民闘連全国交流集会
歓迎
部落解放同盟　宮内支部


第6回民闘連全国交流集会
—生活に根ざした地域の闘いを結集しよう—




第6回民闘連全国
—生活に根ざした
来賓あいさつ
姫賢吉氏



—第６回民闘連全国交流集会—

生活に根ざした地域の闘いを結集しよう!!

第６回民闘連全国交流集会は，大阪府下にある在日韓国・朝鮮人の多住地域である八尾市安中で開催された。

集会は，地域に住む在日韓国・朝鮮人そして日本人の仲間たちの熱烈な歓迎によって幕があげられた。そして実に心暖まる雰囲気につつまれながら，民族差別と闘う全国の仲間が力強く連帯を確認しあって，１１月１日～３日までの会期を終えた。

集会には，地元である八尾，大阪の仲間をはじめ，東京，川崎，横浜，静岡，名古屋，京都，兵庫，広島，山口，そして福岡といった各地から９４団体，約６００人が参加した。

今集会には，はば広い層から多くの参加者が結集した。このことは，在日韓国・朝鮮人の民族差別と闘うということが，とりもなおさず地域共同体としての在日韓国・朝鮮人，日本人双方の生活と教育を考えるという内実を持った民闘連運動に，大きな関心が寄せられるとともに，実践と運動が一定の広がりをもって定着してきていることとして評価できるであろう。こうした評価に立てば，今集会のテーマである「生活に根ざした地域の闘いを結集しよう」は，十分ではないにしても達成することができたといえよう。

しかしながら，民闘連が今後とも発展していくについては，まだまだ多くの課題が残されている。民族差別との闘いを通して地域の生活と教育を考えていくという運動の拠点は，まだまだわずかである。そして制度上の差別がこれまでの闘いの成果としてなくなりつつあるすう勢にあって，民族差別はより屈折し沈潜化して目に見えにくくなる傾向にはあっても，依然として存在しているという状況を，どう運動実践として克服していくのか。あるいは，在日韓国・朝鮮人の「同化・帰化」が日々深化しているという状況に対して，どのような"生き方"を示すことによって歯止めをかけていくのか。諸々のことが残されている。

ただしかし，民闘連のこれまでの積み重ねのなかで，具体的に生活に根ざしたところでの実践と闘いこそが差別の現実を切り開いていくのだという，運動の方向性の正しさは，今集会でも共有化されただろうし，この方向性のなかで，課題も克服されていくと確信してよい。

各地での運動実践の困難さが今集会でも多く聞かれたが，それ以上に，各地でそれぞれが頑張って闘っているのだ，という実感が勝った集会であった。

集会プログラム概要

◇初日全体会

初日全体会は高美南小学校講堂にて，Ⅰ部とⅡ部に分れて行なわれた。

Ⅰ部は，全国交流集会では初めての試みであった子供文化祭が行なわれ，トッカビ子供会，岸部第一小学校「ハングルクラブ」，矢田小学校「チヨソンの会」，日之出子ども会在朝部，樟蔭東高校「朝鮮文化研究会」による歌・舞踊・劇などが披露された。また最後に日の出子ども会在朝部から「子どもの訴え」がなされた。

Ⅱ部は参加者４２９名のもと，トッカビ子供会の朴きみえ嬢の司会で行なわれた。まず地元の「安中同胞親睦会」会長の裴義男（ペ・イウン）氏から開会のあいさつがあり，続いて部落解放同盟中央本部の大賀正行氏，八尾地区労働組合協議会議長の塘賢吉氏，衆議院議員の上田卓三氏から来賓のあいさつを受けた。そして，トッカビ子供会の趙吉来（チョ・キルレ）氏によって基調報告が読みあげられ，最後に在日大韓基督教川崎教会の李仁夏（イ・インハ）牧師から，「民族差別と闘うことはまさに日本人の問題でありながら，戦後３６年たった今日，このことを他人事としてはすまされない在日韓国・朝鮮人の主体性が問われている」問題として明らかにし，「そのような生き方は時には時代の流れに逆らうものであり，ひいては苦難に生きることになるかもしれない」としながら，最後に林竹二氏の言葉を引用しながら，「弱者の中から時代の花形が生まれる」と結んだ記念講演がなされ初日全体会を終えた。

◇民族別交流会

全体会の後，７時から民族別交流会が在日韓国・朝鮮人，日本人の双方でもたれた。

在日韓国・朝鮮人交流会は，「差別と同化の中でどう民族主体をもって生きてゆくのか」というテーマのもとに，朴鍾碩（パク・チョンソク）氏から，職場での取り組みを中心とした発題がなされた。その発題を受けた後，「高校生」「教育者」「労働者」「オモニ」の各交流会に分かれ論議がなされた。

日本人交流会は，「戦後の日本人の共闘問題」というテーマのもとに，田中宏先生から発題講演がなされ，それをもとに論議がなされた。

尚，民族別交流会参加者数は在日韓国・朝鮮人１３８名，日本人６７名の計２０５名であった。

◇分科会

第二日目は，各会場にて７分科会がもたれたが，各分科会のテーマ・司会者及び参加者数は以下の通り。

〔第一分科会〕入門・法的地位
横尾明親・名古屋市民の会
李　貴陽（イ・キヤン）・ＲＡＩＫ
参加者　６５名

〔第二分科会〕国際人権規約と行政闘争
金　義晴（キム・ウィチョン）・尼崎在日同胞の人権を守る会
荒木三郎・部落解放同盟安中支部
参加者　５１名

〔教育関係分科会全体会〕
趙　顕吉（チョ・ヒョンギル）・トツカビ子供会
参加者　１３７名

〔第三分科会〕地域教育
李　敬宰（イ・キョンヂェ）・高槻在日朝鮮人むくげの会
佐々木雅一・部落解放同盟安中支部
参加者　３３名

〔第四分科会〕学校教育
上東百合子・高美中学校
宋喜久子（ソン・ヒグヂャ）・高美南小学校
参加者　６７名

〔第五分科会〕民族保育
金　恵栄（キム・ヘヨン）・愛信保育園
孫　春美（ソン・チュンミ）・大阪同和保

育連絡協議会
参加者　３７名
〔第六分科会〕職場労働と進路保障
藤原史郎・兵庫在日朝鮮人教育を考える会
李　重華（イ・チュンホア）・尼崎在日同胞の人権を守る会
参加者　３６名
〔第七分科会〕入門・民族差別
仲原良二・兵庫民闘連
中村清二・部落解放研究所
参加者　７５名

分科会参加者は，韓国・朝鮮人１１２名，日本人２６０名，その他２名の計３７４名。

◇全体交流会

各分科会終了後，安中同胞親睦会の方々の献身的な準備のもとに，全体交流会がもたれ，一年ぶりの再会を楽しむ場面があちらこちらでみられた。

◇最終日全体会

高美南小学校にて，裴重度（ペ・ジュンド）氏，安井利光氏の司会のもとに最終日の全体会がもたれた。参加者は約２５０名であった。

まず各分科会，民族別交流会の報告がなされ，そして各地参加者から決意表明を受けた。決意表明をした参加者及び団体は次の通り―日立製作所の朴鍾碩氏，三重県教員李慶順さん，大阪民族教育を進める会，兵庫在日朝鮮人教育を考える会，東京在日朝鮮人の教育を考える会，トッカビ子供会，名古屋同胞の会，在静岡韓国人の明日を考える会，天使の園，青丘社。またトッカビ子供会の徐正禹氏から特別報告がなされ，そして国民年金を求める会と高槻在日朝鮮人むくげの会からアッピールを受け，差別国籍条項撤廃八尾市民共闘会議の中西邦之氏からの閉会のあいさつをもって集会を終えた。



開会の挨拶

裵　義男（ペェ・イウン）

（安中同胞親睦会会長）

第六回民闘連全国交流集会に御参加された皆さん，本日は誠に御苦労さまです。私は八尾の安中地区の在日同胞の親睦と生活権利を守るために活動している安中同胞親睦会の裵義男です。

周知のとうり，私たち在日同胞は，日帝植民地化政策の為，永年この日本の地で生活を送っています。今や同胞社会も，その８割が二世，三世という在日世代の時代にとって代りました。このような世代の変化にともなって同胞たちの生活と意識も大きく変り，この日本社会でどう民族主体を探って生きるのか，そのことを通じてどう人間として生きてゆくのかが大きく問われるに至りました。そのことを社会的に広く訴えたのが，日立闘争であり，またその闘いを継続発展させてきた民闘連運動であると思います。

昨年，国際人権規約が批准されるにともなって，日本政府をはじめとして，関係各界でも，在日同胞に対する民族差別の実態が見直されようとしています。しかし，私たちの闘いは，あくまでも自立と主体にのっとり，地域と同胞大衆に根ざしたものでなくてはならないと考えます。そのためには，私たちに有利な人権規約等の状況を，私たち自身の手で武器にし，更なる闘いの輪を広げることが必要であると思います。

１９８０年代を在日同胞の解放の為の大きなうねりの時代にするためにも，今集会の意義は強調されてしすぎることはありません。

今日から三日間行われる集会が，今後の皆さんの運動に大きな糧となるよう，討議と交流を深めていただきたいと願っています。

来賓挨拶

上田卓三

（衆議院議員
部落解放同盟大阪府連委員長）

民族差別と闘う連絡協議会の第六回の全国交流集会を心からお喜び申しあげ，民闘連の皆さん方の，本当に輝やかしい，素晴らしい闘いに敬意を表する次第です。部落の完全解放を闘う解放同盟員として，また組織として，今までもそうでありますが，皆さん方とこれからも共に連帯して闘ってまいりたいと思います。

今回の集会は八尾の地でもたれたわけですが，とりわけトッカビ子供会の発祥の地でもあり，部落解放同盟の大阪府下４７の支部にトッカビ子供会の闘いを教訓として，画期的な闘いを発展させねばならないと考えております。また部落解放同盟が昨年９月２１日に批准されました国際人権規約批准の闘いにどれだけの大きな役割を果たしたか，皆さん方とどれだけ闘ったかということも，全国から集まった皆さんはよく御存知だと思います。もっと端的に言えば，なぜ5年前に，なぜ10年前に国際人権規約の批准を闘い取れなかったのか，その反省すらしているところです。しかし，国際人権規約が批准されたとはいうものの，三つの保留条件，あるいはその完全実施がなされているかというと，決してそうではなく，本当に日本政府はその完全実施を怠ろうとしているわけです。先程の報告の中にもありましたように，若干の前進というものはあるものの，根本的に内外人平等という立場で，在日韓国・朝鮮人に対する差別がこ

の人権規約の批准によってなくなるかというと，決してそうではない。闘いはこれからであると言わざるをえないと思っています。

国籍条項撤廃闘争や住宅闘争をはじめとする，日本での皆さん方の地位向上の闘い。税金は日本人と同じように取られながら，権利だけが制限され，差別されている状況。１日の皆さん方の生活はどれだけ悲惨なものであるのか。結婚の問題一つ取っても大変深刻な問題があります。就職においても，様々な形で皆さん方を採用しようとはしないわけです。その差別の実態というものは，未解放部落と同じ状況にあるということを考えなければならなく，いやそれ以上の深刻さがあると言っても過言ではないと思います。部落解放同盟は全国水平社以来，６０有余年の歴史と伝統の中で，「今日，部落はよくなり過ぎた，同和予算取り過ぎ，一般の国民よりも部落の人間の方が得ではないか」と言われるほど生活は決してよくなっているわけでもないのに，それなりには成果をおさめてきているわけです。しかし，それでは部落差別は解消しつつある，なくなりつつあると言えるかというと，決してそうではなく，あの部落地名総監に見られるように，あるいは学校や職場での落書き事件や差別キャンペーン，また国会で特別措置法の総合的改正が決議されているにもかかわらず，もうこれ以上延長しないという状況があるわけです。特別措置法があり，強力な部落解放運動があるにもかかわらず，歴然として差別事件が続発している。部落の生活環境は外見では確かによくなった。しかし生活はどうか，仕事はどうかということを考えると，まだまだと思わざるをえません。

そのようなことを考えますと，民族差別と闘う皆さん方の闘いが，どのようであるかということを，この集会を契機にもう一度総括し，苦難の闘いがこれから待っているのだということを覚悟して闘わなければ決して民族差別の撤廃は，同胞の解放はないのだという意志統一を是非ともしていただきたいし，また部落解放同盟をはじめとする差別と抑圧に苦しんでいる多くの仲間，労働者との連帯が皆さん方の闘いにとって大切であり，多くの同胞を闘いに結集すると同時に，日本人の仲間をどれだけ皆さん方のまわりに結集させるか，そこに運動の大きな鍵があるということをよく考えていただきたい。

しかし，民族差別と闘う主体はあくまでも在日韓国・朝鮮人の方であるということです。差別をしているのは日本人であるから，日本人が運動すべきであるということになると，部落解放運動も役所の人間がすればよく，我々はその結果として権利だけを受け取ればよいということになりかねない。我々は，その意味で行政の責任としての闘いを追求していき，闘いの主体が我々にあることを明らかにしていかなければならないと思います。

闘いの結果として，国際人権規約が批准されたのであるから，これを最大限に利用して武器として，これからの皆さんの闘いをしていただきたい。私も，部落解放同盟の上田卓三としてだけではなく，国会内外で全国の反差別，解放運動の戦士として，これから長い生涯闘っていきたい。そして，党派を越えて多くの国会議員が皆さん方の問題に１日でも早く目覚めて，皆さん方との連帯が強化されるよう頑張りたいと思います。

なによりも，部落解放同盟の支部の所在地には，皆さん方の同胞がたくさん住んでいるわけです。そして為政者は，部落と皆さん方との分断を計り，互いにいがみ合い，そしてあいつらよりもまだましだと慰め合う関係を作ろうとするに違いない。そういう意味で，我々は解放同盟の中でも部落の完全解放と言いながら，在日韓国・朝鮮人の方に差別意識を持っているかぎり，部落の完全解放はないと思います。しかし，その逆もあるということを考えていただきたい。差別との闘いは自分との闘いである。世間に差別意識があって，自分だけ差別意識を持っていないということはないわけです。自分の中には，どっぷりと差別を許す体質がある。だからこそ，全国の仲間と闘う中で，自分の中にある差別意識というものを人間解放の方へ達成できるのだと思います。

権力は，時あらば皆さん方を弾圧し，強制送還に見られるような忌まわしい現実があるわけです。日本の中での闘いというのが，我々が部落解放運動をする以上に厳しいことがあるのは，皆さん方自身がよく知っていることと思います。どうか，長い部落解放運動の歴史の中で，プラスになるものを十分にくみ取って，解放運動に負けないような素晴らしい，大きな運動に前進するように，そして，私たちとの連帯・共同がますます大きなものとなりますように心から念願いたします。今日から三日間にわたって行なわれます全国交流集会が，大きな成果となり，明日からの闘いに大きな前進となりますように念願し，簡単ですが連帯と御祝いの挨拶にかえさせていただきます。

大　賀　正　行

（部落解放同盟中央本部）

只今御紹介いただきました，部落解放同盟の中央執行委員をしております大賀でございます。また日の出支部が２１年前に結成されて以来支部長をもしているので，支部長として悩みをずっと持たされた経緯からまず話をしたいと思うのです。

当初，わずか５０世帯ぐらいの小さな組織で支部が発足いたしましたけれど，その中に１０世帯ばかり在日朝鮮人の方がおられたのであります。当時，まだ運動のかけだしで，理論もなければ経験もなかったのでありますが，同じ部落の中に住み，同じく貧乏をしている者として，当然のこととして義務教育の保障，生活資金の貸し出し，住宅の入居等を一緒になって要求して立ち上がったわけです。もちろん，在日朝鮮人の方も日の出支部の支部員として，一緒に闘ったわけです。ところが，要求が実現する段になって困ったことが起きたのです。行政当局の方から，「朝鮮の方は外国人だから困る。我々がやろうとしているのは同和対策であって，朝鮮人対策ではないから，朝鮮の方は困る」と言ってきたのです。当時，同じように近所付き合いをし，同じく生活をし，同じく貧乏している者が一緒になって立ち上がって，支部を結成して運動をやっているのに，部落の者だけが要求実現をして，朝鮮の方だけがだめだというのでは，これはかえって日本人の朝鮮人差別だと言って，絶対に要求が通るまで認めないと闘ったのです。しかし，ある方面から「これはありがたいことですが，同時に一種のありがた迷惑みたいなものです。それは，同胞を日本社会に同化させる同化政策にもなり，朝鮮人民には帰るべき祖国がある」という意見が出されたのです。皆の為にやっている闘いが同化政策であると批判され，行政からは異論を出されるといったことで，私自身非常に苦しんだ経験があるわけです。これは日の出支部だけではなく，大阪市内の西成とか池田とかの在日朝鮮人の方が多い支部からもそういう悩みが出されていました。そこで，とりあえず子供の教科書無償配布，給食対策，そして生活保護など，いわば共通の人権に関わることなのだから，それこそ有無を言わせないで認めさせる，とりあえず当初は，そういう形で認めさせたわけです。

在日朝鮮人の方を同和対策とは違うということで区別する。区別したならば，それにかわる朝鮮人対策があるだろうか。朝鮮人対策がない段階において，同和対策は性格が違うからといってはずすのは，大きな矛盾になったわけです。それは，きちんとした朝鮮人対策というものがなければ，この矛盾は解決しない。たまたま部落に住んでいる朝鮮人の方は，解放同盟との関係でなんとか対策はできましたが，私はこのことから考えまして，日本に住んでいる多くの朝鮮人の方が，納税の義務はしているが，受ける権利はおさえられている問題を解放同盟の立場から積極的にとりあげ，訴えていかなければならないと思っているわけです。しかし，解放同盟が在日朝鮮人の問題を請負っているという運動になる

点もあります。なんと言っても，それは，たまたま部落に住んでいる人に限られる。そういう中で，祖国に帰る人はいいのですけれども，日本に永住して，ふるさとに帰っても朝鮮の文字も言葉もわからないという三世・四世の方もたくさんいます。日本人として帰化をしてはどうかという帰化促進運動の呼びかけの運動もしたこともありますが，これも間違いであると。こういうことでいろいろ苦しんでいたわけです。

そうした中で，今日，皆さんの闘いがあるということを知ったわけです。正直に申し上げて，民闘連と最初に聞いた時に，一体どのような組織かよくわからなかったのですけれども，いろいろ聞いたり，今日の資料等を読ましていただきましたら，私共が最初に運動をやった時に悩んだ問題を解決してくれる組織であり，運動だということをつくづく感じているわけです。生活の現実を踏える立場，実践を総括した上で交流をしていくという立場，それから朝鮮人と日本人が共闘していくという立場。私は，この三原則が，観念的な理屈だけの運動ではなくして，現実というものをしっかり踏えながら，なおかつ民族差別と闘い，民族自決の心を失なわない。一方で，民族といえば，日本でものを貰うとか要求するということはやらないという意見があったり，日本での生活のことを考えると「お前は民族自決の心を忘れている」ということになり，同化か自決かという二律背反・矛盾になるわけです。この矛盾をみごとに克服した組織として，皆さんがやっている民闘連という運動があるということを私自身，認識を新たにしました。

このような運動を本当に作る者がいない。あるいは作るのが遅すぎる。もっと早くこういう運動は起ってしかるべきだった。また，我々はこのような運動を作るような方向性を追求していくべきだった。私自身がぶちあたった悩みを解決するのは，この運動しかないのです。そういう意味で，今晩大阪でいろいろ集会がもたれ，もっと全国的に，さらに他府県連の人たちにもこういう運動があるということを知らせていき，本当の意味における部落解放運動と民族差別と闘う運動との，請負いの運動ではなく，お互いの自立自在の原則をふまえながら，一つの目的に向って闘っていくことが，私は今後運動の未来を切り開いていくものだと思っています。

昨年，私共闘いをしまして，やっと日本政府に国際人権規約を批准させることに成功いたしました。この国際人権規約は，内外人平等という大原則にたって，いわばお互いの国境を撤廃して，人類は一つになっていくということでしょう。勿論，それぞれの民族の持っている伝統とかは否定しないというわけですけれども。まさに人間は皆兄弟ですね。人間は一つになっていく。武器を持って，お互いごちゃごちゃ言ってもしようがない。この国際人権規約というのは，そういう人類の将来の大きなビジョンの原理にたって，内外人平等の原則をうたっている。日本にいるのなら，日本の国籍を持とうが持つまいが，同等の権利と義務を有する。そういう関係にならなければならない。しかしながら，現実にはたくさんの差別的な条項が残っている。批准したからといって，手のひらを返すように改正される訳ではない。まさに，国際人権規約を批准したということを有利な闘いの武器として，これを活用しながら一つ一つの権利を勝ちとっていく，いわばこれから闘いが始まるということだと思っているわけです。

最近，内外の情勢がきびしくなってきました。特に日本は高度経済成長で経済大国になってきたということをよいことに，今度はこれを軍事大国の方にもっていく。日本の軍国主義・帝国主義をして，これをアメリカが片腕として，これからアジア社会に君臨しようとして，大きな野心・野望に日本社会はうもれています。日本の軍国主義・帝国主義が大手を振って出ていくという姿は，他の民族に対する差別強化であると同時に，国内における差別の固定化として現われるものです。その現れとして，最近あちらこちらで，部落民を殺せというような落書き差別事件が非常にふえてまいりました。大阪の解放会館の前に

「生江３丁目はエタ・非人の住み家だ，近づくと殺されるぞ」「石川青年というのは殺人犯に決っている」「彼らをただちに強制収容所に送り，毒ガス室に入れろ」「日本政府はただちに軍隊を導入してエタ・非人の住む生江３丁目を武力をもって制圧しろ」，まだまだたくさんありますが，そのようなことが大学ノートにサインペンで書いてあり，それを解放会館の前の掲示板にはりつけてあったのです。最近大阪市内に限らず，あちらこちらの大学・高校で差別落書きが非常にふえている。軍国主義・帝国主義に進む時代になると，こういう差別が出てくるということをはっきり証明しています。だいたい落書きというものからファッショというものは始まる。やがて落書き事件に，今度はテロがついてまわります。暴力がついてきます。その時は，単なる落書き事件ではすまなくなる。これに爆弾がついてくるということにもなります。部落民は最近りっぱな会館や住まいに住み，いい思いをしている。差別されているのは部落ではなく，一般の我々であると。部落民は我々の税金を食いものにして，安い住宅に入っている，という形で言ってきて，我々に爆弾をしかけてくるということはありうることとして，警告しているのです。同じようなことが朝鮮人に対しても向けられていると言えます。

その意味で，私達の共通の敵は日本の帝国主義だということをはっきり見なければいけない。そういう中で，我々の部落差別撤廃と在日外国人としての権利を保障する，要求する闘い，これは日本帝国主義の手足をしばりつける，真正面から対決する闘いであります。具体的生活に結びついた，地域社会に浸透した，しっかりした闘いが，同時に日本の軍事大国に真正面から対決する闘いとして大きな意義があるということを互いに確信を持ちまして，今後一層，皆さん方と我々の運動が共に手をたずさえて発展することを期待し，また共に闘う決意を申し上げて御挨拶にかえたいと思います。

塘　　賢　吉

（八尾地区労働組合協議会議長・
八尾市教職員組合執行委員長）

第六回民闘連全国交流集会に集まられた皆さんに，地元から簡単に挨拶を申し上げたいと思います。

差別に対する闘いは，部落解放運動の闘いが先行し，民族差別に対する闘いが生まれました。それは，まだまだ非常に不充分ですが，教職員組合関係としては，在日朝鮮人の子弟が日本の学校で学んでいるという現実から，いろいろな取り組みがなされてきました。しかし，そう簡単にはうまくいきませんし，また我々の仲間の意識もそう高いものではなかったと思います。教職員組合としても，いろいろ妥協し，教研集会等をやるについても，在日朝鮮人教育の専門部会等を作って，活動家を結集してやっていた時代もあります。そういう中で，地域と学校とが結びついた高美中学校区民族教育推進協議会というものが地域に根付き，教育に関わる問題をすすめていくようになってきています。国籍条項の問題についても，同対審答申完全実施国民運動八尾市実行委員会という組織があり，労働組合あるいは民主団体等，また市民的な範囲でも参加があり，そういう中で集会が持たれたり，運動がなされたりしているところです。また具体的な権利の問題に関して，八尾市国籍条項撤廃市民共闘会議が作られ，学習を重ねながら国籍条項撤廃への取り組みがなされ，一応撤廃させることができました。しかし，まだまだ多くの課題が残されていると思います。

最近は朝鮮に関する問題がクローズアップされていて，日朝連帯八尾市民の会というのが作られ，身近な問題を主体的に受けとめる中で，それをどうしていくのか，また日本政府の朝鮮問題に対する関わりへの闘いをも含めて，地域に拡げていこうという形で発足しました。

このように，いろいろな広がりはあるのですが，しかし広く地域に浸透するというようにはなっていません。従いまして，この交流会を契機に，我々も勉強をし，今後の運動が強力に推進できるように，この集会の成功を心から願って，地元からの挨拶にかえさせていただきます。

第6回民闘連全国交流集会

基　調　報　告

1. はじめに

①日立闘争が勝利するまで

日本の裁判史上初の民族差別に基づく就職差別裁判といわれた日立闘争は１９７０年１２月，韓国人であるということを唯一の理由に，株式会社日立製作所から採用内定を取り消された朴鍾碩（パク・チョンソク）氏の裁判提起によってはじまった。四年間にわたる裁判闘争は，単なる法理論上の問題である労働契約の成立を争うという裁判よりも，在日韓国・朝鮮人の被差別の現状が法廷に持ち込まれ，民族差別そのものを争点とした裁判であったとも言えるものであった。

１９７４年６月１９日，横浜地方裁判所が出した判決は，朴鍾碩氏の主張を全面的に認める勝訴であった。判決文は，労働契約が成立していると認める以上に民族差別の問題にふれ，日本社会の差別性と韓国・朝鮮人の主体性のありようにも言及する画期的なものであった。

一方，１９７３年１２月より開始された日立本社直接糾弾交渉は，翌年の８月まで及んだ。その間，糾弾交渉は仙台・東京・川崎・名古屋・大阪・北九州の各営業所に対してもなされ，ソウル・ニューヨーク等で日立製品の不買運動が展開されるまでに至った。

こうして日立闘争は，単なる裁判闘争にとどまらず，民族差族を一貫して犯してきた日立を社会的に糾弾するとともに，日本社会をも糾弾するという大きな社会運動へと発展したものである。

②日立闘争の築きあげた地平

日立闘争を勝利に導いた大きな要因として運動的側面からの成果が強調されなければならない。それは，運動体であった「朴君を囲む会」が日立就職差別糾弾闘争を，日本社会に根強く残っている民族差別と闘うという運動視点を明確にして定めたことである。それだけに在日韓国・朝鮮人にとっての日立闘争へのかかわりは，闘わずしてあきらめるという敗北主義への歯止めをかけた闘いであり，同化と対峙するなかで民族主体をどう作りあげていくのかという内実が問われた闘いであった。一方，日本人側にとっては，自らが抑圧者であるという立場に位置してしまうという立場性をどうのりこえ，日本社会に単喰う排外主義をどう克服していくのかという内実が問われた闘いであった。

今日，さまざまに論議されている在日韓国・朝鮮人の生き方論のなかで，とりわけ同化・帰化の問題，すなわち民族主体をどう作りあげ維持していくのかということである。しかし，こうした問題の前提として考えなければならないのは，民族差別の結果として同化・帰化への志向が生まれてきていることを，きちっと認識しなければならない。その意味からすれば，朴鍾碩氏が判決の直前に「裁判の結果がどうであれ，自分は韓国人としての民族主体を取りもどしたことで，この裁判闘争は勝利である」と宣言したことは，日立闘争における全ての質が彼の言葉にこめられていたといっても過言ではなかった。これが日立闘争における地平の第一義である。このことをいいかえれば「在日における民族差別への闘いと同化の克服は，民族史的観点から言えば全民族的課題であり，このことへの取り組みが自己変革をうながし民族主体を形成する」と言えるであろう。

次に言える地平は「日常生活のなかに根ざしている民族差別問題への取り組みが当事者

にはびこっている敗北主義を打ち破り，日本社会一般の排外性を撃って行く」ことになるということである。これは，日立の事例そのものがそうであるように，在日韓国・朝鮮人にとって就職差別は日常茶飯事的な民族差別であるが，こうした差別を許さず日立闘争を在日韓国・朝鮮人の基本的人権の根幹をなす生活権を守る闘いとしたところに運動への大きな共感と支持を得て勝利するに至ったということである。

そして，最後にいえる大きな地平としては「在日韓国・朝鮮人と日本人が互いに自立した関係を築き上げるべく葛藤するなかで共闘関係を最後まで維持した」ことである。こうした関係を維持するに至るまでは，告発・糾弾そして沈黙のくり返しがあった。しかし，民族差別を克服するということは一方のみのふんばりや告発糾弾のみでは成就できないことを日立闘争は具体的な運動のなかで証明したといえる。

さらに言及しておかなければならないことは，１９７４年９月１日の日立糾弾闘争勝利全国集会の翌日に日立に入社した朴鍾碩氏のその後の闘いと，諮問委員会の存在である。朴氏は孤立無援の社内にあって特殊視される存在であった。それはある意味で日立闘争以上の困難をともなった朴氏の闘いであると言える。入社して五年が経過した朴氏は，現在，在日韓国人として生きる自分の姿勢を職場の同僚に示しつつ，組合に対しても民族差別問題への取りくみをねばり強く働きかけている。

一方，日立と朴君を囲む会呼びかけ人，そして弁護士の三者で構成されている諮問委員会は，朴君の要請を受けて五年ぶりに開かれた。朴氏側の諮問委員は，朴氏が在日韓国人として働ける職場作りの整備を強く要望するとともに，日立が在日韓国・朝鮮人に対して広く門戸を開放していることの意志表示をさらに強調することを要求し，日立も同意した。こうした見地からすれば，日立を監視し続けていくという体制と課題が残されており，その意味で日立闘争は今なお継続されているとも言える。そして，朴氏の日立での奮闘は，日本企業への就職が必ずしも同化への道ゆきにはならないという証左であるといえよう。

③民闘連運動の流れ

日立闘争を支援するなかで生まれた各地のグループは，日立闘争によって築きあげられた地平を継承すべく，１９７４年１１月，交流を主体とした全国組織として民闘連を結成した。以来，民族差別と闘うグループの結束と連帯，実践の情報交換と交流，個別闘争への支援，共闘を保障すべく年一回の全国交流集会を軸に，二カ月に一度の全国代表者交流会議を持ち，民闘連ニュースを発行して今日に至っている。

民闘連運動を全国交流集会の設定内容にそってふりかえってみると，１９７５年に開かれた第一回は大阪で開催され「日立闘争の地平を継承する形での運動化」をめざして討論がされた。第二回は「在日問題に固執した取り組み」を強調する集会が川崎でもたれた。第三回は尼崎で「民族主体の確立と共闘」ということでもたれ，第四回は名古屋で「在日韓国・朝鮮人と日本人の共闘・連帯」が模索された。そして，第五回は再び川崎で「民族差別と闘う実践を深め，闘う仲間の輪を広げよう」との主題でもたれると同時に，これまでの民闘連運動の中間総括ともいうべき「特別基調報告が発表された。

民闘連は発足のはじめより連絡協議体という組織形態を維持して今日に来ている。それは，各地のそれぞれの状況の違いをふまえると同時に，各運動体の個別実践を尊重するためである。

この間，民族差別のとらえ方，運動論をめぐっての論議，共闘のあり方など実に多くの事を論議し続けて来た。その上で確認され共有化されるに至ったのが以下三点にわたる原則である。

(i)在日韓国・朝鮮人の生活現実をふまえて民族差別と闘う実践をする。

(ii)在日韓国・朝鮮人への民族差別と闘う各地の実践を強化するために交流の場を保障する。

(iii)在日韓国・朝鮮人が双方の解放にむけて

共闘する。
この三原則は常に再確認されていかなくてはならないものである。

2. 民闘連各地のたたかい

①地域活動

川崎では社会福祉法人青丘社の桜本保育園，そして学童保育ロバの会（小１～小３），タンポポの会（小４～小６），中学生の会の三つからなる桜本学園があり，保育園から中学生までの子供を見守る一貫体制のなかで，地域教育実践を展開している。他にオモニ学校（識字学校），子供を見守るオモニの会，在日同胞の人権を守る会（青年グループ）があり，地域を拠点にしてさまざまな問題にとりくんでいる。

横浜では，横浜の民族差別と闘う会が，山下町で信愛塾を開き地域教育実践をすすめている。

在静岡韓国人の明日を考える会，名古屋同胞の会は，在日韓国・朝鮮人青年の地域サークルとして活動している。

高槻では，むくげの会が子ども会，オモニ学校を運営し，八尾ではトツカビ子ども会が同胞の子どもだけを集めての取り組みがなされていると同時に，同胞の親睦会，後援会を組織して地域に定着している。

尼崎では在日同胞の人権を守る会を中心に，うさぎ子供会を開き学童保育へも手をのばしはじめている。

②民族保育

桜本保育園（川崎），愛信保育園（大阪）等が中心となって民族保育の内実が模索されはじめ，各地の保育園との交流をつくり出そうとしている。

③学校教育

東京，川崎，横浜，名古屋，京都，大阪各地の「考える会」との接触と交流を図り，地域教育の関連をすすめている。八尾ではすでに地域校区の中に，民族教育推進協議会を発足させて学校教育とのつながりを深めている。

④行政闘争

社会保障・福祉に関する闘争では，児童手当の支給，公営住宅入居資格等を求めて川崎，横浜，静岡，名古屋，大阪，八尾，尼崎等で展開され，獲得している。

教育行政への取り組みとしては，在日韓国・朝鮮人への教育指針を出させる闘いとして，東京，横浜，尼崎で取り組まれ一定の成果をあげて来ている。

進路・就労保障に関する闘争，つまり国籍条項撤廃の闘争としては，教員採用の国籍条項撤廃では三重が勝利し，愛知，兵庫が闘争を開始した。市職員への採用闘争では八尾が闘いとっている。

その他，川崎市では要保護世帯の奨学金を獲得している。

⑤入管闘争

主要には退去強制令を発布され，生活破壊と家族離散の悲劇に直面している事例に，名古屋・高槻・大阪のグループが取り組んでいる。

⑥日本の排外主義をうつたたかい

融資差別としての川崎信用金庫糾弾闘争（川崎），信用販売差別としてのジャックス糾弾闘争（川崎），ビクターローン糾弾闘争（横浜），民族差別を助長する差別用語使用事件としての旺文社糾弾闘争（兵庫），集英社糾弾接渉（尼崎），東京新聞の差別意識を助長するコラム記事糾弾闘争（川崎），あるいは厚生年金プール差別落書事件への取り組み（尼崎），さらには，韓国人であることを理由に入学拒否をした東京都歯科医師会会立の衛生師学院の問題（東京），在日外国人採用を拒否しても法律違反とはならないとし，日立闘争のようにならないためにも，採用内定以前にチェックを厳しくせよと示唆した労務行政研究所事件（東京）などがある。

以上，羅列してきた，さまざまな事例は民闘連に関係する各地のグループが，それぞれ主体となって，あるいは地区の民闘連として取り組み闘って来た事例である。

その他，さまざまなグループが主体的に取り組んできた，あるいは現在取り組んでいる事例が多く存在しており，民族差別と闘う実践をより深めていくために，それらのグルー

プへの支援，共闘を作り出していくなかで，民闘連運動の闘いの潮流をさらに太くしたいものである。

3. この一年の流れ

①国際人権規約発効と国籍条項撤廃闘争の動き

昨年９月21日，日本政府が世界中から「人権後進国」との痛烈な批判を浴びながら，内外の世論の高まりの中，遂に国際人権規約の批准にふみきった。国際人権規約は，内外人平等を基本精神に据え，国家の領域を起え内国人，外国人を問わず，全て人間として尊重する立場から人権を守ることを各国に義務づける画期的な意義をもつものである。この批准により，日本政府は公団，金融公庫の門戸開放にふみきった。公務員の国籍による制限も，人権規約批准以降その解釈に変化が生じ各地で撤廃が相次いだ。その他，これまで頑として門戸を閉ざしていた各種制度についても政府をして検討せざるをえない立場に追い込んだ。

一方，各地で地域における日本人と在日韓国・朝鮮人の共同のとりくみも進展をみた。大阪府下では被差別部落の韓国・朝鮮人の子ども会や親の会が組織され，被差別共同闘争としてとりくみがすすんでいる。他の地域にも同様のとりくみが始められている。

また，尼崎では国籍条項の撤廃後なおも残る社会意識としての民族差別に対する啓発活動を行政にとりくませる画期的なとりくみも始められた。教育においても，各自治体から指針を出させる成果も多く見られるなど，民族差別とのたたかいが一段とすすんだ年であった。

②まだまだ根強い民族差別

行政上の制度差別撤廃は，ここ数年の闘いによって大きな効果が持たらされては来ているが，依然として意識差別は根強く，この一年をふり返って見てもその実例は多い。

埼玉県の上福岡市では，中学生がいじめのなかにこめられている民族差別によって自殺に追い込まれてしまった。兵庫では，旺文社の模疑試験の中に民族差別を助長する出題と用語が用いられ問題にされた。大阪府の高槻では，本名による就職を拒否されるという事件が起り，今なお闘争が継続されている。さらには，ますます生活破壊と家族離散の悲劇をともなった退去強制問題が各地で発生している。

生活現場である地域に目を移せば，それこそ枚挙のいとまはなく，多くの子どもたちは日々民族差別のなかで自からの民族を否定し非行に走り，低学力を生み出している。

4. 第五回全国交流集会の成果と残された課題

昨年１１月，第五回民闘連全国交流集会が川崎で開催されたが，成果と残された課題を明らかにしておきたい。

①いくつかの成果

多くの団体，個人の結集が得られたことは，民闘連がめざす運動が基本的には認められているということであり，民闘連運動の潮流が着実に形づくられているといえる。

また，民闘連のこの五年間にわたる中間総括とも言うべき「特別基調報告」が出され，運動の理論化にむかって一歩が具体的に踏み出された。

さらには，集会最終日の全体会で共有されたことであるが，在日韓国・朝鮮人が自からの民族たらんとした生き方をしていくとき，どこに帰るべき場を持つことができるのか，どことつながりうることができるのかが語られた。そのひとつとして在日同胞の生活現実に依拠した日常実践を行い続ける集団とつながることが，自己変革をうながし生き方を支えることになる。つまり民闘連に結集する同胞集団とつながる，つなげていくことの有効性が叫ばれたのは大きな成果であった。

②残された課題

特別基調報告が出されたことは成果であると同時に，今後に残された課題でもある。それは記述してある内容の検討がいまだ充分にはされておらず，全体的に確認し共有化するに至っていないからである。

また民闘連運動の実践ということも，ようやく実践への視点が定まりつつある。つまり三原則に基づく実践と運動づくりということが定着して来たという地平であり，個々別々の実践への深まりがさらになされなければならない。そのためには，個々と集団同志をはじめとする日常的な交流がさらに押し進められるということが保障されなくてはならない。

さらには全国交流集会を開催する地元の民族差別と闘う運動がより一層の発展と充実が得られるよう，各地の仲間の協力と支援共闘がより求められているということである。

第六回民闘連全国交流集会の主題
「生活に根ざした地域の闘いを結集しよう」

＜設定理由＞

１９７０年の日立就職差別糾弾闘争いらい日本全国で民族差別とのたたかいのとりくみは，大きく前進した。この間，在日韓国・朝鮮人の生存権的基本権の拡大の成果が得られた。とりわけ，昨年批准された国際人権規約は，この流れを更に促進するものと思われる。しかし，一方この流れの中で，たんに制度上の権利を獲得することのみが，勝利のすべてではないことが明らかになった。つまり，形式上の差別撤廃のみに終始することが，一方で権力者の意図する同化（融和）政策にはまりこむ危険性がうかがわれはじめたからである。

私たちは，汗と涙の苦しいたたかいの中で得られた成果を，今ふたたび生活の現場に返し，地域のとりくみとして再生させることが必要であるという認識に至った。つまり，民族差別との闘いの中で，たたかう側の私たちじしんが，そして，今だ差別の中にしんぎんしている多くの在日韓国・朝鮮人が自己変革されねばならないこと。そのことを差別が日常的に生起する地域においてとりくみ，民族主体性の砦を確立することが必要であることに気づいたのである。今，各地で子供会，オモニの会，青年サークルが生まれつつある。今まで多くの仲間が勝ちとった成果を地域のとりくみに返し，そこからまた新たな要求とたたかいが生まれることによって運動が定着し，発展，進化することを望むものである。

民族別交流会の意義と目的

民闘連運動は，日本人と韓国・朝鮮人双方の連帯の下にすすめられている。それは，民族差別との闘いが，両者の人間的解放のための課題であり，たたかいの中で相互変革されなければならない関係にあるからである。つまり，民族差別とたたかう，という共通の目的をもちながらも，立場の違い，主体を明確にしなければ運動の方向を誤まることさえありうるからである。

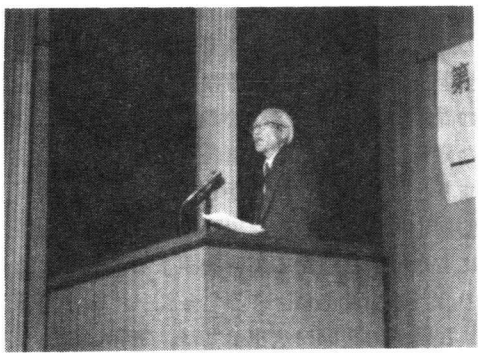
民闘連の全国交流集会では，毎年このようにして，民族別の集まりをもち，各々が各々の立場で民族差別にどうかかわり，どうたたかってゆくのか，そして，日本人じしんの課題として韓国・朝鮮人じしんの課題としてどう設定するかを議論してきた。このことを双方が明らかにすることをぬきに真の連帯はありえない。連帯とは，まさに区別から出発することを，私たちは，今一度かみしめたい。交流会のテーマは，各々の議論の中で設定されたものである。これまでの集会の中では，必ずしも全面的に成功してきたとは言えないが，参加された仲間の積極的な協力の下に意義あるものにしたいと願うものである。

●記念講演

民族差別と闘うとは？

—真の人間化を目指して—

李　仁夏（イ・インハ）



日本全国各地において地味な日常の働きを通して，民族差別とさまざまな形で闘っておられる諸先輩と若い同志達，そしてこの闘いにさまざまな形で連帯をしてくださっておられる多くの友人達の前で，第六回民闘連全国交流集会の記念講演ができることを大変うれしく思うと共に，私個人はその任を果すのにはあまりにも微力であり，むしろふさわしくない者であることを素直に告白しないわけにいきません。なぜならば，ここ数年を返り見まして，民闘連が目指している活動らしい活動もしていなければ，地域にあって保育園を運営するだけで，四苦八苦しているような者であり，また運動に方向性を与える思想を提起をする役割を私が担っているわけでもありません。ただ，私にできることは，身辺に起っているさまざまの出来事を紹介したり，それを解釈することによって民族差別と闘う道すじをさぐることぐらいだと思います。そうゆう自己限定をしたうえで，この責任を果させていただきたいと思います。

まず自分を語ることから始めなければならないと思います。私は１６才の時に日本へ来ました。ほぼ４０年日本で過しました。その間，戦後勉強をするために２年間日本をあけたことがありますけれども，私の人生の$\frac{2}{3}$以上，しかも感受性の強い少年期と青年期，そして，さらに壮年期をこの国で過しました。いわば私の人生の最も大切な部分が，この日本で燃焼されてきたというような表現が言えると思います。

私が日本に来るようになったのは，もちろん朝鮮が植民地として日本に支配されていたことをはずしては考えられません。その当時の朝鮮で，ある私立中学一年に在学中に，中学の理事達が不隠な思想を持っているということで，その当時の朝鮮総督，南という人間の命令で，ただちに閉校処分を受けたので，私共は，その瞬間に教育を受ける権利を剝奪されたわけであります。不隠な思想というのは，ただ理事者が朝鮮人であるという，それだけの理由でした。赤レンガの新しい校舎に入ることを楽しみにしていたのに，その校舎は公立の女子商業に転用されてしまったのです。朝鮮人が朝鮮人を教育することは，植民地支配者の同化教育に反するという理由であったのでしょう。このパターンは，今日の日本の政府の対在日同胞に対する教育政策において，そう変っているとは思いません。そういう学校から放り出されたら，当時の朝鮮でどこか別の学校に編入するということは不可

能なことでした。そこで日本にやって来て，落ち着いた場所が京都でございました。植民地出身者を受けとめる教室は，今考えても，非常に低劣な感じの雰囲気でございました。一部の日本人教師と生徒はあからさまな偏見と差別で接してまいりました。今，日本の教育とか教師の資質が問題になっていますが，その当時に比べれば，はるかにましでございます。これは，学校がそうであったというだけではなしに，その当時，軍部が支配をする政治状況が恐らく，そうゆう形を教室の場にもたらしたのではないでしょうか。そういうものに抵抗して，あくまで朝鮮人であることを通して生きようとする生徒がいるかと思えば，一方では，すでに小学校以来皇国臣民，すなわち天皇の忠実な臣民になる誓詞を毎朝唱えて，日本の同化教育に育った者達は，立派な日本人となることが偏見と差別から避れられる道であると考えました。創氏改名により，本名から日本名に変るようになりました。それは本来，自分の名前を失うことでありました。名前はその人格の実態を表わす記号であるから，そのあるべき人格を葬り，他人が強要する人格に作り変えるということです。ところが，この差別からの逃避は，私をして親からいただいた，今現在名乗っている仁夏という名前を拒否し，"政雄"という最も日本人らしい名前に変えて，それによって生きようとします。それで済めばいいのです。しかし人間が本来背負っている自己が何ものであるかという，よく最近言われる人間主体あるいは民族主体，あるいは自己同一性と訳されるアィデンティティーを拒否し，私の場合には，朝鮮人であることを拒否し，別の価値体系の鋳型にはめ込むと，そこにものすごい内的・心理的な屈折が起り，そこで劣等意識にさいなまれ，そこから逃れられないようになります。今日在日同胞の青少年が受けなければならない苦悩に，これと同質のものがあるのではないかと私は思います。しかし，皆さん誤解をしないでください。私は，違う文化を主体的に学び取ることを問題にしているのではないのです。

余談ですが，今現在，東京外大の朝鮮語科客員教授の私の友人がいます。彼は韓国の大学の教授で，２年間の契約で教えています。彼は日本の古代文学をも専攻しながら，なぜ在日同胞の中にその方面の専門家がいないのかということを訝かりながら，韓日比較文学の新分野の可能性について語っています。問題は，そうゆう主体的営みの拒否ではなく，違う文化の価値体系が，言い換えると，我々の場合には日本という文化の価値体系が支配的に自分に覆い被さる時に，すなわち我々が支配と被支配の関係によって，そうゆう心理的な屈折が必然的に起りうるのです。その辺のことを現在の問題に重ならせて，私共の同胞作家である金石範氏はこのように言っています。「植民地時代，日本の政治的強権は，民族的・社会的制圧を通して，朝鮮人の中に無力感を造成しようとした。そして小学校の日本的教育体系の鋳型の中にはめ込み，つまり朝鮮人としての人間の核をつぶして同化教育の実をあげ，朝鮮人としての原初的なものを破壊しさって，日本文化への道を開くのが日本の為政者のとった方法なのです。このようにして，特に二世達は母や父から当然受け継いだはずのものをつぶされてきた」と。彼は，戦前と戦後に続く同化教育をこういう総括で語っているわけです。

私は，こうゆう時期，言い換えると，戦前の屈折している心理を抱え，悩んでいる最中に，京都の中学にきわめてすぐれた，人間としても優しさのあふれる一人の日本人教師に出会ったのです。その人格を通して，自己から逃避して生きる嘘の，生の恥かしさを知らされて，ありのままの朝鮮人としていいのだと，そういう人間の生きる意味を教えられました。

私の場合，幸いなことにそういう日本人教師との出会いがあったということです。同胞作家の高史明さんも同じ経験から，「優しさ」について語ります。この漢字は，「人」偏に「憂（うれうる）」という字を書くと彼は指摘しています。人の痛を痛みとして受けとめてくれる人間性を言うのだと思います。ここ

におられる日本人教師に是非伝えたいことがあります。日本人教師に民族教育はできないから民族学校の戸口に連れていくことが自分達の責任であるとよく言い，そこに一つの理屈があるとは思います。しかしながら，教室において多くの同胞の青少年が屈折した痛みと，その彼らが抱えている悩みの深さを知り，一人の人間をそこから解放してあげるということは，単に民族文化を注入することだけでは起らないのであります。そこに必要なのはきわめて普遍的な人間教育の課題であります。一人の在日朝鮮人生徒の抱えている問題に皆さんがまっとうに立ち向えば，違う状況に生きて，同質の屈折の思いを抱えている，多感な日本人青少年にも立派に立ち向える教師になりうるのではないかと思います。

私にとって，失なわれた朝鮮文化の回復は突然やって来ました。１９４５年８月１５日第一回の光復節は，同化されていた自己から非常な戸惑いの中にありながらも，民族の主体を回復する営みは，徐々に始まるきっかけを作ってくれました。私は小学校２年で朝鮮語を学ぶことを止めていました。言い換えると，日本の皇民化政策の中で朝鮮語の教科が，私が小学校２年の時に終り，３年以降，自分の言語を学ぶ機会がうばわれました。従って，私は，自分の母国語の綴り，これは日帝の支配下にあっても母国における語学者達が一生懸命になって新しい表音符号を組織的に作り直して，従って，私が小学校の時に学び取っていたものでは役に立たないものでした。そこから，新しいものに自分を近づけていって，母国語を学び直していくという過程がありました。

私にとって幸いだったのは，語彙の点では遅れていても基礎的な会話は，自分の言葉として残っていたので，その当時私はキリスト者として，聖書を筆写しながら，語彙を増やしていく作業に励みました。けれども，本国にいる人に比べると，私は，そのような意味で，私の在日歴から，一世と二世の中間に位置する精神構造を担った者ではないだろうかと考えています。その意味で，韓日の両文化の境界線に立っている人間であるだけではなく，世代の違う者達の境界線に立つ，二重の境界的な人間ではないかと私は自己規定をしています。かといって私は，自己卑下をしているのではなく，境界に位置付けられている事柄の意味を積極的に，受けとめながら生きてみようと考えています。

今年は，在日同胞にとって特別な年輪を刻む時であります。日帝の朝鮮支配が足掛３６年と言われますが，ちょうど３６年が今年にあたります。そういう意味で，妙に焦燥感みたいなものを感じます。自分達の祖国において，あるいは在日という現状においても，今我々が抱え持っている未解決の問題が山積しております。戦前の３６年の残滓が執拗にへばりついていて，そこから足を洗えないもどかしさと，これからどう生きていくのかという，そのように迫ってくるものを感じるのです。そういう意味で，戦後３６年は，在日同胞の現実をもはや他人のせいだけにしては済まされない時が来たことを意味しています。これは，恐らく私一人だけの考えではないでしょう。　在日同胞が等しく感じている考えだと思うのです。戦前戦後７２年をへて，在日同胞の人口動態は激しく変って，二世・三世さらに四世が生まれています。人口表のピラミッドの低辺の厚さと幅広さは彼らによって占められ，私共のような一世は２０％を切ると言われます。それは，わずかにピラミッドの頂点を占めているだけであります。これだけの世代を重ねても在日同胞６７万人，他に，いわゆる，潜在居住者，あるいは法的地位の未確定者，日本籍取得者，混血児などを加えると，おそらく１００万人近くなるのではないかと思いますが，社会学的に言うならば，周辺化現象の典型を表わして，この社会の中心部に参加することを拒否され，少数の例外を除いては社会の底辺に位置付けられているのです。日本の朝鮮支配のプロセスの中で築かれた民族差別は，日本人の意識構造から払拭されないまま，戦後に受け継がれ，それが制度化されることによって進化してしまいました。よく言われるように，私共にと

って差別は空気のように日常生活に浸透し，差別する側とされる側が意識するとしないとにかかわらず，それは在日同胞を規制し，生活の場をせばめる抑圧の体制になっています。ここで，まず最初にはっきりさせなければならないことは，民族差別の現実に生きてきて，この問題はきわめて日本人問題であることがわかります。先ほど，上田先生のお話しに逆らうようですが，まず最初に，この問題は日本人問題であるということをはっきりしておかなければなりません。アメリカの人種差別が黒人問題ではなく，白人問題と言われるのと同じであります。白人が黒人を奴隷にし，支配するプロセスの中で築いた価値意識と，それによって差別を制度化したものが人種差別であります。

一昨年，ニュージランドのオークランドにおいて，アジアの被差別集団の代表による会議がもたれました。何人かの者がそれに出席をして，そこで明らかにされた差別集団のカテゴリーにほぼ三つあることがわかりました。まず最初に，自分の土地が，侵入してきた他民族に占領され，侵入民族の支配のもとで差別を受けている人々がいます。日本ではアイヌ人がそのカテゴリーに属しているのではないでしょうか。あるいは，台湾では山地族と呼ばれている人々。フィリピン，インドにも同じ様な山地族がいます。すでに何十世紀前に余所から強力な民族が侵入することによって，彼らは，ついに自分達の持っている土地を追われて，山奥に閉じ込められてしまったのです。そこから，支配者の価値体系のもとに押し込まれていく屈折を経験するのです。オーストラリアの原住民，ニュージーランドのマオリ族は，英国の植民地として支配される過程の中で，彼らの固有の文化が拒否される歴史をそこで経験したのです。

二番目に挙げられるものは，余所の国で差別を受けなければならない人々であります。言い換えると，植民地政策の犠牲者となっている人々です。強制連行あるいは労働力として連れてこられた人々です。今日における在日同胞は，その典型的な一つの表われであります。あるいは，インドのタミール族，英国がセイロンを支配している時にセイロンに連れていかれる。そこで紅茶を栽培する労働者として働いて，今日，我々と全く同じ種類の差別を多数者から受けている現実であります。

三番目に，烙印を押されてしまっている人々。封建社会あるいは宗教による身分階層制度の結果，社会の底辺に位置付けられ，支配された結果，差別が日常化して抑圧を受けいる人々。日本の場合は未解放部落と，インドの場合は不可賤民と言われるハリジャンです。

これら三つのカテゴリーを通して，我々に明らかになってきたことは，全てが支配・被支配の関係を経ないのは一つとしてないという現実であります。すなわち，これら三つの共通項は被支配・支配の歴史的経験から脱出できないでいることを言っているのであります。

日本人による民族差別も同じプロセスをとったわけであります。戦前にとられた，天皇の赤子とする一視同人の同化政策の民族支配の一形態であることを忘れてはならないのです。同化がなぜ悪いのか，それは他民族を支配する形態であるからです。その証拠に，天皇の子になると言いながら，あらゆる面で差別されてきました。そして戦前，第二級の国民として日本社会の底辺を担わされてきたのです。日本の中にある多くの道路工事，ダム，炭鉱，そういう所で我々の同胞が血を流さない場所はほとんどないと言えると思います。北海道の炭鉱に連れていかれて，タコ部屋のような所で血も滲む苦しみをなめながら生き続けてきたのが，皆さんのアボジとオモニであります。そして，それが今は形を変えて，在日同胞を苛み，その人格を破壊してやまないのです。民族差別が在日同胞にとって抑圧の社会体制であるのは，単に入管令であるとか外人登録法のような別の法体系の規制を受けるとか，あるいは公安とか警察当局の監視体制にあるのではなくて，人間として生きる基本的権利の幅が狭ばめられている，この差別の日常性を言っているのです。この国における，２００項目にわたる社会保障・福祉の

制度が国籍が違うというだけで僅かな制度を除いて，全般的に締め出されている現状はすでに，皆さんは生活の中で体験してあられることであります。

今年，国際人権規約の批准に伴なって，ようやく住宅公庫，公営住宅，国民金融公庫の制度から撤廃されただけであります。問題は，その差別が日常生活の実態として社会生活の基本的な人間関係の中に見られるということです。さる五月，川崎でオモニ達と子供達の討論会がもたれました。司会者のオモニが，学校でいやな事があったら話をしてみなさいと，言います。小学校３年生の子が，小学校２年生の時に友達に朝鮮人と言われて，すごく悲しがって，小学校５年生が，小学校２年か３年の時，友達と遊んでいたら，だれかが「朝鮮人が二人並んでいるぞ」とばかにしてからかった，「朝鮮人でなんで悪いのだ」と言ったら，逃げていっちゃった。中学３年の子，バカにされたことは数えきれないほどあります，喧嘩して，直ぐ出てくる言葉が朝鮮人で，女の子に言われたことが一番ショックで，何かもう本当の友達ができないのかなあと思って，悲しかったこともあります。そういう形でえんえんと続くのです。もう一人中学３年生，今まで一番くやしかったのは，中１の時，給食の時とかで，うるさい人は給食係が立せる権限があったみたいで，私なんかいつもちゃんとやっていたのに，私ともう一人の朝鮮人の人がいつも後ろに立されて，どうしてだと聞いたら，お前ら朝鮮人だからだ，と言われて，それでやっぱり恐くてね，その子，すごく朝鮮人の子を嫌っていたみたいで，それでも私なんか，何も言えなかったことがくやしかった。もう一人の子です。友達と遊んでいる時，だれか知らないけれど朝鮮人と言われたんだ，朝鮮人で悪かったなと言い返して，そうしたら朝鮮人なんか朝鮮へ帰れて言われて，それでね，僕，自分で好き勝手に来たんじゃないよと言ってやった。また，司会者のオモニが，「入学式とか卒業式なんかに，オモニの中にはチョゴリを着て行く人もいるけれども，それをどう思うか」と聞いてみました。一人は「恥かしい」と思う。もう一人は「いやだな」と思う子もあった。「皆，ものめずらしそうに見ながら，綺麗だねと言われてうれしい」。もう一人の男の子は，「もし，朝鮮人だと知れたら，友達にあわせる顔がない。なるべく着て来ないでほしい」。これが今日の小学校の，あるいは中学校の子供が日常的に学校の教室で，遊び場で抱えている屈折した心理の表現であります。

ところが，問題はもう一つ深刻であります。このような歴然とした民族差別があるのに，日本人多数者にこの問題が見えてこないということです。黒人作家エリソンは，白人にとって黒人は見えない存在であると言っています。皮膚の色が違っても見えないのに，ましてや同色共通の漢文化，遺産を担う民族が日本人にとって見えにくいのでありましょうか。そうではないのです。見えない原因は外形上のことではなくして，近代の両民族の支配・被支配の関係の中で築れた歴史の虚構，誤った歴史観からくるのです。すなわち，同化的植民地支配の中で，正当な独立した国，固有の文化を担う民族の位置を拒否されたので見えなくなっているのです。

ペルーの神学者，グティエレスは，アメリカのインディオは植民地支配者スペイン人にとって，歴史の不在者であるといいます。歴史というものはいつも支配者によって書かれてきたわけです。今日，民衆による新しい歴史を書き直していく営みが起っています。日本人にとって在日同胞が見えないのは，実はそうゆう歴史のからくりに原因の一部があるということをここにおられる日本人の友人に知ってもらいたいと思います。この辺の問題を日本人と日本人社会の問題として，きちっと受け取めてほしいと思います。上福岡３中において起っている問題もまさに見えない，また見ようとしない日本人の現在の問題を赤裸々に示しているのではないでしょうか。

以上のことを皆さんにきちっと言ったうえで，私は，先ほど上田先生が言われたことをまた，その通りだと，再び声を大きくして言わなければならないと思います。民族差別が

日本人問題であることをきちっとふまえて，被抑圧者である在日同胞の責任が問われなくてはなりません。かつて人類の歴史の中で，はたして支配者，あるいは多数者側が恩恵として社会にいる無権利者や小数者に何かをしてあげたということがあったでしょうか。それはほとんどの場合，被抑圧者によって闘い取られて，確立されなものであることを私達は，おぼえなければなりません。そこに多くの犠牲すら払われているわけです。

人権宣言のはしりだと言われる１３世紀の英国における王権の無限の拡大と闘い，勝ち取ったマグナ・カルタ，これは決して今日の我々が考えるような人権宣言ではありません。いろいろな不充分さをもっていますが，そのことのためにどれほどの血が流されてきたかということを知るべきであります。今日の国連の人権宣言の成立は，歴史の中で民衆が自分達の人権を勝ち取った結果として出てきたものであることを私共は踏まえなければなりません。

そうゆう意味で，在日同胞の問題の根源は，実は民族的主体が未だ確立されないままであることです。在日同胞は光復節を迎えるまでの，日帝が虚構の上に築いた植民地史観が与える価値意識から脱皮しないままでいるのではないでしょうか。我々の祖国においては，たとえ分断された祖国であっても，そこに生きる本国の同胞は，死にもの狂いに，日本人から与えられた皇国史観を打ち砕いて，主体的に自分達の民族史観を再構築しています。

その辺の歴史が，最近いろいろな形で韓国の学者，あるいは北の学者によって書かれ，その成果が日本語になって紹介され始めています。その新しい歴史が織なす価値意識に生きてこようとした本国の人々に比べて，数少ない例外を除いて，在日同胞の圧倒的多数は，日本の同化政策からくる価値意識を払拭しないままで現在生きています。もちろん，それは力関係で圧倒的に強い日本社会の同化，さもなくば排外という差別構造の抑圧に原因があります。しかし，それを主体的に切り開いていく意志が我々同胞に欠如している場合が多いのです。我々の多くは人間として自立し，自由になる意識変革を経験していないのです。それが，例えば本名すら名乗れない卑屈なライフ・スタイルとして表われるわけです。

相撲の高見山が日本籍を取ったとしても，彼は米国の出身であることを隠さない。横綱の三重ノ海は，同じ立場にいながら，両親がれっきとした韓国籍であることを語れないし，またマスコミもそれに触れないことを配慮と考えています。スポーツ界に多くいる同胞の中で，張勲選手が僅かに民族の正気を発揮しているだけであります。また文化的創造の担い手である芸能界のすぐれたタレントが在日同胞社会から多く出ていても，日本社会に向って民族的貢献をしているものは皆無に等しいのです。それほど厳しい民族差別の現実と，それを克服できない在日同胞問題が相関的に露呈されている縮図を私共は見るわけです。

このような厳しい現実にあって，新しい流れが１９７０年代から見えました。いやすでに６０年代に激しい渦巻きとして起っているのです。小松川事件の李珍宇少年，静岡県でライフルをつかい人質をとって，民族差別を訴えた金嬉老，そして日本籍をとっていたにもかかわらず，自己のアィデェンティティに苦しんで，ついに焼身自殺をとげた梁正明に表明されたのは，民族的主体の核をつぶされた屈折の中に起きた悲劇でありました。それは，在日同胞が民族差別の抑圧から脱出したい身悶えのようなもの，体を振わせながら日本の社会に訴えていこうとしたことではなかったでしょうか。

これらの事件は，日本社会に一つのショックを与えたことは確かでしたが，そうゆう歪められた形においては両民族が創造的な関係を問い合うことが起らなかったわけです。三省堂新書の「在日朝鮮人青年の証言」を読むと，同胞の女子青年が高校を出て，１６回就職を試みて，落され，そして日本名と出生地を本籍と偽わって合格をしたが，バレてクビになり，泣き寝入りという話が載っています。

それを地でいったのが７０年に提起された，民族を理由とする一つの就職差別事件であり

ます。戦前，戦後は，こうゆうケースはいくらでもあったのです。就職差別は，在日同胞にとって日常的経験であります。ところが，それが問題となって社会に提起されたのは，当事者朴鍾碩君がそれを不当な事として法廷に訴えた勇気ある行動によるものです。在日同胞の，全く新しい世代が生まれて来たと断言してもよいかと思います。

日立就職差別反対闘争が生まれ，在日同胞，日本人を巻き込む，運動の幅は本国までに拡がり，欧米までに問題が紹介され，支援運動となる展開をしました。日本裁判史上，画期的な原告朴君への勝利判決が出されました。日本の法廷が，日本の会社が間違っていた，日本の社会が間違っていたという判決を下したことが，かつての歴史の中にあったでしょうか。

しかし，先ほどの基調報告の中にあったように，裁判の勝利が問題であったわけではないのです。朴君はすでに，法廷闘争の途中で勝利宣言をするのです。「判決のいかんを問わず，私は勝利を治めた。なぜなら，新井という人間から朴という，自分を回復してきたからである」と言い切ったのです。この運動に関わった多くの同胞の青年は，民族差別から逃げないで，民族差別と闘うことから，祖国の民衆と在日同胞を含めた民族総体の苦難史に連なることができるという発見をすることにより，自らの民族的主体を問う人間に変貌していくのです。

７０年代に起った民族差別と闘うあらゆる運動は，実は日立への勝利に端を発した社会的うねりのようなものであります。私は朴君を支える運動の一端を担って，そこで二世・三世の苦悩と，人間の自由とは何か問いながら，それを獲得する若い者達の喜びに触れることができました。日本社会に自らを隠蔽し，あたかも日本人らしく生きることに全エネルギーを費いやす愚さに気付き，自らの主体をかけて同胞の権益の為に弁護士を志ざした金敬得君の意識の変化も，朴君と全く同じ質のものであります。

興味ある事実は，自己の民族主体を発見する在日同胞の目覚めと共に，日本人の主体性への問いかけが同時に起りました。司法修習生採用試験に合格した金君は，帰化をしたらなんとかしようということを拒否するのです。なぜかというと，自分が同胞の権益のために法廷に立った時に，そこで人生に坐折した若い少年に会うとしよう，その時に自分が高い場所に立って，「お前，しっかりせい」とは言えない。彼の痛みを自分が抱え込んだ時に初めて彼は，弁護人としての使命を果たすことができるのだと言って，自己の民族に固執することを宣言するのです。翌日の朝日新聞の天声人語を私は，未だに生々しく記憶しています。ものすごい感動的な筆致で，「このように自分の民族の為に生きようとする健気な若者を今日の日本人青年の中に発見することができるだろうか。このような青年を拒む日本人とは一体何なのだろう」と問いを日本社会に突きつけていきます。そのような声が厚い壁を突破し，ついに道が開かれました。

ちなみに，我々がよく使うアィデンティティという言葉は，関係概念であります。心理学で，あるべき自己と現実の自己とのギャップに橋をかけて，自己同一性を果たしていこうとすることをアイデンティティという言葉で表現いたします。あるいは，私共は，民族的主体という言葉をこのアィデンティティの訳語として，また転用してまいりました。しかし，そのいずれも正当な訳語になっていないのに気付きます。しいて訳すならば，「関係の中における自己発見」という言葉が意味をよりよく表現しているといえます。我々は日本の社会にたって，一つの生き様を提示し，問題を提起した時に，その中で自らが自分を取り戻していくだけではなくして，それを受けとめる関係の，同胞なら同胞の，また日本人なら日本人との間に一つの接点を作り出していって，それが同時に相手の生のスタイルをも変えていくような関係概念を意味します。

昨年の五月，いろいろな障害を受けている子供達を見守っていく親達が中心となって，差別にさらされている子供達をどう見守るかという大会が東京でありました。そこでアメ

リカの黒人神学者のジェームス・コーンがこのようなことを申しました。「黒人がある程度権利を獲得すると中産階級になって，そして黒人は自分達の子供を自分達が舐めた，あの苦しい差別にさらしたくないと思うようになる。そして，子供を守るために差別の現実から逃避させ，エリートコースに進ませようとする。しかし，それによってその子供は，人間になることはできない。むしろ，差別にさらし，その差別と闘う中で初めて，成熟した人間になれる」と説きました。

二，三日前に，私共の近所の６０才を過ぎた方の誕生日のお祝いに招かれて，こうゆう話を聞きました。「私は日本に来て，言葉も知らない。日本人に自分達が受けた痛み，苦しみ，そのようなものを数えたら胸が痛くなります。だから私は，自分の子供をなんとか差別にさらしたくないと思って，実は日本名を使って，日本の学校へ行かせました。しかし，今考えると，それは全く愚かな試みであることがわかりました。自分の子供が日本名を使おうが使うまいが，差別にさらされる現実から逃れることはできません。それと正面から闘いつつ今の子供達の姿の中に，私はすぐれて人間的なものを見ることができます」

川崎における地域運動は，日常生活の実態となっている民族差別と闘う営みとなっています。保育園における本名を名乗る運動から始まって，それが名乗ったから，学校に送った時にうまくいくかと言ったら，そうではないのですね。さまざまな形で，そこで潰されるのです。先ほどオモニ達と子供達の対話の中にあるように，そうゆう厳しい状況にさらされている子供達は，結局差別の厳しさに潰れることがわかったのです。そこで，子供を見守るオモニの会のように，それを支える地域集団が生れてくるわけです。そうゆうオモニ達が自分達の歩みを綴る作文章を作っているのです。その作文集にある，いくつかの作文を紹介することをもって，人間が人間となっていくことがどうゆうことかを赤裸々に，皆様が受けとめていただけるのではないかと思います。

一人のオモニは，小学校二年の時にアボジを失ないました。貧しく育ち，五人の姉妹，１６才の時にパン工場に働きに行きました。泣く泣くオモニの元を離れて，東京へ来ました。嫌がる結婚を強いられ，早くして結婚をし，川崎に落着くことになるのです。そして今は男４人の子供を抱えているオモニの作文です。その題は，『今後の歩みを子供と共に』です。その後半のところです。「ところが，ある日突然，若いオモニが訪ねてきて，『私達同じ韓国人だから，皆仲良くして付き合いましょう。また歴史，言葉などを憶えよう』と言ったので，私は，内心とても喜しかった。私は，私なりに少しでも韓国の言葉，歴史を学びたくなった。その若いオモニ達に連れられて，今の青丘社に足を踏み入れられたのです。言葉，歴史を学んでいるうちに，だんだん同胞の人達と親しくなってきました。同じ苦しみ，悩みをもったオモニ達が多さんいるのに驚きました。私だけが一人で悩み苦しんでいたのではなかったのであります。オモニの会ができ，私も初めて参加して，子供の国籍や差別と偏見などについて話を聞き，大変勉強になりました。また驚きました。私は男４人の母親ですが，未だかつて子供から韓国人だとバカにされたと，一言も話してくれませんので，わかりませんでした。しかし，子供の作文『僕は韓国人』を読んで，私は，子供の頃味わった朝鮮という言葉の嫌なことを現在の私の子供も味わっていることを知り，愕然としました。いつになったら，この差別がなくなるだろう。私は，これからの子供達のために少しでも多く歴史，言葉を憶え，子供達に少しでも自分の国の歴史などを教えなくてはと思いました。家庭訪問の時，私は，この差別がなくなる様，先生方に少しの期間でもよいから，教科書に朝鮮の歴史を折り込んで日本人の子供達に教えてほしいと，先生方に頼みました。私でさえ日本の教育を学び，今まで韓国の歴史があることさえわからなかったのですから，年若い先生方も恐らく学んではいないのではないかと思います。でも，本当にこれからを背負って立つ子供達には，

正直な歴史を教えて，偏見もなく，仲良く暮らしていけることを望んでいます。一日も早く，差別と偏見が無くなる様，私は子供を見守るオモニの会の会員として，大いに頑張っていきたいと思います」。

もう一人のオモニです。「長男を本名で通学させたこともあって，当然のように弟，妹達も本名で入学させました。学年やクラスが編成されるたびに担任教師に本名を名乗ることの意味を説明し，聞いてもらい，理解してもらうために，幾度も幾度も足を運んだものでした。父兄会に臨んだ時も大勢の父兄の前で韓国人だということを伝え，子供同志では差別意識や偏見の心は持っていないのだから，親である大人達が歪んだ眼や好奇の目で見ないよう寛大な気持をもって接してほしいと告げました。中には好意の目でうなずく者もあり，妙な顔をするのもありました。今，子供達は学校生活においても，家庭においても，自分自身がだれであるかということをしっかり自覚しながら，すくすくと育っています。テスト・ペーパーにハングルで自分の名前を書いたり，母国の自慢話を嬉しそうに友達に話したりするなどのナイーブな気持と心を，いつまでもいつまでも持ち続けてほしいと願っています。子供達が明るく，素直でいてくれるために，そのことがたとえ小さい出来事でも，私達親にとって大きな喜びなのです。前進のみを願っています」という文章であります。

こうしたオモニ達の生き方に触発されている子供達が，一体どういう人間的な発展をとげていくのだろうかということを次の文章によって紹介してみたいと思います。この子は中学三年です。「中学一年になっての第一日目，私はなんとなく不安な気持に襲われました。なぜなら他の小学校から臨中へ来た子が私の名前の読み方を知らないので，また小学校一年生の時のように，いろいろ言われるかなと思ったからです。でも，弱気になったら自分の負けなので，私は，くるなら来いという感じで席にすわっていました。すると，何人かの男の子や女の子が私の回りに集まって来て，『あなたの名前は何と読むの，中国人。』と言ってきたので，私は，『私の名前は黄美和って呼んで。純韓国人よ』と答えた時，その子供の顔が一瞬引きつったように見えた。でも私は堪えて，勇気を出し，『よろしくね』と言った。その時，私は自分の心の中で『美和，よく言ったぞ，その調子，その調子』と，何度も繰り返し，自分の心に言い聞かせました。なんとなく第一難関は突破したような感じがして，嬉しかった。でも，中には『朝鮮人』と初対面で言う人もいました。私は，初めはびくびくしていたけれども，母にいろいろ小さい時から教えられてきたので，そういうふうにばかにする子の方がかわいそうに見えてきました。でも，ただかわいそうと思っているだけでは相手も成長しないし，私も成長しないと思ったので，その子によく私はこう言いました。『なぜ，朝鮮人や韓国人と言うと，氷のような冷たい目で見たり，変なものでも見るような目でしか見ないの』と言うと，その子は，今まで以上に私をバカにするようになった。私は，自分の言ったことが間違っていたのかなと思ったので，家に帰った時に母に相談しました。すると母は，『だれだって真実は，頭から言われたら頭にくるでしょう。だから相手の気持を考えながら，いつまでも相手の下になり，やさしく接していきなさい』と母は私に言った。私はその夜，その子に悪い事をしたかなと思ったけれども，憎たらしいという気持の方が強かった。中学二年になって，もう私をバカにする子もいなくなってきた。私は，このままで日本の社会の中で潰されずに，伸び伸びと育ったのは，父と母の深い愛情と強いものがあったからだと思います。母は日本の教師にもいろいろ朝鮮や韓国のことを知ってもらいたかったので，よく学校に来て，先生と必死で話をしていました。私は，そんな母をすごく尊敬しています」。

あるオモニの場合には，信用販売会社の不条理を突きながら，あるいは自分の周囲にいる日本の中学生の間違った行動を説得して，涙を流しながら，人間が生きる事柄の意味を

日本の子供達に訴えようとしているのです。

こうゆう営みをするからといって，一挙に問題が解決されるわけではありません。そこには，厳しい現実が待っているわけです。私共の同胞は社会学で言う「周辺化」によって，社会の中心部門に参加することを拒否されて，社会の底辺を担う弱者に位置付けられています。苦悩に満ちた生を歩むことを余儀なくされている二世・三世・四世達が戦前から続く民族の苦難史に生きることに何か意味があるだろうか，こうゆう苦難を生きる意味があるだろうか，そうゆう基本的な問いかけを私共が自分自身に問いかけていかなければならないということです。

林竹二先生が湊川高校でなされた授業の中で，進化論による一つの「創世記」という比喩を話しているのがあります。彼はこう言っています。「生命というのは，水の中でしか維持できなかった。だが，水がどのようにして地上に存在するようになったか。命あるものは水の中でしか生きていけなかった。初めは，水の中に植物ができた。それから，だんだん水の中に動物が現われてきた。動物も初めは，水の中でしか生きていけなかった。ところが，水の中でしか生きていけない動物が，だんだん増えて，強い者が草の所を占領してくると，弱い者は，水際の浅い所に追いやられた。ところが，その弱い者の中から陸でも水でも生きられる両棲類が生れた。その中の弱い者は，時には水の全くなくなる所に住むほかなく，そこから陸上の動物が生れてくる。水が引いても，そういう所に生きられるような性質がだんだんできてくる。こうして，弱者の間から次の時代の花形が出現するのだ」という，弱者の間から次の世代の新しいものを，人類の社会に提示できるものを作るのだという。

咸錫憲さんの『苦難の韓国民衆史』という中で，彼は「今，我が祖国は，世界の不義の結果を背負う，世界の下水溝になっている」と言っています。梶村先生が，「これは現実の朝鮮半島の歴史認識に一致する」と述べています。大国のいろいろな滓がそこに集約されています。戦前・戦後，続いて苦難の歴史が民族に覆い被さって，しかし，この苦難の中から世界を救う新しいものが生れてくるのだと，だからこの苦難に生きる，何ら誇るに足らないような祖国の歴史の中から，私共は新しいものを創り出していくのだということです。これは，旧約聖書に出てくる「苦難の僕」の思想の表現であります。聖書の古いイスラエル民族が大国に挟まれて，どうにもならない。皆から恥しめられ，捨てられる中にあって，実は世界の人類が生きていく新しいものを提示するのだと，捨てられた石が家を支える首石になっていくのだ，親石になっていくのだと，それが差別を受け，蔑まれ，恥かしめを受けている人々，生きるのに痛みを抱えている人間こそが，実は世界の中に何か新しいものを提示する資格を備えるのだという思想であります。

もし，私共がそのような，大きな使命のために，たとえ日本の中に生きていくということが苦しみに満ちたとしても，そのことを生ききっていく中でその光栄ある使命の一端を担うことができるとするならば，なんと幸いなことではないでしょうか。

人間の天職は，パウロ・フレイレが『被抑圧者の教育学』の中で言っているが，「人間化のために生きることである。非人間化をもたらす，あらゆる不条理，抑圧や差別と闘うことが，人間化に生きることである。」という趣旨のことをいっています。何と味わい深い言葉でしょうか。そういう意味で，する側も，される側も共に手をつないで，民族差別と闘うことが，真の人間化を目指すことではないでしょうか。

第一分科会

入門・法的地位

第一分科会　発題講演

戦後法的地位の流れと実態

―― 1965年～1980年 ――

佐　藤　勝　巳
（日本朝鮮研究所事務局長）

◇在日韓国・朝鮮人の在留資格の問題点

戦後法的地位の流れということですので，まずそこから触れてみたいと思います。

在日韓国・朝鮮人の在留資格の問題から申しますと，まず1952年４月28日の講和条約が発効した日が大きな節目となります。それ以前は，戦争に敗けた45年から52年４月28日までは日本国籍を有するという扱いになっています。ところが，講和条約が発効すると同時に，あなたがたは日本国籍を離脱しましたよといって民事局長の通達で外国人にするわけです。その時，韓国籍・朝鮮籍を問わず在留資格を１２６－２６というものにしました。これは，昭和27年の法律１２６号2・6項というのが正式な法律番号です。これは，どのような在留資格かと申しますと，戦前から引き続き52年４月28日まで住んでいた人たち，それから45年９月２日から52年４月28日までに生まれた人たちを，「別に法律で定めるまで在留資格を有することなく日本に居住することを許可する，というように定めた法律」です。現在，この１２６－2・6に該当する数は１９７４年現在で，１４９,０７６名，約15万名です。ところがです，52年４月29日以後に生まれた人たちは在留資格が違います。これは出入国管理令４条１項１６－２というものです。つまり４－１－１６－２という風に呼ばれるものです。つまり親たちは在留期間がもうけられていないのですが，子にあたるこれらの人たちは，在留期間が３年です。ですから３年に１度ずつ入管に在留資格の切り換えに行かなければならないわけです。これは外国人登録証を区役所の窓口へ３年に１回ずつ切り換えに行くものと違います。つまり外登の切り換えに区役所へ，在留の切り換えに入管へと２ヶ所にその都度行かなければならないということです。

ふたつ目の節目は，1966年１月17日，これは日韓法的地位協定が発効した日です。ですから，66年１月17日までは，韓国籍の人も朝鮮籍の人も在留資格はまったく同じであったわけです。ところが，日韓法的地位協定が発効することによって，こんどは違ってきたわけです。どういうことになったかというと，さきほどの１２６－2・6とその子供の４－１－１６－２の人たちが永住を申請して日本政府から永住許可をもらっていったわけです。この申請の期間は５年間ありました。それでどのくらいの人たちが協定永住をとっているのかというと，昨年度末で約40万人です。ところがこの協定永住を申請しなかった人がいるわけです。その数が推定で約26万人ぐらいです。この26万人の中に，韓国籍で協定永住を申請しなかった人が約３万人いるはずです。ですから，約23万人ぐらいの人が朝鮮籍であると考えてもらってほぼ間違いないと思います。

ところが，協定永住の中で全部が韓国籍かというと若干ですが朝鮮籍の人がおります。協定永住というのは，別に韓国籍でなければ取得できないというふうにはなっておりませんから，持っている人がいるわけです。

こうして，協定永住を取った人と，取らなかった人とでは在留資格が大きくわかれたわけです。協定永住を取った場合と，取らなかった場合の差の問題ですが，さきほどビデオでやりました退去強制の問題があります。これが何としても一番大きく違うわけです。

協定永住を持っていない人たちは，現行の出入国管理令２４条，これは退去強制を決めた条項ですが，この適用を受けます。成人の場合は，１年以上の刑に服した人は退去強制令書を発布されます。少年の場合は３年です。ところが協定永住者の方は７年以上です。ですから法律上，１年と７年の法令違反者という差ができたわけです。

それから協定永住の場合，こういう法律に違反したら送還しますよというのが，４つしかありません。そのうちのふたつ，内乱罪だとか，外交に関する罪だとかというのは，ほとんど日本の刑法で適用されたことがないような条項ですから，協定永住が発効されてから１５年たちますが，この二つにひっかかったということはありません。三つ目は，麻薬犯です。４つ目は刑罰法令違反です。圧倒的に多いのはこの事例です。ですから協定永住者の退令条項はこの４つだけに限定されているわけです。

ところが，協定永住を持っていない人たちの場合は，退去強制条項が大変多くあるわけです。例えば，外国人登録証を持たずに交通違反を起こしたとします。あるいはその後，交通違反を何度もやって人身事故を起こして実刑が出たとします，そうすると，外登の不携帯と交通違反の両方の併合罪でもって，外録法１８条が適用されます。１８条には１日でも実刑に科せられた場合には，退去強制がされるわけです。その場合，併合罪でほとんどやられているわけです。単独でもって実刑が出たという話しは聞いたことがありませんし，外録法の違反をくり返えして実刑が出たという話しも聞いたことはありません。しかしながら，他の刑罰法令違反と併合して実刑が出るとやられるというきびしいものです。その他，密入国封助罪であるとか，売春行為をやったとか，やらせたとかといったことでひっかかっても，全部退去強制をかけられるという具合に，協定永住を持っていない場合はきびしいものがあります。

今までたったひとつしかないのですが，法務大臣が日本の国益にそぐわないということで退令を出したことが，１回あります。

このように非常にきびしい法律的な規制が科せられている人が26万人ぐらいいるということになります。

さて，今後10年間に大きな問題になるであろうと思われることは，在日韓国・朝鮮人の在留資格がほとんど法務大臣の恩恵による特別在留になってしまうということです。このことを少しくわしく説明しますと，まず協定永住を持っていない人の場合，つまり親が１２６－２･６，子供が４－１－１６－２，そして孫が４－１－１３となる系列の人たちです。ここでいう孫というのは，いま5,6百名いると考えられます。この孫の在留資格というのは，特別在留となっています。ここで問題が起きてくるというのは，４－１－１６－２（特定在留）までの人たちに一般永住という在留資格にするということを，法務省が検討中であるということです。ところが何故か孫にあたる人たちを一般永住にするという道からはずしてしまっているのです。つまり，１２６系列の親と子はなんだか知らないけれど，一般永住にして優遇しますよ，しかし，孫にあたる世代の在留資格は特在ですよ，ということです。親の一般永住という資格が継承されるということにならないわけです。

それから協定永住者の系列の問題としては，１９７１年の１月１６日までに許可を得た者を協定永住の１代としますと，71年1月17日以後に生まれた人が二代目となります。そして三代目が出現してくるのが１９９０年代になるであろうと推定されます。ところがこの三代目の在留資格が決定していないのです。なぜ決定しなかったのかということですが，韓国政府の方は日韓交渉のなかで，子々孫々まで協定永住を与えよと主張しましたが，日本政府の方は子々孫々まで協定永住を外国人として与えるなどというのは国際慣例としてもなく，日本の国益にも合致しないとややそれに近い発言をして拒否してきました。そこで，協定発効後２５年に韓国側からの要請があれば，この人たちの在留資格の問題を再協

議しましょうということになったわけです。このような経過のなかで三代目以降の在留資格が決定しなかったのですが，これは公的な文章ではありませんが，日韓交渉のなかで韓国政府が内部資料として出したものの中に次のような記述があります「子孫にも協定上の永住権を与え，優遇するのが，結局は彼らの帰化を促進することになるだろう」といっているのです。一方，日本側の法務省の代表のひとりであった池上参事官は，三代目以降の人たちの処遇をどう考えていたのかと申しますと「日本人になるか外国人としてとどまるかのいずれかに決め，その決め方を徹底することである。つまり，在日韓国人が自己のためあるいは子孫のために日本社会に定着しようとする人は，帰化することである。その反対に外国人であることを決めた者は，あたかもアメリカ人，ドイツ人が日本に在留しているのと同じような状態で，祖国に対する忠誠とその利益を第1に考え，外国人としての待遇で満足し，祖国の名誉を汚さないよう善良な生活を送り，時がくれば帰国することである」と言っております。

こうして見ますと，一見，韓国政府と日本政府との間で意見が対立して，三代目の在留資格が決定されなかったように見受けられますが，両者のなかで意見の一致をしていることは「帰化」をして行くであろうということであります。

そこで，この分科会で報告するために，正式に法務省入管局に取材を申し込み，いくつかの質問をだしました。その結果，三代目の在留資格のことよりも，さきほど言ったように１２６の親と子供を一般永住へもっていくことを集中的に検討しているようです。ですからこのままいきますと，三代目というのは韓国政府が協議を申し込まなければ，自動的に特別在留となっていくと言うことです。

そうすると，１２６系列の三代目も特在になり，協定永住の三代目も特在になるということです。最も身分が不安定なものになっていくわけです。

これでは当事者である在日韓国・朝鮮人が黙っているはずはない，ということは入管当局も承知しているはずです。それでは他に何を考えているのであろうかということです。これは，あくまでも私の推定です。たぶん特別立法による簡易帰化制度をもってくるのではないかと思います。たとえば，協定永住を持っている人が帰化申請をしたならばほとんど審査なしに帰化を許可していくという，いまの国籍法で定められている帰化手続とは異なる非常に簡単なものを特別立法化してのぞんでくる可能性は十分に考えられます。なぜなら当局側の人間が言明しているからです。池上参事官に限らず，他の現職の入管の人たちからも私は機会あるごとに聞いております。「三代も四代にもわたって外国籍を持ち続けて外国で生きるなどというケースは世界中に例がありません。しかも，三世四世五世ということになれば，本国との距離は増々ひろくなってくる。日本社会への接近度は非常にたかくなり，ほぼ重ってくる。そういう時に外国籍だけを持ち続けて生きるということにいったい当事者にとって，どれだけのメリットがあるのか。日本の国家にとってどれだけのメリットがあるのか。こういうことは考えなければなりませんね」ということを言っております。こうしたことを具体的に法律的にやるとすればそれは簡易帰化しか考えられませんですね。１２６系列者の二代目までに一般永住を与えるということが，一年後ぐらいには実施する方針を法務省当局は持っているようですし，7,8年後には三代目以降の在留資格の決定の問題と同時に，簡易帰化の特別立法みたいなものを作って在日韓国人や朝鮮人に対して，どちらを選びますかということを日本の国家はせまってくるであろうと，私は推定しております。

◇退去強制の問題点

次に退去強制の問題です。退去強制の問題というのは，おおざっぱにいってふたつあります。ひとつは不法入国者の退令問題でありもうひとつは刑罰法令違反者の退令問題であります。もちろん細くいえばいろいろですが，

たとえば在留期間が切れてしまったのに更新をしないで，日本におって退去強制になるとか，あるいは韓国から留学生として入ってきたけれども，日本で勉強しながら日本人に朝鮮語を有料で教えたために資格外活動だということで退去強制になったとか，いろいろありますが，おおざっぱな分け方をすれば，先ほどいった二つの形があると考えてもらっていいと思います。

あとの特在の問題とも関連してくることですが，さきほどのビデオでは密入国者が３０万人とでていましたが，あれはすこしオーバーだと思います。牧師さんは１０万という数を言っていましたし，ＮＨＫのナレーションでは３万～５万と言っていました。もう少し正確な数をいいますと，法務省がこれだけは間違いなくいるであろうと推定しているのが４万９千名のはずです。これはどういうふうにしてはじき出したかというと，いわゆる密入国者をつかまえた時に，どこに，いつ，どんな船で上陸したかという調書を全部取るわけです。そうしますと，この船で入ってきたのはまだ５人が日本に残っているな，あるいはこの船で来たのは３人残っているな，とはじき出したのが４万９千人という数です。もちろん亡くなった人もいるでしょうし，逆に密出国して帰った人もいるでしょうが，つかんでいない数もかなりあるということですから，この数を下まわることはないわけです。国会の法務委員会での答弁では，入管局長が５万とも１０万ともいわれますというようなことを言っております。ですから，５万から１０万位の間だと考えてよいのではないでしょうか。これは誰も分からない数字です。

この退去強制の問題での裁判闘争というのは大変多くありましたけれども，勝ったケースはひとつだけだそうです。実質的には国と闘って全敗しているといえます。密入国者の退令問題というのは，したがって非常に厳しいと言えます。

在日韓国・朝鮮人にとって直接に関連がある退令問題というのは，次にお話しする刑罰法令違反者の問題であります。現在，７年以上の刑で「服役」している在日韓国・朝鮮人は６０名います。そのうち刑が終った協定永住者は，１０数名おりますが全部大村収容所に収容され，韓国に送還された者も数名おり，特在が出た者も数名おります。残りは大村に収容されたままと，仮放免になった者とに分かれます。最近の傾向としては，１２６系列及び協定永住者が刑を終えた後，大村に二年ぐらい収容し，韓国側が受け取りを拒否し続けた場合，いったん仮放免し，一定期間をおいて再収容するというようなケースが見られるようになってきました。７年以上の刑事罰者が６０名以上という数字からして，このようなケースが今後ふえてくるのではないかと推定されます。協定発効１０数年で新しい問題が発生したということです。他方，韓国側も従来と違って，大村に収容されている在日韓国人に対して，韓国に帰るよう説得しているともいわれますし，１２６系列者でも協定永住者でも韓国へ帰ることを希望する人間の受け取り拒否はしないようであります。

先ほどのビデオの中で，大村収容所に乗船名簿というのが張り出されて，皆ながみている場面がありましたね。実は張り出される前に法務省入管局が東京の韓国大使館の領事部に対して，次の送還船にはこの人とこの人を強制送還しますという名簿を出します。そして韓国側の方で，この人は受け取ることができないといって拒否するケースがあります。つまり，人道上，日本においてほしいと，韓国側としては受け取れないといって拒否するわけです。したがって，法務省と韓国領事部との間で意見の一致を見たものが大村収容所に張り出されるわけです。

法務省は，最近強制送還に関しては，数年前にくらべ非常に強行な姿勢になってきています。その理由は，どうも日本側に基本的な問題があるというようには見えない。むしろ韓国側の変化と見ていいようです。と申しますのは，法的地位協定の中で強制送還は受け取ると書いてあるわけです。しかし，受け取るにあたっては人道的な配慮はするという記述がありまして，どちらにアクセントをおく

かによって変ってくるわけです。韓国側の方は，刑罰法令違反者というのは日本社会の在日韓国人への政策が問題で発生したものだとし，それを何故，我国が受け取る必要があるのか，だいいち，刑を務めて償いもやっているのにというのがだいたいな基本姿勢であったわけです。ところが，世代交替といいますか，若い外交官たちにとって変わってきているなかで，いつまでも「36年」をいっているのはおかしい，といった感覚が韓国側の若手外交官のなかに見られるようになったのです。日本側はそういうことをいち早く察知しまして，対応しているようです。たとえばこういうようにです。「佐藤さんね，成田空港に日本人が外国から退去強制で送られてくる。成田におりてはじめてフランスから送られてきたとか，アメリカから送られてきたとかが分るというのです。フランスは退去強制で日本人を送り出す時に，事前に，たとえば佐藤勝巳がフランスの国益に反したから強制送還をいたします，日本政府は受け取りますかなどと言ってくる国がどこにありますか」というわけです。つまり，事前に受け取るか受け取らないかなどということを国際的に議論しているところなどはどこにもないのだ，というようなことを韓国側にバンバンといっているわけです。ですから，わわわわの名簿通り受け取れ，という主張を強くしているわけです。ですから，７人ぐらい協定永住者が受け取られています。１２６の人も，これは私の推定ですが，多分同数位受け取られていると思います。こうした変化は，一昨年ぐらいからのようです。そして，日本政府は今この機会にどんどん協定永住者の７年以上の刑罰法令違反者を引き渡してしまえ，あわよくば，事前に名簿を交換して協議すること自体をなくしてしまいたいとまで考えているようです。

◇特在の許可基準について

特在許可の基準については，結論としてよくわからないということにつきます。よくわからないということにつきるのですが，これはそのうちに発表した方がいいだろうと思っていますので紹介したいと思います。

今年の２月２２日，東京地裁民事第１部の２号法廷で，藤岡前入管局参事官が証言したものですが，特在の許可基準についてはじめて法務当局が言及したものです。

まず藤岡参事官はこう証言しております。「令２４条の退去強制令に該当すれば退去させるのが原則である。特在をだすのは例外である。しかし，運用の結果は，この原則と例外が逆で特在を与えるほうが多い。特在の許可の基準について定形化したものはない。書いたものもない」ということです。それでは何によって特在を認めているかというと，前例によって認めているということです。ポイントだけを申しますと，協定永住でない人たちは，１年以上の刑に服した場合退去強制をかけられるわけですが，実際には３年から４年の懲役ならば特在を出しているということです。こうした方針は，１９７２年頃からとっているということです。それから協定永住者で退去強制令書を発布された１０数人のうち，５人前後に特在が出されているということです。

特在を出す基準みたいなものとしては，年令による有利，不利はないが経歴は関係がある，つまり正業につき社会人としてきちんと生活してきたか否か，これが許可するときのポイントのひとつであるといっています。それから，自活力の問題です。出所のあかつきには，生活ができるか否かの見込みといったこともポイントになっているそうです。

それから，特に不法入国者の場合ですが，特在のでる条件として誰と結婚しているのかということが大きなポイントになっています。結婚相手が日本人の場合，特在が出やすい。次には協定永住を持っている人。そして126－２－６，４－１６－２という順で特在が出やすい。それに，地域社会の人たちに信用があるかないかということもポイントです。その他，健康であるとかないとか，いろんなことを考え合わせているようです。

特在を出す場合，法務大臣が出すことになっているのですが，実は表面上はまったくわ

からない，法的根拠もまったくない，法務省入管局内に裁決諮問委員会というものがあります。構成メンバーは，局長が議長で，審判課長，審査課長，そして審議官，参事官でできているようです。この委員会が特在を出す出さないの判断をしているようです。この委員会での判定が法務大臣のところまであがって行き決裁が出されるということです。否決されたケースはないというふうに言われております。この委員会は証言によりますと，月に２～３回開かれているようです。そして１回の処理件数が３０件から４０件，年間800から1000件を処理しているということですから，ものすごい件数ですね。

こうした手続きのなかで特在が出るか否かが決定されるわけですから，よく金で特在が買えるという話しがありますが，これはあるいは買えるのか私も断言できませんが，非常に要注意です。特在ひとつ三千万とかという話しも聞きますが，入管の人間が買収できるというのは非常に無理な話しで，課長の９０％は検察官です。これは私の推測ですが，まれには政治家が動いて何とかなるというようなこともあるようですが，金で特在が買えるというようには考えない方がよい。

特在を出すもうひとつの基準みたいなものですが，１９６５年前に入った人たちにはだいたい出しているようです。ただし，そこは誤解されるとこまるのですが，夫婦が両方とも密入国者である場合は，そのかぎりにあらずです。仮放免中に逃亡したという人も絶体にだめです。意地でも帰すようです。それから，裁判をやり最高裁までいって敗けたケース，これは法務省側としては帰します。なぜかというと，司法の方が送り返えせといっているのに行政である私たちがそれに服しないなどということは法治国家においては断じてできないからだ，ということです。ですから１９６５年前というのも，一応のめどにはなっておりますけれども，絶対的なものではありません。

それから刑罰法令違反者の場合には，罪状によって特在を出すか出さないかが問題にされます。服役中の態度もやはり問題になるようです。刑期満了で出てくる人は有利ではない。やはり早く出て来た人の場合有利です。

以上のようなことですから，私たち外部の人間が特在の基準は一体なんなのかということは，ほとんどわからない，というのがだいたいの結論になるかと思います。

第一分科会事例紹介

朴元根氏の退去強制事件

朴元根さんの在留
資格をかちとる会

1. 朴さんの生いたち

高槻市成合北野町に住む朴元根さん（４０才）は，韓国の慶尚南道で出生し，２才の時に母親の手に引かれて，日本に渡ってきました。父親の朴小述（パク・ソスル）さんは，それ以前に，日本に強制連行されていたのです。日本の敗戦後は，京都で暮していたのですが，父親が借金の保障人になったばかりに家までもとり上げられてしまいました。しかたなく当時，日本陸軍の軍事秘密工場の飯場跡として残っていた"成合"（ナリアイ）に引っ越してきたのです。それは，朴さんが小学校三年生の時でした。

成合に来てからの生活は，決して裕福とは言えず，一家八人，その日暮しの生活でした。とにかく食べられる野草は何でも食べたと朴さん自身が手紙の中で語っています。この時朴さんは，中学生ながらアルバイトで生計を支え，卒業後も，成合のすぐ上にあった砕石場で，発破かけという非常に危険な仕事について，家族を守ってきました。

ところが，２０才をすぎた頃に家を飛び出して，転々としているうちに，今回の事件を起してしまうのです。

2. 朴さんの事件と退去強制令書発布

１９６６年（当時２６才）１２月に，行きつけの大阪南区のスタンド・バーで，三万円余りを盗み，その時，店の人に一週間のケガをさせてしまった（強盗）。その後，逃げて，伊丹市に落ちつくのだが，ここで第二の事件を引き起す。飲食中に同僚からイヤミを言われ，ケンカになったが，その場はおさまった。しかし，運悪く，しばらくしてから，また出会ってしまい，ケンカとなって相手三人のうち二人を刺してしまった（殺人未遂）。この件で逮捕され，大阪南の事件も調べられて，併合審理で１９６８年６月に，地裁で懲役８年が確定した。

3. 警察調書と裁判

大阪南区の事件（強盗罪）では，担当刑事のずさんな調書に，検察官すら激怒し，調書の書き直しを命じている（朴さんの手紙より）。さらに裁判では，被害者に慰謝料こそ払えていないが，すでに和解しており，被害者の二人も裁判で「自分達も悪かった。寛大にお願いします」と嘆願しているにもかかわらず，「懲役八年」という，不当に重い刑を科している。普通なら控訴するのだが，朴さんはあきらめて，服役した。

4. 退去強制令書発布とその後

１９７５年１０月に仮出所することになったが，収容中無事故で生活しているのに，あまりにも少ない仮出所である。ところが，ここで待ちうけていたのが，入管特別法であり，協定永住権を取得している朴さんは，これによって，退去強制令書が発布され，同時に大阪入管事務所から大村収容所へ送られてしまった。

その後，家族の者は半ば，あきらめていたけれども，二年後の１９７７年に仮放免された。この間ほとんど動きもなく，一度，弟の元吉（ウォンギル）氏が，地域の署名を集めたきりであった。仮放免の理由は「家事整理のため」ということらしいが，身元を引き受けた妹さんも，朴さん自身も，そんなことは知らないし，聞いていないと言っている。

仮放免されてから，再収容される１９７９年１２月までの二年間は，金龍順（キム・リョンスン）さんと結婚し，奥さんの子供三人と，幸せな生活を送っていた。にもかかわらず，昨年の１２月７日に再収容して，今日に至っている。

5. かちとる会の動き

はじめは，地域や地域の小・中学校の署名等で請願活動をしていたが，いっこうに好転しないので，７月頃から，問題をオープンにして，強力な署名活動に入った。８月１４日には本省交渉を行い，請願したが奏功しなかった。

しかし，この１１月中旬にも，再度の本省交渉を計画しており，これでもダメな場合は新たな方針を検討をしなければならないと思う。

6. 朴さんと家族の現状

「かちとる会」からの手紙や，支援してくれる人達の励ましによって，なんとか，精神的にもっているようだが，実態は私達が想像するよりも，つらい苦しい精神の葛藤をしていることだろう。以前送られてきた手紙には，スイミン薬の投薬を受けない限り，眠れない日が続くといっていた。家族の者も，特に奥さんは，本当に身も心も疲れ切った表情で，「毎日がつらい」と泣きながら言われる日が多くなってきた。

第一分科会事例紹介

文さん一家「退去強制令」事件報告ノート

文さん一家に「特別在留許可」を求める会

1. 経　過

①宋栄子（ソン・ヨンチャ）さんが1960

年12月退去強制手続きを受け，自費出国（24才）。１９５９年１月「密」入国が発覚，生野警察で取調べ，１２月，入管令，外国人登録法違反で罰金刑（六千円）。

②１９６０年２月誕生の長女・文京子（ムン・キョンヂャ）さんが就学年令に近づくも「特在資格」「外登証」がないため，1964年に文性河（ムン・ソンハ）さん自首，（1956年「密」入国）１９６５年１月に外登法違反で懲役６ヶ月，執行猶予２年の刑。

③宋栄子さんも一緒に自首，１９６１年２月の「密」入国の件で１９６５年１月，懲役４ヶ月，執行猶予２年の刑。

④１９６５年１０月，退去強制手続きを受け，文性河さん（３３才），宋栄子さん（29才），文京子さん（５才），文聖元（ムン・ソンウォン，長男，１９６１年８月生まれ，4才）さん，文良子（ムン・ヤンジャ，1963年４月生まれ，２才）さん，自費出国。

⑤1974年2月，「密」入国が発覚（従業員の「密」入国発覚に伴ない）。収容されるが２週間後に仮放免される。その後「特在」嘆願書を提出するも１２月却下される。

⑥１２月，法務大臣の裁決に基き１９７５年２月，「退去強制令書」発布される。５月，文性河さんが再度「収容」されるが，自費出国の誓約書提出で「仮放免」を受ける。

⑦１９７５年，大阪地裁へ「退去強制令書発布処分無効確認等」を提訴。

⑧１９７６年５月，文性河さん，大村収容所に「収容」される。

⑨１９７８年６月「仮放免」受ける（以後，１９８０年７月１６日迄１カ月毎の「仮放免の更新」）。

⑩１９７９年１１月，一審大阪地裁敗訴。

⑪１９８０年６月，二審大阪高裁敗訴。

⑫７月１６日，仮放免が１カ月から１週間に短縮。

⑬７月１８日，韓国大使館より面接。その後，引取り表明。

2. 裁判の有効性

①弁護士の弁護の仕方

〔裁決〕法的"瑕疵"

イ　裁量権の濫用。

ロ　平等原則違反……特在を与えろ（％・確率から）

ハ　子ども達に手続き上無効事由がある＝未成年・韓国民法。

〔大阪入管退去強制令〕

イ　適法的な告知（特在嘆願却下の）がなかった。

ロ　訴提起の期間は満了していない。

ハ　今迄出張してきた事は裁決の取消原因に該当する。

②検事の主張

イ　裁決は在留特別許可を与えるかとは別個のもの。

ロ　与えるかどうかは自由裁量に属し，国際情勢，外交政策等を総合的に考慮の上の恩恵的措置であり，日本国との関係，「密」入国の回数，前科など考えたら，許可を与えなかった事は当然だ。裁量について固定的な基準はない。

ハ　裁決取り消を求める訴えは，出訴期間を過ぎているから却下するし，過ぎていないとしても何ら瑕疵はない。

③裁判所の判断

イ　文性河は「密」入国するまで，日本とは無関係のもの。

ロ　１９７５年２月，５月の二回にわたって家族全部が自費出国する旨の誓約書を出しながらも実行していない。

ハ　宋栄子は日本国で生まれたとはいえ，韓国で成人したものであり，「密」入国する迄日本とは無関係のものであった。

ニ　自費出国を二度しながら，「密」入国している。

ホ　文性河，宋栄子，文京子，文聖元，文良子は韓国語と日本語を理解できる。

まとめていえば，入国管理の秩序を全く無視したもので看過できない。文性河は手に技術があり，子どもらは未成年の韓国人である故韓国で教育を受けるのが好ましい。不動産・預金がある故，処分すれば帰国後の生活はＯＫ。（本件裁決当時４才以下の下の三人を除

いて）いづれも韓国語を理解できる。在留を認められなければ，日本での生活基盤は失うが，もともと不法な「密」入国と在留の上に築かれた既成事実だけなのだから保護できない。

第一分科会質疑応答

（質問）

退去強制された場合，本国ではどのような扱いをされるのか。

（答）　横尾

大村から集団送還で送られますと，まず韓国の収容所で取り調べを受けます。

密入国に関しては，日本に密入国をして，その期間の短い人は1週間ぐらいの簡単な取り調べで済み，形についても，ほとんど執行猶予が付くそうです。また親戚等も韓国に住んでおり，生活の基盤もあるそうです。

長期間の密入国をしていた人に対しては，かなり長い取調べがあり，特に問題になるのは，日本に密入国してどのような所と接触があったのか，学校はどのような学校を出たのかを調べられて，特に総連系の民族学校に通っていたのではないか，あるいはその機関に関係していたのではないかという疑いを持たれるようです。それが解明されるまで，幾度も厳しい取り調べが行なわれるということです。また収容所から出されても，なかなか国民登録がもらえず，それはスパイの疑いがはれていないということらしいのです。

韓国の場合，国民登録がないと日常生活が非常に困難で，だから生活が苦しく，同じ人が何度も密入国をしてくることがあるらしいです。

（質問）

最近，韓国政府は退去強制を受け入れるようになった理由と，また以前はなぜ受け入れなかったのか。

（答）　佐藤

一つのポイントは申京煥裁判。韓国側は，協定永住を持っている人間が裁判をしており，その判決が出るまでは受け取ることはできないと言っていた期間がありました。しかし，裁判を途中で取り下げて特在をもらったわけです。伝わるところによると，韓国側は，裁判を最後まで続けてほしかったようです。

基本的には，刑罰法令違反とかは日本社会及び政府の責任の問題であって，それを単に韓国側に引き取れと言うのは承服しがたいという主張があったわけです。

しかし，解放されて36年もたっているのに，植民地支配36年などと言っているのは独立国家として妙な話しであり，対等な国際関係に近づくのが独立国家の面子ではないかと考える若い世代の外交官が増えているらしいです。このことだけで説明がつくのかわかりませんが，何か政治的なものがあるのかどうか，検討していきたいと思います。

（質問）

民族団体がこの法的地位にどのような動きをしているか。

（答）　佐藤

民団に関しては，私の知る限り何もしていません。

総連に関しては，126の人とその子供の在留資格を一般永住にすることに賛成だそうです。しかし，具体的に将来どうするのかということについては，総連の公けにした見解を知ることはできませんし，どうも内部で検討しているとは思いません。



第二分科会

国際人権規約と行政闘争

第二分科会発題講演

国際人権規約とその客観情勢

金　東勲（キム・ドンフン）
（大阪経済大学教授）



「国際人権規約と行政闘争」という分科会なので，私は『国際人権規約とその客観情勢』というものを話したいと思います。

人権規約は，批准されるというよりはむしろ，いろいろな社会運動体の力によって，批准させられた，あるいは批准させたと言った方が正しいと思います。というのは，政府に人権規約というものを批准させて，日本の法律としてこれが効力を発生し，すでに一年以上が過ぎました。それ以後では何が変ったのか，あるいは何が変らなかったのか，それからまた運動体の皆さんも，人権規約とは一体，運動とどういう関わりがあるのかという，どういう意味を持つのかという疑問を持っている方が多いと思います。何故人権規約なのか，その意義・考察が一体どけだけあるのかということ，そういった人権規約を取り巻く情勢とか，将来この規約を運動体が活用するには，どうすべきかという運動論の立場からもその辺をふれてみたいと思います。

◇国際人権規約と内外人平等の原則

①国際人権規約と内外人平等の原則

個人の権利を国際社会が保障する場合，人権規約といった文書条約ができるまでには，個々の国家が，国内憲法あるいは国内法によってその個人の権利を保障するというのが建前なのです。そういうことから，憲法の条文の中の国民の権利とかの問題についても，「何人も」と使っている場合には外国人も含み，国民と使っている場合は内国人のみとする分け方をしています。今日の憲法体制の中で，原則的には内国人だけで，例外的に外国人にも認めるということで，特に社会権につきましては，本来本国で面倒をみるべき問題であり，日本でみるべき問題ではないというのが日本の憲法学者，公法学者の支配的な考え方だったわけです。

しかし，人権規約が批准されてからは，学者達の動きにも変化が少しずつありました。１０月に名古屋大学におきまして，日本公法学会がありました。"公法と国際社会"というテーマで外国人についての問題とか人権規約について話し合われたわけですが，やはり人権規約による人権問題の国際化のことを否応なしに憲法学者達が認めており，特に従来国民の権利を原則とし，外国人の権利を例外として認めてきた人達も，規約が批准された以上，従来の意味では通用しないと考える訳です。

人権規約というものは，国籍で区切るのではなく，全ての人間の権利を保障しようというのが目的であります。国民だけの権利ならば何も国際社会があえて介入する必要はないわけです。こういった全ての人の権利，従ってここでは内外人平等という言葉を使っていますが，人間平等に包含される内外人平等の

原則であり，従って人権規約は，人間の権利が原則であり，国民の権利をむしろ例外的に認める規約であります。

②韓日法的地位協定と国際人権規約

韓日法的地位協定の場合，三つの柱があります。永住権・社会保障・教育の三本柱です。永住権というのは，言葉の上では永住する権利と理解されるわけですが，一人一人の生活が保障されているかというとそうではない。社会保障にしても，その他の権利にしても，内実というものがなく，形だけの権利でしかなく，日本には２００項目にのぼる社会保障の中で，在日韓国・朝鮮人が得られるのは生活保護と健康保険だけで，その他は得られないわけです。そういった貧弱な内容というのは，その当時の韓国政府にも問題があったと思います。韓日協定の前文におきまして，日本で安定した生活を送ることが韓日間の友好のために役だつと，綺麗ごとを並べていますが，内容においては全く違うものであります。それから，教育の問題についても本人が希望すれば，公立学校への就学は認められますが，民族教育につきましては一言も触れていません。従って韓日協定が持っている意味は何なのかということを今さらながら考えるわけです。歴史的経緯・いきさつ・居住状況から内国人待遇を認めさせなければならないし，また当然要求すべきことであったわけですが，そこでできなかったのは，やはり協定以外の基本条約とか，その他の経済的要求によってこういう状態がつくられたのだと思います。その当時，韓国が目指したものは在日韓国人の問題ではなく，経済的援助をどう受けるかということであったと思います。また在日韓国人自身，日本政府及び韓国政府へ対する要求が不充分であったし，また運動が不充分であったということも反省しなければならないことだと思います。人権規約は，韓日法的地位協定を超えるものであり，規約で保障されている権利はその外国人に保障しなければならないということです。

③いわゆる「相互主義」と国際人権規約

従来，外国人の権利を保障する場合，条約を結ぶ場合といわゆる相互主義というのがあります。この相互主義というのは，国力とか保障能力が同じ位の場合はある程度意義があります。しかし，国家間の力関係に格差がありますと，権利内容に差が生じて，よって差別が生まれ平等は欠如します。大国によって押し付けられた原則であり，国家間の平等を規定するような公平をきす原則ではありません。従来，相互主義は非常に幅をきかせていました。国民年金の問題についても，厚生省は相互主義を持ち出してきました。韓国にいる日本人と在日韓国人とでは数の上でも違いがありますが，歴史的にも居住するに至った状況も全て違うわけです。それなのに，それらを全て無視して，韓国が認めれば日本も認めるという相互主義を持ち出すということは，初めから認めないということと同じです。韓国の場合，経済的にもまだ余裕はなく，日本にある国民年金のような制度はまだありません。ですから，相互主義は，あるいは条約主義というものは，国家間の力関係によって異なるわけです。従って，規約はいわゆる「相互主義」を超えるものであると言ってもよいのです。

◇国際人権規約と外国人の社会権の問題

①労働の権利，職業選択の自由と就職差別

職業選択の自由の問題は，A規約６条の権利なのですけれども，一番の問題は公務員の国籍条項の問題だろうと思います。公務員法には外国人を排除する国籍条項はなく，募集要項の中に国籍条項がみられます。公務員というのは通常，政府権力とのかかわりがあり，いわゆる公権力の行使にあたるというのが通常考えられる訳ですが，あるいはまた，国家意志を決定するとか具体的政策とか法律を決定する訳ですが，国家意志の形成にたずさわる職責であり，外国人はだめなのだということが人事院の見解として出されています。問題なのは，人権を侵害する根拠が法律ではなく，一行政当局の見解が根拠となっているということであり，特に法治主義の日本では，人権を制限するというものは，法律に基づい

てなされなくてはならないと思います。それと，非常にあいまいな，一般的な「国家意志の形成」とか「公権力の行使」とかいう表現を使っていますが，具体的に何が公権力の行使で，何が国家意志を形成するにあたる職種なのか具体的に説明せず，また整理することなく，一般的に外国人を排除してきている。むしろ，一般的には認め，本当に排除すべき理由があるときのみ，例外的に外国人の権利を制限すべきであり，全く逆である。

この問題について，国会での上田議員の質問に対して，当時の大平首相は，それぞれの自治体が具体的に検討し，自由に判断すべき問題であるという様に，自治体の方に責任を回避しています。また，自治体の方は逆に，政府と相談して判断すべきものであるというように逃げており，責任のなすり合いをしています。従って，この問題はむしろ，運動体の方が具体的に，しかも理論的につめて，それから自治体との交渉にあたっていかなければならないと思います。

行政学者達の考え方では，権力行使をしているのは，政府閣僚・裁判官・警察官・自衛官，その辺だろうというのが大方の見方です。従って，他の一般職員，技術労働者，教育公務員等は，はたして公権力の行使にあたるのかということを考えてみる必要があると思います。

規約と一般企業との関連を言えば，規約は政府に向けられた文書であり，私人による差別に対して関与はしませんが，差別がはっきりしているのに政府が行政的に放置しておいた場合，規約に抵触するが，直接的に民間企業の問題に触れていません。その為に我々は，人種差別撤廃条約の批准を政府に対して求めている訳ですが，この条約は，私人による差別は禁止している。そういう意味では，民間企業とか公社とかの潜在的差別をいかに浮き彫りにして，表にたたせて，解決していくかが問題となる訳です。

②社会保障に対する権利と国民年金

国民年金問題は今日様々な動きがあり，これ以外の社会保障問題，たとえば，児童手当問題は自治体によって支給している所としていない所とがあります。全国一律的に支給されるには，中央レベルでの闘争と解決がされないとむずかしいと思います。しかし，時間はかかりますが，解決されると思います。

それから年金の問題は，難民問題との関連もありますが，外務省は早くから適用しなければならないと言っていました。ただ，すぐ適用するといろいろ問題があって，社会権規約２条１項の漸進的適用が許されるのではないかといっています。つまり，予算化の問題とか体制，その他の問題を解決する時間は，合理的なものとして認められるべきものであるのではないかということです。しかし，厚生省は，難民条約を受け入れると，日本にやってくる難民に対して社会保障の義務が生じ，そうすると日本で何十年と住んで，税金まで払ってきた人達に対しては社会保障を否定して，難民に対しては社会保障をするということは矛盾するというわけです。それ位いの良識は，日本政府にあるとみえて，それなりに悩んで，きのうの新聞などをみると，支給せざるをえないというのが厚生省の考え方になってきました。特に，厚生省の考え・態度が変った理由は，規約が批准される時，先頭を立ってやったのが今の厚生大臣・園田氏で，彼が外務大臣の時に署名し，批准されたのです。それが幸いして，難民条約・国民年金問題も解決されるだろうと思っています。ただ，具体的適用において，いろいろ問題があります。過去，何十年間否定されてきた問題をどう救済するのかではなく，新しく出発するのか，また適用の範囲を永住権，その他それに類する人達だけ認めるという差別的適用の内容になるのか，こういうこと全てが問題となります。

従来，国民年金を含めた社会保障の否定されていた問題には触れていませんでしたが，たとえ人権規約がなくても，本来は認めるべきものであったと考えます。日本定住の原因は日本自らが作ったということであり，しかも，社会保障を一番必要としている６０才以上の一世は，戦前は日本帝国の皇民として，

監視されて強制労働を課せられた人が多いのです。戦後においては，しんの住民として労働し，税金を納め，年をとって働けなくなったのです。そういった人達に対して，社会保障をすることはむしろ日本にとって義務であります。道徳的に言っても，あたりまえのことだと思います。法的には税金を納めているという不公平納税義務ではないのかという質問に対し，大平さんは否定していましたが，還元の面において，日本人には年金等いろいろ還元されているが，在日韓国・朝鮮人の場合，還元されないので不公平である。還元されないならば，始めから還元されない分だけ税金を安くするという考えも出てくるのではないかと思います。

③教育・文化に対する権利と民族教育

民族教育の問題は，権利闘争や差別撤廃闘争によって従来の差別が撤廃されてしまうと，在日韓国・朝鮮人は同化の方向へ追いやられるのではないかと心配する方が多いのですが，そのことは，確かに理解できるのです。というのは，歴史的にみても，民族意識とか民族主義というのは，常に民族を否定する力がある為に民族意識や民族主義を持って抵抗しようとする抵抗概念であると考えられます。その意味で，差別がなくなると民族意識が薄くなり，同化してしまうのではないかという心配が生じるわけです。しかし，従来のそういった同化現象をみてわかりますように，日本に帰化する人達が自由な意志で，しかも自己の１つの目的の為に帰化するのではなく，現存するあらゆる差別から逃れる為の手段として，またそういった幻想を持って帰化する。日本の政策は，差別をするということで帰化の方向へおしやる。また，犯罪を犯した者は追放するといった同化と追放が，日本の一貫した政策であります。同化というものが差別によっておいやられるということを考える時に，むしろ差別をもって同化をくい止めるという効果も考えられます。ただ，権利を獲得した後における諸々の問題というものは，民族教育の問題にかかってくるだろうと思います。その方法としてはいろいろありますが，８０％近い在日同胞の子弟が日本の学校に通っています。この現実を踏まえたうえで，まず解決しなくてはならないことは，民族教師の採用を制度的なものにしてもらうということであります。今，大阪あたりでは，一応制度として，課外授業の民族教育を行っている所がありますが，そういうことではなくて，正規の授業として民族教育を行なえるような制度保障が必要と思われます。

それから従来の民族教育・総連や民団の教育というものを，我々自身の反省を含めて，日本で生きていけるような教育というものを行なっていかなければ，子弟が集まってこないという現実があります。民族教育をしながら，日本の他の学校と対抗できるような教育の内容も含めて民族学校を設置し，それを発展させていくという問題，また政府に対しては他の私立学校とまったく同じ様に財政的にも，その他諸々の面においても，いろいろ交渉して行きたいと思うのですけれども，たとえば学校教育法第１条で規定するところの正規の学校として認可させるとか。

人権規約との関連について言いますと，Ａ規約１３条の１項におきまして，教育の目的とか教育の基本原則について触れています。その中で，「教育とは，国民の間，人種あるいは種族間に理解と寛容と友効を促進するということを目的としなければならない」というのがあります。ですから民族教育を否定するということは，こういった精神にも反するわけです。それからその４項に，個人及び団体による教育機関の設置の自由を認めなければならないというのがあります。つまり，在日韓国・朝鮮人の自らの力によって教育を行なおうとする教育機関に対して，日本政府は認可を遅らせるだとか，各種学校としてしか認めないとかという妨害を行ってはならず，１３条は，むしろ積極的に認めなければならないと考えています。それからもう一つ，民族教育というものは，人民の自決権の領域であると考えます。ある民族が伝統的に発達させた言葉とか歴史を教えるということは，自決権に基づいているのだと，Ａ・Ｂ規約両方

とも第１条に規定しています。それともう一つは，Ｂ規約２７条の保障している少数者の権利から類推解釈して，当然外国人にも処しなければならないと思う。この２７条では，特に多数者と異なる言語を用いる人達に対して，その言葉で教育し，その言葉を使用する権利を認めなければならないという規定をしているわけですから。

いずれにしても，規約を離れても民族教育は，法的あるいは制度的に保障しなければならないと考えます。ですから，今後民族教育の問題をむしろ我々自身がどうするかということを考えて，具体的に日本政府に望むことは望み，我々自身がやることはやるという風にしなければ解決しないだろうと思います。

◇国際人権規約と外国人の居住権

①国家の追放権と外国人の人権

追放権という言葉を使っていますが，つまり，国内にいる外国人が国益あるいは公益に反するような行為を行なった時には，好ましくない外国人として国外に追放する権利があり，いわゆる退去強制のことです。一般的には認められていることも確かなのですが，追放とか退去強制とかいう意味は，外国人が自らの意志によって，自らの目的を達成するために一時的に在留する場合，そしてその在留途中で犯罪を犯したために本国に帰されるという制度であり，在日韓国・朝鮮人の場合，殆どが一時的在留ではなく，生活の基盤が日本にあり，本来の退去強制の持っている意味とは違っています。ですから，機械的に在日韓国・朝鮮人に退去強制を適用すると様々な問題が出てきます。特に，家庭崩壊を生むからです。日本政府も一応言葉の上では，家庭構成とかを考慮して適用するとは言っていますが，最終的に判断するのは法務大臣の裁量権になりますから，諸条件によって変化します。これを法的に保障させるためには，法律改正等を含めて，求めていかなければならないだろうと思います。

②再入国許可制度と外国人の出国自由

出国の自由は日本においても保障されているのだということが，人権委員会に提出された日本のナショナル・レポートにも書かれているわけですが，実際は再入国制度によって出国できないのです。日本の制度では，出国するのでしたらいくらでもできるのですが，在日韓国・朝鮮人の場合，家族も職場も日本にあるわけですが，再び入国できるという保障がなければ出国できないわけです。従って再入国という許可をもらわなければいけないということになります。これは，特に朝鮮籍の人の場合は旅券がなく，出国・入国が難しいのです。また永住権を持っている人でも再入国の期限は１年しかなく，そうすると留学等で継続して２年以上いなければならない場合とか，あるいは事故とか病気とかによって，自らの意志に反して一年以内に帰ってこれない場合，永住権とか日本在留権はなくなってしまうわけです。そうなってから入国する場合，ビザをとって入国し，せいぜい特在にしかならないのです。ですから，再入国許可制度を出先機関の大使館・領事館等でできるようすること，これは充分できることです。

③外国人登録法の運用

指紋の問題とか常時携帯義務だとかは，法律を改正しなければどうにもなりません。指紋のことも本当に必要なことなのか，またその合理的理由があるのかどうかということを，やはりこちら側も検討して，政府に撤廃を要求していかなくてはなりません。常時携帯のことも，まだ警察力が不備だったり，あるいは不法入国ということが多かった時代には，確かに必要であったと思います。ところが，今日のように，日本は世界で第一の警察能力を持ち，またこれほど通信網が発達しますと，不法入国者であるかどうかということを確かめることは，電話一本で可能である。従って常時携帯を義務付ける理由・必要性はない。したがって合理性，必要性の問題から法改正まで持っていくようにしなければならない。

◇国際人権規約の社会的効果

①自治体その他の行政当局の意識改善

人権規約はいろいろな弱点を持っています

が，特にA規約は，漸進的とかプログラム的性質を持っていて，規約であるということから，政府はこれを最大限に利用して，実施を遅らせようとしているのは事実な訳です。しかし，いくつかの自治体の姿勢は変わりつつあります。もちろん運動体の継続的な告発要求によって，変わっていったのだと理解できます。役所とか官僚とかいうものは，何か形式的な口実とか根拠とかがどうしても必要であり，いくら要求しても，自らの政策や解答を合法化される，あるいは合理化させるような何かがないと絶対に動きません。そういう意味で規約というものが，彼らの個人の要求に応じる一つの根拠として対応するだろうと思います。

大阪では，いろいろな自治体が規約に関する研修会もやっていますし（職員自身が），高槻では，朴秋子さんの問題で法務局が人権違反であるという判断を出しましたが，法務局も我々の問題を真剣に考えてはいないわけではないのです。今年の８月に，法務局に人権規約の話をしてまいりまして，人権擁護委員の中にも，積極的に在日韓国・朝鮮人の問題をやらなければならないという人がいます。

また学者の意見を変えていく必要があります。特に憲法学者の意見を変えていく必要があります。憲法学者というものは，憲法の中の人権規定を解釈する場合，国際文書を無視して解釈論だけをしています。規約を批准する段階においても，批准後一年を経過した今日においても，まったく変化はありません。出された論文を読んでも，まだまだ規約を理解しようとしていないように思えます。しかし，先に開かれた名古屋の学会の時には，ようやく憲法学者達が目を向けつつあるように思えました。学者達の意見が変われば，裁判所の意見も変わります。というのは，学者達が裁判において，証人として呼ばれるからで，支配的な学者の考え方というものは，裁判を動かす強力な根拠になりうるわけです。そういった意味で学者の意見を変えるということは，非常に大切なことです。

②マスコミその他の社会教育による一般市民の意識改善

人権規約というものは，様々な制度的差別をなくすのに非常に効果があると思いますが，しかし制度的差別がなくなっても，人の心の中にある偏見とか差別の意識というものは，そう簡単になくなるものではありません。これは，学校教育とか社会教育といったものによってしか解決することはできず，そのためには，小・中・高，大学を含めた学校教育課程に人権規約の精神を注入し深めさせてゆく努力をしなければならないと思います。規約が批准されて一年ですけれども，今年の四月から使用されている中・高の社会科の教科書には，まだ人権規約のことが出ていません。こういったことは，日本の外に向ける顔と内に向ける顔という二つの顔を持っている日本に，外に向ける顔を内に向けさせるためには，あらゆる運動体がこれから努力をしていく必要があると思います。

また規約というものは，何も差別されている在日韓国・朝鮮人とか部落の人達だけの問題ではないのです。規約の持っている意味には，反動化（この言葉が適切かどうかわかりませんが）といった動きを事前にくいとめるという意味もあり，昔歩んだ道を再び歩ませないためにも，人権の教育をもっと社会教育化したものとしてやらなければならないと思います。勿論，我々自身も人権規約を含めた人権の問題を研究し，相手を説得するだけの力を蓄えなければ運動はできないと思います。

それと，日本政府は批准をしたわけですから，今後国連に対してナショナル・レポートを出さなくてはなりません。今年は，すでに提出されているのですが，たとえば日本には少数者がいないので，マイノリティに関する報告はありませんという報告があるのです。これは，一つの例に過ぎないのですが，現実に日本社会にある人権問題にフタをしたまま報告を出しているのです。こうした欺瞞性というものを国内外に暴露し，日本政府の姿勢を是正させてゆく必要があると思います。

おわりに

①外国人の参政権―その可能性と限界

国連の人権委員会に提出されているナショナル・レポートに目を通してみますと，知らなかった事実があるわけです。外国人に参政権を認めないというのが一般的な考え方でしたが，スウェーデン・スイス・フィンランド・ベネゼエラ等では，地方レベルではあるが認めています。居住状況も歴史的背景も違うわけですが，認める所が出てきているのは事実です。外国において認められはじめたからといって，即日本国内において実施できるかというと，そうもいかないわけです。日本の地方自治というのは，３割自治という言葉があるようにまだまだ中央直結であり，地方レベルであっても外国人に参政権を認めた場合，いわゆる対外主権との接触が出てくることもありますし，また地方議会の議員になったりした場合，本国との利益とぶつかるような問題までしなくてはならないことさえあるので，地方レベルでも参政権の問題は，今後慎重に検討していって，どういう形で，どういう方法でということも検討したうえで，こちら側の姿勢・考え方をちゃんとした上で，相手に対して将来検討したらよいだろうと思います。中央レベルの問題は，対外主権との接触問題もありますし，また国際的にもほとんど例外なく認められていません。国際人権規約も国民のみに適用される権利として，この国政レベルの参政権を認めています。以上です。



第二分科会・報告

蛇草における闘い

蛇草地区在日韓国・朝鮮人
の人権を保障させる会

はじめに

私達「人権の会」は，一口に言えば，被差別部落に住む在日韓国人・朝鮮人の組織です。もっと正確に言えば，現代の部落解放運動に参加し，現代の部落解放運動を闘う，在日韓国・朝鮮人の組織なのです。私達「人権の会」にとって，少なくとも現在のところは，部落解放運動を抜きにして「人権の会」の存在も闘いも考えられません。従って，「国際人権規約と行政闘争について」の「人権の会」からの報告は，まず部落解放運動と在日韓国・朝鮮人差別との闘いの関係を，私達の視点で整理し，明らかにし，皆様に訴える事から始める必要があります。

1. 部落解放運動における差別の位置づけ

現代の部落解放運動は三つの形態で闘われていると言われています。①差別糾弾闘争。②行政闘争。③共同闘争。③の共同闘争が歴史的にもっとも新しく，１９７４年に提唱された「反差別共同闘争」が最も具体的でわかりやすい例の一つです。すなわち，共同闘争は全ての被差別の人民の解放を目指して部落解放運動の中で結成されたもので，私達「人権の会」も，こうした共同闘争の一環として部落解放同盟の全国大会や大阪府連の大会における運動方針等の中から，共同闘争をとりわけ，在日韓国・朝鮮人差別との闘いについての関係部分を適宜要約してみれば，次のようになると思います。

①共同闘争の重要さは，水平社以来の精神に基づくものである。

②部落差別と在日韓国・朝鮮人差別とは，それぞれ歴史的本質を持っている。しかし，労働者の低賃金・無権利のしずめ石としてとらえるときは，同一性・統一性をもっている。

③かつて植民地支配を行なって来た在日韓国・朝鮮人に対する差別は，部落差別を温存助長させる事と不可分である。

④部落内の在日韓国・朝鮮人の仲間が立ち上がって来るのを待つのではなく，その立ち上がりを促進しなければならない。

⑤しかしこの事は，部落解放同盟が請負い的に在日韓国・朝鮮人の差別と闘うということではない。

⑥また，部落解放同盟の各支部は，在日韓国・朝鮮人との共同闘争だけでなく，反差別地域闘争のセンターとして中核的役割を果たすよう活動を進めなければならない。

2. 国際人権規約と行政闘争―私達の闘い

私達の「人権の会」が１９７８年１２月に結成することができたのは，直接的には部落解放運動が背景としてあったことと，忘れてはならないのは，国際人権規約批准の具体的な闘いの盛り上がりがあった事である。この二つが大きな特徴である。また，「人権の会」の目標と課題については，教育，生活，仕事等における「基本的人権の保障を闘いとって行く事」を定めています。これが「人権の会」の第三番目の特徴であります。いわば生活の要求で闘う事＝要求闘争，これが「人権の会」で活動の中心であります。以上の三つの特徴が，そのまま「人権の会」の行政闘争になっています。①同和対策事業における差別的排除を撤廃する要求。②国際人権規約の完全実施要求。③生活関連諸制度の差別的適用除外を撤廃させる要求。

具体的には，①については奨学金，就職支度金の要求。②については，東大阪市の条例，規則，要綱の総点検，整備の要求であり，特に民族教育の推進。③については，国民年金，福祉手当，児童手当，児童扶養手当，特別扶養手当，福祉手当の適用要求等です。行政闘争の形態は同盟支部の対市交渉の一環としての闘いと，それに続く実務担当者との話し合いが中心となります。また，「人権の会」独自の取り組みとして，対市直接交渉＝庁舎前の座りこみや，庁舎内ビラまき，それに市長，助役との直接交渉をやってきました。

その結果，①については，私達の意に沿うものでした。問題は②③の要求であります。これまでのところ，諸制度の担当主管課では，真剣にとりくまねばならないという姿勢を示している，という点についてのみ評価しうると私達は考えています。この担当主管課の前向きの姿勢と同和対策事業における一定の成果を基礎に生活等の要求と国際人権規約完全実施の要求とを結合させる形で，今後の運動を展開させていきたいと私たちは考えています。

第二分科会発題

民闘連運動における行政闘争の成果と課題

梁　泰　昊（ヤン・テホ）
（兵庫民闘連）

民闘連につながる各地のグループがすすめてきた行政闘争の中で，常に議論されてきたことは，闘争に日本人としてどのように関わるのか，あるいは在日韓国・朝鮮人はその過程でどうなっていくのか，いわゆる主体性の問題ですが，これらのことが常に論議され続けてきました。特に名古屋集会から，この問題については苛酷なほどまでに論議され続けてきたわけです。

在日韓国・朝鮮人への差別，抑圧の問題は日本社会における基本的人権の獲得の問題だとして，ずっとやってきたわけなのですけれども，そのことがはたして朝鮮人の為に，主体性という問題とからめて，本当になっていっているのだろうかということを常に言ってきたわけです。特に，川崎では在日朝鮮人が

指導して，このような問題を取り組んでくるという中で，内々の運動には朝鮮人が少ないということで，非常に悩みの種のごとくにずっと言い続けてきたわけです。そしてまた，日本人だけでやっていくのでは行政に要求していく場合に，非常にインパクトに欠けると，説得力に欠けるというような議論も継続してありました。

名古屋集会の問題だけではなかったのですが，そのような議論が継続されてきまして，それでは公営住宅に入っていくという場合に本名でなくて，通名で入っていくというようなことが，はたしてよかったのかどうかわからないというような議論までが出てきまして，そういう結果を見て，良かったか悪かったかはわからないというような運動をやるのは，そもそも無責任ではないかというような批判というものも出てきたわけです。

たとえば，尼崎などの運動の場合でも，行政の側から，朝鮮人がそのような問題を要求してくるのならわかるけれども，日本人がそのようなことを要求するのはよくわからないというような議論が出されたりもしてきたわけです。そういうことで，自治体行政を支える日本人が日本人自身の意識を変革していくことが必要であろうと言われまして，日本人が生活の場を含めて在日朝鮮人と出会っていく中で，互いの民族性を確認していく中で，共闘というものを作り出さなければならないということが言われたわけです。

そういうような議論の中で，尼崎の方から出てきた議論として，行政闘争が初期段階のように要求項目が具体的でわかりやすく，つまり格差の是正というような問題ですと，集団的な交渉の力関係というものでもって押せるのだけれども，教育闘争という話になってくると，なかなか本質的に違った困難というものが生れてくると，民族差別の実態をいかに行政にわからせるか，つまり日本人にわからせるかということが今後のやり方であるというように言ったわけです。

先ほどの，朝鮮人が差別撤廃を要求するのならわかるけれども，日本人がなぜそのように言うのかということに対して，朝鮮人から見れば，同じく差別する日本人ではないかということだろうけれども，しかし，なんでもかんでも同じ日本人というようにして，そのような居直りを許すべきではないだろういうような指摘が出てきたわけです。同じ人間が，なぜ権力に加担したり，抑圧したりするのかという根元的な問として追求すべきであるということなわけです。ここのことは，裏返して言えば，朝鮮人側にももちろん問われるということであって，民族差別というようなことを言う場合に，朝鮮人側は全て善玉である，日本人は全て悪玉である，というような言われ方ではないわけです。

民族差別と闘うということは，差別的な制度だけのことを言うのではなくて，やはり人間が人間の自然のあり様，本来の人間らしさというものを認めようというところがあるということです。そうゆう中で，差別と闘うということは，いわゆる平等主義，同じく平等になればよいという問題ではなくて，人間の疎外，人間が人間らしく生きておられないということの問題であると，具体的な生身の人間がどうなっていくのかということを抜きに差別は語れないだろうということで，日本人側にあるいは朝鮮人側にも同じ問題意識を突きつけていかなければならないのではないかということであるわけです。そうゆうことの中で，行政側は，結果として現われてくるところの不利益だけを差別実態とみる傾向が強く，実は目に見えない差別，暗黙の内に行なわれている差別というようなものこそ，具体的な人間にふりかかる差別であるわけで，そうした行政側の対応というようなものを打ち破っていくためにはやはり，運動側が先行していかなければならないと思います。日本人として運動をしていく立場については，在日朝鮮人の民族差別からの解放は日本人自身の差別からの解放である，というような性格づけが行なわれてきたわけです。それこそが，差別撤廃運動の中で言い続けられてきたわけです。

ここで少し話が変るのですけれども，兵庫

進指研の問題というのがあります。行政闘争，とりわけ国籍条項撤廃闘争を進める中で，進指研のいわゆる凍結方針というものであります。就職差別撤廃闘争のいっかんとして，兵庫の進指研は在日朝鮮人の公務員への就職の門戸解放を展開していったのでありますが，在日朝鮮人を公務員として送り込んでいくのは，間違いであったとして，その方針を凍結にしました。１９７６年のことです。凍結方針の中味を簡単に言いますと，「自治体の民族問題に対する理解が全くない」「在日朝鮮人の法的地位に抵触する恐れがある」そして「同化に手を貸すことになる」と言うようなものです。兵庫の進指研のそれまでの活動というのは非常にめざましいものがあっただけに，非常に大きなリアクションを引き起こしました。例えば１９７６年秋から展開されました，高昌重君が電々公社に入っていくという闘争というのは，一面においては，進指研の凍結方針との闘いと言っても過言ではないわけです。あるいは，八尾の市職員採用についての国籍条項撤廃闘争においても，やはりその問題を克服しないでは，そうゆう闘いを撃ちえないということがあったわけです。

この進指研の発表に対して，民闘連運動の中で即座に反論が出てきたわけです。例えば民闘連ニュースの１２号（７６年６月）に発表された反論によると，一番目の問題については，自治体と職員組合の体質に問題があるというのならば，なぜそれへの闘いを放棄してしまうのか，ということなのです。二つ目は，法的地位の問題に出されてくる入管令の退去強制条項に触れるのではないかということなのですけれども，なにも公務員になったからといって，必ずしも抵触するということではなくて，別にどこの職場におっても可能性があるといえばあるのです。とりわけ三番目の問題，同化につながるのではないかという問題が言われたわけなのですが，自治体に職を求める，自治体側に公務員として入っていくことが同化への道ゆきであると仮にするならば，私企業に入っていく，民間の企業に入っていくことが主体性回復の道ゆきであろうかということが逆に問われたわけです。このことを逆に私達の立場から考えるのならば，凍結方針というようなものは，教師側，あるいは日本人側と言ってもよいかもしれませんけれども，自分達側自身の，内側の問題を考えないで，朝鮮人側が何かそのような問題が起った時にダメになっていくのだということを口実にして，あからさまに言ってしまえば，自分達がこれからしなければならない運動そのものを凍結したのだと考えざるをえない，つまり言い換えたら，自分達の運動を放棄する宣言であったとえざるを得ません。

しかし，民闘連ニュースに載った反論が示しているように，差別の現実の場から我々は身を引いてはならないし，また引くことは実際，許されない，できない問題であるわけです。日本の私企業が在日朝鮮人の問題に対して，いかに暗いものであるか，暗澹たるものであると言ってもよいわけですけれども，同化に手を貸さない職場などというものは，ほとんどないに等しいようなことではないかとさえ思われるわけです。そのような現状の中で，凍結方針というようなものを是認するということは，在日朝鮮人が働くというそのものを否定してしまう，路頭に迷えと言うに等しいものではないかと考えるわけです。それを言い換えれば，同化というものに対して，それに抗って闘っていこうとする在日朝鮮人側の取り組みを無視したものであると言わざるをえないわけです。民闘連ニュースに載った反論をもう一度引用しますと，「同化と対峙して闘うということは在日朝鮮人自身である，日本人は日本人の立場，つまり主体性と責任において，同化を体制化して，構造化しているようなものを日本人自身が立ち向っていかなければならないのではないか」そのようなことを主張してきているわけです。

このような考え方が，今まで議論して，出てきた大きなものだと思いますけれども，そのような中で行政闘争がどのようなものを目指しているのかということを述べたいと思います。民闘連において，常に語られてきたものは，民族差別の闘いは単なる国籍条項の撤

廃ではなく，また＂ものとり＂に終るものでもないということです。川崎の崔勝久氏は，「行政闘争は在日朝鮮人に対する制度上の不平等をなくす闘いではない，不平等をなくす闘いを通して生活と人格破壊をもたらしている社会的実態を変えていく闘いである」というように言っているわけです。あるいはまた，民闘連ニュースに載った別の論文では，「我々が行政闘争をするということの意味は，さまざまな差別によって非人間化されている在日朝鮮人が，ごく当然の権利の獲得という闘いを通して，意識化，組織化されて，全ての民族的課題を克服するために在日朝鮮人の力を蓄えるということにあるのだ」というようなことを主張しているわけです。言い換れば，在日朝鮮人にとって行政上の，制度上の差別をなくすということは，それ自体がもう一つの大きな目標であるわけですけれども，それによって完結する最終目的というようなものではなくて，在日朝鮮人の解放に向けての一つのプロセスにすぎないということです。したがって行政闘争においては，当事者であるところの在日朝鮮人が主体となってものを勝ち取るという質をもたねばならないというふうに主張されてきたわけです。このようなことを言い換えてみますと，いわゆる既成の民族団体が行なっている生活権闘争，あるいは権益擁護闘争というものとの違いというものが，このような中で明らかにされてきたのではないかというように思います。

さらには，いわゆる坂中論文というものがあります。入管の参事官をやっている坂中英徳という人が，入管行政のあり方について論文を発表し，その中に在日朝鮮人に対する政策をどのようにすべきかということで，文章を発表したことが各方面に大きな波紋を呼んだわけです。その中で彼は，民族差別をなくせと，そうすれば全部帰化していくであろうと，また帰化させていく為にも民族差別というのは，なくしていった方がいいのだというような主張をしていったわけです。このようなことで，それがいろいろな話題にもなったわけです。そのような議論に対する反論としても民闘連運動というのは続けて行きたい。つまり民族差別と闘うという彼方に何を見るのかということを，やはり展望として常に問い続けてきたわけです。つまり，民族差別をなくすことによって，我々はどのようなところに行き着こうとするのか，日本人に同化してしまうということを目標にして行きつこうとするのか，あるいはそうではなくて，民族差別と闘うことによってそのむこうに自分達のあり方を真剣に考えていくようなあり様を考えようということであったのではないかと思います。

ですから，民族差別をなくすということによって帰化につなげていこうというような坂中論文に代表される姿勢には，やはり，民闘連の動き，運動というものが真向から対決するものであると考えます。

それから既成民族団体の流れは，大ざっぱな言い方になりますけれども，制度上の差別撤廃を目的化して考えているのならば，民闘連運動というものは，その制度によって固定化されている生活実態，つまり制度だけではなくて，その生活の中で朝鮮人の実態を変えていこうという一つの試みとして今日あるのではないかと思います。

例えば，このようなことを言われています。「今の段階で，徹底的に制度上の差別と闘う運動を取り組まなければならない。だけれども民族差別は生活実態であるという認識に立って闘わなければ，足元を掬われてしまう」「底辺の，不安定な生活を余儀なくされている在日朝鮮人の状況が置き去りにされたまま，制度だけを変えようとすれば，かえって差別をあいまいにする結果になるでしょう。民族差別が国籍条項を撤廃して，制度上の差別をなくしていけばなくなるだろうというのは，はっきり言って幻想にすぎないものです」。だから，在日朝鮮人の生活の現場である地域全体を改良していかなければならないということが言われてきた。地域，地域ということを特に二回目の川崎集会以来言い続けてきて，今回の集会のメインテーマも＂地域に根ざした＂というようなことをスローガンに掲

げているわけですけれども，そのようなことはきちんと追求していかなければならない。差別があるというのは，もちろん政策であるとか，制度が悪いとか，あるいは法律がなっていないとかというようなことがもちろんあるわけですけれども，実はそのようなものを支えているのは日本人，日本社会にほかならないわけです。日本社会なり，行政を変えていくには，それを支えているところの日本人の意識が変っていかなくてはならない。なにも，制度だけが変るのではなくて，その制度を許しているのは日本人であり，日本社会ではないかということを，去年の「特別基調」などを読んでいただければわかると思います。いくら制度が悪くても日本人の考え方がしっかりしていれば，そうそう簡単に無下なことばかりはできないのだという考え方を持たなければならないということです。また，そのような状況を作り出すということが，我々の運動を続けていくことの意味であるというように言ってよいかと思います。

例えば，川崎における奨学金闘争，生活保護世帯に奨学金を支給せよというような運動の中でも，このようなことが言われています。「我々の目的は，在日朝鮮人の生活と人格破壊をもたらす民族差別に対して多くの同胞と共に要求を出して闘い，そしてそのような民族差別が存在しているということ自体が，日本人民衆の解放を疎外していると考える日本人の友人とともに，この地域全体の解放を志向するところにある」と述べられているわけです。

以上のようなことをずっと総合して考えていきますと，民闘連運動というようなものは，制度上の問題をボス交的に，中央集権的に，なにか法律を変えるということではなくて，やはり下からの民衆の自覚にもとづいて，変革する力を結集していく運動であろうというように思うわけです。

今までの経過と主な問題点を見て，今後考えていかなければならないのは，一つは，行政がもっている差別性というものをもっと明らかにして，踏み出していかなければならないのではないかということを痛切に感じます。ということは，行政というのは，必ずしも自らが進んで差別撤廃をしようとはなかなかしないわけです。棚ぼた式に，何か恩恵的にやるということはまずないというように考えていいだろうと思います。行政というものは，必ずサボタージュしようとするわけです。名古屋の公営住宅入居権の問題のように，一部制限つきであるとしたり，尼崎では，児童手当の支給の問題に関して，当初日本人ならば三人目の子供から月額五千円支給するものを，在日朝鮮人には四人目から千五百円支給しましょうというような差別的な回答を出したりするわけです。それから，これも尼崎の場合ですが，交渉の矢面に立って来た人が定年かなにかで退職した後に，発表した文章があります。その文章を見てみますと，非常に正直なわけで，初め民闘連が来た時に，なにを朝鮮人が生意気なことを言っているのかというようなことを素直に思ったが民闘連と話し合っていくなかで，差別というのはこんなにあるのかということを通切に感じ，自分としてもしっかりやらなければならないと思うようになったというようなことを自分自身の変り様として書いています。しかし，そのような文章も，他の市役所の人間などに言わせますと，あれは退職したからこそあのようなことを書いているのだということを言っているわけです。そのような実態であるわけです。基本的に在日朝鮮人の問題が見えているとは言い難いということです。

それから，差別をそのまま放置する一つの口実として財源の問題があります。また，法律の問題，国の法律がこうなのだからしかたがないというようなことがあります。しかし，尼崎においても，児童手当の問題をやる時に財源がないということは当初からずっと言ってきたわけです。しかし，それなりにどうしてもしなければならないというようになれば，やはり財源は自らが出してくるわけです。それなりのことを考えて，出してくるわけです。ですから，そのことは，必ずしも口実にならないということを我々は追求していかなけれ

ばならないのではないかと思います。

大阪市の場合は，まだ支給されていないわけですけれども，全国的な影響も大きいし，実際に数の方も大きいわけですから，これから大阪の場合は，各周辺の衛星都市では押し進めていって，だんだん大阪城の本丸に迫る勢いになっているわけですが，今後を注目したいし，真剣に考えてたいと思います。なぜならば尼崎に住んでいて，家が引越しで大阪市に移ったとしたら，尼崎では支給されたものが大阪では支給されないという非常に不都合なことが現在起っているからです。そして，そのような発想の底に，やはり日本の行政の中に，なおかつ恩恵的な発想があるだろう，また邪魔者あつかいとして国に帰ってくれたらよいのにという発想が根強くあるだろうということを思うわけですけれども，そのようなことに対して，それなりに継続して闘っていく，国籍条項撤廃闘争あるいは教育方針を求める闘いというようなものを継続してやっていかなければならないというように思います。

特に教育方針を求める運動というのは，たとえば去年の上福岡三中の事件などを通しても，そのようなことも一つの下地として，二度と起らないためにも教育方針を求めていく運動というのは必要であり，学校教育の中で在日朝鮮人問題に対する取り組みを充実させていくことが切実な問題であるということを考えないわけにはいかないわけです。

それから次に，国際人権規約を普及させていく，あるいは浸透させていくことは，継続して必要であると思います。そのようなものを一つの武器として，いろいろな議論を進めていくことは，それなりにやらなくてはならないし，また同時に国際人権規約が持っているところの理念というものを，市民レベルでもわからしめていくことが当然問われなくてはならないだろうというように考えます。

また国際人権規約を進めていくなかで一つ考えたいのは，特在の人間に対しても平等な権利が与えられるべきだということだと思います。例えば，今年の春に住宅金融公庫，公団住宅入居権というものが開放されたと言っていますけれども，特在者に対しては開放されていないわけです。そうゆうものを権利として考えていく見方というものが当然必要であろうと思います。その中で，報告にもありましたけれども難民条約の成立に対して，一定程度の関心を持つ必要があるのではないかと思います。

次に，地域とのからみを言わなければ話にならないのですけれども，やはり地域運動との取り組みが問題になります。

行政闘争というのは，地域運動が先行してこそ，地域運動がしっかりしたものであってこそ，闘えるということであります。そうゆうことをなくして，なにか観念的なこととして行政と話をしていっても，なかなか説得力に欠けるということが当然あるわけで，具体的な取り組みなり，実態把握などということをバックにして行政と話をしていくということでなくては，やはり行政闘争というようなものを継続していけないだろうというように思います。

それから地域運動とのからみで，地域の中に実践を広げていって，地域を変えていかなくてはいけないということは先ほど言いましたけれども，そうなっていないのが実態であります。必ずしも解放された地域があるとは，残念ですけれども，言い難いのです。しかし，一方ではそのようなものではないか思うわけです。そんなに簡単に日本社会の地域というものが，手のひらを返したように変るとは思いにくいので，それなりにまだ継続して頑張っていかなくてはいけないというようにも思うわけです。そのような中で，理念だけが先行して，地域の実態が変っていないのではないか，この１０年間やってきたわりには変っていないのではないかというような見方も，もちろんあるわけで，それは自己批判として当然考えなくてはならないと思います。けれども，そうであればあるほど理念的なものをしっかりと高くもつということは，我々としてはしなくてはならないのではないか，そうゆうものを高くもって，地域の中に根をおろ

していくということが必要なのではないかと思うわけです。

先日，川崎へ行った時に，地域の保育園の運動会を観させてもらいましたけれども，そこには保育園と何の関係もないような地域のオッチャン，オバチャンが来て，一日観ているわけです。これには非常に感動をしました。このような積み重ねが地域の中に根づいた存在として，いろいろな影響力をもつのだと考えるわけです。あるいは尼崎においては今年の五月に"子どもまつり"というようなものをやりました。尼崎では地域運動ということで"うさぎ子ども会"という子ども会活動をやっているわけですけれども，それを一歩拡げまして，地域の保育園あるいは学童保育の場というのをからめた試みとして子どもを集めたわけです。そこに普段ならば全然寄りつきもしないような人が，押し寄せてくるということがあるわけです。狭い会場に４００人もの人が入ってくる，あるいは今まで全然つきあいのなかったところからも，祝いだといって祝儀をもってくるとかというようなことがあったりするわけです。そういう中で，絶えず地道にやっていって，それなりに積み上げてきたものは決して無駄にはなっていない。そういうものはやはり大切にして，今後とも育てていかなければならないというように思います。

それから国民年金の問題があります。国民年金の問題というのは，やはり中央行政との問題のからみがあるわけで，もちろん民闘連の中でいろいろな議論は出てくるのですけれども，それが実践的になってこないというようなことがあります。午前中の蛇草からの報告の中にもありましたけれども，地域の中からの声の突き上げというものを我々は，大事にしたいし，そういうものを地域に拡げていくということを今後ともやっていかなければならないというように思います。それは国を相手にする闘いなわけで，中央交渉，厚生省との議論などがあるわけですが，そういうことを決して軽視するわけではありませんけれども，それとあわせて在日朝鮮人自身の中にある権利意識といったものを高めていく，あるいは日本人の中に日本政府がそのような差別をしているのだということを知らしめていくということがあるわけです。そのようなことを今後とも追求していかなくてはならないと思うわけです。

そういうことで，少し日韓条約が結ばれた時点のことを考えてみたいと思います。1965年なのですけれども，その当時の在日朝鮮人の権利意識というのはいかに低かったかということです。その当時の情勢でいろいろなことがありましたから，一概なことは言えないと思いますけれども，その時に在日朝鮮人の権利として要求したことは何かと言えば，国民健康保険に加入することを認めよということが一点，それから日本の学校に入ることを認めよということがもう一点なわけです。しかし，日本の学校に入るということは従来も入っているわけですから，新たな権利とは言えない。そうすれば，永住権をもつことによって国民健康保険に加入するということだけが新たに取り得た権利だったわけです。そのようなことから考えてみれば，もうすでに15年たっているわけですけれども，在日朝鮮人の権利意識というのは，やはり非常に高まってきているし，それなりに自分自身の在り方に対する考え方というのも高まってきている。しかし，もっと自分達の中に権利意識，あるいは自分自身の在り方というものについての考え方を，やはり自分自身をみつめる闘いというものをしなくてはならないのではないかというように思います。

それから，今後とも国籍条項撤廃闘争というようなものが継続されると思いますけれども，進指研の凍結方針というものに対して，やはりそれを批判していく，それを打ち破っていく闘いを今後とも継続していかなければならないのではないかというように思います。

それから最後になりましたが，同化と帰化の問題です。これは次に，徐君の方から主体性論ということで展開されると思いますので，あまり詳しくは言いたくはないのですが，簡単に少しだけふれておきます。

差別を撤廃すれば同化が進むのではないかというような議論が，今なおあるわけです。たとえば，昨日名古屋の方からいただきました『안녕하십니까』というパンフをみましても，在日韓国・朝鮮人の教員採用などの問題に対して，どうも疑問視する声がなおかつあるわけです。このことは，進指研の凍結方針などと裏腹の関係にあると思います。

結論だけ言いますと，差別があるから我々在日朝鮮人の中から帰化が生れてくるわけです。差別がなければ，なにも帰化などしなくてもいいわけです。差別があって，朝鮮人であったら，どこにも行けない，働こうとも働けない，金も貸りられないという現実があるからこそ，帰化という発想が生れてくるわけです。我々は，そのようなことに対して全く反対の立場から考えなくてはならない。差別を撤廃して，朝鮮人として生きていく道があれば，なにも帰化などをしなくてもすむわけです。帰化ということを考えれば，現代版の強制連行であるというふうに思います。強制連行という言葉は少しどきついのですが，強制連行というのは，無理矢理にトラックに積み込んで，日本に連れてきたのを強制連行といっていますけれども，それ以前の，農民が没落して働く場所もない，耕やす土地もないというようになった時に日本にやって来た，それは，名目上は，自分の意志で働きに来たわけですけれども，結局考えてみれば，そうせざるを得ないところへ追いつめられて，やむえなく日本へ来たわけです。それを，間接的強制連行というように表現する歴史家がいますが，全くその通りだと思います。その言葉にちなんで，帰化によって日本の内側に入ようという発想というのは現代版の強制連行であると，そのように考えたいのであります。

差別撤廃と闘うという意味は，朝鮮人として生きて，同胞の連帯を強めていこうということであるわけです。それは，さらに進んで言うならば，統一への視点であるというように考えるわけです。我々は，運動のなかで朝鮮人として鍛えられていくし，朝鮮人として生きていこうという芽が生れてくるということを確認したいというに思うわけです。

たとえば，尼崎の場合で言いますと，尼崎における在日同胞の人権を守る会が尼崎市長に対して公開質問状を提出した時にはたった二名でした。ここにいます金義晴君と会を代表しています崔昌寿君二人が，人権を守る会の準備会という形で作ったわけです。それは，大韓教会へ二人が働きかけに行って，教会とその教会の青年会とが一緒にやろうということになりまして，市長に公開質問状を提出したわけです。そうゆう運動が，今現在いろいろな形で，いろいろな方面に影響力を与え，運動として展開しているわけです。人権を守る会だけでも，すでに１０人を越えるメンバーが朝鮮人のグループとして育ってきていますし，あるいは現在高校生，高校を卒業した人が新たに加わってきているわけです。そのようにして人間が育ってきているし，そのような人間を結集していく軸になっていることを我々はよく知ってほしいと思うわけです。

たとえば名古屋においては，朝鮮人の活動するメンバーがいないということで，非常に悩んできたことを先ほど幾度と言いましたけれども，三年前に名古屋で交流集会を開いた時に，忽然として同胞の会というのが生まれたわけです。その後，『안녕하십니까』というようなパンフを見ましても，同胞の人権を守る会が児童手当に対して要求をしていって，その要求が通ったというようなことがレポートとして出ているわけです。非常に輝しいことだと思います。

ですから差別撤廃の運動によってこそ，朝鮮人が主体性を回復していくのではないかと思うわけです。単なる自覚の問題ではないわけです。単に本人がどのような自覚を持つかにとどまらないで，やはり同胞の実態に対して，どれだけの思いを寄せていけるのかということが我々の立場であるし，考え方であると思うわけです。だからこそ，我々はそのようなものを民族統一の視点であるというように考えるわけであります。

そして，最後になりますけれども，日本人の問題として一つ訴えたいと思うのは，日本

人のなぜ運動と関わるのかという場合に，日本の民主主義を守る闘いであるというようなことをよく言われています。私もそう思いますが，それとあわせて，今日，重要な問題となっています。平和の問題というようにも考えたいと思います。

平和の問題と言うと，話は飛躍するようですけれども，人をいじめない，あるいは人を傷つけない，殺さないという思想が平和を守っていこうとする闘いになるのではないかと思うわけです。差別は人を殺すということがこれまでずっと言われてきたのですけれども，例えば上福岡三中の事件などもその一つのあらわれでもあるし，あるいは，最近読んだものの中で，戦争中に朝鮮と日本の間を往復している船があって，ちょうど船が沈没しかかった時に船に乗っていた憲兵が，日本人だけは救命ボートに乗れ，朝鮮人は残れということを命令したらしいです。しかし，ある心ある日本人が，それはおかしいのではないかということを言い続けたわけですね。結局どうなったかと言うと，そのことを主張した人は，学生だったのですけれども，その人も一緒に甲板上に残って，その船と伴に沈んで死んでしまったわけです。つまり，差別は人を殺すのだというのは，そのようにして表われるのではないかと思います。

いろいろ戦争の足跡みたいなことを言われたりもするのですけれども，平和は良いとか戦争は悪いとかということを観念的に言うのではなくて，そのような具体的に人をいじめない，殺さない，傷つけないという発想こそが，そうゆう闘いを具体的に実践していくということが，やはり日本の平和を守っていくあるいは民主主義を守っていく闘いとしてあるのではないかと思います。

非常に乱雑な話になってしまいましたけれども，時間がきましたので終りたいと思います。

第二分科会発題

地域闘争と在日韓国・朝鮮人の主体性

徐　正　禹（ソ・ジョンウ）
（トッカビ子供会）

私の報告というのは，実践報告ということではなく，ひとつの意見として述べたいと思います。

在日朝鮮人の権利を獲得する運動，つまり生活権要求運動というものの歴史は，まだまだ浅いと思いますが，ここいらで，民闘連の生活権闘争運動だけではなくて，むしろ在日朝鮮人の生活権要求運動の全てにわたって，いま一度ふり返ってみる必要があるのではないかと思います。いいかえれば，私達の運動は岐路に立たされているということであります。

民闘連の運動や差別の闘いだと言うけれども，いま何を具体的に闘うべきなのか，何が一番大きな闘いなのか，ということがどうも鮮明にはなっていないという気がします。その意味では，私たちの運動が一体，何と何を獲得してきたのか，そしていま，どのような時点に到達しているのかということを考えてみる必要があると思います。

私が特に重要な問題であると思っているのは，主体性論の問題であります。児童手当，国民健康保険，公営住宅，最近では公務員への門戸開放というように，権利がどんどん獲得されていっているわけでありますが，「それは同化である」，もっと言ったら，「権利を何んでもかんでも取っていくことが必ずしも在日朝鮮人のためにはならない」という議論が出てきています。このことは，私にいわせれば「何を言ってるねん」ということになるのですが，そのように一笑できない問題をはらんでいるのだという事も，一方で考える

のです。それは，当事者のなかに，こうした意見がかなりの部分を占めているのではないか，ということがひとつあり，とくにそうした意見が一世，二世達から発せられているということであります。それから，一方では長い間，在日朝鮮人の問題にかかわってきた日本人からも同様に発せられる。それだけに問題は深刻さをおびているということであります。

ここで，「同化」ということを考えてみたいのですが，私はこの同化という言葉はくせ者だなと最近思うのです。「同化だ，同化だ」とこの１０年間いい続けた人達自身が，まず変っているわけです。現在，日本の企業に入ることが同化であるという人は，ほとんどいないでしょう。しかし，１０年前，朴君が日立に入ろうとしたことをさして，同化への道であると批判した人たちは，今日，就職差別闘争は同化に手を貸すことだからやめとけ，といっているでしょうか。あるいは，公営住宅に入ることは同化であるといっていた人も，今日では少数であると思います。そして，そういっていた人達は，やはり今でも「同化」という言葉を使っているわけです。あるいは一昨年，私たちが八尾の地で闘った公務員への国籍条項徹廃の闘いのなかでも，やはり同じような意見が出てきました。それを言った人たちは，１０年前やはり企業に入ることは同化だと主張しました。そして今度，公務員の問題になってくると，企業に入るのはよいとしても，公務員になるとは何ごとか，ということで同化という言葉を発せられた。こうした対応の変化に気づいた私は，「これは臭い」「くせ者だ」というように思い出したのであります。

同化という言葉，あるいはその反対極にある民族主体という言葉の概念そのものが明らかでない。そして，われわれ自身がそうした言葉に遊ばれているような気がするのです。ですから，私は同化という言葉，あるいは民族主体性という言葉をもっと現実の生活にひき寄せて，考え，整理する必要があるのではないかと思うのです。

1. 問題の所在

「在日同胞の生存的基本権確立のたたかいは，一方で新たな民族主体性の模索の営みであった。」このことを幾つかの事例を見てみるなかで考えてみたいと思います。

日立闘争を闘った朴君は，最初，日本名で受験したということ，ウリマルも知らなかった。そのような彼が民間の大企業に入ろうとすることそれ自体が同化である，といわれた。つまり，この日本社会でエリートをめざすことは同化なのだということです。部落問題にも同様な事があります。部落の青年が大企業に入っていく，つまりエリートをめざしていくことは，差別から避げているという批判です。

それから，同じ年になりますが「阪神間公務員国籍条項撤廃闘争」があります。実は，公務員の国籍条項撤廃闘争というのはこれが全国ではじめてなのです。確か阪神六市一町に，一般事務職の門戸が開かれていき，その時は問題にならなかったのですが，後々に，「何んてことをしてくれたのか」というかなり多くの朝鮮人が日本人教師を批判しました。その中で闘争をすすめた教師たちが悩み，結局凍結宣言を出してしまうわけです。そしていま，公務員に就職させていった生徒を引き上げさせるべきだという叫びまでが出てしまっています。

７４年には，「尼崎市公営住宅入居闘争」が勝利しますが，結果的には多数の同胞たちが日本名で申し込み，日本名で住宅に入っていく。すると，われわれは一体何をしてきたのかという反省が出てくる。これは名古屋の方でも，また各地で公営住宅入居闘争があいついでいるなかで，同じような反省が出て来たといいます。これは，よそから批判されたということではなく，むしろ運動体のなかからそのような議論が出てきました。

７５年の「電々公社就職差別糾弾闘争」の西宮西高の高昌重（コウ・チャンジュン）君の問題ですが，運動に対するかなり激しい批判，なかには誹謗中傷，妨害までがされたということです。それも在日朝鮮人問題にそれ

なりに関わってきた人達によってです。この問題については，いまだに結論というものが出ていないように思います。

７８年の「八尾市公務員国籍条項撤廃闘争」これは７９年に勝利したわけですが，この時も同様に批判がありました。

このように日立闘争に端を発する在日同胞の人権闘争は，そのたびに「同化」の批判を受けてきました。そして，その批判は，在日同胞の人権に関心を持つ多くの良心的な人々から発せられたのです。それだけに問題は深刻であると言わざるを得ません。ただ，その批判の内容は，闘いの発展のなかでなしくずし的に変容し，いまに至っているのです。しかし，その本質は根本的に変っていないということです。「なしくずし的に」というのは，例えば，公営住宅の問題で当初，朝鮮総連から反対もされ，妨害もされました。つまり，在日朝鮮人が日本の公営住宅に入ることによって，祖国へ帰る足が鈍るとか，同化するとか，日本で生活が安定すれば日本人化してしまうとかと批判されたわけです。ところが，もう４年前になりますが，朝鮮総連が全国一斉に各地方自治体に児童手当の支給，公営住宅の入居権を求めて要望書を提出しました。まったく方針が変って来るわけです。なぜ変ったかという説明はありません。そのような意味で「なしくずし的」という言葉をここで使ったわけです。

2. 運動の統一と団結の下，たたかいを発展させるために

生活権獲得のたたかい。それにともなう批判は，これまで必ずしも民主的に保障された討論の場で互いに高めあう形態がとられたわけではありません。とりわけ，昨年，国際人権規約が批准され，在日同胞の生活権闘争がこれまで以上に高まりを見せつつある今日，問題の所在を明らかにし，民族差別と闘う多くの仲間の統一と団結を図る必要があると思われます。

まずひとつには，議論をきっちりしたいと思います。いままで言ってきたような運動とそれに対する批判があったわけですが，それぞれ変化してきています。理論と実践が変化してきているといってよいと思います。そして，大まかに言えば同化論の内容もだんだんとゆるやかになってきています。それなのにこうした理論の違い，考え方の違い，運動のすすめ方の違いというものが，きっちりと話し合いされたとか，民主的な議論の場が保障されたとかというと，どうもそのようにはなっていません。どうも，誤解をもちながら，そしてめざしているものは同じだという観がします。民闘連の運動の三原則というものがありながら……。

それからもうひとつのことですが，これは民闘連の原則とはなっていないが，民闘連の誰もがいっていることです。それは，祖国の同胞にできないことを，われわれはできるということです。統一と団結のもとに自由に討論ができるという可能性をもっているということです。そしてそうした可能性をいいながらもいまだ実現させていないことを残念に思うわけです。在日の南北をふくめての同化論についての議論を民主的な討論のなかで整理していく必要があるのではないかと思います。それは，運動の統一と団結のため，そしてまた在日同胞の統一のためにも是非とも必要であると思います。

それから，国際人権規約のめざすもの，特に内外人平等という精神，これはぼくらがいままで言われてきた「よその国の人間」「お前らそのようなことをやってほしかったら国へ帰れ」といった「国籍の壁」をつき破っていく，ひとつの武器として使えるようになったという意義は大きいと思います。このことだけでも，在日朝鮮人の長い間にわたる生活史の中では，画期的な内容を持っているものだと思います。その意味で，この問題については，本交流集会のなかでより以上の議論，整理が必要ではないかと思います。

3. 在日韓国・朝鮮人の生活向上が，直接，民族的自覚の低下をもたらすわけではない

これは，ぼく自身の経験から出た主観的なものでありますが，例を通して話したいと思います。

ここの部落解放同盟安中支部ができたのは１９６５年頃です。この支部が設立される過程での運動というのは，よその例でもそうですが，生活要求運動の中から起きています。つまり，昔のこの地域はひどいバラックであり，このような状況におかれているのは差別の結果であり，行政の責任だということで，住宅を保障させていく闘争の中で組織がつくられていきました。この６５年当事の「住宅を建てろ」という運動の中に，かなりの朝鮮人が入っていました。最初は，解放運動がどうのこうのというよりは，ボロボロの家に住んでいやだ，苦しい，しんどい，不衛生だし子供が家に寄りつかない，遊びに出てばかりいる，勉強もしない，悪いことをする，その繰り返しである，というなかで住宅がほしいということでありました。これはもう，差別がどうのこうのというより，もっと以前の問題として大衆の要求があるわけです。それは被差別部落の住民も在日朝鮮人も変らないわけです。ここには思想とか国籍とか信条とかは入らないわけです。だからいっしょに闘いを展開したわけです。ところが，いざ団地が建ち入居するという段階になって，朝鮮総連の方から横やりが入ったのです。入れてくれるなと，かなり強行な申し入れが解放同盟にあったということです。その内容は，「朝鮮人の本当の解放は国へ帰ることなんだ」ということです。今，住宅などをやったら国へ帰ることができなくなるのではないか，もっといえば，「あんたら，朝鮮人の解放に逆行しているんだ」と言うことです。当事者から，しかも代表といわれるような運動団体から言われれば，なるほどそうかなと思ってしまう。結局，排除していくようになったわけです。こうしたことは，どうも安中だけではなく，大阪市内の各部落でも同じ事例が多くあったようです。

その結果，「もう総連も民団もあるか，日本人になる。日本人になったら総連の言うことを聞かなくてもいいだろう」ということで帰化を指向する人もかなりでてきました。あるいは，解放同盟は差別者だと捨て台詞を残して，一切の運動から身を引いていってしまった人の実例が，この地域にもあります。こうした事例はよそでもあったと聞いています。

その他，奨学金の問題，妊産婦の手当とかといったことでも，「同化だ」「朝鮮人のためにならない」といったように同じような例がでています。

つまり，住宅入居権，奨学金を受ける権利その他諸々の生活の権利を受けることによって「同化する」，朝鮮人の誇りがなくなって逃げてしまうということなのです。

いっぽう，この地域の中での日本人は，どんどん公営住宅に入っていく。そして「あんたらは朝鮮人だから入れない」と言われ，あいかわらずバラックに住んでいる。

このような状況からはいったいどのような自覚が生れるのでしょうか。自覚が生れるどころか，ましてや誇りが生れるどころか，朝鮮人というのはダメなんだ，この日本社会ではまともには生きていけないのだ，ということをますます知らされるだけではないでしょうか。むしろ「じゃあ帰化しましょ」ということになると思います。

奨学金の問題もそうです。奨学金があるから高校へ行き，いままで何も気がつかなかったことが勉強でき，あるいは朝文研活動もはじめ，あるいは大学へ行き，もっと広い視野で世界を見るようになって，留学同に行ったり，韓文研に出たり，あるいはまた地域で子供会活動をしたりする。昨日の高校生の交流会でもそうですが，同和地区の奨学金を受けることによって高校に行き，そしてその中で朝鮮人として目覚めていって，闘っている高校生が来ています。

では，反対のことを考えたとしたらどうでしょう。勉強はそれなりにしんどいなかでもやって来た。ところが金がなくて高校へ行けない。そして進学したいという夢と希望はもっているけれど，結局は中学を卒業して働かざるを得ない。夢も希望もないというような

生活に入っていく。しかし，隣りの部落の子は，隣りの日本人の子は，奨学金を受けて高校へ行き，大学をめざしてがんばっている，という現実を目の前にした朝鮮人の中三の子供が，はたして民族的誇りを持てるのでしょうか。自覚を持てるのでしょうか。

こうして考えると，もう結論ははっきりしています。つまり，生活が向上するということと，意識が低下するということは直接的には，結びつきはしないということです。このことははっきりさせていきたいと思います。例えば，解放運動に対する批判として，最近の解放同盟は建物をどんどん建て，あれもこれも権利を獲得していって，全然意識がだめになっているというような言い方をしている人もたくさんいるようですが，はたして現実を見た時にそういえるでしょうか。もちろん水ぶくれ現象で運動が広がれば，あまり意識のない，全然運動を知らない人もいるでしょう。しかし，意識にめざめた部落の人達が減っているのかどうか，やはりはるかに増えているわけです。さらに高い要求というものを持っていくわけです。労働組合でもそうだと思います。全然組合もない，権利も保障されない，強いてあるのは会社が作った親睦会のような御用組合みたいなものだけである。そんな組合と，権利をどんどん勝ちとっていく組合とどちらが労働者の意識が高いかといったら，やはり後者であろうと思います。

考えてみるとあたり前のことなのですが，どうもそれがあたり前だというふうには在日朝鮮人の場合はなっていない。

これまでに出された批判は，「同化促進」「物とり主義」という形態をとり，その基本的な考え方は，「日本社会における生活の向上が民族意識の低下（同化意識の助長）をもたらす」という論理構造に支えられている。はたしてそうなのか。大企業に入れば同化し，日雇い人夫をすれば民族に誇りを持てるのかということです。

これは，確か進指研の凍結問題に出ていましたね。公務員になっている青年達を前にしていわばそれは同化への道だと，一世たちはさまざまな苦労の中で誇りを持って生きてきたのだと，二世のなかでも日雇人夫をし，ダンプの運転をし，ラーメン屋の屋台を引きながらもなおも朝鮮人としての誇りをもって闘っている人間がたくさんいるではないかと，そのような人たちを見ならうべきだと，確かこのような言い方がありました。

そして，「大企業に入れば同化し，日雇い人夫をすれば民族に誇りを持てるのか。公営住宅に入居すれば同化し，バラック屋に住めば民族意識が高まるのか。生活の向上と意識の低下は直接結びつかない。結びつくように“見える”だけである。問題は運動のあり方にある。つまり，生活権獲得のたたかいの中で多くの同胞大衆に差別の本質を自覚させ，朝鮮人として日本社会で生きる希望と道すじを明らかにすることが肝要である。批判さるべきは，生活の向上ではなく，我々の運動の立ち遅れである」

いまの中で，“見える”ということは，別に在日朝鮮人の問題だけではなくて，労働運動でもそうだと思うのです。官公労の労働者は，労働者と違うとか，温々やっているとかいう批判がよくでたりしますし，解放運動の中でもよく出ている，最近はなんでもかんでも権利がかなり勝ち取れてきたと，その中で皆意識が低下しているという議論が一時あって，その後，そうではないんだと，それは活動家のサボリなんだと，つまり各支部なら各支部の活動家達がきっちり大衆の要求をさらに高めて，もっと皆を自覚させていく，一人一人を変革していく闘いに遅れているから，大衆の意識が低下しているのは，なにかしら非常に見えやすい団地とか奨学金とかいう問題に転嫁しているだけだ。まことにその通りだと思います。生活権利の獲得がかなりなされてくる。そのことが一挙に，例えば児童手当が支給された，明日から本名で学校へ行こうとは絶対にならないわけです。公営住宅の門戸が開放されたということを知って，明日から本名で住宅に入ろうとはならないわけです。つまり公営住宅の門戸が開放されたからといって，自分の囲りの日本人の意識が一変

するわけがないのです。ですから，それらそのものをとって同化だとか，結局一緒やないかとかということにほならない。つまり，公営住宅が開放されたとか，もろもろの権利が獲得されたとかは，あくまでも一歩一歩であるということ。初めの一歩なのだということです。その一歩一歩を進めていく中で意識を変えていく，朝鮮人の意識を変革していく，それを取り巻く日本人の意識をも変革していく。

同胞達をやはり一人一人変革していくというような運動の形態をとっていかなければ，そんなに簡単に意識が高くなることにはならないです。ただ，それでも言わしてもらえれば，公営住宅なら公営住宅に入れるのと入れないのでは，大違いだろうと思うのです。つまり，入れるということがはっきりすることによって，それではあれも獲得できるのではないか，これも獲得できるのではないかというように，日本社会で朝鮮人として生きてゆけるという希望の炎は少なくとも与えた，そのステップだけは与えた，あとどのように一歩踏み込んでいくのか，どう自分が変革されていくのか，どう運動が発展していくのか。これらは運動側の課題だろうと思うのです。そのような運動をどのように作りあげていくのかということだと思います。

ですから，例えばトッカビの親睦会の運動があるわけですが，最初に組織されて皆が目覚めていったのは，何もないとこで目覚めていったのではないですよ。何かあるから目覚めるのですよ。当時，最初問題になったのは団地です。皆入っているのに朝鮮人だけ入れない，なんでだ，ということです。その中で，各地で国籍条項撤廃闘争があいついでいく。これは，いけるのではないか，目の前にぶら下がっているからですね。このようなことから初めて，皆が目覚めて，それでは運動をしようということだったんです。

運動というのは，意識とか闘いというのは“ある”ところから始まると思うのです。全く何も無いところから，展望もないところから運動ははじまらないと思うのです。だから住宅に入った，入ることによって皆が意識が低下して，運動をやらないということではなく，そこから親睦会の運動がまた始まっていく。そして，次は何だということになるのです。なにも権利がない時には権利意識も生れないのです。なにも無い時にはあきらめしかないのです。そのような時は，しんどくてあきらめなくてはやっていけないのです。しかし，なにか一つ取れたとなると，次はなにかとなるのではないでしょうか。そこから要求が高まっていき，要求意識が生れる。権利意識が生れる。それが人権意識の向上に発展し，運動につながっていくというわけです。それは，どこでもそうだろうと思うのです。ただ，運動する側が途中でさぼると，一時期は停滞をし，あるいは意識の低下をもたらし，いつのまにかさぼりが高慢な態度に表われてきて，運動のなか味に原因を求めるのではなくて，生活の権利が獲得されれば，結局は皆同化するのだということで悩んでしまう。これは，非常に無責任な，いいかげんな悩みだと私は思います。その意味で，批判されるべきは我我自身だということです。

それから，“ものとり主義”について批判させていただきます。これは，在日朝鮮人の生活要求運動に対して“ものとり主義”という言葉が公然と出たのは，去年か一昨年でしたか，名指しはやめますが，同胞の学生の文化祭のパンフレットにありました。パンフレットの最初のところに，同胞の運動が最近，ものとり主義の運動が出てきていると，そしてカッコ付きで例だけを出して，生活権の要求がどうのこうのと言って，ものとり主義だというのを読みました。私は，「これは間違っている」，というのは，ものとり主義というのは，物をとってからものとり主義というわけです。まともにとれていない時に，ものとり主義というのはおかしい。もっと言わせるのならば，我々在日朝鮮人は物をとられているのです。権利はもともとあるのですから。貰うものではなくて，“ある”のです。“ある”ものをこれだけとられているわけです。今，それを取り返していこうという運動をやっているのです。取り返すことを“ものとり”

とはどういうことでしょう。人のものを取る時，ものとりでしょう。あるいは，必要以上のものを取る時，“ものとり”ですよ，簡単に言わしてもらえれば。

なぜ“ものとり主義”という言葉が出てきたかというと，恐らくこの“ものとり主義”という単語を書いた筆者は，どこでみつけたかは知りませんが，恐らく解放運動だと思います。部落解放運動が発展するなかで，最近“ものとり主義”的傾向が出ているというように，解放同盟みずからが自己反省しながら，各地を総点検していくという運動をしていますけれども，そのことを少しかじって，「我我同胞もこのようになってはいけないな」としてしまう。生活権利の問題でいえば，はるか向うの問題なのです。というのは，解放運動の場合は，１８７１年の解放令で制度上の差別は全て徹廃されたわけです。制度上の差別が徹廃されて，制度的には平等になったにもかかわらず，あまりにも現実的には差別がひどい。あまりにもひどいので，そこから水平社の運動が生れたわけです。それから部落解放同盟という名前になっていって，次から次へと，差別の実態が明らかにされて運動が発展していった。そして，これではだめなんだと，形式的平等は実態的には差別なんだと，制度の平等は，実質的にみてみると，差別になっているのだと。だから，低いところには厚くという原則，それが本当の民主々義なのだと。例えば，子供が五人いる家，子供が一人しかいない家，そこにパンを平等に分けると。どっちも一個づつ分けると，形式的には平等かもしれないけれども，実際食べるという段階になると，差別でしょう。一人一人の人権ということを考えた時に，これは差別でしょう。これは，本当に民主々義ではないんだということ，これは，本当に平等ではないんだということです。

それから，もっと言わせてもらえば，正直いって，学生の運動体が“ものとり主義”だというふうに言うことに非常に反発を感じました。例えば，同胞の労働青年の運動の中で“ものとり”ではだめなんだと，我々はしんどいけれどもがんばるんだということについては感情的には，まだわかります。間違っているなと思いながらも，がんばっているなと。それは，単に学生だから生意気だというのではなくて，やはり，同胞の学生はいろいろいますが，在日朝鮮人の中では選ばれたエリートです。このことを考えた時に，物をとらなくても十分あるいは一定生活できる人達の意見であろうとみてさしつかえないのではないか。しかし，全員がそうだというのではないのです。しんどい中，解放をめざして勉強をしている学生もいます。そのような学生が“ものとり主義”だと批判をする場合もあります。しかし，基本的にはその考え方が出てくる背景というもの，だいたい思想とか意見というものには必ず背景がありますから，利害背景というものが，金のある者にはある者の立場を反映していますし，金のない者の言葉にはない者の立場を反映していますし，そのようなことを考えた時に，何もとれていない，本当に同胞が苦しいなかにやっているのに，やっと児童手当がとれたと，これでミルク１個が買えるという同胞がたくさんいる中で，これを“ものとり主義”だと言うのは，あまりにも同胞の現実を知らないこともあるし，自分がそのようなことを知らないからだろうと，そのようなことを感じました。その意味で我々の運動はまだまだ，そのような人達の立場を代弁している運動でしかないのではないか。今日の民闘連の集会のメイン・テーマでもある「生活に根ざした」ということ，「地域に根ざした」ということ，そのようにはまだまだ我々がなりきっていないのではないか。少なくとも，そのような運動が在日朝鮮人の解放運動というのか，生活権運動というのがまだまだ重要な位置を占めるに至っていない。つまり，本当にミルク一缶買う金がほしい，その為に児童手当一つもらうことがどれだけうれしいことか，というような同胞達の意見を反映するような運動がまだまだ我我の戦線の中で弱いのだということを痛感せざるをえないと思います。

4. 在日世代にとって〝民族主体〟とは何か

わたしはさきほどから「曲ものだ」と言いながら「同化」という言葉について，いろいろな話しをしながら詮索をしてきました。と同時に，その反対の極にある「民族主体」の問題についても詮索してきました。

まず，なぜあえて民族主体を言わなければならないのかということです。なぜ必要なのかということです。私もいまだにわからないわけです。いろいろな人達がいろいろなことを言っています。民闘連のなかでも意見が違うようです。民闘連以外の方々のなかでも，民族主体という言葉が最近かなり言われていますが，全部違います。

私自身も，そもそも言葉の概念をよくわかっていないこともあるのですが，少なくとも同化になってはいけない，という意味での民族主体ということであるならば，同化を克服する力をもつ，同化しない力，保障，展望を持つのだというような，内容だと考えていいのではないかと思います。

では，在日同胞にとって「同化」とは何かから考えてみたいと思います。

私個人の意見というのは，「同化」とは，在日朝鮮人が抑圧されているということ，そして当然そこから闘いが起りうる動きに歯止めをかけるものである。あるいは闘いを思想的に事前につぶすものである，ととらえます。いわば，差別者の，支配者の朝鮮人に対する支配の一形態であろうと思います。

もともと同化政策というのは，朝鮮人を日本人並にするとか，日本人と同じにするとかということではなく，日本人に思わせることによって，思想的に在日朝鮮人の闘いを抑圧していくということです。そして，民族的抵抗心を除去するということではじまったのが同化教育です。

このようなことから考えると，同化に抗するということは，闘うということしかないのではないでしょうか。

つまり，問題はわれわれ在日朝鮮人にかけられた差別と抑圧にどう抗するのか，その展望をどうもっていくのか，それがわれわれ在日朝鮮人にとっての民族主体ではないか，というふうに思います。

そのために，やはり民族文化も必要であろう。しかし，残念なことに民族文化を趣味的にやっている人が多いのです。民族舞踊，ウリマル等がかなりできる人に，是非子供たちに教えてくれとたのんでも，ことわられます。そんな為にやったのではないといいつつ，自分は自分なりに民族意識を持っているのだといいます。「では，それをどこで返すのか」と聞くと「子供に伝える」という具合です。それが朝鮮人として自立している，民族の主体性を持っているのだ，と思っている人がかなり多くいます。だから問題なのです。だからわれわれの運動は，かなり混迷をせざるを得ない事態にいたっているのです。

本当の民族主体とは，要するに，人間として，朝鮮人として，この日本社会で生きていく力だと思います。そしてその具現化というのは，闘いなのだということです。朝鮮語を話しても，踊りができても，差別と全く闘わない人は，本当の意味で民族的自覚を持っている人とは思わない。民族的素養を持っている人とは言えるかもしれない。

つまり，民族的素養を知識として体得することが民族主体の確立か。そもそも在日世代が日本という差別社会で，なおも人間として生きて行くために必要な主体性とは何か。現実の生活に引きつけて改めて考え直す必要はないか。少なくとも今在日世代にとって必要な主体とは，日本の差別社会で生きる上で必然的にぶつかる民族差別の壁と闘う展望と力を身につけることであると言える。ということであります。

運動をすすめてくるなかで，言うところの同化論に対してヒステリックに批判したり，けんかしたりしましたが，ひとつおさえておきたいのは，私は一世の言う同化論には耳を傾ける必要があるであろうと思うのです。一世の非常に苦しい日帝の植民地統治下のなかで抵抗運動を続けてこられた大先輩が，民族を本当に思い，二世三世を本当に優う気持で

公務員に入ることは同化ではないかという問題提起をしていることについては，しんしに耳を傾ける必要が私はあると思います。それは，彼らにしてみれば，生爪をはがされるような拷問を受けながらも，なおも民族の誇りを持ちながら闘ってきた，そうした拷問者が公務員であったし，朝鮮人の弾圧に朝鮮人の公務員が使われたという歴史的事実のなかにこめられた思いを考えるからです。そして，そうした思いとともに，在日朝鮮人の二世三世の８０％が日本学校へ行くという現実からくる将来への憂いから，公務員になってくれるな，もっと自分たちが頑張ってきた歴史の闘いを引き継いでほしいという思い，その思いを大事にしたいと思うからです。

5. 地域闘争の重要性

結論は，今までの話しのなかで出たと思います。

多くの成果を運動によって勝ちとっていくなかで，われわれにとっての成果とは何か，ふたつあると思います。

ひとつは，児童手当なら児童手当が得られたということの具体的な成果。それからもうひとつは，権利を獲得するまでの長い苦しい道程のなかで，自分自身が変ってきたということです。そして，自分の仲間たちも変えていかなければならないということです。

つまり，運動を通じて人間が変革されていく，同胞が変革されていくということです。

仮に地域の拠点が全然なかった，同胞との具体的つながりがないところで権利が獲得されていくとします。確かに具体的な成果はあっても，もうひとつの成果である，つまりそのなかで変っていくことがないということがあっても，同胞大衆が権利がないのは当り前という意識変革をうながすことにはなります。とれるのだ，やればできるのだということがわかれば，必ず次の要求がでてくるものです。闘いに目覚めさせるということが，非常に大切であり，大きな成果であると思います。こうしたことを，返して行く道すじというか，具体的な手立て，それはやはり地域であると思います。地域の同胞につながりながら，地域のなかに闘いを組織していく，そのなかで成果が地域に返り，同胞に返って行く，そのことによって同胞が変っていく，というダイナシズムが大切であると思います。

つまり，われわれが本当にいま同化に接する力を培っていく場というのは，地域であり地域の同胞とともにあるなかで，はじめてできるのではないかということです。

しかし，地域活動だけが全てではないと思いますが，少なくともそのような闘いの必要性だけは強調しておきたいと思います。

第二分科会質疑応答

□質疑応答

（質問）

制度的差別が撤廃されていく中で，その先は一体どうなるのか。

（答） 徐　正　禹

もし，制度的差別が完全に撤廃されたとしたら，日本社会の中にある在日朝鮮人に対する差別がいかに深刻なものかがはっきりするだけだと思うのです。今までは，制度で差別されているから我々は差別されている，みじめな生活をしていると思いがちです。しかし，完全に門戸解放され，実態を見た時には，在日朝鮮人の子供の低学力は克服されているか，非行の実態はなくなっているだろうか。問題は制度にあるのではなくて，社会全体にあるのだということが明らかになってくると思うのです。

だから，誰の目にも明らかになってくる時点になって，それに上載せする運動が必要となってくるのではないでしょうか。例えば，在日朝鮮人に対する特別立法処置のようなものが必要となるのです。

また，啓発活動がものすごく遅れているのでこのことも，この先必要となるのではないか。

（質問）

制度的差別がなくなっていく過程でも，日本人の差別意識は変らないのでは。

（答） 染　泰　昊

たしかにその通りだと思います。だからこ

そ，闘いがあるのだと言いたいと思います。その為に啓発活動をしなければならないし，同胞の集りを強くしていかなければならないと思うわけです。

また在日朝鮮人の権利というものが取れれば取れるほど，在日朝鮮人の在り方が益々問われてくるのです。そうだとすれば，日本社会の中で，あるいは祖国との関連の中で，自分は一体どのような存在になりたいのかが当然問題になってくるわけです。だから，先ほど，徐君が言った様に，言葉ができる，踊りができるということをもって民族主体であるとは言えないと，そこで提起されてくるわけです。ですから，我々は在日同胞の状況に心を配れる人間作りをしていくことが一つの課題にしていかなくてはいけない。だからこそ，民族教育というものが当然に要求されてくるのです。



教育関係分科会全体会

教育関係分科会全体会発題

在日韓国・朝鮮人教育にかかわった十年の歩み

稲富　進
（日本の学校に在籍する朝鮮人児童・生徒の教育を考える会）

今日は，全国各地からおみえになっている方々ですので，とりわけ大阪の中で，ここ十年の間で取り組んできている在日朝鮮人教育運動の流れといいますか，そういうものの中からつかんできたもの，私自身が今，今後の問題として考えていくべき方向というのを，私なりに整理してお話しして，今後の討論の中に一つの材料を提供していきたい，このように思います。

私は，紹介がありましたように「日本の学校に在籍する朝鮮人児童・生徒の教育を考える会」，１９７１年の７月３１日にこの大阪の地で発足をした，在日朝鮮人教育運動の運動体があるわけですが，そこでここ十年ばかり，問題提起なり教育実践というものを拡げる運動にかかわってきた。それで，今日の集会で私が問題提起をしていくひとつの立場というのは，こういうふうに私自身は，位置付けていきたい。この民闘連の集会というのは，在日朝鮮人と日本人の連帯の運動を，どのように拡げていくのかという視点，とりわけ，在日朝鮮人の主体の側の運動として全国的に位置付いてきている。そういう運動体の中に，日本人の教育運動を進めてきた者として，何をどのように提起するのかというような立場

でいるわけです。

といいますのは，ここ十年の中で私どもが考えてきました運動というのは，私どもがとりわけ，学校教育を中心とした，地域の家庭教育含めた教育の場を中心にして，この民族教育の問題を考えてきたら，いきおい，学校教育の場の中で，日本人教師，教育労働者が，何をどのような形でとらえて運動化していくのか，というところに視点があるわけです。ただその時に，私どもが絶えずこの運動の出発の時に，絶えず頭をかかえこんでみた問題というのは，みずからが在日朝鮮人の置かれている状況なり，その生活の背景にあるもの，日本の社会の排外的な状況というものの認識というのが非常に薄いところから出発をしているというところから，さまざまな悩みというのがあります。

もともと，私どもの運動が出発したのは，こういう問題からでした。当時，大阪においては，部落解放運動というものが，日本の教育に対する，つまり戦後の民主々義教育というものに対する告白という形で，ひとつの問題提起をしたことがありました。それは，先生方が口を開いたら，民主教育を進めているというけれども，実は私どもの地域の学校には，部落の子供だけが通っていて，その地域の部落以外の子供はみんな，そこから越境して逃げておらないじゃないか，これはなんだ，そんなの民主教育か，地域の教育を育てずして，部落の差別を温存しながら何が民主教育か，というようなことが始まりだったと思うんですね。そういうころ，１９６０年代半ば頃の解放教育運動の高まりとともに，日本の民主教育を撃つという形で提起をされた，そういう問題の受けとめ方，それを受けとめていった教師たちが，実は私たちの運動に集った母体になるわけです。

その時にそういう中で自分たちの教育を洗い直すといいますか，そういう作業を進めていった教師たちが，ひとつの差別文書を発見していくということがあったわけです。それは，大阪市に中学校が百いくつかありますけれど，その校長が組織している「校長会」というのが，「朝鮮人の生活指導」と題した文書を発表した。そこには，朝鮮人の生活習慣はこうであるとか，非行化した生徒は再犯を犯す率が高いとか，ありとあらゆる朝鮮人に対する蔑視・偏見に満ち満ちた文書であった。そのことをとらえることができた教師たち，つまりそれが差別文書であるととらえた教師たちが，この運動のきっかけを作ったわけであります。

しかし，そのきっかけをつかむことはできたけれども，そのきっかけをつかんで，さて，それを，その文書を書いたのは一体誰なんだ，ということを告発していく運動，そういう運動の中で，各地で教職員組合が，校長会を糾弾していく闘いみたいなものを組んでいくわけです。各ブロックに分かれて，校長会のまたひとつの組織があるわけですが，そのブロックごとの校長会の糾弾闘争というのをやっていくわけです。

ところが，実はその糾弾の過程の中で，何が明らかになっていったかといいますと，その校長会文書の下じきを作ったのは一体誰なのかという問題でありまして，つまりそれは，大阪にその当時，日韓条約が締結された1965年後，どんどんと日本の学校に朝鮮人児童・生徒が入ってくるという状況の中で，その子供たちに対する教育対策という名目のもとに作られた大阪市外教というのがあるんですね。その市外協には，多数在日朝鮮人児童・生徒が在籍している学校が加盟して，そこの教師たちがかかわってきている。その教師たちの研究会のところで，各学校に対するアンケート調査をしているわけですね。そのアンケート調査の集約されたものが下敷になって，校長会差別文書というのができていたと。こういうこと，つまり糾弾していくと，その糾弾していってる相手を問いつめたら，「これ，だれが書いたんや」「いや，これは実は市外協の資料を参考にさせてもらいました」「市外協って何や」「実はこうこうで，多数在籍している学校が加入している団体なんです。教育団体です」「どんなことやってる」「在日朝鮮人の教育問題を考えるんです」という

ふうな形で，こうやりとりしていくうちにですね，その下敷になっている文書そのものが，市外協が各学校からもとめたいわゆる資料である。そのアンケート調査に筆を入れた，すなわち手を入れたのは一体誰なのか，それをまとめたのは誰なのかといったら，自らになる。こういう図式が糾弾の中でハッキリしてくるわけです。つまり，みずからが朝鮮人差別の思想をもった教師であるということが明らかになってくる，というようなところから，この運動が始まっていくわけです。

日本の学校になぜ，朝鮮人児童・生徒がこれだけ多数学んでいるのか，というふうなことを，最初のうちは，ずっと学習していく，そういうことの繰り返しである。しかし，こういう学習ということの中で，それぞれの教師が約束しあったことというのは何であったかというと，ただ単にここに集っている教師が，自分たちの朝鮮問題に対する考え方を論じあうということではなくて，一番重要なことは，それぞれのみずから足を置いている自分の現場へもって帰って，その現場の中で何をどのようにするのか，ということが一番大事なことであるというひとつの約束事いうんですか，私どもの考え方の中心になっていったわけです。

たとえば，一貫して本名を呼び名乗るということの運動を進めようという問題提起を私どもはしてきた。そうすると，それでは自分の学校へ帰ったら，非常に排外的な差別的な状況っていうのはまわりにあってですね，朝鮮人児童・生徒が学校の出席簿の中で，どのように扱われているかということを，朝鮮人生徒はクラスの中に漠々と置いておくだとか，それは何だと問いただしたら，「いや，それは実は，あんまりかためておいたら非行が起きた時，問題が起きた時に困る」だとか，そういう発想がボンボン出てくるというような状況から出発するわけですから，すんなりとこの問題が教育現場の中に入っていくわけはありません。

そこで，まず自分のクラスの中で，自分のクラスの中の朝鮮人はだれか，そのことをまずキッチリと自分の視野の中に入れていこうというようなところから出発していく。そういうふうな運動を続けていく中で，なぜ私どもが，本名を呼び名乗る運動ということをひとつの軸にしていったのかというと，結局のところ，私どもがクラスの中にいる朝鮮人児童・生徒，学校の中に在籍している朝鮮人児童・生徒を日本の子供たちと同じような形で見ている，その思想というんですか，その考え方みたいなものが，ごく普通になっている。そのことは，文部次官通達というところの中に「日本の子供と同様にとり扱う」と規定されている考え方と全くいっしょなんですね。そういう討論をしていきますとね，「この子供は朝鮮人だ，そういう問題を私たちは，自分たちの教育の問題として考えていかなぁあかん」と職員会議で提起する。そうすると，「いや，私は全然朝鮮人の子供を差別はしていません。日本の子供と全く同様に教育をしています」こういう反応がどんどんかえってくる。このことは，実は十年たった歩みの今日的な状況の中で，そいじゃどうなんだ，といわれてもそんなに大きく大きく変ったとは言えない。十年の歩みの中で，十年の前に比べたら，量的にも質的にも一歩半歩前進ということは言えても，圧倒的な教育全体の状況から言うと，そんなにえらそうなことは言えない状況であることはそのとおりなんですが，その当時は，もっとそのことがひどかったわけです。その中で，ひとりの教師が，たとえば「考える会」のシンポジウムの中に参加して，その中で目を開いていく教師が，自分の現場に帰っていって，そこでその問題を提起していく，しかし日本の子供と同様にとり扱っている，差別なんかしていないという反応が返ってきた。これは，部落解放教育を推進している現場でごく普通にみられた状況であったわけです。私たちはそのことをもう一度シンポジウム等でとらえかえす時に，はたして部落解放教育を担っているというけれども，実はそれは，本当に部落解放教育を担ってんのかというような，さらに深めた論議をそこでやっていった。

その時に「考える会」のシンポジウム等に参加をしていた，長橋小学校という大阪市の西成区にある，全体が同和推進校，推進地域としてある学校ですけれども，そこでずっと実践をしてきた教師たちが，ひとつの問題にぶつかっていく。それがどういうぶつかりであったのかといいますと，その学校では，解放の学力をつけていくために，いままで被差別の状況に置かれていた子供たちに対して，一定の目的意識的な取り組みが必要だということで，午後に補充学級であるとかいうような学級の指導，部落の子供たちの指導，そういう時間帯を設けてやっている。そういうところでは，いままでの置かれてきた状況の中から，低学力の子供たちがそこでいっしょうけんめい勉強するというような取り組みなんですけれども，そこへ朝鮮人の子供たちが，「私たちにも勉強教えてや」という形で先生たちに要求していく。と，教師たちはそこで，「これは部落の子供たちを育てるところなんだ。おのずと問題がちがうんだ」だと思いつつも，子供たちにどう説明していいかわからんから，「ここはあなた方の勉強する場とちがいます」と言って，もう切る。そうすると，こんど家へ帰って，お父ちゃん，お母ちゃんにこのことを言う。そうすると親たちは今度は，父母集会の中で「なぜ私たちの子供をこの学級の中で勉強させてくれんのや」というふうにして，今度は親たちの要求として出てくる。そういう問題を教師たちは，一体自分たちの教育の現場の問題としてどう考えるのか，部落解放教育とのかかわりのなかでどう考えるのか，というふうな問題認識をもつ教師たちが出てくる。最初のうちは，その問題をよう整理しきれんかったわけですけれども，結局課題がちがうということで，その学級に入れないでほっておく。その入れないことは，その課題がちがうんだからそれでいいとしても，それでは低学力でおかれている，同じように貧乏だ，そういう子供をほっておくというう思想性はどうなんだというようなことが，次第に教育現場のなかの論議になっていく。やはり，朝鮮人には朝鮮人とし，この課題があるじゃないか，そういう課題に向けて，その教育を保障していく取り組みをしていかなければ，それは，真に部落解放教育を担う教師集団とはいえないじゃないか，というような論議がそこで出てくるような中で，「民族学級」というものがそこで，1972年に発足ます。

これは，大阪における「考える会」の運動の核を作っていくような大闘争であったし，それは，大阪市の教育委員会が，まずそういう営みを認めるか認めないかという行政闘争でもあったわけです。つまり，文部次官通達の中で，日本の学校に在籍する朝鮮人児童・生徒の教育にあたっては，日本人同様に扱う，特別の取り扱いをしてはならないという規定があるわけですけれども，それをこえる教育活動として，この長橋小学校の教師たちが取り組みだしたと。そのことを行政に認めさせていくという闘いですから，それはもう行政は抵抗しました。と同時に，実はその当時は「考える会」に結集している教師たちは，まだみずからの現場の中でひとつの運動というものを組織できない，教育実践を組織できない状況の中で長橋の教師集団の先進的な取り組みを支援しよう，という形での運動ですから，他にまた闘う力をたくわえていない状況の中でやってるわけですね。しかもそれは，今日も今後，我々の問題として考えていくっていうことであるわけですけれども，朝鮮人の主体の側との連帯の問題ということが，私たち教師の中から，十分にしきれてない状況の闘いであったわけです。

つまり，長橋の民族学級をやっていこうとする時に，その長橋の中の，その地域における地域父母との連帯の問題，それは朝鮮人の，北であれ南であれ，さまざまにおかれている状況のちがいがある親たちがそこにいるわけです。その親たちとの連帯の問題というのは，実はみずからの教育現場の実践というものを，きっちりと日常的な形の中でつめていく，そういう積上げの中で，その実践活動をつくりあげていくところまで十分にはまだいっていない。しかもなお，大阪全体の状況からすれば，そういう実践がほとんど理解されていな

い状況の中での運動であった。しかし，この運動をとおして私たちは何を学んだか，結局その運動は，大阪の教育労働者に対して大きな目を開かせることになっていったと思うんです。

つまり，その運動をとおして私たちが学んだことは何であったか，といいますと，親たちとの連帯の問題でいうなら，その時にはですね，支持を得られない部分からの抗議だとか，そういうことはもう，教育委員会，あるいは私たちそれぞれの現場に対して，もう然と起こってきたというようなことを体験しました。しかし，その教師たちはそこをくぐり抜けるなかで，今日までその実践を続けてきました。

やはりその朝鮮人を日本人と同様として扱ってきた私たちの教育の今までのこの考え方みたいなものが結局のところ一番問題なんだと，もっとですね，朝鮮人に対しての，外国人として認識していく私たちの思想性をどのように認識しつくり上げていくのか。それは，日々の教育活動を通して，父母との関係を作りながら，どのようにつくっていくのか，ということが私たちに問われた闘いであったわけです。そういう闘いをとおして，その闘いに結集していった「考える会」の教師たちが，それぞれの現場の中で，長橋に学べということで，それぞれの学校の中で，クラブ活動を組織したり，あるいは子供会活動を組織したりするような営みがその後つくられていく。

さて，そういうふうな闘いというのは，1971年から起こっているわけですが，それ以前の教育労働者の闘いというのは一体どういうことであったのか，戦後の教育労働者，この在日朝鮮人の民族教育にかかわっての教育労働者の運動はなかったのか，というと，決してそうではなかったと思うんです。つまり，私たちの組合の日教組というのがありますけども，その日教組の中で一体どのような形でこの問題がとらえられてきたのかといいますと，大阪においては1948年当時に，戦後の在日朝鮮人の主体的な民族運動の一環として，民族教育が中心にすえられて，全国各地に民族学校がありました。それが，戦後の権力の弾圧によって，学校閉鎖令ということで閉鎖されていくという弾圧の歴史があって，再び日本の学校に多数在日朝鮮人児童・生徒が入ってくるという状況が生まれました。そういう状況の中で，大阪には全国の中でも$\frac{1}{3}$といわれる在日朝鮮人が在住している地域ですから，その弾圧の歴史の中で，これは全国各地で抵抗闘争があったわけですけれども，その阪神間でもその抵抗闘争のあとで，日本の学校に多数の朝鮮人児童・生徒が入ってきた。その親たちから，「私たちの子供の民族教育どないしてくれるねん」と，「日本の学校でどないしてくれるねん」という要求があって，そういう抵抗運動の中で，大阪市立の西今里中学校という朝鮮人だけの中学校というのが公立で生まれているんです。それは，抵抗運動の中で生まれたものであったわけです。その西今里という中学校の中には，朝鮮人教師と日本人教師が共同で教育実践をしていくというふうな時代があったわけです。ところが，1958年に，共和国への帰国運動が高まっていく。その帰国運動が，一段終息していく時期と共に，大阪におけるその当時の在日朝鮮人教育というのは，下火になっていくといいますか，教育労働者の視野の中で非常に弱くなっていくという約9年の空白を経て，そして再び1971年に，日本の学校の子供たちに焦点化された運動が起こってきた。ところが一方，日教組運動では，民族教育，つまり朝鮮人の教育は朝鮮人の手で行うのが当然のことである，民族学校の門へ連れていくのが，教育労働者の運動課題である，ということで，自主学校の門へ連れていくことが，私たちの間のひとつのスローガン，運動の軸であった。だから，日本の学校にいる子供たちの問題は，すっぽりと視野の中にぬけてしまったというようなことがあった。そういうふうな経過の中で，「考える会」の運動があったわけです。

今私たちが担っていかなければならない問題として考えておりますのは，ひとつは，私たちは，主としてみずからの教育の現場の中から運動を提起しているわけです。その運動を提起している中味は，私たち日本人教師が

できることっていうのはあるんだと，それはどういうことか。今，とにもかくにも私たちの現場の中で朝鮮人を暗まして生きようとする子供たちが現実にいる。それは，そういう意識をささえているのは，日本の排外的な子供たちの意識の問題であり，親たちの問題である。だから，私たちが第一に考えていくべき問題は，その日本人の差別的な排外的な思想をどのように克服していくのか，という教育の中味の問題であるというのが第一点だと思うんですね。そのことと，それから現に，子供たちが，在日朝鮮人の子供たちがいる，その子供たちを，その今晦まして生きている，その子供たちを，いかに民族に向き合わして生きさせる，のかという第２の課題として，それは同時的に進行させていく課題としてある。その場合に，先ほどから何度も申しておりますが，私どもがこれまで，地域・父母，そういうところとの連係の問題ということ，そのことを十分にまだまだやりきっていないという問題，そのことを我々は，今後どのように追究していくのか。もちろん，それぞれの現場の中で，それをこう執拗にやり続けている現場もあるわけですけれども，圧倒的にはまだまだその点が非常に弱いのではないか。だから，この後の論議の中で，是非考えていきたいなと思っていることは，私たち日本人の教師の部分が，地域を含めて何をなしうるのか。そのことの視点の方向として，それは在日朝鮮人の父母とのかかわりをどのようにつくっていくのか。

朝鮮人父母の場合，日常的に置かれている状況っていうのは，非常に厳しい状況があるわけですから，たとえば家庭訪問しても，じっくり話しこんでいけるような，いつ行っても会えるというふうな状況じゃないとか，さまざまな困難な状況がありますよね。そういう状況の中で，しかも自分たちは，この在日という中で日本の社会に住んでいくんだと，だからもう，私たちは日本の社会に住んでいくんだから，そういう民族という問題というのは中心的にあんまり考えたくないんだと，これはもちろん遅れた意識であろうと思うんですけれども，そういう意識が現実にはでてくることが多い。そういう問題に私たちはどのように切り込んでいくのか。それは，在日朝鮮人の主体の側の大きな課題でもあると思うんですね。そういう課題を双方がみつめあっていくことが必要であろうというふうに思います。

それからもうひとつは，この民闘連がずっと掲げてきている問題があると思うんです。それは，自分たちの生活の現実，地域の生活の現実，みずからが置かれている社会的な被抑圧の状況の中で，その問題と闘う力量をどのようにつけていくのかっていう視点から運動化していくということだと思うんです。そのことは，部落解放運動がですね，絶えず私たちに，日本人の中で被差別の状況に置かれた者たちの闘いということで教えてきているものであり，そのことは，朝鮮人の置かれている状況はもっと，日本人総体の抑圧の中に生きてるわけですから，こういう現実の中で非常に厳しい闘いがしいられるわけです。しかし，その厳しい闘いをどのような主体をつくることによって切り開いていくのかというのが主体の側の課題，そこに私たち日本人の側が，どれだけ連帯できるのか，という課題であろうと思うんですね。

双方がそれぞれの課題をみつめ合って，主体をつくるということであろうと思うんです。私たちはややもすると，私たち教育労働者は，どうしても，みずからの教育課題，足を置いている場，というところに目を向けていきます。で，その中での教育の実践をつくろうとします。ところが，その実践の壁になってくるところが必ず，それはその朝鮮人が置かれている生活の厳しさ，いわゆる無権利な状況に置かれている壁と，この教育労働者がそこに踏み込めないといういらだちみたいなものをもつわけですね。

それは，教師としての限界性みたいなものがある。そこのところを気がついて，どうやんねんというところで悩むわけです。それは実は，今度は他の労働者との関係という私たちの問題になると思いますけれども，そういう問題として今後，追究されなければならな

いだろう。しかしながら，より大事なことは，私たちはひとつ，教育労働者としては，みずからの教育現場の非常に排外的な状況が現実的にはあるわけですから，その闘いという，つまり教育の闘いということをおいといて，そのことを中心にすえないで，他の運動へというような考え方だけは，はずしたい。つまり，みずからの教育労働というものの質を問い直す，その中から見えてきたものへの闘いへの参加，そこへ積極的に参加をしていく，という状況の中で，たとえば就職差別の問題がある，その差別をどのように克服していくのかという闘いの戦列の中に加わっていく。その時に，その子供たちをどのように育てるのか，ということの主体をぬいていくと，それは結局同化につながるという，そういうことになるのではないか。つまり，同化につながるとかつながらないとかという問題を考えていくときに，教育労働者は教育労働を質の中で，その朝鮮人の子供たちがみずからの主体をつくっていくよう，つまり，差別に闘っていく主体にどのように子供を育てることができるのか，という課題と闘うこと。そのことが，同化につながらない闘いである，というふうに考えております。

教育関係分科会全体会

在日韓国・朝鮮人青年の声

安　商　徳（アン・サンドク）
（トッカビ子供会）

今年に入りまして，数多くの在日朝鮮人教育の集会が大阪で持たれたわけですけれども，この民闘連の教育分科会というのは，そのような集会と違った特色があると思います。ひとつは，当事者の在日朝鮮人がたくさん参加しているということで，やはり出るに値いする集会だと思います。少なくとも，多くの特徴的な在日朝鮮人の声が，各分科会の中から出てくるだろうと思っています。

まず，私の方から自分の生い立ちを少し語りながら，その中で考えさせられたこと，今の現状はこうではないかというところを，皆さんに訴えていきたいと思います。

私は，この安中で生まれ育ち，現在も住んでいます。今は，子供会の指導員をやっています。小学校時代ですけれども，いつ頃，自分がいわゆる朝鮮人であるということは，小学校一年生になるまでは，全然わからなかった。ただ単に，おもしろい方言が使われているなぁとか，変だなというような感覚は，あったわけですけれども，おそらく一年生になって，わかったと思います。私の親は一世ですから，生活のなかで三分の一が朝鮮語でした。小学校の一年生になるまでは，兄弟で遊ぶというふうな感じであったわけですから，別に朝鮮語を使っても，通じるわけです。あるいは，親せきの家で遊ぶという形で，何の隠しだてもしなかったわけです。ところが，私の親が一世で，年が６７歳で，孫ぐらいの年の差があるわけです。そういった意味で，日本語そのものも，なかなか覚えきれない。だから朝鮮語と日本語がゴッチャになっているというなかで，小学校に入学するわけです。そういった意味で，自分のオモニのことを「オンマー」というふうに言っていたわけです。一年生の二学期ぐらいから，自分でかえようと思ってかえたのではないのですけれども，自然と「お母さん」になっていると。これは何でやろうなということを，よく考えたわけですけれども，ひとつにはその「オンマー」という言葉が，いわゆる汚ない言葉として，やはり，まわりからバカにされるということがあったわけです。そういった朝鮮語って汚ないものだ，使うものじゃないんだ，汚ない方言だというように私はとらえてきたわけです。一年生の時，担任の先生が，それはわけがわからない言葉だから「お母さん」と言いなさいということで，たしか強く言われたような記憶があります。

私のオモニは，私が小学校四年生のころガンで亡くなったのですが，その時の葬式が，日本の葬式と朝鮮の風習である葬式と，足し

て二で割ったような葬式だったんです。クラスの代表からという形で，皆来るわけですね。もちろん民族衣裳を私も着ているわけです。それがものすぐく嫌で，一方，自分の母親が死んだ悲しみと，皆から見られて嫌だなという気持ちとがごっちゃになって，非常に胸が痛いというのですか，なにかこう上から重い荷物をのせられたような感じでした。母親が死んだ悲しい実感と，もう朝鮮人いややという気持ちがありました。

先程も言いましたように，私の使う言葉は小学校一年生の二学期ぐらいまで，朝鮮語と日本語をごっちゃになって使っていて，それはあかんのや，使ったらあかんのやと思う中で，自分の朝鮮観というのはかなり歪められてきました。家に帰っても一世ですから,「なんでや」ということも聞けない。それと，小学校二年生，三年生ぐらいから，やはり地域の校区全体の友達関係というのができてきますし，その中で，もちろん自分の家とその子の家の違いが見ればハッキリわかるわけです。ひとつは，汚ない作業服を着て土方をしていると。それと一方は，スーツを着てサラリーマンをやっている。自分の住んでいる地域は，朝鮮人の密集地でしたので，子供心に感じるのは一緒なんですね。日本人と全然違う，なんでだろうなと。そこから，もういややと，そういった親の職業から朝鮮人はいやだという感情が自分自身多かったと思います。それから，小学校一年の二学期ぐらいから，隠そう，隠そうという意識がずっとありました。特に，卒業証書を，担任の先生がやはり本名で書かんとあかんなぁということで，本名で書いたわけです。ところが，卒業証書が順番に配ってくるわけですけど，たまたま，僕の前の子が休んでいたので自分の証書がよその子の手にわたったわけです。それで名前が，何でこんなにちゃうねん，おかしいやないか，ほんとちがうんやなぁということで，卒業式の時みんなから，ばっと言われた記憶があります。

それから，高校になってからなんですけれども，ちょうど「考える会」等が中心となった運動で「本名を呼び，名乗る」というのが，大阪の市内の学校に広まっていたところです。私は高校に通名で入ったのですが，出席簿を見たら本名で載っていたのです。これには自分も驚いて，出席簿を呼ぶ時に先生が，これどう呼んだらええねんと，自分の国の発音あるやろ，それで読むのか，そのまま日本読みで読むのか，どっちねんと，つきつけられました。その時はなんでこんな言われるんやというふうに，非常にいやだったわけですけれど，高校に入って，「君は朝鮮人やないか」という形でつきつけられました。出席簿には「安（安田）」と書いてあるわけです。で，名前を呼はれるわけです。だから，カッコを呼んでくれとしまいに頼みまして，カッコつきの名前をすっと呼んでもらったわけです。でも，クラスの子は見ればわかりますね，カッコがついていたら，そいつは朝鮮人やというのが。それでも通名で呼んでくれという形で頼み込んだものです。

高校一年の後半から，この地域にトッカビ子供会ができまして，その中で実際に自分自身が変革されていくようになったわけです。高校二年の春に，もうカッコつきの名前をとってくれという，すなわち本名宣言をしたわけです。その時，初めてわかったわけですけれども，日本人のクラスの子たちは，何も知らないんですね，いわゆる朝鮮に対する認識というのが全然ないと言っていいほどです。だから本名宣言をすると言った時に，「別に言わんとき，そのままおったらいいんちゃうか，抑圧されるやないか，朝鮮人やということで苦労しないですむやないか」というとこうで，何の疑問も感じていない，自分がカッコつきの名前でいわれる状況を全然わからないわけですね。そこにはやはり，自分と同じように，朝鮮人いやや，朝鮮人汚ない，という認識は日本人の仲間と共にあったと思うのですけれど。そういった意味で，なかなか本名宣言をしたあとも，自分から本名をきちっと呼んでくれと何回もしきりに言わないと，本名を呼んでくれない，もういいやんけという形で片付けられてしまいました。そういっ

た意味で，自分が高校二年に本名宣言をした時に思ったことですけれども，やはり日本人の方が朝鮮人であることを認めるということがないところで，本名宣言をしても，全然意味がないわけですね。本名宣言をし，それをきちんと呼んでくれるという関係があって成立すると思うんですね。ですから，むしろ「お前，朝鮮人やないけ」ということが，自然とつきつけられるという関係が，そういう教育実践が進んでいかなければならないと思います。僕のクラスにも，同胞が五・六人おったわけですけど，そのような教育実践がすすんでいれば，もっと本名を呼び名乗っていったと思うのです。本名実践の位置付けができないというのではなくて，呼び，名乗るという関係を作っていくことが大切だと思います。その中でやはり朝鮮人の方も，いやでも名乗っていかなくてはいけないというようになると僕は思うわけです。そういった自分の高校時代のことですけれども，本当に苦しかったです，本名を呼んでくれませんから。しまいに自分が言わんとあかんという形で，何の価値があったんやろなぁという，非常に苦しい本名宣言でした。

それから高校三年ですけれども，就職という問題に直面したんですけれども，ほんまにすごいな，すごい実態だなと実感しました。と言いますのは，たとえば就職，進路指導とかいう部屋に行きますと，たくさんの資料が積んである。企業のいろんな案内とか，受験に関するものが並んでいる。日本人の仲間は，自分の好きな職種を選ぶことができるのですが，そのなかの３０くらいの企業のなかから選びなさいと，お前ら，これでええのや，このへんでええのや，という形でした。というのは，学校の方としても，落ちるのがわかっているから確実なところはここやねんという形で出された時には，あぜんとしました。それで見たら，全部情報関係の企業とかしかないんですね。これだったら確実だと，あとのところは無責任に，ようやらんと言われた時，その時には何とも言えずショックでした。そこでの差というのは，在日朝鮮人への日本人が持っている差別意識というのは大きいと思います。やはり，生活の実態の違いから生まれる，在日朝鮮人の無権利状態，社会保障も含めて，そういった違いがどれほど，在日朝鮮人に対する差別意識を再生産させてっているか，非常に大きいと思います。

それから，自分が子供会のなかに入って，色々考えたわけですけど，やはり朝鮮人はひとりでは，絶対に民族的自覚は生まれないと思っています。僕自身もトッカビ子供会の中で，青年達の中でやはり，自分の社会的立場とか，本当に差別と闘っていく運動に対して，確信というのですか，そういうのを持ってきました。そういった意味で，各地域の状況とか，学校の状況によって違いますけれども，やはり朝鮮人の組織化というのは，是非ともやっていかなければいけない。差別がある限り，組織化をやっていく中で，おし進めていくという視点を，やはり持たないとしんどいと思います。そういったことを子供会の中で，子供達の中で感じました。

きのうの子供文化祭で，岸部第一小学校とか矢田チョソン友の会ですとかに出演をしてもらったわけですけども，子供文化祭の責任者の関係で，各学校を回ったわけですけれども，とってもよくがんばっております。そこでの朝鮮人の子の姿というのは，本当にいきいきとしてます。やはり，そういう組織化を進めていく一方，日本人の子たちも変革していくんやということと，運動そのものが，社会保障の闘いとか，進路保障の問題を真剣にやっていかんと，本当の実態としての差別があるわけですから，これをなくしていかんと，いくら教育活動をやっても何ら効果を発揮できないと思います。

自分の生いたちから話を進めていったわけですけれども，最後，まとめたいと思います。

今，在日朝鮮人教育の中で様々な問題が出てきています。帰化の問題とか混血の子はどうするのか，民族学校の教育内容そのものが本当にこれでいいのかという問題，本名問題とか，特に近年では公務員の国籍条項撤廃闘争がたくさん起っているわけです。実は，公

務員になったら帰化・同化してしまうのではないか，そういう問題があるわけですけれども，やはり教育活動をやってられる皆さん方が，私は一番在日朝鮮人の実態を見ている部分だと思います。そのような意味で，そこから正しく，もちろん教育実践の課題もそうですけれども，もう一回そういった問題も含めて，各分科会に分れて，地域，保育，学校教育と分かれているわけですけれども，やはりその中で，そういった問題も含めて，何が問題となっているのか，方向性は出ないとしても，問題点となっているところをきちっと整理する必要があるのではないかと思います。

帰化・混血の問題で，帰化された方，混血の子供たちも，トッカビ子供会に来ています。でも，帰化したから，混血だからといって，全然違ったものでなくて，全く一緒です。朝鮮人そのものです。本当に，差別される場合は，朝鮮人というなかの実態として，在日朝鮮人問題そのものの一形態であるという認識をやはり僕自身，理屈ではよく言い切れませんけれども，あると思います。そういった意味で，まだまだ就職問題から出てくる問題も含めて，各地域の状況というのですか，密集地とか，孤立分散しているとか，様々な地域の方がたくさんこられていると思うのですけれども，地域的な違いを含めて，きっちりと問題点を整理できるような各分科会をやっていただけたら非常にいいのではないかと思います。本当に簡単ですけれども，これで終りたいと思います。



第三分科会

地域教育

— 地域で子供会を組織しよう —



第三分科会

地域に根をおろしたとりくみを

桜井西中学校（奈良）

1. はじめに

本校は，１９７８年に統併合により新設され，今年で三年目を迎えたところである。本校開設に当っては，部落の子供たちに対する差別発言があり，その差別糾弾闘争を契機として今日に至っている。

即ち本校校区には，被差別部落＝大福・吉備地区があり，その中では解放子ども会が地域青年部の指導のもとで組織されている。他方まったく別の地域に在日朝鮮人子弟の多く居住する粟殿（あわどの）地区があり，そこを中心にして本校の在日朝鮮人教育がある。

地域として集中している粟殿大川町は，河川の堤防が近くにあり，家は密集している。職業は，今まで桧縄の家内工業が多かった。

現在は鉄工所・食堂・古物商・飲食店へのつとめ，廃品回収，土木関係等色々で定収入のない職業が多く，生活保護家庭も多い。

2. なぜ地域を中心にやるのか

上に述べた様な環境やきびしく存在している「朝鮮人はこわい，きたない」等々の差別意識の中で，子ども達は，朝鮮人としての自分の生き方を否定し，学校や社会に対して反抗的な行動もみられる。また学習面でも低学力傾向にあえいでいるのも少なくない現状である。こんな中で子どもたちは，将来の進路についても展望を持ち得ていない。

本校では，この子供たち一人一人をしっかりと見つめ，一人の朝鮮人として自覚を持って生きていけるように取り組み始めた。子どもの真の姿を見つめるためには，学校の中だけでは不可能であり，真に学校で取り組むためには，地域における実態，つまり民族差別の現実を見つめなければ教育そのものが成り立ってこないわけである。

そしてもう一つ大きな目的がある。就学前や小学一年位のように，差別に対してほぼ，無意識に近い段階においては，自分が朝鮮人であることには，いやな思いを持っていないことに注目することができる。即ち初期の段階で学校，地域という朝鮮人の子どもたちをとりまく環境作りをしていかなければならないと思う。環境といってもむずかしいが，一言で言ってしまえば「みんな朝鮮人や，おれの仲間や!!」というような横・縦のつながりを持った朝鮮人の仲間集団を作り上げることである。

3. 本校在朝教育の経過

本当の意味で，本校が在朝教育に取り組み始めたのは，年度も終りかけの１９７９年２月であった。朝鮮人の子どもたちの卒業証書の呼名についての気持ちを色々と聞くために，また朝鮮人の親たちと話をするために，大川町の黄（ファン）さん宅の集会所を借りて一回目の話し合いを持ったときである。その中で親たちから強く出たものとして「先生，私らの子ども特別視してんのとちがいますか」「日本人側の差別意識が問題ですやろ。先生，せやから学校では，正しい民族観を教えてほしいですねん」「中途半端にやるねんやったら，やめといてください」等のきびしい意見が出た。また子どもたちからは「友だちに知られんのは，そんなにいらんことないけどＰ・Ｔ・Ａのおばちゃんらに知られんのはいらんわ」「仲間がようけおったら，そんなにいらんことないわ」等々の意見が出た。

実に親たちの思いと子の思いは，重なる部分が多くあるなと思った。また，その点が私たちの取り組むべき課題であると思えた。そして二年目を迎えたのである。この時点では，学校としての基本姿勢は確認されてはおらなかったが，昨年度の経験を生かし，それぞれ個々ではあるが朝鮮人の子どもたちと担任が話し合いを重ねていった。そんな話し合いの中で出て来たもので「うちら，おれら，別に朝鮮人て意識してへんで」「同じ朝鮮人の仲間おるんかいな。いっぺん集りたいな」との意見が出て来た。

そうしているうちに二学期になっていた。九月当初に基本的な学校の姿勢が確認された。このころにトッカビの徐（ソ）君を招いての学習会があり何人かの教師たちは，その取り組み方に驚きを持ち，これではないかと思い始めた。このことがきっかけとなり，子どもたちの集り，学習会を学校側が呼びかけ前回と同様に黄さん宅で開いた（１０月３１日）。このときの子どもたちの反応は，様々であったが全体のふん囲気としては，「これだけの仲間が西中におるんや」という心強さを子どもたちは，持ったのではないかと思う。そして「こんな集りやったらある程度定期的に持ってもええなぁ」ということも出てきた。その後二学期も終りに近ずいたころトッカビの安（アン）君，趙（チョ）君に来てもらい学習会を持った。

このときは安君が自分の生いたちを語ってくれて子どもたちは，すごい集中力で聞きいっていたのが印象的だった。子どもたちは，確実に変りつつあったように思う。同席して

いたある父親は「トッカビのような子ども会を組織してみたいですね」と建設的な意見も出てきた。その後も三学期の中ごろに同じく安君，趙君に来てもらって朝鮮の歴史・文化について学習会を持った。

4. 学校での子どもたち

このような地域での学習会と並行して学校での取り組みも進めていった。まず，行ったのが意識調査だった。朝鮮人の子どもたちにとっては，自分たち以外の仲間がどう思っているかが，一番気になるところだったろうと思う。学年差や個人差もあるが「地域でやったらええけど，学校でやったらかなんわ」という子どもたちもいた。また一方では，各学級で立ち上った子どもたちもいた。朝鮮人宣言をやり遂げたのである。その宣言を受けたまわりの子どもたちの反応はどうであったろうか。

- 日本の国におったら「日本人」やんか，なんで韓国の人を差別するんや。
- 朝鮮人差別を知ったきっかけは，はずかしいけどぼくのお父ちゃんからや。今Mさんが言ってくれて目がさめた。（部落の子）
- 朝鮮人でもはずかしくないやんか。ぼくもMさんが言ってくれた時うれしかった。おれといっしょ。（部落の子）
- 無理な同情しやんでいいと思う。その子だけ特別にしたら朝鮮人やということを意識していることになると思う。

しかし，この宣言をやり遂げた子どもたちは，年度が変ってからの学習会には姿を見せないのである。私たちのかかえる課題がここにある。この全国交流集会で私たちの持っている課題を具体化できるきっかけをつかめたらと思う。

在籍生徒数

	1年	2年	3年
78年	8	4	13
79年	5	8	4
80年	13	5	8

第三分科会

朝鮮人の子どもと共に歩んだ四年間

部落解放同盟日之出支部
子ども会在日朝鮮人教育部

部落解放子ども会として今年で２６年をむかえたわが日之出子ども会では，あらゆる差別に反対し，差別と闘い共同闘争を押し進めています。

学校や我々の住んでいるまわりでは，露骨な差別事件が氷山の一角として表われ，子ども達におおいかぶさり，様々な問題を投げかけてきた。

特に差別反対といいながらも，逆に差別者にまわる子どももいて，真の完全解放を担う戦士づくりとして，真剣に共同闘争として取り組んだのが６年前です。

まず初めは，障害児のことを自らの立場で考え，共に生活していく中で出発してきた。

そんな中で，在日朝鮮人に対する差別事件があいついで起こり，子ども会としてあらゆる差別に反対するという視点で闘ってきたが，子ども会としてあらゆる差別に反対するという視点で闘ってきたが，子ども達自身のものになりきれず，第三者的発想が非常に強く，まだまだ弱かった。

また，反対に，子ども会の中においても在日朝鮮人三世に対する差別発言が発覚し，三世自身の自覚の弱さから差別者に対するはげしい怒りが出ず，我々に大きな問題提起がなされた。

一つは，子ども会としてあらゆる差別に反対する視点が弱かった。

二つめは，子ども達にとってあらゆる差別とは空文句に終っていた。

三つめは，在日朝鮮人児童に対する民族教育の保障。

四つめは，正しい在日朝鮮人観（朝鮮観）が指導なされなかった事。

以上の反省をふまえ，そくざに実践に取りくんでいった。

また，在日朝鮮人児童には６年前からであるが，一部の子どもだけ本名を名のっているが，自分は在日朝鮮人であるが，堂々と自分の本音をまわりの子に言えなかった関係があった（まわりの日本人が，在朝問題を他人事のようにとらえていた）。

それらを克服する意味において，まわりの子どもが在日朝鮮人の事を考え，同じ差別されている仲間として手を取りあい，互いにささえあう関係が活動を通してしだいにできてきた。

また，子ども会として，在日朝鮮人児童の民族教育の保障と自覚ある子どもづくりへと，そして朝鮮人としての誇りある子どもになってもらうため，７７年の秋から在日朝鮮人教育部が誕生し，発足しました（在日朝鮮人教育部，略して在朝部）。

在朝部ができ，集まった三世達は同胞の活動の場ということで，いつもより明るく，活発な姿で我々にこたえてくれた。

民族教育の保障ということで朝鮮語の勉強や，朝鮮の歴史や，在日朝鮮人の歴史も学習してきた。

また，差別と闘う子どもへせまる為に，身近で起った同胞に対する差別事件をみんなで取りあげ，自分の問題として考えながら問題解決へとつなげていった。

そして，なによりも在朝部ができてよかったことは，子ども自身，自分の本音を出しあい，一人の事をみんなで考え，ささえあう集団ができたことである。

在朝部ができて３年しかたたないが，まわりの日本人の子ども会の子も真剣に在日朝鮮人の歴史を学びながら，朝鮮のあそびを覚えたりしながら，どちらも差別反対と統一されたもので固い連帯のもとでがんばっています。最後に地域活動を組織したことによって１００％の子どもが学校で本名を名のり，堂々と民族の誇りを持っている子どもが育ってきていることを報告して終わります。

在朝部，小一～中三
子ども会　中学生部，中一～中三
高学年部，小四～小六
高校友の会　低学年部，小一～小三

第三分科会

子どもまつりの取り組み

うさぎ子ども会（尼崎）

1. 地域の状況

私たちが活動している地域は，小中島・善法寺を中心にした尼崎の東北部にある。市行政の比較的立ちおくれた地域である。また，尼崎でも朝鮮人の密集した地域である。

この中に，うさぎ子ども会は，五年前に地域の会館を借りて活動を始めた。当初の子ども数は，中学生二人で，内，朝鮮人一人，部落出身の子一人であった。

2. 子どもまつりをなぜ始めようとしたか？

その五年目にしてやっと，何か地域に訴え出るものがないかと，子どもまつりが発案された。地域全部の子どもが，おまつりさわぎのようにして集まり，とにかく楽しんでもらおう。その中で，うさぎ子供会，そして二年程前から始めた学童保育を宣伝し，私たちの運動を大きく盛り上げようというのが目的だ。そして，特にこの地域に住む在日朝鮮人の存在を分かってもらおう，朝鮮というのはどんなものか正しく見てもらおうというのが真の目的だった。

そして，その会場には私たちがいつも子ども会の活動に使わしてもらっている保育園の園庭及び保育室をあて，このまつりのメインに子ども会のメンバーによる劇をし，その劇の練習に全力を上げた。

3. 準備のもよう

シナリオは劇の主役になるであろう小四の男の子といっしょに考えた。それは，日本に強制連行された弟を追って，兄が朝鮮から日本に渡るという渡航史である。

それは，まさに自分のおじいさん，おばあさんが歩んできた道であり，実話と何ら変わりない。

同胞の子どもは全部で六人，内女子一人。どうみても配役が足りないという事で日本人の子どもたち三人に加わってもらう事になった。

練習は，いつも誰かが欠席しその代役に指導員が当たるという不安定なものだったが，一歩ずつ進んではいった。

しかし，当日間際，不特定多数の人間が見にくるというので主役の子のビビリがあり，他の同胞の子も同調するという，しんどさもあった。

4. 当日のようす

いよいよ当日，子供会の親のあいさつからはじまり，まんが映画のあとは劇がはじまる。新聞の朝刊を見て来たという人も多く，その人数は予想を大きくうわまっていた。

だが，本当はそれまでに多くの人達への宣伝・呼びかけがあった事はかくせない。

劇はマイクの調子が悪く，声が聞き取りにくかったが，満員の会場の中「もっと大きな声を出せ！」と子どもの親の声が飛び，その熱気が熱気をよんだ。

昼食には，オモニ学校のオモニたちの料理によるピビンパッが用意され，多くの日本人及び朝鮮人の親と子どもたちが食べて，オモニたちをおどろかせた。

また，別室では朝鮮の展示コーナーをつくり，朝鮮の服・くつ・日用品・楽器などが展示された。

屋外では，拍子木で子どもたちを集めた紙しばいをやり，好評をえていた。

このまつりの最後に劇で主役を演じた子の閉会の言葉により全てを終えた。そのあと，その子は小さな声で「これでホッとした」ともらし，その緊張した一日から解放された。

5. 成果とその残したもの

その後すぐ，子どもまつりの反省会がもたれ，多くの参加者の中，来ひん者に満足な対応ができなかった事が上げられた。

教育委員会の課長，地域の小学校校長，地区一般子ども会の会長，また，まったく別の地域からの同胞のオモニから……。

今，在日朝鮮人の子どもに焦点を当てた活動が非常に少ないだけに，多くの人たちは逆に，これだけ注目しているのかもしれない。

議論のまとめ

この分科会では，子供が学校から帰ってきた後，地域で生活をしている時に，我々としてどう子供に関わっていくのか，その関わりの一つの形態として子供会を組織していこうではないかということで話を進めてきたわけです。

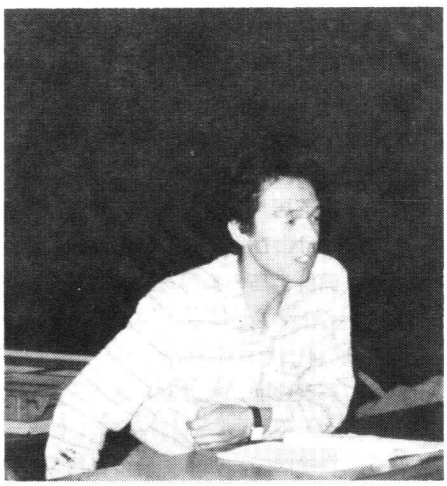
その子供会を組織したけれども，その中にも様々な問題が出てきて，朝鮮文化になじませ，そこに子供が素直に心を開いていっても，一方ではまだまだ固く心を閉ざした部分なども出ている。そのような問題が一方ではある。それと同時に，子供会を組織したことによって親も変えていくと，親が変われば，また子供の方にもそのことが返ってくるし，それは指導者の方にもまた返ってくる。青丘社の李君は，子供会の指導者として実践をやってきたけれども，その中で，「先生，何をやっているのだ」と突きつけられた時，自分の中でまた何かが変わっていくという形で，様々なものが様々な形で少しずつ変ってきて，子供会の中に様々な問題があっても，その問題を一つずつ解決していく為にまた次の問題が出てきても，子供も自分もふくれあがるとのことです。

だから，地域教育の，たとえ小さなものから始めていくことが大切であり，尼崎では，まだ十分な形では位置付けできていないけれども，とにかく集まればそれでよいのではな

いかということに当面目標をおいて，子供を組織していくということでした。子供まつりの報告がありましたけれども，「いやだ，いやだ」と言いながらも，劇をやり切った力というものはすごいものだと思うのです。そのような形で少しずつ変ってくるのだから，今，様々な状態にあっても，とにかく子供を組織して動き切ったというところでは話をまとめることができるのではないかと思います。

それと，安中支部の人から言われたように，子供会を組織していけば，そこから親を巻き込んだ子供の教育の在り方みたいなものを，考えていかなければならないのだと，そうでないと，子供会の体質も弱いものになっていくし，運動としても難しいものになっていくのではないかという話があったと思います。

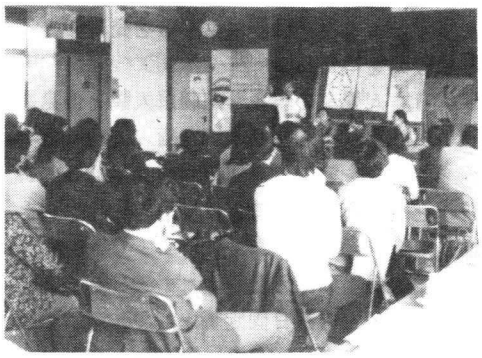
ですから，子供会は作っていかなければいけない。そこで子供と関わって，親と関わっていって，自分も変っていって，親も変っていって，子供も変っていくという形で運動を作っていかなければいけないのではないかということだと思います。



第四分科会

学　校　教　育

— 在日韓国・朝鮮人の生活実態から学校教育を見直そう —



第四分科会・報告

在日朝鮮人児童の集団化と本人をとりまく学級集団づくり—学校ぐるみの中で—

藤本卓司（大阪八尾・桂小）
柏木佳幸（　〃　　〃　）

１９７７年３月の卒業式，六年生児童が本名で卒業しました。六年教師集団の学級・学年・卒業式へと朝鮮人児童が自分のことを語り，まわりの集団の支えの中で，卒業させていった実践から桂小の在日朝鮮人教育の意義と全学年で実践することの確認をしました。

このことをもとにして，１９７７年４月から新たに，桂小の教育専門部活動として在日朝鮮人教育専門部が発足しました。途中，四年の在日朝鮮人児童数名の要求で子ども会が出来，在日朝鮮人児童の集団の中で高める取りくみも始められた。

以上の過程で，本校の在日朝鮮人教育は四

年目に入ってきている。

本校の在日朝鮮人教育をすすめるための三つの柱

①在日朝鮮人児童が自覚と誇りをもって学習し，朝鮮民族の子として生きていける取り組みを進める。

②半ば日本人化させられた在日朝鮮人児童が，学級や学年で段階に応じ胸をはって堂々と自分の苦しみ，悩み，生き方を発表できる学級集団をつくる。

③日本人児童の誤まった朝鮮人観・偏見を正し，また，自ら部落差別と闘っていく立場から，人権を守るため連帯して共に闘っていく子どもを育てていく。

朝鮮人児童の集団化

活動は第三月曜日固定日として，朝鮮の歌やゲーム，紙芝居づくり，踊りなど，朝鮮文化にふれるものと，地理，生活，歴史にふれるものを系統だてて行う。各学年一名ずつの教師が入っている。

学級集団づくりと教材

朝鮮人児童が本名を名のるとりくみと同時に，「つらいこと」を言い切れる「学級集団づくり」が必要不可欠なものである。朝の会，終りの会での差別的発言，暴力をなくすための話し合いや，朝鮮の民話，歴史，音楽などで日本人児童と共に，正しい朝鮮観を育て，共に解放を願う立場であることを自覚できる学級集団を目標として近づく努力をしている。

「朝鮮を正しく教える」取りくみ→自主編成

学年別目標

1年 韓国・朝鮮という国があり，その国の人たちがたくさん日本に住んでいる。桂小にも韓国・朝鮮の子どもたちがいっしょに勉強していることを知る。

2年 韓国・朝鮮の民話を読んだり，歌を歌ったり，朝鮮の文化に親しむ。

3年 韓国・朝鮮の風土や生活を知る。

4年 民話に親しみ韓国・朝鮮文化と日本文化の関連の深いことを知る。韓国・朝鮮人の子どもの自覚を高める。

5年 在日韓国・朝鮮人が，日本に住み，日本語を話し，日本人のような名前をもつにいたったわけや歴史を知る。

6年 在日韓国・朝鮮人に対する日本社会のさまざまな抑圧，差別の生み出されてきた歴史的背景を正しくとらえる。

◦使用教材　サラム民話編・生活編・音楽編，スライド，「にんげん」，地図，チマ・チョゴリ，チャング，レコード，音楽テープ，韓国・朝鮮人児童の作文（人権作文発表会などの），オモニ・アボジの生いたち（ききとり，テープ），「子ども会でのこと」，子どものききとり。

在日朝鮮人教育専門部会

① 教育集団への教材の提示
② 韓国ＹＭＣＡとの交流……話し合い，情報，チャング講習など
③ 教材作り……スライド作り，発音テープ，地図
④ 他校との交流，研究会の参加
⑤ 校内研修の企画・立案（家庭訪問，朝鮮の歴史，法的地位についての研修をふかめる）

昨年度の活動内容

子ども会活動

〔4月〕

自己紹介，韓国・朝鮮の歌やゲーム

（低） 紙芝居「あまがえるの歌」，呼びかけ遊び

（高） 朝鮮半島の地図を見て，自分たちの田舎をさがす

〔5月〕

（低） 朝鮮の歌，朝鮮語の数字を使ったゲーム

（高） 白地図で，朝鮮半島の自然や各地を朝鮮語の呼び方で学習

〔6月〕

（低） ユンノリ（すごろく）遊び，チャ

ングをたたく。

（高）　朝鮮半島の立体地図製作（２作品）
紙ねん土を作り，ベニヤ板にはった白地図の上に高さをとってもりあげていく。
↓
乾燥させる（指導者側で，等高線や境界線をつけておく）
（その他＝父母会・６月１８日）

〔７月〕　↓
絵の具で色つけをする。
↓
地名・川・海・山の名前を記入して完成させ，裏面に記念のサインをする。

〔９月〕
- 韓国の８mmを見て，現在の街のようすや風土・人々のようすを知る。
- 民芸品，本，貨幣にふれる。

（その他＝８mm，スライドの検討）

〔１０月〕
- 体育館でドッヂボールなどのボール遊び
- ハイキングについての話し合い→恩智アスレチック

★ハイキング＜１０月２８日（日）恩智アスレチック＞児童４７名が参加，グループ旗を作って出発

（その他＝恩智アスレチック下見）

〔１１月〕
- 体育館でボール遊び（低・高台同）

（高）朝鮮人の強制連行などについての話

（その他＝三者研報告・１１月６日）

〔１２月〕
- 図書室でチェギ作り（遊び道具）
→運動場へ出て，全員がチェギで遊ぶ

（その他＝１２月９日（日）安中トッカビ子供会５周年記念祭に参加）

〔１月〕
- 体育館でボール遊び

（高）
- 朝鮮から日本へ渡ってこられた，地域の中の人の話を聞きとりに行くことについての話
- ６年生の卒業（本名で卒業するか）について

〔２月〕
（１～５年）在朝子ども会として，卒業生を送る計画
（６年）本名で卒業することについての意見交換

活動の反省点

(1)　子ども会活動について

児童の参加人数が，全体的に少なかった。この原因としては，低学年部では，活動の日・時について問題があった。高学年部は，地図作りの時は比較的集まりもよかったが，２学期以降は人数も減り，また，教師側が時間に流されて計画だおれになってしまう傾向にあった。月一回という活動の中での〝系統だてた指導〟と〝子どもたちの自主的活動〟ということのむずかしさを感じた。

(2)　父母会について

６月に一回行なったのみで，その集まりもよくなかった。またその後，親に働きかけ，次回の父母会へとつながることもできなかった。昨年度のように，緊迫した現状がなかったためとはいえ，親へのはたらきかけの必要性を再度確認したい。

第四分科会・報告

差別をしていないというけれど，本当か

町田まさこ（大阪枚方・氷室小学校）
堀口　泉（〃　〃）
立山　邦夫（〃　〃）

氷室小学校の指導目標に『ひとりひとりを大切に』とあるが，本当に私達は実践できているのだろうか。教師は「どの子どもも人間として同じようにしている。だから差別なんかしていない」というが。五名いる在日朝鮮人の児童を「人間として差別していないから差別していないのだ」といえるのだろうか。この児童が差別に屈しないで，堂々と民族の

主体的自覚を持ち，朝鮮人として生き抜ける人間になることこそ，その児童を大切にし，また，差別しないことになるのではないか。

以上のことから，七年前より，一年生のクラス担任としてかかわりを持つようになった。まずクラスの中で，自分は在日朝鮮人であるといえること。まわりの日本の児童は，彼等を朝鮮人であるということを認めることから始めた。二年後，再度在日朝鮮人児童を担任し，歴史的事実を教える中で九月に，田中君が김（キム）になり，二学期の学級委員認証のことで学校全体に宣言した形になった。

この学年末に，もう一人の在日朝鮮人の原君が양（ヤン）にかわり，その姉は양（ヤン）真弓（まゆみ）で卒業していった。上の姉동미（トンミ）は，朝高へ入学した。翌四月김（キム）の妹が，家族会議をした結果，김（キム）幸子（さちこ）で入学してきた。担任としてのかかわりはここで切れたが，氷室の会ができて，양（ヤン）さんと김（キム）さんとのつながりが現在まで続いている。

在日朝鮮人児童二名を新任で受け持った時「民族的自覚を持たせなさい。隣りの国の人間として扱いなさい」と言われた。

何をどうすればいいのかわからない私は，「お宅朝鮮人ですね」と口に出すことさえもできなかった。そんな私に「オモニは，先生の口から出るのを待ってはるよ」と言う町田先生の一言が，力強いものとなった。

まず，朝鮮を知ることから始め，家庭訪問をした。また，クラスではこども達に地理的なものから入っていき，民話も取り入れて話したり，父兄には，在日朝鮮人問題についてという学級通信を出した。

こうした中で，作文より一名は本名を，一名は朝鮮人宣言をするようになったのである。この後，クラスが盛り上がり，本当の仲間へと近づいていった。

そして，三年生のある日，キックベースボール大会の時，いつもお母さんのことをオモニと言っている양（ヤン）さんが，他のクラスといっしょの時はオモニと言えなかったこと。

また，オモニに「おばちゃん，ここでオモニって言ったらあかんよ。一組と三組がいるから，オモニって言ったら差別されるよ」と言った大野さん。

このことをクラスで取り上げ，子ども達はいっしょに立ち上がった。また，職員朝礼を延長し二時間の授業をつぶし，職員間で話し合った。この後，三年生は体育館で学年集会を持ち，こども達は，「一組や三組も心の勉強をして下さい」と叫び，教師をも追求していったのである。

しかし，反面父兄の方から「担任は，若いから先走ってやる」「寝た子を起こすな」「チョウセンばっかりや」の声があった。

「わしが認めている」という学校長の支援は私の心を勇気づけている。

キックベースボール大会のことをきっかけに氷室小の教師集団は，在日朝鮮人問題は取り組まなければいけないと再認識し，約半数のクラスで話し合いがおこなわれた。

その時のこどもの反応が「こどものことばから学習してみませんか」である。

氷室の会では，こどものことばから学び，教師から学習していかなければならないということで，사람（サラム）の中の五つを各々勉強していこうということになった。

第四分科会・報告

教壇に立つ私たちの意義と役割り

ペ　チュミ（大阪）
民族教育をすすめる会

韓日併合以来，朝鮮植民地政策は，朝鮮人から国語をうばい，本名をうばい，民族服着用さえ禁止することによって，皇国臣民化させ，日本人化政策を徹底的におし進めたのである。

解放後，在日せざるを得なかった同胞は，今までうばわれていた民族教育をおし進めていたが，それに対しても，教育内容の干渉や学校閉鎖などで弾圧が続けられ，日本人学校へ入学を余儀なくされていった。

今日，在日同胞の生活基盤がますます日本社会の中に根ざしていく中で，八割をこえる同胞子女が日本の公立学校に在籍し，今後，ますます増加する傾向にある。

また，世代も交代し，三世，四世になってきているが，差別は依然として根強く残っている。しかも，我々が学校教育の中で受けてきた同化教育は，今なお変っていない。朝鮮人であることを自らが否定し，卑下していく日本の差別排外主義の教育は，同胞子女に正しい民族教育の機会を与えていない。

また，就職，結婚，進学等全てにおいてもハンデーを負わされ，それらの結果，将来に対する展望がもてず，家庭破壊や非行へとなって現れている。

そういう環境の中で育つ同胞子女は，朝鮮人としての誇りはもちろん，人間としての成長もゆがめられてきた。

我々もほとんどが本名を隠し，日本人らしくふるまい，朝鮮人であることを卑下するような同化教育を受け，差別に対してもざせつしてきたのが現状である。

近年，在日朝鮮人差別撤廃運動の結果，ようやく在日朝鮮人の人権も獲得されつつある。学校教育においても，六年前（７４年度採用から）教員の採用条項から国籍条項が撤廃され，我々在日朝鮮人が教師として採用されている。

我々が教育現場に入っていくことによって，我々が今まで受けてきた差別を二度と子どもに受けさせたくないという思いで，差別に苦しみ，朝鮮人であることを否定し，同化していく同胞子女の立場を受けとめ，朝鮮人としての自覚と誇りを促していきたい。

そのためには，我々は同胞子女の結集する場を保障し，朝鮮の文化，歴史，国語等に接することにより，朝鮮に対する再認識や民族的自覚を高める必要がある。

また，日本人児童に対して，彼らのもつ朝鮮人に対する差別や偏見を，我々が日常かかわる中で克服させていかなければならない。そうすることは，朝鮮人に対する正しい認識を深め，朝鮮人を外国人として，人間と尊重することにつながるのである。

しかし，学校教育において民族教育の位置づけが弱く，それに関わる個人的・良心的な教師もいるが，教師集団が，まだまだ組織されていないのが現状である。さらには，同胞子女が在籍していないとする現場においては，朝鮮人に対する認識すら少ない。

しかし，真に人間解放の教育をめざすならば，在日朝鮮人の問題をぬきにありえない。

以上のことから，現在，現場に立つ我々在日朝鮮人教師の数は少なく，一人一人微力ではあるが，朝鮮人児童に民族的自覚をもたせ，日本人児童の意識変革を目ざし，日々実践をつづけていくことにより，子どもたちがかわってきたことを確信している。

今後，我々朝鮮人教師の意義と役割は大きいのではないだろうか。

第四分科会・報告

在日朝鮮人の子ども とむきあって

川崎市在日朝鮮人生徒
の教育を変える会（川崎）

川崎の公教育における活動が大変少ない中での報告は残念に思うのですが，民闘連全国交流集会で発言することが今後の活動の支えとなると信じています。

私が在日朝鮮・韓国人子女の教育に取り組むようになったのは，４年程前になります。当時，校内は荒れ，子どもたちの心は，すべてにわたってすさむようになったのです。特に荒れた生徒が，「俺たち朝鮮人に学校で考えてるような将来なんてない，今を楽しく好

きなように生きればいいんだ!」……という発言から私の生き方が変ってゆきました。

その後は，ただ仲間をふやそうとか，より多くの人達に知ってもらおうという気持ちから教研活動を中心に動いたのですが，思うように進展しません。学校の中では，より多くの子どもたちと接しようと話しをつづけたのですが，彼らは，「今はそう先生は言うけど，俺たちの将来までどう保障してくれるんだ」と更に多くの問題を投げかけてきます。

(1) 公教育の中で彼らの教育権をどう保障してゆくのか。

- 在日の歴史を語ること
  （教科書の中から在日朝鮮・韓国人の渡日史を明らかにしていく。また，差別問題をとらえていく）
- 進路保障の問題
  （高校教師に積極的に問題を投げかけていく必要があり子どもが入学後，差別を受けるようなことがあったら共に闘っていく）

(2) 本名の問題

- 本名を名のらせていく問題は，本人に対しせまっていくことは必要だが，両親と話し合っていくことが大きい。本名を名乗る意味を子どもに十分話していきたい。

(3) 地域の中で

- 地域の活動の中で，民族の自覚と誇りをもった子ども達が，公教育の中でつぶれていくことが多い。地域の活動の中に教育がとけこんでいく状態を作っていかなくてはならない。また，小・中・高の教師がともかく連絡をとりあっていかなくてはならないのにいずれも現在は思うようにいっていない。

今後の活動の中に，いかに多くの教師に問題提起をしていくかが，課題となっている。現在，一部の教師で「川崎の在日朝鮮・韓国人子女の教育を考える会」を作ったのだが，いまだに軌道にのっていない。この会を発展させていくことが，大きな課題になるのです。私自身，毎日の活動の中で，子どもと接するだけで精一杯になっているのが現状です。全国の教師たちとの語らいから，自分にもっとやる気をおこさせようという甘い考え方で参加するようなわけです。昨年の民闘連で来年は一人ではなく，何人かの仲間とともに参加したいと宣言したのですが，今年は，一人か二人の仲間の参加をみるにしかなりませんでした。

討論の中で，1. 子どもの実態，2. 川崎市の実態，3. 考える会の実態，等を話してゆきたいと思います。

第四分科会質疑応答

（質問）

在日朝鮮人教員として日本の公教育に入ってから，日本人教師側の中にどのような変化があったのか。

（答） ペ チュミ

職場に入った時は，本名読みでほとんどの人が朝鮮人ではないと思っていたそうです。そのような状態で自分が入ったからと言って，職場が変ったということはなかった。

自分の学校に民族学級ができたのも，私ともう一人の先生の二人によってできたということです。それは，やはり私が入ることによってできたのではないかと思います。

（質問）

民族学級というのは，どういう形で行なわれているのか。また，日本人生徒にもっと在日朝鮮人のことを学んでもらえば，在日朝鮮人問題の解決にもっと効果的なのでは。

（答） ペ チュミ

在日として認められていない児童が，そこに集まることによって，解放感や連帯が生まれてくると思うのです。そして，在日朝鮮人の子供が民族学級で勉強をしてきたことを日本人の子供に広めていく。特に，先生の方から「今日は民族学級でどのようなことを学びました」ということを聞いてもらうようにしています。

（質問）

在日朝鮮人の教員が日本人の子供達を教える場合の問題点。

（答）

うまく質問に答えられるかどうかわかりませんが，１９５０年３月から日本の公立学校に入って，自分の身分を隠したこともないし，いつも表に自分を出していった経験があります。やはり，日本人をずっと教えていまして，保護者のほうから本名を日本語読みのコウで呼ばれていたのですが，それには抵抗がありました。しかし，自分は教壇に立つ上でまじめな教師であったし，また一生懸命やってきた。その成果が，２～３年過ぎると「もう一度，子供をみてくれませんか」というぐらいの関係（父兄との）になったのです。しかし，私は１１年間小学校に勤務をしていて，いろいろな経験をしてみたいという気持があって，中学の方へ移りました。

けれども，ＰＴＡとの関係があるということで，名前がコウからヤスになるという状況までなったことがありました。そこは，同胞の多住地域でしたが。全ての面で日本人教師と差をつけられまして，担任を持たされない，あるいは新任の担任教師の副担任として，その先生の休みの時だけ代りになるというようなことも経験しました。

年齢も４０才を過ぎますと，いつまでも日本人ばかり教えていてはいけないと思い，なんとか同胞の多住地域のところに行って，少しでも同化していく子供に目覚ましていきたいということで同和地区の学校に変りました。

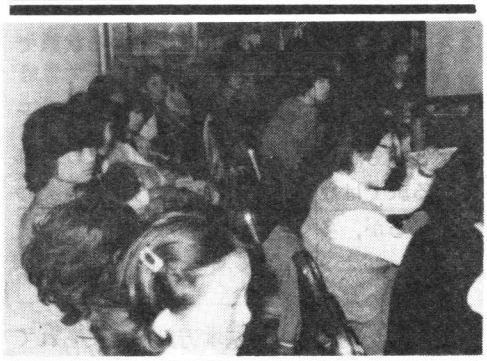
今は，夜間中学に変っていますが，そこで私はオモニ達に日本語を教えています。

要するに，朝鮮人でも日本人の子供を教えられるということで，朝鮮人は朝鮮人の教育をやればいいというのは，少し偏見ではないかと思います。

第五分科会

民族保育

―民族保育の実践交流をしよう―



第五分科会・報告

愛信保育園一年六カ月の歩みをふりかえって

愛信保育園（大阪）

1. はじめに

愛信保育園がいわゆる在日韓国・朝鮮人の多住地域である生野区に創立されてからまだ一年六カ月の歳月しかたっていない。その中でまだ“実践”として報告できるようなことは皆無であるし，むしろ色々な問題が山積みされているということを知り始めた段階であるといっても過言ではない。

しかし私達自身も“民族保育”の必要性を痛切に感じているし，また，これから実践していく上で共に考える仲間を求めるといった観点から報告をし討論のきっかけとしてそれを提供していきたいと思う。

2. 愛信保育園の現状

現在，全園児の８４％が在日韓国・朝鮮人であり，そこに混血園児を含めれば８７％という高率を占めている。これは地域の実情を考えれば，それほど驚くような数字ではないが，そのうち９２％が本名を使用しての登園をしている。本名については園の方針として入園児にその旨を伝え家族の了解を得ているが絶対拒否する人達に関しては入園後説得するということで通名使用も認めている状態である。

しかし，本名を使用している人達のすべて（子どもも親も）がそれを積極的に受け入れている訳ではなく，これは保育内容とも関わって来るが，多くの問題を含んでいる。

3. 園の基本方針

上記した現状の中で基本方針がたてられている訳であるが，その中で三番目にあげられている“国際性豊かな人として自由平等，平和を真に愛し不正義に打ち勝つ児童をめざす”という部分を具体化していく時に，在日韓国・朝鮮人が多数を占めている現状の中で“国際的な人間”を育成するとはどういうことなのか。また，多数の在日韓国・朝鮮人に囲まれて保育される日本人の子どもたちにとってはどういう意味を持つのかという疑問が素朴に起きてくるのである。

そういう視点の中に，本名を正しく呼びあうこと。朝鮮の文化を正しく知っていくこと。自分が一体何者であるのかを知るということが語られる。

4. 子どもの実態をとらえる中で

しかしながら，そういった実際の保育の中で我々保母に実に多くの問題点がなげかけられている。わが国のように多数が朝鮮人であるが故に現れた問題でもあるが，日本人への“逆差別”が起ったり，日本人が“ぼく日本人”といって小さくなってしまったりする現実がある。民族文化を知り，本名を名乗ることによって強くされた子供達が反対に力関係の弱い子ども達を差別していくということが一体どういうことなのであろうか。

正しいことは正しいこととして，発言し認め合える仲間作りをぬきにしては民族保育は語りえないのではないだろうか？

様々なことを暗中模索している段階ではあるが，その他いくつかの具体的な事例をあげていきながら“民族保育”について考えていきたい。

5. 今後の課題として

保育者集団の一致・「密入国」問題への関わり・父母会との関係等，課題は多いがその一つ一つについて問題点をあげる中で話していきたい。

第五分科会・報告

桜本保育園の実践と今後の課題

桜本保育園（川崎）

1. 韓国文化注入の実践

過去十年間の保育内容が本名使用，韓国文化注入を中心に展開されてきた。今現在も重要な保育内容として，実践している。いくつかの具体例を上げてみたい。

□韓国・朝鮮人児童全員の本名使用　７０名中，半数。韓国文字で名を書く。
□歌・リズム　韓国の歌，韓国語の歌，伝承遊び，農楽リズム（運動会で踊る）
□言葉，あいさつ　日常実践の中で０才～４才・５才まで入れる。日常語化している。
□秋夕（行事）　秋夕にソンピョン作りを実践。正月の遊びを入れる。
□童話・民話　韓国語版，翻訳版
□視聴覚　スライド，映画

2. 子どもの実態

韓国文化注入だけの保育では，本当に闊か

える子ども作りにはならないという反省が，具体的子どもの事例によってなされてきた。小学校という社会に出てゆき，厳しい現実に子ども達が直面していった。本名をからかわれる子。低学力によって，朝鮮人であるという事と共に二重に差別される子。それを見ていて知らんふりをする日本人卒園児。または，在園中覚えた朝鮮語を，朝鮮人をからかう材料にしてしまう日本人児童。それらに耐えかねて，本名から通称名にかえていってしまう朝鮮人児童。桜本という地域，学校における様々な差別の実態が，子ども一人一人を殺していってしまう。教師は見てみぬふり，オモニ達が話し合いを持ちかけても，応じぬ状態である。

そんな卒園児の状況を考えると，保育園期における教育とは何なのかと考えさせられてしまった。韓国文化を朝鮮人にも日本人にも触れさせ，共に仲間として育つよう願いを込めて保育したにもかかわらず，その保育の内容が不充分であったのである。共に闘い，共に歩む日本人と朝鮮人の仲間作りとは何なのか，私達は考え始めた。

仲間作りを０才～５才まで一貫してとらえた時，集団から落ちこぼれた子の存在を中心的に考えなければならないと思った。一見，温室のように思われる保育園の中に，差別発言や仲間をけおとす行為がある事を，もっと深刻にとらえ返さなければならないと，保母全員一致して，具体的な子どもの事例を討論し合った。その討論内容は，子どものケーススタディを軸に，保母の保育観をお互いに検討し合う質として展開された。具体的討論内容は，青丘社資料を参照されたい。

3. 父母との関係――地域に開かれた保育所作り

この一年間，桜本保育園は父母から，“真に地域に開かれた保育園なのか”“地域の父母の要求を組み入れていない”という告発を受けた。その内容は，保母と父母の交流のなさから，具体的子どもの低学力の問題まで，保育園の保母内容，父母会活動の無内容さまでの批判であった。父母の望む保育園，闘う子ども作りの保育内容を，私達は真剣に考え直し，まずは保育内容の充実への着手が，父母の声に答える第一歩であると思った。“仲間作り”をより一層強化し，視点を深め実践する過程を歩み出した。けれども，保育内容を深める一方，父母会活動や地域の親達の生身の声を積極的にすい上げ，活動をリードしてゆく実践とは何なのか，その手だてを色々と考えた。これまでの保母の意識は，“親を教育する”という視点しか持ちえなかったのである。そこを乗り越え，父母の要求を組み入れ，共に作る保育所作りの内容を，父母，保母，相互に模索中である。

議論のまとめ

愛信保育園，松本保育園の報告を中心に，向上社保育園，善法寺保育園，天使の園保育園等の保母の参加のもとに交された論議のまとめは次の通り。

□民族保育と日常の保育

歌を知っている，踊りを知っている，劇ができるというような経験が，子供達にみにくいと思っていたものを自分達の中に位置付けて，よみ返らせていくというような作業の中ではものすごく効果的であるし，これからも押し進めていかなければいけないと思うのです。しかし，子供達の中でどのような集団を作れるのか，例えば，そのような民族的なことを多く身に付けていても，自分より力の弱い子を排外していくような子供が，自分達の奪われたものを奪い返し，本当に他者を認めていくようなものとして育ってゆき，私達の抱えている問題を背負っていくような，闘っていけるような子供になれるのかというところで，私達は日常的な実践の中でそのような子供をどのようにしたら育てられるのかというのが課題なわけです。

親との関係では，そのような子供を育てる為にも，保育園では本名を使っていても，家に帰れば通名で呼ばれている子供はたくさんいるのですが，親の生活実態とかその子が育

ってきた環境だとか，親がどのような悩みを持っているのかとか，何を望んでいるのだとかいうところをつかむことは，子供を育てるという時の大前提となってくると思うのです。

ですから，親との関係を，単に在日朝鮮人を認めさせていくという発想にとどまらず，共にやっていける仲間に成り立ちうるのか，本当に親と子供と，どのような仲間集団をつくっていけるのかというところが，私達の民族保育の課題になるのではないかと思います。

□民族保育を中心にすえていく日々の実践の中で，どのような保育内容を実践していかなければならないのか。

これは，民族文化を，具体的にどのように，どのような形で，正しく伝えていくのか，またそのようなことを媒介にしながら，子供達の集団をどのように作っていくのか，差別と闘う子供達をどのように作っていくのか，そのような視点を抜きに民族保育だとか，集団主義保育だとかいうように二つに分離した形では語れないだろう。常に民族保育と仲間作りが同じ時点で語られなければならない。また日本人にとって，そのような保育がどのような保育になるのかを含めて，子供達の集団作りというのが考えられていかなければならないだろう。このようなことがまず一点ありました。

□親との関係はどのように作っていくのか。

子供達をどのように見ていくのかということでは，親との関係を無視してありえない。家に帰ればこうだと，保育園ではこうだという分離したものではなくて，子供を地域と親と保育所とに，一つのつながりのなかで，24時間見守っていくなかで，父母会・学校・地域の子供会との関係を考えなければならないのではないか。結局，地域の問題も保育園に，保育園の問題も地域に還元されていくという，地域に開かれた保育園としての存在というものが考えられていくのではないかということです。

□年一回という民闘連の集まりの中で，この民族保育の分科会は今年で二回目という，まだまだ歴史の浅い分科会ですが，昨年に比べて参加する団体も増えたし，また集う保母さんの層だとか，その他民族保育に関心のある人々の層が広がったという点では，これからも民族保育の実践を各地で深めていきつつ，このことを全体で，また全国で交流し合っていく為に，明日から自分達の現場でもう一度頑張り直すのだという強い確信をもっていきたいと思います。

第６分科会

職場労働と進路保障



第６分科会・発題

就職差別撤廃闘争の経緯と問題点

山田貴夫
（川崎朝鮮問題研究会）

民闘連全国交流集会の分科会の中で「職場労働と民族差別」の分科会は本年度で第４回目を数える。民族差別に基づく就職差別との闘いは，１９７０年度初頭，兵庫の解放教育の実践，本名を名乗る運動～進路保障の闘いと，日立闘争を契機にこの領域における闘いの遅れと重要性が認識され，西宮西高と高昌重君の電々公社就労闘争の中で日本の労働組

合運動をもまき込む闘いとして展開され，新しい地平を一歩切り拓いた。民族差別撤廃の闘いの中で，この就職差別撤廃の闘いほど重要な闘いはない。民族教育のあり方も，メシの食える教育（進路保障）をともなわないものはありえず，又，民族的主体のあり方を考える時もメシの食い方，即ち生きること，生活すること，労働することを関係付けずに語れば，抽象論になる危険性がある。そして日本人にとっても，職場，労働組合の中で，朝鮮人問題を語り，訴え，朝鮮人と出会うことの重要性を考える必要性がある。私たちは，いつも日本社会一般という観念的な敵と闘っている訳ではないのだから。残念ながら，具体的な運動課題をここに集まる全員が抱えているわけではないのであるが，改めて，就職差別撤廃の闘いの経緯をふり返り，今後の闘いに向けての一助としたい。

1．就職差別撤廃闘争前史

１９６８年，大阪府高槻６中の教師たちは，在日朝鮮人の生徒たちが「日本名」を使っているのは誤りではないかと考え，本名を名乗る教育実践を開始した。翌６９年兵庫県立尼崎工業高校で一教師の在日朝鮮人生徒に対する差別発言があり，在日朝鮮人生徒を中心とする，同校教師集団に対する一斉糾弾闘争が起きた。尼工の教師集団はそれを契機として本名問題や進路保障闘争に取り組んでいった。同じ年，日本朝鮮研究所も部落差別発言をし，部落解放運動から糾弾を受け，それを契機に民族差別問題への取組を始めた。翌年７０年１２月，朴鐘碩君が日立製作所から就職差別を受け，裁判に提訴した。更に７１年大阪市立中学校校長会が「在日外国人子弟の実態と問題点」なる差別資料を作成，問題となった。

この事件を契機として同年７月大阪に「日本の学校に在籍する朝鮮人児童・生徒の教育を考える会」が発足し，活動を開始した。

この流れとは別に，今一つ注目すべき動きが起きていた。金嬉老事件が起きたのが１９６８年２月である。金嬉老が告発した日本の国家と社会の民族差別を糾す必要を認め，日本全体からみれば，極く少数の人達であるが，金嬉老公判対策委員会を結成，約１０年近い裁判をになってきた。この公判対策委の中心メンバーは多少の差こそあれ，いずれも日韓会談反対闘争に関わってきた無党派の人々であった。日本人の日韓反対闘争のなかから本当に少数であるが，日本社会の民族差別を見すえる人々がでてきた事実は見過すことのできないことだと思われる。上記二つの流れとは別に１９６０年代後半から新左翼が大学闘争を経て政治の場に登場してきていた。特に１９６９年入管法国会上程をきっかけに各党派・無党派あげて同法案反対闘争に取り組んでいった。

又，部落解放同盟の中に，日本共産党とそうでない人達との間で，部落差別の位置付けをはじめ色々な点で考え方の違いが顕在化してくるのもこの頃からである。〈以上，民闘連特別基調報告第１章より〉

Ⅱ．日立闘争

第一章にある通り，関西における解放教育の歩み，日韓闘争から金嬉老裁判への流れ，入管体制，ベトナム反戦闘争からの流れが，それぞれの闘いの場を維持しながら合流したのが日立闘争であり，民闘連運動の原点でもあった。

A．日立闘争の意義

1. 民族差別に基づく就職差別の現実とそれがもたらす人間性破壊〈差別の実態の暴露〉
2. 朴鐘碩君及び朴君を支えた在日朝鮮人青年たちの民族的主体の確立
3. 日本人・朝鮮人双方の青年による手さぐりの共同作業（共闘することの重要性）
4. 同化攻撃との闘い（在日朝鮮人二世・三世の生き方の問題）
5. より具体的な民族差別の諸実態への切り込み，教育戦線への自主的なとりくみと地域活動の開始，民闘連運動の出発点

B．日立闘争の限界

1. どこに闘いの基礎を据えるのか

「朴鐘碩君と同じような在日朝鮮人はどこにでもいる」「日立のような会社はどこにでもある」と言われながらも，私たちの立脚点がまだまだ民族差別の現実とは切れたところに位置している。教育戦線，労働戦線の具体的なとりくみとして表現できない。〈朴君一日立〉という個別具体的な課題に固執（目の前の民族差別とどう闘うのか）という発想を最も基本としていたが，闘いの現場（囲む会定例会，糾弾闘争）に結集することが精一杯で，各々の生活点（地域・職場）で創造的な闘いが組みえなかった。

2. 朝鮮人として誇りをもって働ける職場は？

糾弾闘争の高揚は，韓国のキリスト者の不買運動という支援を受け，差別と侵略の一体制（独占資本の本質）を明らかにし，又，日立は，在日朝鮮人のみならず，身障者や思想・信条による就職差別という差別文書の暴露によってその差別体質の根深かさを明らかにした。しかし，この日立資本の労働者支配の実態への切り込みと日立労働者への問題提起が全く不充分であり，民族の誇りをもって働ける職場，就労後の問題は，諮問委員会の設置の他は，本人の頑張りに全て委ねられた。

従って，長期的な展望のもとに，地域への全面的進出と各職場を基礎とした運動の積み重ねという課題にどう取り組むのかということが課題として残された。

Ⅲ. 電々闘争の意義

1. 進路保障の闘いとして

西宮西高分会として取組まれたこと，一教師，有志の教師集団としての闘いから，始められた本名一進路保障の闘いを職場全員の意志一致のもとで高君支援にうって出たこと。

2. 就労先の電通労働者との共闘

日立闘争では実現しえなかった就労先の現場労働者への働きかけ，呼応，電通労組の支援決議を獲得していった。

「私たちが運動を労働運動として職場の個々の労働者に訴え『日朝・日韓人民連帯とは何か』を具体的に追求しようとしたのはそのためだ。そしてそこで見たものは，部分的労働条件や賃金の改善と引き換えた労働者としての意識や連帯が破壊され眠らされている状況である。自からの主体性を失なったものが他人の主体性をとやかく言う余裕はないはずである。そういう現状をとびこえて在日朝鮮人問題だけを自己完結的に闘い得ないことを電通労働者と私たちは痛感した。こういう現状が国体とか国益の名のもとに，外には韓国侵略，内には在日朝鮮人への排外主義と同化を迫まる大きな仕組みに，日本人労働者をすっぽり巻き込み，協力・動員させているのだ。そういう労働者と離れて，彼等を馬鹿にしてみたところで何も生まれてこない。彼等に働きかけ，その仕組みと闘い，正しい国際連帯に立脚した労働運動を模索する努力を具体的に提起する形でしか同化問題には対峙しえない」

「留意すべき点は，大阪の電通労働者たちはこれまでの部落解放闘争の告発主義が，結局，労働者を絶句させ，客観的差別構造の認識に至らせず，心情主義化し，かえって職場闘争を軽視する風潮が生じたことを反省してそこから学んでいることだ。朝鮮人問題だけを孤立させず，様々な職場問題，矛盾と抑圧とを絡めて職場闘争の一つとして闘かってゆこうという姿勢があった」〈以上，電々公社就職差別反対闘争　経過と問題点〉

3. 就労闘争から在日朝鮮人として誇りをもって働ける職場へと，労働運動の原点である〈職場の中での闘い〉へと持ち込んだこと。

Ⅳ. 結び

私たちは，日立闘争，電々闘争をふりかえる中で，実に多く学ぶべきことのあることを知る。闘いに自からの主体をかけて登場した在日朝鮮人青年の民族的主体確立の歩みを徹底的に尊重し，支えること，日本人・朝鮮人双方が共同作業を媒介に共闘を積み重ねること，個別課題に固執すること，差別企業下の労働者との共闘を訴えること，等々。しかし，

理論的に学んだことは，必ずしも実践には移せない。日立・電々闘争以降も在日朝鮮人問題に関わろうとする日本人労働者の位置は，民族差別の諸実態と切れたところにあるのが冷厳な事実である。この隔りをまず直視せねばならない。日立闘争のところで述べたように，職場での受皿作りと，地域への進出が今もなお私達の課題であり，同一職場で，又，同一地域で日本人・朝鮮人が共に働き，共に語り，共に闘いに参加する状況を生み出しえていない。

当面，就職差別と闘う運動の輪を，職場の内外におしひろげる作業を繰返えさなければならない。そしてそれは，朝鮮人問題が自己完結的に，独立した課題として独り歩きすることでもない。受皿は朝鮮問題だけの受皿ではなく，それは又，受皿たりえない。職場で，地域で，様々な矛盾・抑圧と対決する日本人自身の主体的なありようを模索する中で，一つの重要な問題として提起されなければならない。就職差別の壁を一つ一つ突きくずす闘い，この闘いを共闘しうる職場，地域での労働運動の形成が今何よりも問われている。在日朝鮮人を排除している現実の就労実態の変革を抜きにして，私たちは，連帯も，共闘をも語ることはできない。

「連帯とは具体的な問題を通して構築してゆくべきものではないでしょうか。韓国の民主化闘争を支持し，韓国の隷属化をはかっている日本帝国主義の打倒を叫ぶ日本人労働者は日本社会で生活する在日朝鮮人労働者の問題を職場，生産点へ持ち込むべきではないでしょうか。労働者にとって〈いの一番〉に問題にしなければならない職場で生起する具体的な問題に目をつむって日韓連帯を唱える姿は，きつい表現をすれば，尻にウンコをつけて歩きまわっている猿のようで悲しいことです」〈電々闘争ニュース　連帯№.1〉

第六分科会・報告

就職差別撤廃闘争の経過と現状

── とくに国籍条項のこと ──

神谷重章
（兵庫在日朝鮮人教育を考える会）

兵庫県下で，在日韓国・朝鮮人が就労している自治体は，川西・尼崎・西宮・西脇・高砂。加古川と竜野市が今年から国籍条項を撤廃し，まだ門を閉じているのは明石・三木・小野・豊岡・神戸（神戸には四名の保母が朝鮮名で働いているが，他の自治体も保母・医療・技能労務職には門を開いている）

高砂市は四年前，一人の朝鮮人青年を採用し，市民病院に配属した。彼は仕事をやりきることで周りの眼を反転させようと黙々と働いた。しかし，市は昨年新たに国籍条項を復活し，民族排外を露骨に示した。高砂高校は学校ぐるみで撤廃闘争を担い，一ヶ月後撤廃さすに，貴重な教訓を得た。国籍条項を取り払い採用させても，職場の労働者の変革のない所では，民族主体の努力だけではつぶされていくこと。市民運動なりの地域の地動な活動による包囲と，受け皿の労働組合運動を連動させ，在日韓国・朝鮮人問題の理解を徹底させること。彼個人で言えば「ただ働くだけでなく，自分たちのことを教え共に闘う労働者の仲間作りと，自分の身分安定だけでなく同胞の問題を解決していく人間になること」

高砂市では，地域の同胞たちが毎週金曜日に集まりバレーをしている。汗流し体まるごと己れをぶつけ，帰り道喫茶店で駄弁ったり，ひょいと飲みに入ったりして，新しく交わることで友情と連帯を育くんでいる。深い生活ぐるみの付き合いを重ね，同胞同士のあけっぴろげの交歓交流の中から，遊びと楽しさを

通して仲間を作り，そこを突き抜けて，同胞の問題をも背負えるサークルを目指して青年達は走っている。高砂高校朝文研生徒，松陽高校生徒は，地域のサークルにつながり鍛えられ，青年達の励ましを支えに学校に戻り自立の道を刻み，相互の関連が多くの友を結び付けている。

8月27日，兵庫県と神戸市に，教員採用試験における国籍条項撤廃を求めて闘いを組む。9月20日，県教委上担教職員課長,「前向きに検討する」と約す。10月2日，7日，県会にて質問され森脇教育長「早急に検討す」と答弁。8日，教職員課「3月までにあるいはもっと早く結論を出す」，17日，撤廃に向けての集会を開く。

在日韓国・朝鮮人教師が採用されることで，教室の中の同胞子女に面を挙げさせ勇気と力を与えていく，周りを囲む日本人生徒に正しい朝鮮観を確立させていく。そのことのために「国籍条項」を問い糾し，隊列を組む。兵庫の，志ある者すべてを結集し前に進む。

6年前，一人の高校生が「同胞の心は同胞でしか分からない。私は先生になって戻って来る」と決意し，勉強するに，待っていたものは差別の壁。「先生，日本人が英語を教えられ，朝鮮人が教えられないのは何故ですか。答えて下さい」

この素朴な疑問に答えるために，教師たちは県教委を撃つ。

8月28日，9月18日，24日，10月1日，明石市に，受験希望する朝鮮人生徒の心をひっさげて交渉す。壁は崩れず，持久戦に入る。ただし，門戸開放している部門については「国籍を問わず」の一項を入れさす。撤廃させるだけでなく，採用させる運動も展開し，本年，尼崎と姫路市を受験中。

民間企業についても，会社や組合と丁寧に話し合い，在日韓国・朝鮮人問題を認識させ，生徒を送り込み，自立する労働者になることで日本人労働者を変えていく運動を，兵庫の各地で繰り拡げていく。

第六分科会・報告

差別国籍条項撤廃を闘って

青　新一
（差別国籍条項撤廃
八尾市民共闘会議）

闘いの経過

78年10月5日，在日朝鮮人青年が市職員の受験に応募したところ即刻拒否されたことを契機に，それまでの活動をささえてきた，トッカビ子供会は全力をあげてこの闘いに取り組んだ。安中の地域のオモニ達や，部落解放同盟安中支部からさらに拡大されて，各労働組合，民主団体へ呼びかけ文がまわされた。

12月1日には100名の参加者を得て結成集会の成功をかちとった。正式名称は「八尾市公務員，一般事務職・技術職差別国籍条項撤廃市民共闘会議」と名づけられた。

参加したのは3つの民主団体と，全電通八尾分会，八尾教組，国労八尾支部など7労組，さらに総評東部大阪地区評の全面協力が獲得された。

署名活動，市民へのアピール発表，市内各ターミナルでちらし配布，各職場の労働者の胸にワッペンがついた。国会でも，上田卓三衆議院議員から国会質問状が出された。様々な行動と平行して対市交渉も積みあげられた。

78年12月25日，市民共闘会議（前記の略称）は第1回対市交渉を開催した。

席上，八尾市当局は，論理的に完全に破綻し苦しまぎれの末「外国人が市職員になると市民感情をそこねる」などと本音を暴露した。具体的な闘いのなかで市民共闘会議も大きく成長してきた。そして，ついに8月3日第3回交渉で「撤廃」が勝ちとられた。

差別国籍条項は，一応撤廃されたが，今後の課題も大きい。採用後の配置について公権

力部門は拒否されるという付則がある。受験資格を獲得したが，採用時の判断基準，採用後の仕事保障，そして八尾市当局が，在日朝鮮人差別をしない，させない行政をするかということではきわめて不充分であると言える。

しかし，民族差別撤廃にむけた確実な一歩であることは明らかだ。この闘いの成果にたって枚方，高槻，大東市など大阪府内９市でこの差別条項が撤廃されてきた（８０年３月調査，現在さらに拡大されている模様）

日本人と在日朝鮮人の真の連帯をうちたてるために

差別国籍条項撤廃をかかげて共に闘った仲間達にとって一番大きな成果は，日本人と在日朝鮮人との連帯，信頼だと思う。

日本の支配者，権力者たちは，資本主義体制維持のために，その支配構造に民族差別を活用し，排外主義を煽動してきたのは歴史的な事実である。いま韓国は全斗煥のもとに民主主義は圧殺されている。

それが独占資本，死の商人たちの意図なのである。

総評は韓国民主化闘争支援，金大中氏らを救出せよ／という運動を取組んだ。私たち国労も全大統領に抗議電報，署名活動を展開している。この闘いは非常に重要であり，継続発展させていかなければならない。

しかし韓国民主化の闘いが，単なる一時期のカンパニア運動になってしまうことをおそれる。同時にこの闘いは在日朝鮮人の歴史性や，差別の実態など，前記した支配者層による差別構造を無視することはできない。日本における民族差別撤廃の闘いは，韓国民主化闘争の日本における現場の闘いであると思う。

市民共闘会議に結集する各労組の組合員は，今回の闘いのなかで何かをつかんで職場へ持ちこんだと思う。一番印象深い闘いは，対市交渉において，市当局を追いつめる私達の陣営の力強さだ。交渉の進展しないなかであるオモニの差別されつづけてきた重く苦しい過去の告白に市当局は何も答えられなかった。権力者たちの〝あやまち〟がはっきりと参加した誰の眼にも浮びあがってきた。オモニの涙に拍手した。激励と感動と様々な思いのなかで大きな拍手のうずとなった。

この社会からすべての差別をなくすために地域と職場から根強く闘い抜こう。

第六分科会・報告

大阪府盲老人ホーム「槻ノ木荘」久保所長の民族差別・就職差別を許さない／

朴秋子（パク・チュヂャ）
問題を考える会

1．経過報告

１９７８年４月下旬，高槻市広報を通して同じ高槻市所在の大阪府立盲老人ホーム槻の木荘が寮母を募集しました。本人の私が書類応募，５月８日に面接試験がありました。

当日，面接の場で久保所長は「本名を名のって応募してくる意気込みはよくわかるが，ここは高齢者が収容されていて古い考え方をもった者が多い。（朝鮮人の寮母から介護される事によって）何か問題が起らないか心配だ」「せっかく日本人と結婚しているのだから日本名を名のってくらはった方が……」等々の発言をうけました。丁度この頃，一生けん命働く場所をさがしていた私は何としても就職したかったので，私達在日韓国・朝鮮人の歴史的背景や植民地支配当時の創氏改名政策についても説明し，また，私自身が本名をとりもどしてきた背景を説明し，本名を名のる事は私自身の生きる姿勢である事を話し，理解してもらえる様努力しました。また，所長の発言は主観的意図はどうあれ，老人の古いおくれた意識にのかって日本名を強要される事は，社会的に厳然としてある「朝鮮人お断り」という事にしかならない，民族差別であると抗議しましたが，物別れに終りました。

翌日，夫の高木が朝鮮人の本名について理解してほしいので話し合ってほしいと申し入

れましたが，所長は「なみ風立たない様に施設運営をするのが私の役目だ。そんなあげ足とりを言うと，かえって不利になりますよ」と言われ，話し合う必要はないという返事でした。

更に後日，「財団本部の方針がかわって，寮母募集をやめ男子指導員を採用する事にした。すでに，縁故で内定している」と告げられました。これは民族差別にフタをするために，新たに，就職差別という行動に出てきたものです。この時以来，運動が始まりました。

2. 施設・財団・日社労組の悪質な対応

私達のごく控え目な要求や，問題解決のための最低限必要な話し合いの要求に対し，施設・財団側は非常に固くなで一切話し合いに応じません。それればかりか，問題の経過を実に巧妙にすりかえ「福祉と人権」なるビラを通して「なぜ朝鮮名を名のっているのか，と聞くのは当り前の事だ」と居直り，差別情宜を大々的にくりかえしています。

更に，問題の経過に全く関係のない施設の労組・日社労組が不当介入し，当然の行政指導をしている高槻市や大阪府に対して「民主主義の破かいにつながる」などと言い，差別撤廃の運動に立ちはだかっています。この様な悪質な差別者を許さない運動を結集していかねばなりません。

3. 行政責任を追求しよう

高槻市は人権擁護宣言都市，そのモデル都市に国から指定されています。それがスローガン倒れにさせない為，行政の中味も含めて問わなければなりません。次に大阪府は施設の設置者であり，当事者としての行政責任はまぬがれません。とりわけ，府の行政内部が私達，在日韓国・朝鮮人に対して不公正な内容を持ち，その是正に対して，府自身が固くなな姿勢を崩していません。私達は府が施設・財団に行政指導するには自らの差別行政を改めない限り，真に民族差別に対して取り組んだ事にはならないと思います。

法務局の結論が明らかになった今，とりわけ府に集中して行政責任を追求していきたいと思います。

4. 大阪法務局が久保所長の発言は民族差別・就職差別であると認定！

１９７９年１月３１日以来，提訴してきた私達の訴えに対し，１９８０年９月２６日に本省との協議の上，民族差別であり就職差別であると認定しました。国の行政機関がこの様に民族差別を認めた事は初めての事であり，昨年の国際人権規約批准により，国としても民族差別の実態を無視しきれなかったものであると思います。これを機会に最後の勝利まで闘いぬきます。

第六分科会質疑応答

■質問　朴秋子

法務局見解を一様，こちらは勝利としてとらえたのですけれども，依然として当事者である財団とか所長は居直っており，また労働組合は，今回の私の問題では，あからさまに逆に運動側に攻撃をしかけてくるということなのです。労使一体となって，それも労働組合が先頭に出てくる形で運動側に攻撃をかけてくるような状況の中で，一定程度社会的に，市・府・国という範囲網はできたけれども，具体的に今後，どのように運動を進めていくのが問題の解決となるのか，その辺のことで皆さん方の経験の中で意見があったら，聞きたいのです。

○山田貴夫（川崎朝鮮問題研究会）

このことに対して，今すぐ対応策があるとは思わないのです。やはり，組合レベルでどのような質を作っていくのか，その積重ねでしかないと思うのです。

川崎であったことなのですけれども，たまたま，権さんという一人の朝鮮人が労災で事故を起して，結局仕事ができなくなり，川崎の福祉事務所へ行ったのです。その権さんの担当にあたったのが，たまたま我々の知り合いで，朝鮮人問題というのはよく知らなかったのだけれども，「これは，やはり労災認定

でやってもらうべきですよ」と権さん話をして，神奈川の労災職業病センターという，仲間の活動家で作ったところがあるのですけれども，そこを紹介し，そしてそこから川崎朝問研に連絡がくると，それで川崎の青丘社に連絡をして，取り組もうということになったのです。労基署との交渉を3回ほどやったのですけれども，なんとか認定をとりました。これは，たまたまうまくいった例だと思うのです。このようなことを組合で取り組もうとしたら，難しいと思うのです。

その為に，職場の中に朝問研などを作っていったのですが，2ヶ月に1回学習会をやる時にも，必ずだれか責任者を決めて，ビラなどを作る時にもなるべく多くの人間とやって，組合の中に横のつながりを作っていくということを意識的にやってきたのです。

また，川崎の組合の活動家が中心となって印刷センターを作ったのです。今まで，労働組合だとか，様々なグループが手工業的にやっていた印刷をそこでやるようになりました。今，どの組合がどのようなビラを作っているかだとか，またその場でビラの交換もできるのです。そのような事ができるというのは，川崎の中で地域的な労働組合があったということなのです。

結局，自分の職場に在日朝鮮人が一人でもいれば，それなりの動きはできるのですけれども，いないところではどうやるのかと言えば，自分の組合がどれだけまともなのかということと，朝鮮問題ということで，2～3の組合だけではなく，川崎なら川崎というように全部視野に入れて，何かの拍子に在日朝鮮人の青年が受験にくるかもしれないのです。その時に，情報を流すだとか，あるいは会社の動きを伝えるだとか，人間関係の橋渡しをしてくれる人をどれだけ具体的に作っていくのかということが重要で，いつ，どこで出合うかわからないので，とにかくそのような形で地域的に拡げていくということをやるしかないのではないかと思うのです。

○教員

進路保障ということで考えれば，在日朝鮮人の問題を考えていく労働者を，私達教育労働者は作っていかなくてはいけないと思うのです。そうでないと，学校から卒業させて終りということになると思うのです。ですからできるだけ地域の労働組合などを回りたいなと思って，機会あるごとに回ることにしているのです。しかし，そのようなことで，そのような労働者を作れるかと言ったら，現実に難しいし，大きい課題であるし，作れないかもしれないけれども，やはり教師がそのようなつながりを地域の中で作っていかないとダメではないかという気がします。

○教員

教師にとって，労働者の姿というものが見えていないということがあると思うのです。

高槻の場合，高槻六中から朝鮮人教育に火がついたということがあり，それなりに拡がりを持ってはきていると思います。子供会もできつつあるし，指導員も行政保障させていくということがあります。それなりに高槻教組というのは在日朝鮮人教育に力を入れているのですが，しかし教組の運動方針として在日朝鮮人の差別一般についての問題については，全く抜けているわけです。教室の中で本名を名乗らして朝鮮人の自覚を持たしていく，それだけが教師の仕事みたいな感じでとらえられてくるのです。ですから，中学校の場合，進路保障のことが深刻なわけです。卒業をしたら，きっちりと日本名にもどっている状況，また就職できない，高校をやめていく状況を教師は教室の中だけで変えられるのかということがあるわけです。

限界がはっきり見えているのですね。それは，教師の視点だけでは関わりきれない問題です。日本人なら日本人として，労働組合に結集している労働者なら労働者としての立場でという視点が欠落しているように，私のいる組合をみて感じるのです。

〔質問〕　高槻朝鮮問題研究会

日本の労働問題が見えない労働者に朝鮮人の問題は見えないという批判があり，その一員として言いずらいのですが，在日朝鮮人労働者の闘いとして自らの職場の労働条件の問

題なり，雇用問題として闘っていくことは考えてこられなかったのだろうかということです。戦前であれば，反失業闘争にしても，労働条件にしても同じ職場での日本人と団結してやっていたということがあります。

在日朝鮮人の労働基本権にしても，何よりもまず声をあげて闘っていくというのは，在日朝鮮人の団結が中心に置かれるべきではないかと思うのです。その意味では，在日朝鮮人労働者が多くいれば，民族的な要求として労働条件にしても，また名前の問題にしても強く出せると思うのです。

このような問題について，何か話をしてくれればと思います。

○　朴　鐘碩

自分の職場に在日朝鮮人が２０人とは言わないまでも，１人でもいれば強い支えとなります。

また，日本人労働者の関係では，日本人労働者を敵対視していくというのではなく，日本人労働者との人間関係というものを大切にしなくてはいけないと思います。しかし，組合の態度は絶対に許せません。

日本人の労働者がどれだけ会社の中でいびられたかと言うと，日立裁判闘争に関わった労働者が２０人ぐらいいたらしいのですが，その人達は皆，やめさせられたり，配転させられたりしたのです。去年の民闘連の交流集会では同じ職場の人を二人連れてきたのですが，一人は５月で，もう一人は９月にやめました。日本人の仲間を作っていくにしても，よほど価値感を変えて，闘っていくのだという意志一致をやっていかないと長い闘いにならないと思うのです。



第七分科会

入門・民族差別



第七分科会・講演

民族差別とは何か

徐　　龍達（ソ・ヨンダル）
（桃山学院大学教授）

まず，「民族差別」の意味について，民族とは「人種的・地域的起源が同一であり，また同一であると信じ，言語・宗教・風俗習慣などの文化的伝統を歴史的な運命を共有する人間の集団で，必ずしも人種・国民の範囲と同じでない」と辞典には出ています。これだけみますと，在日韓国・朝鮮人の場合は，過去の先祖の地域的起源が同一であるということは言えますが，現状は，言語でもウリマルのできない人がほとんどであるし，宗教・風俗習慣などは，日本の地に定住するようになってかなり変ってきているということで，一体民族とは何かということが，まさしく今，問われています。一般的な意味では，自分の

親が韓国・朝鮮人であるというようなことで，自分が韓国・朝鮮人であると受けとめている人が多いと思います。

それから「差別」という言葉は，「区別，けじめ，物と物との違い」と，これが辞典の意味でして，戦前の辞典も戦後初めて出版された辞典もほぼ，こういうように書いてあります。これでは，差別撤廃の意味が全々浮び上がってこないというわけであります。決して単なる区別とかけじめとか，そういうものではないわけで，まさに，差別の実態そのものをどう受けとめているのかということを逆に反問したいような説明だと思います。

差別と偏見というのは本来，論理がないから説明しにくいわけですね。それ自体が極度に論理を敬遠する感情の産物だから，本当に人間の心に巣喰う感情がまずあって，そこから法律の解釈なども，感情に逆らわないようにということであるわけです。法律の解釈の場合でも，日本国民の感情というか，政府の感情とか，そういうものが底流にあるような感じをいだくわけであります。ですから，法律などで規定された差別などは，運動をすることによって改正することが可能ですが，最も厄介なのは，むしろ「心の壁」そのものであると感ずるわけであります。

何か，差別問題を取り上げる場合に，私たちは法律がいけないんだとか，政府がいけないんだということがよく言われます。しかし，実際は，一つ一つの運動をやってみますと，必ずしもそうではなくて，やはり日本人の心そのものが問題であるという点が多くあるわけです。そういうことで「心の壁」というように申しあげるわけです。

民族差別の歴史を次にふれたいと思います。私は歴史家ではありませんが，江戸時代以前から，かなり古くから蔑視観があったという解釈も一方ではあります。しかし，差別問題・蔑視・偏見，そういうものが定着するようになったのは，やはりここ百年あまりが特に顕著ではないかと考えております。資料には，「江戸時代の日朝友交関係」というように書いてありますが，とりわけ明治の初めぐらいになりますと，徳川幕府２６５年の宗教である仏教から，新たな神道（日本教）が新しい価値感として成立します。その中心は，もちろん天皇であります。

国籍法上，どのあたりから血統主義というのが定着したか，そこまで調べていませんけれども，一般に考えますと，そこらあたりから血統主義というものが現われ，よそ者を排する排外性をだんだん強めるようになったのではないかと考えられています。幕府を倒し，明治維新。そして，新しい，国を治める論理を成立させる場合に，これまでの考え方を曲げ，それが日本の歴史の歪曲となり，道徳の歪曲，教育勅語の発布，万世一系の天皇＝現神（神の子）というものが重なってくるわけで，軍国主義に至るわけです。

同時に，脱亜入欧は，特に福沢諭吉の脱亜論というのは，いろいろ歴史を調べてみますと非常に侵略性のある，まさに日本の国しか考えていなかったというものです。たとえばアジアの殻を脱して，西洋の文明に移りたいというようなことを言っていて，「しかるに，ここに不幸なる近隣に国あり，その一つは支那であり，一つは朝鮮である」ということで，その憐れなる国を何とか幸せにしょうと，侵略思想を出してくるわけであります。そこから，日本人はすでにアジアの殻を脱して，西洋の文明に移ったんだという事を堂々と言っておりまして，それでその傘下におさめていくという形で，侵略思想を美化するということになるわけです。

その過程で，日本人と違うものという事で，韓国・朝鮮人に対する差別・偏見というものが，助長拡大されていくということでございます。こういった考え方の根底には，実は日本人は神の子であるという考え方，純粋な日本人という，天皇の赤子が国民すべてであり，そのようなことが１９４５年まで言われたわけです。そのような幻想が差別の基底をなしている，根底にそういうものがあると思うのです。

参考までに，『新選姓氏録』，８１４年完成の本のことを述べたいと思います。五畿内・

和泉・河内・摂津・山城・大和の１０５９氏の出自と系譜を明示したものであるとされていますが，その中で朝鮮渡来の民族が３分の１をしめているということです。日本民族といわれるものの成立過程は，歴史的にたどれば，南方系・北方系といろいろ言われますが，要するに混血民族であるということは間違いないと思うのです。よく単一民族国家だということが言われますが，そのような考え方から脱するということが，実は日本の国際化だとか，人権成立の為に重要な要素ではないかと考えるわけです。

戦後，国籍をめぐっての問題がありました。サンフランシスコ平和条約の発効まで，いったい日本人だったのか韓国・朝鮮人だったのかわからないような，法的には日本人であったし，実質上は韓国・朝鮮人であるということで，外国人登録とか指紋をとられるといういやな事態がずっと続いていたわけです。平和条約の中には，我々の国籍に関する規定は一つもないわけで，ただ民事局長通達によりまして，昭和２７年から日本国籍を離脱するものとみなされるということになったわけです。

日本という国は，法律が都合のいい解釈がなされるし，そうでないものは，あまり審議しなくても，官吏の判断で通達が出されるということがあります。法律問題ではっきりしているものは，改正運動をやるとか，訴えるということが可能でありますけれども，通達行政に対しては，一つ一つの事例を訴えて，国民の世論を高めて改正にもっていかなければならず，対象がはっきりしないものであります。

戦後の問題は，田中宏先生のお話に全部カバーされているので民族差別の現状について，四つに分けて説明をさせていただきたいと思います。

1. 法的規制（制度・国籍の壁）

法的規制，制度上どうなっているかという問題に関しては，外国人登録法，入国管理令がありまして，指紋の捺印義務・常時携帯義務等で，日本人とは非常に違う扱いを受けているということが問題になっております。

資料に書いてあるマクリーン判決というのは，資格外活動のことであります。マクリーンさんの資格活動は，日本の大学で語学を教えるということだったのですが，やや反戦的な活動をやったということで，国外退去を命じられたという判決です。この判決の不当性につきましては，法律学者がいろいろ書いたものがありますけれども，日本人とはかなり違った扱いを受けているという一つの曲型的な例として考えられるわけです。

あと，資料の方に社会保険，児童福祉，戦争犠牲者援護法等羅列したが，特に国民年金につきましては，東京で「在日韓国・朝鮮人の国民年金を求める会」を中心とした，いろいろな運動が今展開されておりますけれども，最近の新聞報道では大阪地裁の判決がでておりまして，帰化した全盲女性への障害福祉年金は，支給を拒否しても，決してそれは，違憲ではないという判決が出ました。俗にいう塩見判決のことです。判決文の中に，社会保障の分野で国籍による差別的取り扱いは，撤廃する国際的傾向があるという指摘はされているのですが，法律解釈上はできないのだと，障害福祉年金ができた段階で朝鮮・韓国籍であったということで，年金はもらえませんということであります。たとえば，戦争犠牲者援護法だとか被爆者援護法，これらは，戦争当時は皆一緒に命をかけて戦ったわけですが，韓国・朝鮮籍になっているのだから日本人ではないということで，恩給は受けられないということであります。このような解釈が日本の厚生行政であります。

日本政府は，日韓条約で払うものは払ったといっております。また韓国の外務部の本を見ますと，韓日条約によって在日韓国人の処遇問題は全部解決したという表現がありますが，まことに認識不足の最たるものでございます。私共の国においても，情けない実態がありますし，あるいは日本の現状においても具体的にこの地に住んで納税の義務をはたしている在日韓国・朝鮮人の問題は，韓国との条約，つまりその条約による恩恵は，在日韓

国・朝鮮人にはおよんでいない。ここで困っている人がいるから，韓国政府から何か年金をもらうとか，手助けをしてもらうとかということは，現実にはないわけであります。日韓条約の本旨というものは，いわゆるアジアの問題はアジア人にというアメリカの戦略というものが背景にあって，それで日本政府も当時は手を組んで，韓国にどれだけの経済援助をするか，韓国の方も日本からどれだけ援助をとるか，また共産圏との防御ラインを引くのかという政治的な枠組みの中でできあがった日韓条約であって，在日韓国・朝鮮人の問題などは，おそらく何も考えていないということではなかったかと思います。

当時，たしかに民団におきましては，いろいろな運動をしておりましたけれども，結局まるめ込まれたのですね。最後まで権益を擁護することができなかったそのつけが今日回ってまいりまして，いろいろな運動をやらざるをえないことになったのです。この地に生きる在日韓国・朝鮮人としては，このまま放任するわけにはいかないという問題であるわけです。

塩見訴訟に現われている国籍をめぐる法律の解釈，これは，これからの国際的な潮流がどのように人権を内外人平等のものに変えていくのかという，将来あるいは現在の潮流というものに対して，全然考慮していない，冷たい法律の壁があるということがわかってきたということだけでも，多少はこれからの運動の一つのあり方にとっては参考になるのではないかと思います。

それから，難民条約の批准に向けて，法律の改正を検討すると，しかし，次の通常国にまで出すのは無理だろうということが報道されていますが，おそらく，調整に手間どるだろうと思います。このようなことが，実は制度的に国籍の壁として考えられ，具体的な一つの差別ではないかというように言えるわけです。

2. 慣例による就業規定

たとえば，日本育英奨学金というのは，私が大学生だった頃は，日本国籍をもたないと奨学金はもらえないという条項は日本育英会法にはなく，それの施行細則内示というもので国籍条項が規定されていたのですね。大学を出た後，日本育英会法の改正がありました。たしか，２条・３条に，この奨学金の支給対象は日本国籍を有した者に限るというのが入っていました。これは，あとから国籍条項が入ってきた例であります。しかし，これは皆さん御存知のように，数年前，神戸の日本人教師たちの働きを中心としまして，国籍条項を撤廃して，現在は奨学金をもらえるようになったということであります。

一番大きな問題は，公務員の国籍条項です。その解釈のネックになったのが，いわゆる人事院総裁の通達で，公権力の行使及び国家意志の形成にかかわると思われる職種には日本国籍を要するという「解釈」が行なわれています。法律ではなくて，そのような解釈を内閣法政局はやっているものですから，人事院総裁もそういう解釈をするわけです。したがって，国家意志の形成及び公権力の行使にかかわる職種には日本国籍が必要というようになったんですね。それで，大阪府は，公権力の行使とか国家意志の形成にかかわる職種とは，具体的にどのようなものかという質問を出したら，具体的にはそちらで考えなさいという返事で逃げるのですね。法律ではない「解釈」によって，国家公務員・地方公務員になれない慣例ができあがったわけであります。

資料に「国公立大学教員・助手」と書いてありますが，いろいろ調べた結果，国立大学の助手は，れっきとした国家公務員なのです。決して，外国人教員のように一年切り変えの臨時の職業ではない。ですから，１０年も２０年も助手を勤めている私の友人がいるわけです。国家公務員は，現実にいるわけであります。いるのだけれども，国立大学の教授会は公権力を行使するだとか，学生の処分権だとかというように解釈して，国家意志の形成に参画するものとして，専任教師以上にあげてはならないという差別的な慣例ができあがったわけであります。

それから，小中学校・高校の先生も戦後は

そのまま任用されていた事例がありましたが，その後国籍条項が入れられました。そして，日本の皆さん方の運動によって国籍条項がはずされ，大阪府教委・市教委関係では現在，十数名の韓国・朝鮮人の先生方が採用されています。あるいは，地方公務員にしましても，尼崎とか西宮ではすでに採用されていまして，その他にも，若干名が公務員として採用されています。だから，採用する気さえあれば，できる訳であります。

弁護士の問題でも，司法修習制度が判事・検事になる道としてあるのだということで，弁護士のところまで考えないで，外国籍ではだめだということにしていた訳であります。幸いに，金敬得さんという，すばらしい意志を持った青年の存在，あるいはそれを支えた日本人，韓国・朝鮮人の努力によって，門戸が開かれたということは，大変結構なことではないかと思います。

それで大事なことは，弁護士の場合もそうですが，何故今までだめだったのかという総括がはっきりしていない。何故今までだめだったのかという反省がなければ，これからよくなる見通しがないのですね。だから，年金問題も，まだまだ政府を含め，日本社会全体の認識がそういう反省までに至っていない一つの事例ではないかというように考えられます。

3. 経済活動上の規制

住宅金融公庫，国民金融公庫などは，今年の四月からでしたか，たしかできるようになったのではないかと思います。過去は，そういうものがだめであったという意味で，一応理解して頂きたいと思います。それから，放送事業，航空運送というのは，領海・領土・電波の問題ということがある関係からだと思いますが，外国人には厳しい制約があってできない。また銀行業につきましても，たとえば韓国・朝鮮人系の信用組合が認可されていますが，日本の地方銀行クラスの預金量をもっていても，その下のランクといわれる相互銀行の認可すらなかなか得られない。そういう大蔵省の枷がございます。

4. その他日常的差別（日本人の心の壁）

就学差別は，就学通知，誓約書，いろいろ事例がありまして，例えば就学通知を出さない。小学校は義務教育だから，外国人は義務教育の対象にならないという解釈からです。うっかりすると，就学通知が届かないから，子供を学校へ通わす手続きが遅れて，やむをえずどこか高い私立の学校へやったり，あるいは一年遅れたりするようなケースがあります。誓約書の問題は，日本人にはないのに，在日韓国・朝鮮人には，日本の法律を守り，悪い事はしませんと書いた誓約書を出させる。頭から，何か悪の根源みたいに考えておるというようなことがありまして，奈良では市民グループの運動で撤回させました。5～6年前ですけれども，私の子供にそれがきたものですから，運動をしました。

進学差別は，7～8年前にでしたか，大教組が調査した実態があります。大阪府下の私立高校の進学差別の問題が出て，最低の合格点はあるのに，落とすということをやっている学校がかなりあって，合格点から1～2割以上でないと合格しない。これが，日本の先生のやっていたことなのですね。それから，寄附金を余分に取ったり，何か保証金を取ったりして，こういうことは，今は完全になくなったと言えるかどうかわかりませんけれども，潜在的には若干残っているのではないかと思われるふしはあります。この問題は，当時，日本の先生方によって，これはいけないということで明るみに出た問題であります。

就職差別は，言うまでもなく，有名な朴鐘碩さんの日立製作所の問題や電々公社の高君の問題。それから，労務行政研究所が75年に，外国人の採用は拒否してはいけないというような例はないのだから，逆に外国人を採用しなくてもよいという解釈を『労政時報』に載せた事件がありました。これは，東京の皆さんが運動をして撤回させました。それでも撤回させるのに一年ぐらいかかったということです。

家屋・貸間・アパート・マンション貸借。最近，部落解放研究所から写真入りで出まし

たが，「外人不可」と，その外人というのは，青い目の外人は歓迎でございまして，同じアジア人は差別をつけるというような現状があるわけです。

結婚式場・玉姫殿とあるのは，京都の玉姫殿で在日韓国・朝鮮人がチマ・チョゴリを着てはいけないという事件があります。あるいは，民族教育の問題をみましても，京都韓国学園建築妨害というのがあります。これは，京都人の心の底に，非常に強い心の歪みがあるという事例だと思います。そういう意味で私は，あまり京都は好きになれないのですけれども。

生命保険（ホームローン付生命保険）。生命保険に入れるようになったのは，決して日本人が心を開いたからではないのです。これは，外資系の保険会社が進出してきまして，たとえばアリコ・ジャパンだとかが在日韓国・朝鮮人の保険をとっていったのです。また日本人社会の生命保険が飽和状態になりまして，これでは営業上伸びがないということが背景にあります。

最後に，まとめとして「民族差別をなくす為に」について話をしたいと思います。

先程，単一民族国家観をすてて，歪められた歴史観を正さなければならないと言いましだが，単一民族国家という認識が血統主義だとか血筋だとかというものに結び付くわけであります。そうではなく，少なくとも時代を遡れば，外国人の血がまざっているのだという認識をもつことなのですね。そういう点で日本は多民族国家であるという反省がとぼしい訳です。一体日本人とは何なのかということを，外国人，特に韓国・朝鮮人を通して考えるのではなくて，いろいろな歴史を通して考えていただきたいということであります。

次に国籍概念の相対化。国籍というのは，明治の古い戸籍に載っている者が，日本国籍をもつのだということで，国籍ができあがってきました。それから，日本国民たる要件は法律によってこれを定めるとなっていまして，その法律が国籍法でございます。そこに載っていない，戸籍のないものは外国人だということのようです。とにかく国籍を区別の対象とするということはよくないのです。やはり人間によって悪いやつは悪い。良いのは良いというように社会で受け入れる。そういう人権思想の成立が日本の社会の重要な課題ではないかと思います。また，地方自治体への参政権の問題も含めまして，国民概念の再検討ということで，日本の戸籍に載っていなくても，そこに住んでいるものは日本の市町村を形成し，その集まりが日本国でありますから，国民概念をその面から再検討し直す。そういうあたりが，差別をなくす為の前提として広く検討されなくてはいけないということです。

そのことは，血統主義から出生主義への脱皮，これも，いろいろな考え方があるようですが，少なくともそこに住んでいる者に対しては，それなりの配慮をするような，弾力的な血統主義でも結構ですけれども，やはり考えなければいけないのではないでしょうか。

最後に，我々在日韓国・朝鮮人側の生き方，特にアイデンチィチィーの問題。これは，非常に重要な課題として，我々の肩にのしかかっているということを申し上げておきたいと思います。

第七分科会講演

民族差別の具体的事例紹介

朴　炳閏（パク・ピョンユン）
（兵庫民闘連代表幹事）

１９７４年日立闘争のあとに，民闘連という組織がその地平線に発展的対象としてつくられてくるのですが，その頃に尼崎の行政闘争を中心として関わりをもったわけです。その中で公営住宅・児童手当などの交渉経過などをふまえて感じたことを話したいと思います。

まず公営住宅ですが，建設省の住宅局長から出された通達に「公営住宅入居希望者の内，外国人の取扱いについて」というのがあり，その中で「日本国民のみを対象にしたものである」という回答が昭和２９年１１月８日付

でなされているのです。通達が出される前の5月7日に姫路市の住宅課の課長が，建設局長に伺いを出したところ，こういう通達が出されて，それで，公営住宅に国籍条項が入ったという背景があるわけなのです。手元にある資料の中に，法令集を並べてあるのですけれども，「住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより，国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする」と，公営住宅法の1条のところには書いてあり，2条の所には，公営住宅の定義が書いてあるわけなのですが，「公営住宅は，この法律により一応地方公共団体が国の補助を受けて建設し，その住民に賃貸するための住宅およびその付帯施設をいう」ということですから，1条の〝国民生活〟という表現がひっかかりました。この〝国民〟というのは，日本国民だけを指すのかと半信半疑の気持であったわけなのですけれども，2条に書いてある「その住民に賃貸する」という言葉が，半信半疑を消してくれて，住民であればいいのではないかという気持に固まってきました。地方自治法に「住民というのは市町村の区域内に住所を有するものは当該市町村および，これを包括する都道府県の住民」となっており，住民というのは，住所さえ持っていればそこの住民ということがはっきり規定されているわけなのです。そしてまた，「住民は法律の定める所に権利及び義務が平等」と書いてあるわけです。それで，通達でもって国籍条項を入れるという考え方自身に間違いがあると気がついたわけなのです。

この住宅局長通達は昭和29年に出たのですけれども，姫路市の住宅課が国に「韓国人が申し込みにきたけれども，受け付けてもいいですか」という伺いを出した時，国籍条項が書いてあれば伺いは出さないはずです。国籍条項があるか，ないか疑問をもったということです。もっと突きつめれば，国籍条項がなかったから伺いを出したのではないかと思うわけです。

ですから，尼崎市に対して「我々も住民だから納税の義務を当然果しているし，それとは関係なしに公営住宅法にはどこにも国籍条項はなく，ただ住民に貸しなさいと書いてあるだけで，だからこの精神でいけば，この通達自身が間違っているのではないか」と言ったら，「そうだ」という返事が返ってきたのです。その回答書をみましたら，住民は当然権利・義務は平等なのだから，資格があるのだと，公営住宅法に日本という国籍，日本という限定が入っていなかったら，必ずしも日本人だけではないということでした。

このような形で，公営住宅の国籍条項が撤廃されたわけなのですけれども，撤廃するのに21年かかっているわけなのです。ところが，不思義なことに，昭和50年に通達が出たのだから国籍条項をはずせばよいのに，はずさないところが多いわけですね。昭和29年の国籍条項の通達が出た時は，ほとんどの市役所が国籍条項を入れるのだけれども，はずす方の国籍は，言っていかないとはずさないのです。このことで思い出すのは，かつて関東大震災の時に，何か上の方からの指示を徹底してゆくスタイルと同じだということですね。また教育のことでは，4・24の阪神教育弾圧事件，学校閉鎖令の時も，やはり通達なのですね。1948年1月24日，文部省の方から出された通達です。ところが，この通達も，ある日突然出てきたわけではなく，その一年前の8月29日に大阪府の学務課が文部省の大阪出張所に，朝鮮人学校の扱いについて伺いを出していて，文部省から認めるなという通達が出されたわけです。

公営住宅の話しのついでに，住宅金融公庫，住宅公団，地方住宅供給公社について話を少ししたいと思います。これらは，公営住宅の後にできた法律なのですけれども，国籍条項撤廃の理由は，国の方からそのような指示があったからだというわけです。けれども，その国籍条項をはずせという指示はよくわかるのですけれども，では国籍条項を入れる根拠は，いつ，どういう通達で，どういうものがあるのかと聞いても，説明がないのです。レジメにも法令を引用していきますけれども，住宅金融公庫法の1条「国民大衆」，それか

ら地方住宅供給公社法の目的のところ「住民の生活の安定と社会福祉」，そして住宅公団法の目的のところ「国民の生活の安定と社会福祉」，とこのような表現になっています。ですから公営住宅法と同じような解釈でいくと，国民大衆も，住民の生活の安定も，国民生活の安定も，国籍条項と全然関係がないわけですね。ところが，「どうして国籍条項があるのですか」と聞いたら，「法の解釈だ」という返事だったのです。それで「誰が解釈するのですか」と聞いたら，「国でしょう」と言う。「そうしたら，解釈をこのようにしなさいというものがなければ，国籍条項を申し込み用紙に入れられないのでは。もしなければ，それはそちらの解釈になりますよ」と。そうすると「慣例ですからね」となるわけです。それで，その慣例を追いかけてみると，結局，公営住宅の通達になるわけです。これに全部が便乗してしまっているわけですから，全て以下同様になってしまったわけです。

次に，尼崎市の児童手当について話をしたいと思います。

尼崎市に対して児童手当を要求していった時，最初はすんなりいきましたよ。しかし，予算がないので１５００円にしてほしいというわけです。あの時は，確か４０００円でしたが，そのうち１５００円だけが市の負担で残りは県と国の負担分だと言うのです。県と国の分は面倒をみられないから，県と国に要求をしてほしいと，そうすれば４０００円になると言うのです。計算はその通りなのですけれども，最初４０００円くれると言っておきながら，１５００円しか出さないと言うものですから，こちらは腹を立て騒ぎ出したわけです。

交渉は，何回目か忘れたのですけれども，6時頃から始まって１２時半ぐらいまで続き，これ以上はお互いの健康の問題もあるしということで，一旦休憩を宣言して明日の朝7時に話し合いをするということになり，市役所で寝ころぶわけです。そして，応接間で助役を迎えて返事をかちとるという場面になるのですが，その前に，この時の最高責任者で，最後の壁であったのが，木和田企画調整局長という人なのです。最後まで助役に忠誠心を尽したわけですが，それが崩れていくという場面があって，あくる朝助役が出てきて簡単な回答書が出るわけです。「昭和５０年４月１日施行の市児童手当支給制度について，実態的差別のあることを認め日本人と同等に支給するよう支給額，支給要件，児童居住要件」，そしてこの次が問題なのですけれども，「遡及適用」，来年から出すという時，ＯＫをしたわけですけれども，こちらは要求書を出した時からでないとおさまりがつかないと，だから遡及適用をさせていったいきさつがあるわけです。この闘争の中で感じられたことは，権益運動をする時に，一旦公開質問状を出して，お互いにやりとりしながら相手が自分の非を認めて，それでこちら側が正式な権利として闘いながら勝ち取るというパターンが，時間がかかっても，大事なのだということです。

このあと，同胞の間で，また日本人との間でも，２～３の報告集会やら総括やらをやる過程の中で，児童手当のＰＲを市報を通してやってほしいとか，先ほどの公営住宅については，地域まで来て説明をしてほしいとかいうようなことを要求するわけですけど，問題は，実態的な差別に市側が気がつかない。こちら側が言っていって，やっと気がつくということが問題ではないかということで，例の市報『あまがさき』の話が出るわけです。差別をなくすための市のキャンペーンが大事ではないかということで，「民族差別をなくすために」というパンフレットが２年がかりで市報『あまがさき』に掲載されるわけです。けれども，市側から「原稿を書いてくれ」と言ってくるわけです。書いていくと，そのまま印刷所へ持っていくわけです。これでは具合が悪く，これでは差別をなくすために人に下請けさせるようなものです。市役所の人間が自分で勉強して，市役所の書く人が変ってくれなくては困るわけです。ですから，「あなたが書いて，あなたが変らないと意味がない」と言っていったわけです。

先程，徐先生が言われた「心の壁」という

ことを考えた場合に，単に市営住宅をとるとか，児童手当を勝ち取るとかいうことではなくて，勝ち取りながらお互いに変っていくという関係がきっちり作られていかないと，運動は成長しないという感じを切実に感じとったわけなのですけれども，先程述べた木和田さんに東洋経済の原稿を依頼したことがあるのです。木和田さんが書いた原稿を引用しますと，「朝鮮の連中は生意気だ。こう最初に思って，もっと生意気な奴がおる。それと味方した日本人はもっと生意気だ」と書いているわけです。だから交渉の１～２回はものすごく腹立ったと思います。また，原稿になるからいいことを書いているのかもしれませんけれど，「少なくとも民族差別については，在日韓国・朝鮮人の生の声をできるだけ聞き，交換し合う中で，行政に反映できるものは考えてゆくべきだと従来の姿勢の誤りを痛感しました。自分が戦前の皇国史観に固まっていたのが痛感できるようになったのも，民闘連を中心とする，韓国の人たちの粘り強い交渉があったからだ。弱腰の我々を粘り強く説得してくれた民闘連に感謝します」

では，感謝された我々はどうなっているのか。公営住宅の申し込みの時，５０人ぐらいが同胞だという話が市役所から出たのですけれども，ところが$\frac{2}{3}$ぐらいが通名だと推定するのです。差別撤廃をしていって，勝ち取ったものを今度申し込む時に，通名で申請したのです。それを見ている日本人は，一体どう思うでしょうか。こっちと対峙してこない韓国人・朝鮮人，それから我々にクレームをつけられていない日本人をどのようにするかという問題です。最近の新聞では，国民年金も何となく厳しい感じですけれども，難民条約とからませていける。あれもこれもと，理屈の上では難しくない。運動をやっているうちに，何でもＯＫとなった時に，相変らず，こちら側の精神・意識構造が空では，日本人になりなさいということです。運動をやっている人はいいけれども，またそういうことに希望を感じている人はいいけれども，棚から餅がポロッと落ちてきた時，それを苦労しないで食べる人は，同化してしまうのではないかという心配があるのです。だから，この辺のところを運動する場合にきっちり押えておく必要があるのではないかということを，運動を通して切実に感じました。

第七分科会講演

戦後入管体制の成立過程

田中　宏
（愛知県立大学助教授）

1. はじめに

私の話は，民族差別を考えていく上で，国とか行政側がどのように考えているのかという側面になると思います。

皆さん御存知と思いますが，「入管体制」という言葉があります。出入国管理令という外国人を管理する法令の改正問題が，１９６９年に国会に出され，７１年，７２年，７３年の４回にわたり，「入管法」の制定が国会で持ち上げられ，この法案は結局廃案となったのですが，このころから「入管体制」という言葉がかなり使われるようになったと思います。「入管体制」という言葉は，狭い意味では外国人管理の基本法の一つである出入国管理令としてとらえられがちですけれども，私は，それにもう一つ加えて，国籍の問題というのを一緒に考えた方が良いと思います。レジメに書いてあるように，国籍という側面と，出入国管理あるいは在留管理という両方の側から考える必要があると思います。

国籍というのは，通常，親の血統を引き継ぐという形で我々は意識していますけれども，御存知のように，国籍に関する二つの対立した考え方があります。一つは，国籍というのは血統によって決めるべきであるという，日本，韓国などの決め方があります。また，だいたい共和国の方でも基本的にそういう決め

方です。このような血統主義といわれる考え方は，民族性の継承という意味で非常に大事な考え方であると思うのですけれども，もう一つの考え方として，国籍というのは具体的な生活に関わってくることを考えて，生まれた場所の国籍を取得する，親がどこの人であろうとそのことは問わずに，どこで生まれたかで国籍を決める出生地主義という考え方があります。アメリカ大陸は，南北ほとんどの国がこの考え方を採っています。人間というのは，生まれた場所でそのまま育っていく可能性が非常に強い。そのためには，その土地の国籍を持っておくことが一番合理的であるということが出生地主義の考え方としてあります。

どちらが正しいというのは，私は言えないと思います。国籍というのは，両方に密接に関係があります。特に在日朝鮮人の問題を考える場合には，この二つの考え方が入り組んだところに問題があります。すなわち，血統的には，日本の国籍を持っていない人が，実際に日本に住んでいる。従って，血統と居住地が違った場合に問題が複雑になるわけです。どちらも，国籍を決める上で合理的な意味があるわけですが，特に近代になって植民地支配だとか，帝国主義時代に人間が大量に事実上強制的に移されるという事が，歴史上ふり返ってみるとたくさんあったと思います。その国における外国人管理をからめる必要があると思います。

2. 植民地統治下では

在日朝鮮人問題を考えていく上で，植民地統治をぬきにして考えられないわけです。日本に残されている統計では，どういう訳か朝鮮を日本が併合した１９１０年の統計というのが抜けていまして，１年前の１９０９年に日本の中にいた外国人で，どの国の人がどのくらいいたのかという数字が書いてあります。そこで，一つだけ確認したいのは，朝鮮人の数というのは，わずか４番目でしかないということです。日本と朝鮮が近くて，古来からいろいろな意味で行き来があって，おのずと朝鮮人が昔からたくさん住んでいて，今でもそれが続いているという認識は，この数字だけを見ても事実と反していることがわかると思います。

ところが，１９４５年の日本のポツダム宣言受諾による敗戦の時期に，通常使われる内務省統計では，朝鮮人が２３６万人という膨大な数に達していて，中国人は，台湾も含めて約９万人ということで，植民地統治をぬきにして在日朝鮮人の存在というのは考えられないということであります。この１９４５年の時も，冒頭の国籍というものの考え方が，植民地政策を正当化するための理屈として使われたと言えます。「植民地の帝国臣民」ということで朝鮮人は日本の国籍を持つことになったのだから，朝鮮人は日本の政府に対する忠誠義務が生じている。したがって日本の国策には全面的に協力する義務がある。このことは，名前は日本式に変えるのが当り前であり，朝鮮語をやめて日本語を国語にするのは当り前であり，戦争が激しくなってくれば，日本国のために懲用，強制連行，最後には天皇のために命を投げ出すことも義務であると，整理されて政策が打ち出されてきたわけです。この時は，朝鮮人を日本の国籍に組み込んだことが全ての政策を合理化する理由になっているわけです。そういう点では，国籍という考え方が，植民地統治の下では重要な役割を果たすわけです。

ところが，戦後になってくると，日本国籍がないということで日本の民族差別的政策が逆に合理化されてくるわけです。朝鮮人は日本国籍がないのだから，民族差別があってもやむをえない，あるいは当り前であるというふうに国籍の問題が逆にとらえられて，戦後の政策が合理化される。この点では，ある国に属するかどうかという問題，国籍というアプローチは戦前・戦後を通じて重要な枠組みになるだろうと考えられます。したがって，当然国籍との関係でどう考えるのかということは，在日朝鮮人の成立過程を考えていく上で重要なモチーフとなるわけです。とりわけ戦前は外国人ではないわけですから，外国人

の管理行政の対象にならないこともあって，いわゆる「入管体制」だけで考えていくと戦前の部分が抜けてしまうわけです。厳密には渡航政策とか，いろいろな政府の政策というのは，影響してきますけれども，建前としては，内務省令で外国人管理に関する法令はありましたが，外国人を管理するということでは，その対象ではなかったわけです。そういう点で，国籍をテコにして合理化するという，国家の持っている発想法をきちっと受けとめる必要があると思います。「一体国籍とは何か」という事を考えてみる必要があると思います。

3. １９４５年～１９５２年（占領期）

「帝国臣民である」ことによって，あらゆる政策が合理化されて，様々な植民地政策というものが生身の朝鮮人の身の上にふりかかってきたわけです。そういう時代が，１９４５年８月１５日のポツダム宣言の受諾という手続きによって完全に崩壊するわけです。これも，初歩的なことですが，カイロ宣言というのがあります。これは，当時日本が戦争の相手国にしていた連合国，英，米；中の三ケ国が調印した外交文書で，その時の世界情勢の認識がいろいろ述べられています。その中に，朝鮮の状態について，レジメに出ているような認識がされているわけです。朝鮮人民は奴隷状態に置かれている，これを自由かつ独立のものにすることを三ケ国は目指す。そのために日本を敗北においこむまで戦うという決意表明みたいなものを，１９４３年の段階ですでに結ばれているわけです。そしてそれは，最終的に日本が受諾することになった次の段階の，連合国側の態度表明となる重要な外交文章の中に「カイロ宣言に唱われていることは，引き継ぐ」ということが書かれていて，日本はそれを受け入れたわけですから，論理的にカイロ宣言に従いますということが日本の敗戦を意味するわけです。いろいろなことがありますけれども，朝鮮との関係ではカイロ宣言で言われているような事態の認識を受け入れて，その事が結果的に朝鮮の解放，朝鮮に対する支配の放棄あるいは植民地統治の崩壊というようになってくるわけです。これが，ある意味では戦後の原点になると私は思います。したがって在日朝鮮人の問題を考えていく時に，朝鮮人の奴隷状態というものがどのように解決されているのかいないのかという事は，常にここに戻って考える必要があるという意味では，この宣言は，常に我々がたちかえるべき一つの原点ではないかという気がします。

具体的には，日本は有史以来初めて，外国の支配なり占領下におかれるという未曽有の体験を持つことになるわけです。そして，占領の最高権力を持っていた連合国サイドが，旧植民地の人達の問題をどのように考えていたのか。これは，かなり初期の段階ですが，通常「初期の基本指令」と略称される「日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本指令」という日本における占領政策をすすめる上で基本的な指針となる考え方がマッカーサーのところへアメリカ本国から送られてきた文書のごく一部がここにあります。そこに，あとの政策に直接関係あるような二面的なものの言い方がしてあります。一つは，旧植民地の人間は解放人民という認識があって，したがって，これからＧＨＱから出される覚書の中にいろいろな政策が次々と出されるわけです。そういう指令の中で使われている日本人＝Japanese という言葉の中には基本的に含まれない。簡単に言えば，日本人の中には入れないという事なのです。ところが，「しかし」という所から後で，ほぼ正反対なことを言っていて「彼ら（旧植民地の人間）は今もなお，ひきつづき日本国民である」この「国民」というのは冒頭で申し上げた国籍概念を想定していただければ良いと思います。これは英語では「Japanese subject」という言葉が使ってあって，subject というのは日本語の臣民という言葉に，語感では非常に近い英語ではないかと思います。「日本に所属する人達」という意味です。必要な時には，敵国人として処遇でき，連合国と日本，ドイツ，イタリア

が戦争をした直後ですから，敵国人というのは，ファシズムサイドの人であるということです。要するに，ファシズムなり軍国主義に属して連合国を相手に戦争をした敵であると扱っていいというわけです。

基本的な指令の中に，ほぼ矛盾する，正反対の二つの側面が書いてある。基本的には，日本人でないと言いながら，必要な時には日本人と同じ敗戦国民として扱うという考え方で，結論的には，この「基本的な考え方」で都合のいいように扱われた７年間だと思うわけです。

外国人として扱われた代表的な事として，参政権の停止ということがあります。これは，旧植民地の人は，帝国臣民ということもあって，かつて日本に住んでいた人は，日本の参政権を行使できる状態が続いていたわけですが，それを戦後参政権を止めるという点で，日本人と違った扱いをしたわけです。戦前は，日本の国内に住んでいる朝鮮人も選挙をし，衆議院に当選した人もいるわけです。1942年に行なわれた最後の翼賛選挙の時には，全国で朝鮮人が６人か７人立候補したわけです。このようなことは，戦争が終るとたちまちできなくなるわけです。これが一つの変化です。

もう一つは，今日の外国人管理の法令の一番最初の基礎になる「外国人登録令」という法令が作られます。１９４７年５月２日というのは，新憲法が効力を発し，施行された５月３日，憲法記念日の前の日で，したがって明治憲法のもとで「外国人登録令」というものが作られて，勅令２０７号という天皇の名において公布された最後の法令となるわけです。この５月３日からは，天皇が法令を公布する権力がなくなるわけです。つまり，天皇の名において公布された最後の法令が外国人登録令となるわけです。そういう意味で，１９４７年５月２日という日は，大変重要な日であると思うわけです。この法令の中で，旧植民地の人は，外国人登録令を適用するときには外国人とみなすという，有名な「みなす規定」というのがはいっていて，従って外国人登録をしなければいけないという今日の外国人登録の最初のスタートが，この法令によってなされ，これは公布と同時に施行ですから，明治憲法下最後の法令で，翌日から新憲法下で生きのびてきたという大変皮肉な歴史をもった法令であるわけです。外国人として管理の対象となり，「犬の鑑札」と呼ばれたり，協和会手帳の復活ということで，当時随分批判されたようですが，今日定着してきている外国人登録の戦後の端初というのがここで生まれるわけです。この辺が，日本人とは違った扱い方をされる一つの側面です。

その次は，日本にいるのだから日本人である，日本国民であるという理屈もいろいろ使われるわけです。その最も代表的なものが，日本国民であるのだから日本人としての教育を受けるべき義務があるという考え方です。これも，新憲法が具体的にスタートする頃，戦後の民主教育の基本法と呼ばれている教育基本法だとか学校教育法などが１９４７年の３月段階で成立して，６－３－３－４という今日の教育体系が定着化して，いよいよ戦後の民主教育がスタートするわけです。その中で作られてきた義務教育９年制という学校体系が作られていく中で，戦後自発的に朝鮮人の中に生まれてきた民族学級から民族学校へという歴史があったわけです。今まで奪われていた言葉をとりもどすとか，自分達の民族の歴史をいかに回復するかということで，お金のあるものはお金を出し，場所のある人は場所を提供し，能力のある人は時間をさいて，子ども達にハングルを教えるということが，戦後次々に行なわれたようです。そういうものが，次第に学校の形をとってきました。その頃，日本の方では，先ほど申し上げた教育基本法や学校教育法がだんだん形作られていくわけです。その出会いというのが，朝鮮人は日本国民であるから日本人の教育を受ける義務がある，裏返せば朝鮮人としての民族教育は認めないということが，具体的に民族学校の強制閉鎖ないし，改組という形で日本の公立学校に組みかえるわけです。従って，今まで朝鮮人教師が教壇に立って教えていたのを追放して，日本の教育委員会の送り込んだ

教師によって，日本の教科書に基づく日本人教育がなされるようになるわけです。場所だけが民族学校の施設が使われたり，公立学校の分校になったり，そっくり公立学校になったりしました。梶井渉さんの書かれた『朝鮮人学校の日本人教師』という，当時のことを具体的に書かれた貴重な本がありますが，この本の舞台になったのは，東京都立朝鮮人学校という，今では考えられないような形式の学校があったわけです。それは，この時に民族学校を強制的に都立に移管して，そこに日本人教師をどんどん送りこむわけです。このようなことが行なわれたことの一つのテコとなったのが，旧植民地の人を「日本国民」であるということです。それの最も象徴的な事件が１９４８年の阪神教育事件であります。これは，占領下でただ一度だけ非常事態宣言を出された事件で，他でもない朝鮮人学校の武力による強制閉鎖であります。占領軍当局と日本の警察当局が強制的に武力で学校閉鎖を強行するわけです。その時，朝鮮人生徒が射殺されるという，非常にいたましい事件がおきているわけです。そういう形で，片方では日本人であるから日本人の教育を受けるべきで，民族教育はまかりならんと扱われるという二つの側面があるわけです。

これら二つは，行政側が採った相反する政策ですが，その次は当時の革新勢力の見方の問題です。当時の日本共産党は，初期には占領軍を「解放軍規定」としていたのです。そして共産党の中に朝鮮人の部分があるということが占領下では通っていたようです。刑務所から出てくる時も，共産党の幹部と中にいた朝鮮人が一緒に出てくるということもありましたので，ほぼ占領下では日本にいる朝鮮人は，日本の政治革新の重要な担手として朝鮮人もその一翼を担うべきであるという考え方というのが主流を占めていました。それは運動側においても，日本社会の正当な一員として日本の政治革新に参加すべきであるというのが，占領下では大勢をしめていたように見受けられます。

結論的には，占領下では日本の中の少数民族という規定をしている側面がかなり強かったわけです。１９４５年以前の構造に，割合近かったという側面があったのではないかと思います。もちろん，違った側面も当然でてきていたわけですが，いずれにしても，二つのものが同居していたような，国籍との関係でいえば，二重になった状態にあったようです。国側，運動側でもきっちりしていなかったということです。

4. 対日平和条約の発行（１９５２年４月２８日）

まず日本政府の政策でいくと，朝鮮人の日本国籍がいつなくなったかというと，1952年４月２８日であるわけです。つまり，日本が主権を回復した日に，朝鮮人の日本国籍がなくなっているわけです。御存知のように朝鮮には南北の別はあっても，１９４８年の段階で大韓民国，朝鮮民主主義人民共和国というのは成立するわけですから，その時に朝鮮というのは完全な意味で国家を形成しているわけです。論理的に考えると，朝鮮民主主義人民共和国と大韓民国には，国家が成立してから日本の平和条約ができるまで，朝鮮国民が一人もいないと考えられるわけです。全部日本人であるという扱い方を法的にはしてあるわけです。その点，ドイツの場合にはオーストリアの独立に合わせて，ドイツ国籍を処理したという点では，全く基準のとり方が逆なわけです。オーストリアの場合は，当事者であるオーストリア人がドイツ国籍を持っていた方がいいと思う人は，申し出ればドイツ国籍を取得できたわけです。ナチスドイツの汚らわしい国籍などは欲しくないと思う人は，申し出なければ，そのままオーストリア国籍になるわけです。どちらにしても，その判断はオーストリア人のものだったわけです。ドイツはオーストリア人の意志に従って，言う通りに出すという事だったわけです。ところが，日本の場合一網打尽に全部日本国籍を喪失したのです。当時の国会論議などを調べてみますと，もし日本国籍が欲しい人がいたら，帰化の手続きをやってほしいというのが，国

会における議論の中で，わずかではありますが，政府が答えているわけです。帰化というのは日本側の判断で許可されるわけです。ドイツの場合は逆です。オーストリア人の側が判断し申し出るわけです。この点で，植民地統治に関する相手国との関係で日本は，恐しい，世界でも稀にみる処理をしたわけです。

日本国籍がなくなったという扱い方をしますので，名実ともに外国人となり，外国人登録法や出入国管理令の全面適用となっていくわけです。ところが出入国管理令というのは，海外から旅券をもって日本に入国してくる外国人を管理するための法律として作られていますので，ある日，突然国内で何十万人もの人が，日本人から外国人になるということを想定していないので，特別な措置をせざるを得ないわけです。その暫定措置が，法１２６号該当者というわけです。外国人管理の一番基礎的な手続きが在留資格と在留期間で，それを日本政府が決めるわけです。入管令の，特に重要なところは，「別に法律を定めるところにより在留資格と在留期間を定める」とあるところです。在日朝鮮人というのは，普通の観光だとか留学というような在留資格のどれにも該当しないわけです。つまり，特殊な歴史的背景によって，在留資格が決められないわけです。それは別の法律で定めるはずでしたが，講和条約ができたので間に合わないという事だったのです。そして１９５２年からすでに３０年近くたっている今日でも，定められていないわけです。したがって，今だに暫定的な措置が生きているわけです。その後に生まれた子供についても，また暫定的な措置をとるという形になったわけです。また外国人登録法というのが新しくできて，これは，外国人登録証明書の携帯義務などをとりきめている外国人管理のもう一つの基本法です。そこには，指紋採取などは，日本人との関係で考えれば，大変特異なわけです。指紋というのは，だいたい犯罪との関係で意味のあるものですから，日本の政府・国家・社会が持っている発想というのは，外国人が犯罪を犯した時には，ほぼ確実に検挙できる体制をとっておきたいということだと考えられます。私は，犯罪はない方がよいし，起きた時には確実に捕えるというものも一理あると思うのですが，そうであるなら，日本人も同じようにやればいいのにと思いますが，そこがまさに国籍というのが，日本国家の構成員であるかないかという所で微妙な問題になってくるわけです。

ここで，それぞれの国が外国人の在留についてどのような管理行政をしているのかを比較検討しなければいけません。しかし，指紋を押して顔写真をはった登録書の常時携帯義務を課している国は，そんなに多くありません。たとえば，相互主義などを考えて，韓国にいる日本人はどうかと考えてみますと，少なくともそうではありません。その点では，お互様ということを持ち出しても，ちょっと不釣合いなわけで，歴史的な背景を考えればなおさらのことです。他の国と日本の異なるところは，欧米では自国民にもある種の証明書を持たせるということが，かなり一般的なことであるところです。日本の場合には，普通，居住区の発行する，あるいは日本政府の発行する証明書というのはないわけです。ですから，私たち日本人は証明書に結びつく制度を経験していないので，在日朝鮮人が在日する上で，かなり特殊な取り扱い方をされていることに注意しなければなりません。そのことの合理性・必要性などを考えてみる必要があると思います。

5. 日韓法的地位協定の成立（１９６５年）

１９５２年以後，中途半端な経過措置で外国人宣言をしてきたわけですが，その後，日韓条約というものが６５年に結ばれて，ある種の戦後処理が部分的でありますが，一応行なわれたわけです。この条約で協定永住制度というものができて，６６年から７１年までの５年間に，一定の手続きをすれば，戦前からいた人及びその子供たちは，協定永住という特別な在留資格が保障されるということが行なわれるわけです。この申請が始まってから今日までの間に，協定永住を取得した人の

総計が４０万人です。しかし，すでに１５年ぐらいたっていますから，その間に亡くなった方がいますので，現在，協定永住で日本にいる人は３５万人ぐらいいるわけです。在日朝鮮人６６万という中で３５万人ぐらいが協定永住ということになるわけです。６６万の中には留学生などで日本に来ている人もいますが，それはほんの僅かです。そして，協定永住をとらなかった人が２０数万人いるわけです。

協定永住を持った人とそうでない人との地位を簡単に申し上げます。実質的な事ではあまり大きな違いはありませんが，一番わかりやすい例は，出入国管理令の中に犯罪を犯した人の場合，懲役１年の犯罪を犯すと国外追放の対象に一応なりますが，協定永住をとった人は懲役７年を超えたら退去の対象にするという違いです。従って，犯罪を犯した時の国外退去の対象となる人たちに一定の取扱い上の格差が生れます。残った２０数万の人々は，一年を超えると危険にさらされるけれども，３５万人の人は７年までは目をつぶってくれるという，取り扱い上の違いが出てくるわけです。在日朝鮮人の中に，ある種の３８度線がもち込まれているという意味では，日韓条約以前とは多分に様子が違うと考えるわけです。もう一つの違いは，海外渡行に関することです。在日韓国人の場合，日韓条約以降は韓国の正式な大使館ができて，自国政府から旅券を入手することが大変自由になったわけです。従って，日韓条約以降，旅券の入手について格差が出てくるわけです。

ところで，日韓条約の法的地位協定の前文に，比較的，植民地統治の後始末を思わせるような精神規定が書いてあります。また５条には，この協定で定めることの他は，他の外国人と同じ様に扱ってもよいという主旨のことが書かれています。いわば，韓国政府の〝御墨付〟が日本政府に与えられています。別の言い方をすれば，日本政府は〝借款〟とか〝経済協力〟とひきかえに，日本側が在日朝鮮人をどのように扱おうと自由であるという根拠を手に入れたとも言えるわけです。これは外交交渉ですから，ある意味では両方の取り引きがあるので，韓国政府の方はできるだけ金を引き出すことが重要であって，そのことを引き金にして経済的な発展を大きくさせることが課題であった。また日本政府の方は，在日朝鮮人について，裁量権をもつこと，戦前の植民地との関係で特別待遇をできるだけ与えたくないということが課題であったのです。ですから，先程言ったような１年と７年ぐらいの違いにして，あとは「他の外国人と同じでよい」という御墨付をとれば，今まで外国人排除政策をそのまま維持できるわけです。ところが内国民待遇を要求されると，日本側は困るというわけで，最近，難民条約で困っているようです。

6. 最近の動きとの関連

難民条約批准の最大の問題は厚生行政の中の児童諸手当と国民年金なわけです。現在，完全に外国人を排除している現行法制が難民条約と抵触するわけです。難民条約というのは，難民を対象としていますから，論理的にいうと，難民についてだけ児童諸手当と国民年金に道を開けば条約違反にはならないわけです。ところが，今，日本に住んでいる難民は５００人ぐらいですから，５００人にいろいろな法律制度を変えて，加入を認めて，６６万人の在日朝鮮人あるいは他の外国人を排除するというのは，さすがの日本政府もできないらしくて，この際条約を批准するのであるのなら，日本国籍に限るという法律そのものを変更して，内外人平等に持っていくと考えているらしい。そのことと，難民条約批准とが連動しているみたいです。現在，園田厚生大臣と伊東外務大臣の話の中では徐々にその方向へ動いているみたいです。

何故，私がこの話をしたのかというと，今まで話してきたのは，植民地問題の処理に関する在日朝鮮人問題と日本国家との絡みを説明してきたわけですが，難民問題という別のアングルから日本における外国人管理行政，あるいは外国人排除の現状が，国際的水準に著しく劣っているということが明白になって

きたからです。難民そのものの問題を，国際社会で常識となっているので，無視することはできず，当然やらなければならない。ここで，日本の国内が閉鎖的で排他的であるということが全く別のアングルから光があてられたわけです。そこから，日本の国内のいままで維持してきた排外的な構造を現状維持できなくなりつつあるのではないかと思います。つまり，国際的な先進国のつきあいみたいな，プレッシャーによって，ある程度手直しをせざるを得なくなったわけです。このような国家の持っている顔と，いままで話してきた1から5までの関係とが両方から夾みうちをするということが８０年代に出てきているのではないかと思います。その辺が，日本の外国人管理体制に新しく加わってきたインパクトとして，やや希望的観測を含めて無視できないと思います。

レジメの六の「特別在留許可」という点について，少し具体的に話したいと思います。法務大臣の許可による〝特在〟というのは，外国人管理行政に抵触した人（たとえば犯罪を犯した人）が，親・兄弟は日本にいて，日本で生まれ育ち，本国に行ったこともなく，言葉もわからず，国へ帰っても生活の手だての見当もなくとも，杓子定規に考えると，ある基準を超えているから追放するということが現実には行なわれているわけです。その時の最後の救済方法は，法務大臣が「日本においてやろう」という特別な措置であります。それは，〝特別在留許可基準〟によって法務大臣が決めるわけです。ところが，その基準というのは，全く秘密になっています。従って某政治家に頼んで名刺一枚書いてもらうのが百万円であるとか，今の法務大臣が何派なので僕のボスだから金をもって来いというようなことで，在留許可をなんとかもらいたいということも出てくるわけです。これは許可基準が伏せてあるので自由になるわけです。ところが，インドシナ難民の定住許可条件というのは，閣議で実に詳細に決っているわけです。たとえば，「かつて青年海外協力隊から相当期間，日本語，職業上の技術，柔道等を学んだ者」，こういう人が難民キャンプの中にいたら，日本に来たければ定住を許可するということをあらかじめ発表してあるわけです。しかも，日本に来る人が非常に少なく，国際的に恥かしいので，外務省はミッションを出して，キャンプめぐりをして一本釣をしているわけです。ところが，なかなか日本に来る人がいないのが現状です。先日の閣議で定員を千人に拡げましたが，まだ五百人程度でなかなか日本には来ないわけです。それは日本社会の問題と絡んでいる。片や日本の国家はそういう顔を持っているわけです。

以上のことから，日本の対外国人政策の構造や歴史的推移を大ざっぱに頭にいれておくことが必要であると思います。

第七分科会講演

民闘連運動の歩み

裵　重　度　（ペ・チュンド）
（関東民闘連）

◇民闘連の歩み

74. 6. 19　日立就職差別裁判全面勝訴　横浜地方裁判所
7. 15　朴君を囲む会韓国人部会，対川崎市差別行政闘争開始
8. 27　日立本社直接糾弾闘争勝利
9. 1　日立糾弾闘争勝利全国集会於東京全電通会館
民闘連の設立を提起
10. 19　「朴君を囲む会」解散宣言
韓国人部会「在人同胞の人権を守る会」として再編発足
民闘連結成にむけての討論集会
11. 4　第1回民闘連全国代表者会議を

川崎で開催

74. 11. 10　関東民闘連結成準備集会　発足を凍結

23　関西民闘連結成

12. 19　対尼崎市差別行政闘争　１４団体を糾合して開始

22　「朴君を囲む会」日本人部会「神奈川朝鮮問題研究会」を設立

75. 6. 1　「民闘連ニュース」創刊

7. 27　兵庫民闘連設立総会

28　関東民闘連結成集会

28　関東民闘連　労務行政研究所の差別糾弾闘争を開始

8. 30 ～ 31　第１回民闘連全国交流集会を大阪で開催

※年内に代表者会議を４回開催

76. 2. 27　関東，兵庫民闘連交流会

8. 27 ～ 29　第２回民闘連全国交流集会を川崎で開催

※年内に代表者会議を２回開催

77. 10. 8 ～ 10　第３回民闘連全国交流集会を尼崎で開催

※年内に代表者会議を４回開催

78. 11. 3～5　第４回民闘連全国交流集会を名古屋で開催

※年内に代表者交流会議を６回開催

79. 8. 25 ～ 26　民闘連日本人交流会を名古屋で開催

9. 23 ～ 24　民闘連韓国・朝鮮人交流会を京都で開催

11. 2～4　第５回民闘連全国交流集会を川崎で開催

※年内に代表者交流会議を５回開催

80. 11. 1～3　第６回民闘連全国交流集会を八尾で開催

※全国集会までに代表者交流会議を７回開催

◇全国交流集会の歩み

〔第１回全国交流集会〕

1975. 8. 30～31

於　大阪・部落解放センター

参加２８団体　８０名

分科会

第１　住宅・児童手当を中心とした行政闘争の現段階と問題点

第２　法的地位問題

第３　入学差別，進路保障等日本人学校での教育問題

第４　地域活動における問題点と今後の方向

集会内容

・集会基調，テーマは発表されなかった。

・日立闘争を継承した運動展開が模索されるなかで，主要には日本人と在日韓国・朝鮮人の〝共闘〟の問題が各分科会で議論された。

・民闘連のイメージとして

①具体的な闘争の中で在日韓国・朝鮮人と日本人の共闘をめざす

②全国的に運動の情報を交換する

③民闘連のイメージをつくりあげていくために全国交流集会を継続して開催する

・第４分科会で川崎より「民族運動としての地域活動」が発表される（実践報告）。

〔第２回全国交流集会〕

1976. 8. 27～29

於　川崎・産業文化会館他

参加団体４４団体　１５０名

分科会

第１　入管問題

第２　教育　分散会Ａ　地域における民族教育

分散会Ｂ　公教育におけるとりくみ

集会内容

・基調報告ともいえる「交流集会にあたっての問題提起」が発表される

・民族別交流会がはじめて設定され，それぞれの主体をかけた運動体どうしの連帯と仲間づくりということが模索された。

・民闘連の組織化，理念化が今後の重要な課題とされるなかで
①民闘連としての組織原則を明確にし，組織の全国化をめざす
②民族差別と闘う論理の構築と共有化
③連帯の強化

〔第3回全国交流集会〕
1977. 10. 8～10
於　尼崎・労働福祉会館
参加42団体　120名
分科会
第1　法的地位及処遇
第2　教育　分散会A　地域教育
分散会B　公教育
第3　職場労働と民族差別
集会テーマ「在日韓国・朝鮮人の民族主体と日本人の共闘について」
パネルディスカッション（テーマ同題）
集会内容
・民闘連運動の原則や方向性をどう確立していくのかをめざした基調が発表される。
・集会テーマによるパネルディスカッションが企画される。この中で民闘連運動は在日韓国・朝鮮人と日本人双方の解放をめざすものである，ということがいわれ日本政府の基本政策の反映である坂中論文の主張をのりこえるべきだとされた。
・分科会としてはじめて「職場労働と民族差別」が設定された。

〔第4回全国交流集会〕
1978. 11. 3～5
参加32団体　156名
分科会
第1　民族差別との闘いの道すじを明らかにしよう
第2　教育　分散会A　教育行政闘争をどうすすめるか
分散会B　子供のおかれている状況とそれにどう取り組むか
第3　職場労働と民族差別
集会テーマ「民族差別との闘いに向けての在日韓国・朝鮮人と日本人の共闘」
記念講演　金時鍾氏「集会テーマと同題」
集会内容
・民闘連運動の原則が明確にされる。
①在日韓国・朝鮮人の生活現実をふまえて民族差別と闘う実践を行う。
②在日韓国・朝鮮人への民族差別と闘う各地の実践を強化するために交流の場を保障する。
③在日韓国・朝鮮人と日本人双方の解放にむけて共闘する。
・民闘連運動としての潮流が太くなりつつあることが確認される集会となったが運動の理論面での堀り下げが強く求められた。
・共闘，連帯のあり方については，意識的な面にとどまっており，より具体的な闘争と実践を深めるなかで克服されなければならないと確認された。
・在日韓国・朝鮮人，日本人の共闘視点として，日本の差別社会の変革ということが議論された。
・第1分科会（入門）の設定は今後も継続して持たれることが要求された。

〔第5回全国交流集会〕
1979. 11. 2～4
於　川崎・中小企業婦人会館他
参加93団体　400名
分科会
第1　民族差別との闘いの道すじを明らかにしよう
第2　在日韓国・朝鮮人の法的地位の現状と未来
第3　在日韓国・朝鮮人子女の教育を見守る体制をつくりあげよう
分散会A　地域における教育実践を強化しよう
分散会B　公教育における民族差別との闘いを強化しよう

分散会C　民族保育の経験交流をつくりだそう

第4　国際人権規約と在日韓国・朝鮮人の社会保障

第5　職場労働と民族差別

集会テーマ「民族差別と闘う実践を深め闘う仲間の輪をひろげよう」

記念講演　李進熙氏「皇国史観の克服」

集会内容

・集会基調とは別に，これまでの民闘連運動の中間総括ともいえる「特別基調報告」が発表された。
・分科会が多方面にわたって設定され，在日韓国・朝鮮人問題の中心的運動グループとしての広がりを示すことができた集会となった。
・日本社会のなかで息をひそめながらも，少しずつ目ざめていった在日韓国・朝鮮人を民闘連につなげていくこと，あるいはつながることの重要性が主張された
・法的地位の不安定化，社会保障の門戸開放がすすめられていくなかで，在日の生き方をどう選択していくのか，つくりあげていくのかが問われた。

〔民闘連運動の形成過程で強調された論点〕

1. 日立闘争の地平を継承する形での運動化
   ・より具体的な民族差別と闘っていくことが同化への歯どめとなる
   ・民族差別と同化の克服は全民族的課題である。
   ・日常生活に根ざした問題としての民族差別との闘いへの取りくみが，人と運動，そして社会の変革を生み出す。

2. 在日の問題に固執した取り組み
   ・基本的人権の獲得にむけた差別行政と民族主体の問題，諸権利の獲得は同化への道行きか。
   ・共闘のあり方―在日韓国・朝鮮人の運動主体の形成が先行する。
   ・在日の諸状況―運動路線の選択，坂中論文の批判

3. 民族主体の確立と共闘
   ・孤立分散した同胞の結集
   ・民闘連運動を潮流化する
   ・民族差別への肉迫―差別の観念化を克服して地域の実態に肉迫していかなければならない。

4. 民族差別への闘いと連帯
   ・民闘運動の原則の共有化
   ・運動の理論化
     特別基調報告
       1章　日本政府の在日朝鮮・韓国人政策と日本人の意識
       2章　在日朝鮮人問題への日本人の主体的なとりくみについて
       3章　在日韓国・朝鮮人のおかれた諸状況
       4章　在日朝鮮人の主体性について
       5章　民闘連運動の位置づけ
   ・連帯，共闘の中味とは何か

第7分科会質疑応答

（質）よく在日韓国・朝鮮（人）と併記しているのを見かけますが，何故，併記するのか，そして北朝鮮と言ういい方をどう思うのか。あるいは，カッコつきの韓国とカッコなしの韓国と書くのを見かけるがそれはどういうことなのでしょうか。

（徐龍達）この問題は政治的なことも絡みますので話しが長くなりますが，簡単に申し上げますと，かぎカッコつきの韓国という表記は，いわゆるという意味でつけていると一般的にはいわれております。つまり，韓国を国として認めない，北（共和国）のサイドから見た場合に，それこそ米帝のかいらい政権であるという解釈ではないかと思います。日本共産党もそういう使い方をしておりました。総連サイドの方は，徹底して韓国というのは認めていない立場ですからそのような使い方というよりは，「南朝鮮」という使い方のほうが多いのではないかと思います。最近は，「アカハタ」がカッコをはずしたということ

があるようですが，つまり，まともな国としては認めたくないというような心情のあらわれであろうと思います。

それから，韓国・朝鮮人というのは民闘連でも使っておりますが，私の組織しております「韓国・朝鮮人大学教員懇談会」これは８年前につくりましたが，最初は「ムグンファ会」といっておりましたが，私ども教員の仲間が全国で５０人ほどおります。そのなかには，朝鮮籍，韓国籍といった両方の国籍を持ったメンバーがおります。会そのものは，なにか同胞社会に密着した問題でお互いに勉強会を持って社会参与すべきではないかということであったわけですが，「ムグンファ会」ではたのもし会もあれば一杯のみ会もありますので正式な名称をつくろうということになりました。名称をつくるということになりますとまさに韓国か朝鮮かということで問題になったわけです。北のサイドは「南朝鮮」というし，南の方からは共和国という言葉は使わず「北韓」といったりでお互いに悪い使い方をしたりしておったのですが，そういった政治レベルのことは超越して何か名称を考えようではないかということで，大学の教員たちが理解に理解を重ねた結果，韓国・朝鮮人大学教員懇談会という正式名称になったわけであります。最初はいろいろな誤解がありまして，「これは一体どんな名前や，分断を固定化するのではないか」という話しもありました。これは私個人の考え方なのですが，私は「北朝鮮」だとか「南朝鮮」だとかいう使い方は賛成できない。日本の新聞を見ておると数年前までは北の場合，北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）というふうになっていましたが，この２，３年前位から正式名称を上に出して，カッコして北朝鮮というふうに書くようになりましたが，私は北の正式名称は，「朝鮮」であると考えております。ですから朝鮮という既念は，私個人はけして統一概念として使っていないということです。私が書いたもののなかにはハッキリとした自分の意志を出しております。ただ大学教員懇のなかではそこまで徹底してはおりませんけれども，一応，両方の現実も認め，さらには歴史的にいろんな事情もありますが，「韓国・朝鮮」「人」でくくるということにしてあります。ですから，「韓国人」「朝鮮人」という使い方はしない。なにかそこに統一の気持を表わそうということで，むしろ課題でありますが，「韓国・朝鮮人」ということで使っているわけであります。

ついでにいっておきますが，私どもの大学（桃山学院大学）では，韓国・朝鮮文化論，韓国・朝鮮史という正式の科目を使いまして文部省の設置基準を改正して数年前からやっております。

かんじんの何故「韓国・朝鮮人」を使うようになったかという話しをしますと，かなりの説明時間をいりますので他の機会にゆずりたいと思いますが，ただ言っておきたいのは，現在の南北の分断，それをとってそのまま名称にしたということではありません。つまり，日帝によって植民地化されるときには，「大韓帝国」であり，カラ，カンという名称が近代の一番新しい朝鮮半島の国名としてあったわけです。大韓帝国というのが１８９７年にあったわけですから，１９１０年の併合を日朝併合とは言わない，日韓併合というわけです。それは，カラ，カンという国があったからであります。ですからそれが一番新しい統一朝鮮の呼称でありました。逆に古来からいきますと馬韓，弁韓，辰韓といったいろいろないい方がありますが，そうした歴史的なこと，それから現状認識，そういった事を考えあわせた上で現在の名称を使用しているわけであります。

例えば，ＮＨＫの朝鮮語講座の問題にしましても何故開講できないか，これは現状の問題としても非常にいたいことです。なんとか早く名称はともあれ，日本人の主体によって開講してほしいと思うがそうはならない，それが現実です。なぜならないか，それは両方がこだわりすぎる，こだわざるを得ないというところがある。そういったいたみを秘めて私たちはこの名称を使用していくなかで，考えたいと思っております。

私どもはこういう用語を考える場合には，むしろ東西概念で考える，だから南北なしに共通に「朝鮮」「韓」という言葉が使われてきたということだと思います。

それから「朝鮮語」という呼称が学術用語であるというふうに書かれた先生がおりますが，それはけしてそうではない。１８９７年に今の東京外大が東京外語学校としてあったときに，頭初は「韓語学科」としてありました。そして１９１０年の併合のあとに，併合のあとというのは大韓帝国がなくなりますから，いち地域名称として朝鮮半島という言葉が定着し，内地人に対する言葉として朝鮮人として固定化していくわけです。そこから，東京外語の「韓語学科」は「朝鮮語学科」に変わるのです。これは外大の校史にも残っております。このようにきわめて政治的に動いてきているということを参考までに申しそえておきます。

（質）しんどいことを聞きます。今日のお話しをききまして僕自身のこれからの問題ということでもありますが，さきほどペエ・ジュンド氏もしこしこやっていくしかないといっていたのですが，朴先生の話しの中でいわゆるかかわりをもたなかった日本人，在日朝鮮人をどうするかという話しですが，いわば問題提起をされたままで，ぽっとほとかれたような感じなのですが，どうすればよいのでしょうか。まだ大阪の場合は，解放教育のなかで運動化されていったということがあるでしょうが，日本全体を見わたしたときにはほんのわずかの運動でしかありません。そういう部分へのとっかかりをどうすればよいのか，結局は自分自身がかかわって変わっていくしかないと思うのですが，その辺のことで示唆していただける話しがあればと思うのですが。（裵重度）ほんとにしんどい質問なのでどう答えてよいのかこまってしまうのですが……

民闘連のなかでもそういった議論は続けられてきました。権利を獲得していく，その闘争にかかわらなかった人たちはどうなるのか，さきほどの朴先生の話しにもありましたように，例えば住宅の問題にしても「タナからぼたもち」式に権利を得た人が通名でもって日本人が大半であるという住宅に入っていく，そうするとむしろ権利を獲得していくことが同化を促進していくということになるのではないか，その一方では，そのような差別を設定しているのは日本人である，日本社会である，だから日本人の責任としてやるんだという見方，意見もあります。ですから結果として新たな問題が出現してこようが，日本人としての責任として取りくまねばならないということがあります。だからこそ民闘連の運動というものは，地域のなかに入って行かなくてはならないと言っているわけですが，正直いって妙案はありません。だからといって地域運動しかやらないということではなく，いろんな差別問題，差別事例に取りくんでいくわけですけれども，とにかく日常的にとりくんでいく場としての点をふやしていく，そして線にしていくということを考えていくしかないのではないかという気がします。

それから差別に対する感覚というものをとぎすましていくことの必要性を感じます。これは同胞のなかでも鈍磨されていくという傾向にあります。つまり民族差別そのものが見えにくくなってくる，きているということがあるということです。その典型的なものが，上福岡三中の事件ではないかと思います。つまり，「いじめ」といういまの日本の教育の荒廃のなかに民族差別の問題というものが沈潜化している，「いじめ」のなかに沈潜化した民族差別が林賢一（イム・ヒョンイル）君の心を大きく傷つけていく要因となっているのではないか，そしてあのようないたましい結果となっていく。国際人権規約が批准されていくというなかにあって，表面的には差別は悪いとされながらも実態としては形を変えて強く残っていくということがあります。こうした問題にどうとりくんでいくのかということは，さきほどいったようなシコシコ型をやり切るしかないと思います。

そういう意味では，民族差別と闘うという実践で，具体的かつ大きな効果をあげる取り

くみというのは教育問題ではないかと思います。ですから，教育の中に日本と韓国との関係を正しく教えていく，とりあげていくことが大切であると思います。ですから地域の中でとりくんでいくということと，地域の教育と学校教育とをどうつなげていくのかが大きな課題としてあると思います。つまり，子供が幼児期のなかから育っていく過程の中で民族差別の問題を教育の中できちっとおさえていくことが必要ではないかということです。そのような意味で学校の先生に取りくんでほしいと思います。





分科会報告



第一分科会　入門・法的地位

第二分科会　国際人権規約と行政闘争

李　貴　陽（イ・キヤン）
（RAIK）

◇第一分科会　入門・法的地位

第一分科会・「入門・法的地位」の設定理由は，「在日朝鮮人の法的地位（とりわけ在留資格）の推移と現状を，法令と運用に則して理解し，法的地位の将来についても把握する。とりわけ，「刑罰法令違反」「不法入国」による退去強制の事例を知り，日本政府の論理をつかむ。さらには，特別在留許可・仮放免の運用と実態について理解を深める中から，退去強制と闘う論理がいかなるものであるのかを討議する。また，在日韓国・朝鮮人にとって，あるべき法的地位，在留資格などはどのようなものかも，合せて議論する」であり，参加者６５名（韓国・朝鮮人１６名，日本人４８名，その他外国人１名）のもとにもたれました。

午前中は，ＮＨＫで放映された「ルポルタージュ密航」が放映され，「密航」と退去強制の実態や，そのことによる生活破壊のすさまじさ，非人道さが参加者全体に強く印象づけられ，その後，日本朝鮮研究所の佐藤勝巳さんから，「戦後法的地位の変遷とその実態」という講演がなされました。

まず，１９５２年４月２８日講和条約発行以後，そして１９６６年１月１７日の日韓法的地位協定発効以後の在日韓国・朝鮮人の法的地位の変遷が話され，法的地位が代を重ねるごとに不安定になって，日本政府は「特在」か「帰化」という選択を在日韓国・朝鮮人に迫ってくるとの方向が明らかにされました。法１２６該当者と４－１－１６－２については，協定永住と同じような資格にするような法律改正が準備されているにもかかわらず，４－１－１６－２の子供の在留資格は最も不安定な特在のまま放置しようとしている。さらに，協定永住の三代目の在留資格についても，不安定な地位に置くことにより，帰化か一般外国人かの選択を迫ろうとしています。それらの動きに対する民族団体側や民闘連などの運動における取り組みも不十分であり，遅れているとの指摘もされました。

また，協定永住と他の在留資格の違いの説明の中で，退去強制の話がされ，それに関連する特別在留許可の運用や実態についても，その基準のあいまいさが指摘されました。退去強制か特別在留かは，法務省での裁決諮問委員会で決められ，その際の，さまざまな要素や基準についても語られました。

最後に，在日韓国・朝鮮人の在留資格や外国の入管体制との比較などの質疑が行なわれ，参加者の中で在日韓国・朝鮮人の法的地位についての理解が深められました。

午後からは，朴元根さんと文性河さん一家の退去強制の事例紹介と支援要請がなされ，退去強制に絞った質疑応答がなされました。そして，退去強制という日本国家の論理に対して，我々の論理がどのようなものかが討議の中で話されましたが，個別の退去強制の事例を取りあげるだけではなく，退去強制の論理の中心である"国益"の概念を転換させることが，今後必要であるとの意見が出されました。当事者である在日韓国・朝鮮人からは，法１２６，４－１－１６－２に関して退去強制の適用をはずすなどの意見が出ましたが，十分に討議はなされませんでした。

最後に，民闘連としても具体的な取り組みの必要性が言われ，この分科会を終えました。

◇第二分科会　国際人権規約と行政闘争

第二分科会「国際人権規約と行政闘争」は５３名の参加のもとに開かれました。四つの報告と１８名の方からの発言があり，その要点を報告します。

まず報告の第一は，「国際人権規約とその客観情勢」と題して，大阪経済法科大学の金東勲先生から報告を受けました。先生は，日本政府や自治体が在日韓国・朝鮮人に処してきた差別行政のよりどころとなっている二国間条約や国家間の相互主義という，権力者にとって都合のよい考え方を超えるものとして，つまり自国民の権利優先という考え方を批判し，全ての人間の権利を平等に保障させていかねばならないとするこの人権規約の意義を強調されました。次に労働の権利や社会保障，教育，文化に対する権利，居住権の問題等，人権規約にうたわれている権利の内容を日本の国内法，行政のとっている差別的態度と比較し，詳しく説明されました。例えば労働の権利の問題では，公務員の国籍条項に言及され，外国人には普通は一般的に認めて，例外的・具体的に根拠ある排除規定をするのが通例であるが，公務員に関しては，公権力の行使とか国家意志の形成に参画という全く抽象的な根拠のない排除規定を，しかも一行政機関の見解という形で拒み続けている差別態度を批判されました。国民年金については，これまで反対し続けてきた厚生省の態度に若干の変化がみられること，そして難民条約との関わりにおいて，これから注視していかねばならないと報告されました。しかし，国際人権規約が批准されたからといって，何でもかんでもうまくいくだろうという態度ではなく，

この規約を武器とした我々の闘いこそが重要であり，そうでなければ，この規約がもつプログラム的性格を利用し，なるべくその内容の実現を遅らせ骨抜きにしていこうとする政府の欺瞞的態度を打ち破っていくことはできないことも強調されました。

次に東大阪市の「蛇草地区在日韓国・朝鮮人の人権を保障させる会」のオモニから，具体的実践報告がありました。人権の会では，奨学金や就職支度金などの国籍条項を撤廃させる闘い，東大阪市の条例，規則などの総点検をし，国際人権規約の内容に沿った整備を要求する闘いが報告され，地域の具体的な実践を通して国内法の改正へと行政闘争を発展させていかねばならないと訴えられました。

第三は，尼崎の梁泰昊氏が「民闘連運動における行政闘争の成果と課題」と題して，これまでの我々の運動の中間総括と，我々の運動がいまどこに位置しているのかを，豊富な実践例と議論の紹介をおりまぜながら，明らかにされました。その中で梁氏は，自治体の恩恵的行政を打破すること，国際人権規約を最大限武器として闘うこと，地域にしっかりと根づいた運動こそが行政闘争をやりきれることを強調されました。また行政闘争の過程で常に問題となった「同化論」について，理論的にも実践的にも打破されていることを明らかにされました。

この報告を受けた後，第四の報告が八尾のトッカビ子供会の徐正禹氏からなされました。「地域闘争と在日韓国・朝鮮人の主体性」と題して，彼は，これまでの同化論者の主張の変化に注目すると同時に，長い闘いの経験をもつ人達が常に悩んできたこの課題を今一度再検討しなおし，今後の理論整理の準備を急がねばならないことをこの分科会の任務と位置付けとしました。そして自己の闘いの経験を踏まえて，わかりやすく，詳しく同化論批判を展開されました。特に，"民族主体"とか"主体性"という言葉に，「少なくとも同化にならない力」「この日本の差別社会で，民族差別と闘う力と展望をもつこと」と定義づけられ，いままでの我々の行政闘争は，わずかであるが具体的成果をかち取ってきたが，その具体的成果とともに，それ以上に同胞の意識変革がかち取られてきたことに目を向ける必要があることを強調されました。そしてその闘いを地域に返えしていく中で，より高い質と量をともなった闘いへ組織していく必要も訴えられました。

討論は，約1時間という制限された中でありましたが，活発な発言が相つぎ，同化論批判，主体性の問題に集中して展開されました。その中でも，この集会にはじめて参加された東大阪市の小学校の先生は，クラスに多くの在日韓国・朝鮮人の子ども達が在籍し，様々な横やりが入る中で悩み，実践を積み重ねてこられたが，この分科会で梁氏や徐氏の報告を聞き，「民闘連ははじめてだが，参加して大変意義があった。日本人教師として明日から展望をもって，確信をもって教育実践にはいっていける」といった発言があったことをまとめとして，この分科会報告を終りたいと思います。

教育関係分科会

宋　喜久子（ソン・ヒグヂャ）
（高美南小学校）

◇教育関係分科会全体会

午前中に合同で全体会を持ち，トッカビ子供会の安商徳さん，大阪考える会の稲富先生より発題を受けました。安商徳さんの方からは，自分の生たちを語る中で問題提起がされました。

本名をなかなか受け入れられなかった自分，そして就職の時になって差別を受けたことを通して，朝鮮人の組織化をはかる中で日本人の変革を行ない，また実態としての差別をなくしていくことに努力すべきである。また，帰化，混血，民族学校の問題，本名の問題，また進路保障の問題等についても，これから話し合っていく必要があるということです。

それから稲富先生の方からは，まだまだ地域，父母との連携は弱く，今後，在日朝鮮人父母との関わりをいかに作っていくのかという問題と地域生活の現実，社会的立場を持ってどう闘う子供に育てていくのか，そして教育労働者として自からの教育の闘いを抜きに他の闘いに参加することはできない。また同化につながらない教育を学校の中で行なっていく必要があるという問題提起を受けました。

その後，第三・第四・第五の各分科会に分れました。

◇第三分科会　地域教育

第三分科会の地域教育の方ですが，桜井西中の方から，開校以来，部落解放教育とともに在日朝鮮人の民族教育も課題となっていたが，７８年に「卒業生を本名で」ということがきっかけとなり，地域に入り，地域の中で子供達を集め，話し合いを始められたそうです。学校が先行するという形で今まで続いているが，今後地域での取り組みがなんとか自主的に進められ，学校の取り組みと平行して進められるようになることを望んでいるという報告がありました。

日之出支部の方から，教育の中で朝鮮人問題を取り上げ始めて６年になり，それは解放運動の反差別共同闘争の視点で，障害児教育と平行した取り組みであったが，子供達の中で差別事件も起こり，３年前に在朝部を作り，朝鮮人の子供を集める活動をしている。ほぼ全員が本名宣言を行なって頑張っているそうです。また，大阪の全ての支部で在朝問題が取り組まれるよう，安中のトツカビ子供会とともに協力して，活動をしているそうです。

尼崎のうさぎ子供会の方ですけれども，活動を始めて五年になり，今年初めて朝鮮人の子供達の存在を地域の中で広く知ってもらい，理解してもらおうと，子供まつりを計画されました。当日，自分達の予想をはるかに上回る，四百人もの人が集まり，感激したとともに，このような取り組みがあまりにも少なすぎるからだということです。子供達にはさまざまな動揺があったが，当日は劇をやりきり，多くの人々に朝鮮人問題を訴えたということで，この取り組みの様子を楽しげに報告されました。

これら三つの報告と，昨年の桜本と高槻むくげの会のクリスマス会の８ミリが上映され，具体的な子供会活動の姿が参加者に伝わったと思います。

以上を受けまして，西成子供会の方からは，活動を始めて一年になり，当初５～６人であった子供達が現在では１５～１６人に増えています。しかし，最初の頃から参加していた子供達が，新しい子供が参加する中で，その両方の子供達の中で離れていく傾向にあり，子供会を大きく拡大していきたいがさまざまな問題が出てきているということです。

横浜の信愛塾の方からは，２年前に朝鮮人の子供へ就学の身体検査の通知がこなかったことに端を発し，市教委への公開質問状を出し，交渉を進めていき，市教委に民族差別の事実を認めさせ，取り組んでいくことを確認させました。そのことから子供会を始め，現在１２～１３人の子供達を集めて活動をしているそうです。

京都からは，東九条で同胞の人々を集めて，サークル活動をしている金さんの方から，近くで在日大韓基督教会のオモニ学校が行なわれ，そこで指導をしていた青年の就職差別を通してオモニ達の中に，「自分の子供達のことを考えていかなければならない」という気持が出てきたそうです。オモニの協力や皆の協力があれば，子供会を作れていけると思うということで，力強い声がありました。

安中支部からは，部落解放運動が始まる以前からの部落民と朝鮮人の関わりの姿と，それ以後，運動との関わりの中で様子が語られ，特に子供会を通して親を組織し，親を変革し，闘いの中に巻き込むことが子供会をより一層地域に根を張った，しっかりしたものにする。また闘いは，その当事者が中心となり，学校や市に対しての闘いを組織していかなければ，闘いの後に思想と組織が残らないとの話がありました。

以上の報告以外に，現在も取り組みを進めている青丘社やトツカビからも，進めていく中での問題点や指導者の目的，態度などが意見として出され，それぞれの地域で，さまざまな形で民族問題を根付かせ，子供会を組織しようとする動きが見られました。

◇第四分科会　学校教育

第四分科会の「学校教育ー在日韓国・朝鮮人の生活実態から学校教育を見直そうー」ですけれども，最初に桂小学校から，朝鮮人児童の本名卒業から在日朝鮮人教育専門部を作り，民族教育の取り組みを進めていかれました。そこで，朝鮮人子供会を結成し，月一回の活動を６人の教師で行なわれているとのことです。子供会の基本的な考えとしては，遊びや生活の中で学ばせていくこと，その作業の中で教師と子供との話し合いの場を設定するということ，また子供会とクラスの結び付きということで，子供達が子供会で学んだことを楽しくクラスの友達に伝えていけることが大切ではないか，しかし本名をなかなか名乗れない子供がいるという現状が話されました。それと，教材作りのために，月一回しか子供会を開けないという悩みをかかえているともあり，今後教材について，いろいろ勉強していきたい，また教えてほしいということでした。

枚方の永室の会からは，月一回，子供，オモニ・アボジ，教師と共に遊んだり，また学習の場を設定して活動を続けておられます。また，そこに来ておられる先生が学校での教育実践を語られましたが，クラスで本名宣言をしていく子供のことですけれども，他のクラス，学年の前ではなかなか本名を名乗れない状況があるのです。しかし，クラスの中での日本人児童の支えが，その子に本名宣言をさせていくような学級集団作りの大切さが話されました。また，主任制の闘いの中で枚方は，今は緊迫したところにいるのですけれども，サラム等の教材を使うのは偏行教育である，というような市教委の圧力がかかっているそうです。

それから高美中学の方ですけれども，同和地区を含み，さらに朝鮮人が住んでいるということで，偏見が強く，差別事件が後を絶たないということで，その中でＩ子の本名宣言に至るまでの動き，そして本名宣言をクラス，学校全体で行なっていったことの報告がされました。そして，Ｉ子が高校に入り，アリランの会というクラブに入って，人数も少なく，厳しい状況にあっても自分は頑張り，最後までやり抜いていくという決意を語っていたそうです。また，教員として，今後その高校に多くの子供を送り込みたいということで，進路の保障のことが語られました。

川崎の方ですけれども，中学校の先生から報告をいただきました。中学での取り組みが遅れ，子供の将来に対する展望も暗く，非行に走っていく子供が多いそうです。喧嘩にしても，ひどい差別発言が出ていて，その中で教師になりたいという子供も，一日を楽しく暮したらいいのだというようになってきているそうです。教師自身も地域の青丘社の中で学ぶなかで，「教育を考える会」を発足させられたそうです。また，教師の差別発言もみられ，「三国人」，あるいは混血の子供に対しては「半朝」というようなひどい差別発言もみられるのですけれども，「教育を考える会」を発展させていきたいということです。地域，青丘社があるということで，子供達がどこに行っても，見守ってくれるものがあるので心強いということです。また，中学で学んだ子供達が高校に行き，できれば朝問研のあるところに送り込んでいきたい，また積極的に高校の教師と共に話し合っていくこともしなければならないのではないかという報告がありました。

それから，大阪の「民族教育をすすめる会」から，自分の生いたちを語る中で，朝鮮と言われてきたが，大学に入って初めて朝鮮人の自分を認められ，本名でいくという報告を朝鮮人の先生の方からいただいたのですけれども，教師となるまでは大阪での民族教育の動きを知らず，自分自身民族的なものも身についていなかったので，日本読みの本名で教職

につかれました。その中で民族を取り戻し，本名読みに変えていき，また子供達の実態の中から民族学級を作っていかれました。それは，自分の生いたちを考えると，やはり朝鮮人の子供が集まる場が必要であり，またそれだけではなく，クラスにもそこで学んだことを返していくことが大切である。また，在日朝鮮人教師の姿を通し，子供達は将来の展望，進路の問題を切り開いていくのではないかということです。日本人の子供達は，やはり自分が朝鮮人の教師であることから，朝鮮人教師の自分の姿を通して意識変革がなされていっている。また，親の意識も変革をしていく必要があるのではないか。教師集団ですけれども，やはり自らが民族教育の必要性を訴えていかなければならないと，民族教師は少ないのですけれども，これから教師になっていきたいという声も聞いております。

この後，討論を行なっていったのですけれども，朝鮮人の子供の組織化，本名の問題，民族教師がはたして日本の学校の中で何ができるのかというところで討論を行なっていきました。

オーストリアの人から意見が出てきたのですけれども，日本社会は国際性が全くなく，無意識に差別をしている。ドイツの学校の方では，民族の子供達が集まる学級で学び，またそれぞれが共に学ぶ場もあり，どこの国へ行っても適用できる教育がなされている。また日本は，政府当局として朝鮮人問題を考えていない。そして，本名を名乗れないことは本当に信じられないことだと驚いておられました。

川崎の方からですけれども，地域，保育園で本名を名乗っても，小学校での受けとめがなく通名に変える子供もいる。しかし，地域とのつながりの中で，中学では本名に変える子も出てきているということです。高校に入っては，就職は別枠という状況があり，日本の企業に働く者にとって地域での支えが必要ではないかということが話されました。

安中の方からは，本名についてですけれども，親自体も本名で生きたことがなく，本名でいくことの損得が考えられる。学校での取り組みも親には見えてこない。そこで保護者会を設定し，親の組織化をはかることも大切である。その中で，親も闘いを通じて目覚めていくのではないかということが出されました。それと，オモニから出されたのですけれども，そのオモニも自らが大学で歴史を教えられているのですけれども，子供，親の中で民族差別が根強くあるのではないか，また本名宣言をするのならば，やはり子供の親の受けとめる体制をきっちりと作っていってほしいということです。それと，日本の学校の中に外国人がクラスにいるということで，その教師は，その子供の日本人にはない何かを引き出して誉めてやってほしいという要望が出されました。

それと，民族教師の問題ですけれども，これもこれからの問題になってくると思うのですけれども，親との摩擦に関しては，朝鮮人の先生ということで「朝鮮」という言葉も出したら悪いみたいなものがあり，それもあまり表面に出てこないとのことでした。また，朝鮮人教師として，日本人にどう教育していけるのかということも出されたのですが，これから考えていこうということになりました。採用状況につきましても，そこにまだまだ差別があり，後廻しされるという状況があるのではないだろうかということです。

それと，その他としまして，教組運動の中にも民族教育を広めていき，教師の集団を広げていかなければならない。永室の会では，永室の会から枚方に広くつなげていきたいということです。

以上，各地の状況は異なりますけれども，それぞれできる事から始めていこうということで「学校教育」の分科会は終りました。

◇第五分科会　民族保育

第五分科会「民族保育―民族保育の実践交流をしよう―」は，昨年の集会よりも参加者の数も増え，保育の中に民族教育の視点を入れ始めているということで，明るい報告がありました。

報告は，川崎の桜本保育園，大阪の愛信保育園からなされ，どのような保育内容にするのかということで，保育実践を皆と共に楽しみながら教えてもらったそうです。

その中で，やはり民族保育により，子供達に正しい朝鮮観が身に付いていっているのではないかということですけれども，欠かしてはならないものは子供の集団作りではないのか，それは，差別と闘っていける集団作りをめざすべきだということで報告がありました。また，その中で，朝鮮文化を知った日本人もどう闘っていくのかということも考える必要があり，また，親との協力関係ですけれども，地域に開かれた保育園の在り方ということで，親と協力し，２４時間子供を見守る体制を取っていく必要がある。その中で，朝鮮人と日本人の親どうしがつながっていく父母会をめざしていく必要がある。

また昨年の民闘連から今年にかけて，京都にも実践の芽が育ってきて，民族保育をされる保母さんの層が広くなってきました。そしてまた，来年に向けても，このようなことを報告していこうということまでも話し合われたそうです。また今年の交流をふまえて保母の立ち上りを期待し，頑張っていこうということで終られたそうです。

以上で第三，第四，第五分科会の報告を終ります。



第六分科会

職場労働と進路保障

藤　原　史　郎
（兵庫在日朝鮮人教育を考える会）

午前中にレポートがありまして，まず「在日朝鮮人教師の採用を進める三重の会」の方から，小学校の先生をやられている李慶順さんの実例を非常に謙虚に話をしながら，その後に続いていく青年達の動きというものを紹介されました。ところが他方，県の行政は，帰化をする意志はないかという話をきっちりしていたらしいのです。そういう実態までわかってきていて，国籍条項撤廃されれば，それでもってよしとされるような形で進んでいるわけではないということが生々しく報告されたわけです。

次に「兵庫在日朝鮮人教育を考える会」の方から，兵庫県における従来の就職差別撤廃闘争の経過と，行政体における国籍条項撤廃の闘いと，特に教育に関して，採用試験の国籍条項撤廃の闘いの報告がありました。

それと関連して八尾市におきまして，市役所の国籍条項撤廃闘争にみごとに成功した，ダイナミックな闘争事例が紹介されたわけです。労働組合，解放同盟等々との団体との共闘を形成する中で国籍条項を撤廃させたという話でした。これは国鉄労働組合の皆さんの方から話がなされ，労働組合との結び付きという関係においては非常に力強い闘いの成果であったと思います。

次に高槻の朴秋子さんの方から，彼女がかって大阪府立の「槻ノ木荘」という老人ホームの寮母さんに応募した時に，書類審査ではパスして，面接に「私は朴秋子です」ということでいくわけですが，結婚しているのなら旦那さんの名前を名乗りなさいと，そこの老人ホームの所長がそう要求するわけですね。

それはできないと，自分にとっては人格の表れであり，自分の民族全体の問題でもあるというところで，きっぱりと所長の要求を拒否したわけです。その結果，採用方針が変ったといって，蹴ってしまうわけです。明確な本名就職差別事件ということで昨年の川崎でもアッピールされましたけれども，根強くその闘いが続けられています。これもまた，非常に大きな問題が絡んでいて，片方におきましては，法務局の人権擁護委員会で彼女は，みごとに勝っているわけです。しかし実際の面におきましては，彼女は就職を拒否された形で現在までいるわけであります。

さらに川崎の朝問研の山田さんの方から，日立の闘争以来，全国各地で展開されてきた就職差別撤廃闘争の時代の流れと，経過とその問題点というものがトータルに整理されて，話がされました。

以上で午前中は終りましたが，午後の討論になりまして，実際に各学校等における進路保障の取り組みがどうなってきたかという例をお互いに出し合うなかで話を進めてまいりました。いわゆる進路保障というパターンだけでは，もう限界にきているということが確認されたと思うのです。それは，そういう体験をお持ちの先生ならわかると思うのですけれども，これまで在日朝鮮人を採用した，あるいは採用するであろうという実績のある企業を教師は一生懸命さがし，そしてやっていくというパターンですね。これは，確かに働く場を取ってはいけるのだけれども，その中に入ってからの問題として，そこに入っていった朝鮮人労働者の部分がどう横と連帯していくかという問題については，非常に困難な面を多く持っているだろうと思います。窓口のことに関しましても，こういうやり方ではいつまでたっても，本当に広く，自由に就職の門戸を開放していくことにならないであろうと，もちろん，そういう所の企業は「できる限り通名でいらしてもらった方がうまくいくのですが」という殺し文句を，非常に丁寧に言ってくるわけです。ですから，学校の進路保障というやり方だけでは，やはり弱いという面が確認されたと思うのです。

しかしながら，「同化」等の問題があっても，日本の企業の中に次々と朝鮮人労働者が生れてこないと，今度，新たな意味での必須の闘いというものができ上がっていかない。一つの企業の中に，一人だけの朝鮮人労働者がいると，あるいは置かれているということだけでは，やはり伸びていかないのではないかと。その意味では，日本の企業の中に入っていく朝鮮人労働者の量の拡大ということが要求されるのではないかというわけです。さらに一方で，本名でという企業もあるのですが，そこに行ってみると，実に劣悪な条件のもとで，日本人労働者が嫌うような労働現場であったという話も大阪の在日朝鮮人教師の方から問題提起として出されております。

学校が生徒を送り出して，送り出した学校がその生徒とどういう関係を持っていくのかという問題があります。送り出した側の，学校自身の問題については，二つの事が指摘されたと思うのです。一つは，学校の朝文研，朝問研活動を通して育った生徒を，どのようにそこで働いている労働者に組織していくかという問題と，それから教師自身が自分の学校の職場にどれだけ居座り続けることができるかということです。これは，兵庫県といたしまして非常に難しい状況があります。あとでレポートをしていただく神谷さん自身，強制配権をもって，今まで長年いた学校から別の学校へ配置転換させられました。兵庫県では軒並，部落問題・朝鮮人問題をやっている教師が強制配権を受けていきます。しかし，たとえ強制配権されていても，在日朝鮮人問題・部落問題というのは日本においては普遍的な問題であり，あの学校でなければできない在日朝鮮人問題というのはおかしいと，そういう覚悟というものを我々当事者は要求されると思います。

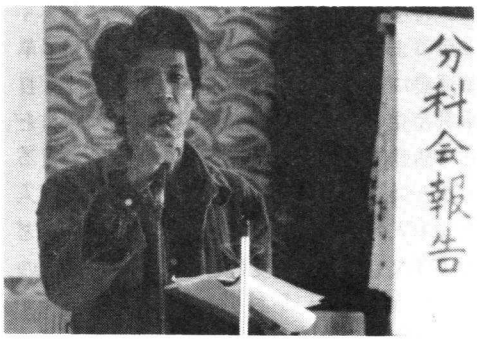
やはり一番大きいのは，先ほどから話されている国籍条項撤廃の闘いでありますが，これは，八尾の勝利した闘いの歴史から，教訓から，逆に厳しい要求が出ています。これが現実だと思いますが，大阪府がアンケートを

とり，その結果６５％の人間が朝鮮人を公務員として，教師として採用することに反対であるという，実に悪いデーターを用いて，大阪府における国籍条項撤廃の要求に対して，逆に居直ってくるという状況があります。これは何も，大阪府だけではないのです。全国的にそのような反動化の現象が来ていると思います。特にそれは，朴秋子さんの長年にわたる闘いの中で既成政党が朴秋子さんの問題を選挙運動に用い，その選挙運動に良い意味で用いればいいのですけれども，差別キャンペーンとして用いている。このような事が多く出てきている。これは，よく自称前衛党と申している団体がそういうことをやっていくわけですけれども，日本人は活字に弱いですから，それにまかして，どんどんと差別キャンペーンを撃った時に，囲りから逆に包囲されていく。自分達がいろいろな民主団体と手を組んで行政を，老人ホームを包囲していったと思っていたら，逆にある既成政党が差別キャンペーンを用いながら逆包囲していく。朴秋子さんを，いわばネタにしながら，選挙に勝とうとする，そんな動きさえ出てきているのです。そういう動きとどう対決していくのかが新たな課題だろうと思います。

また，実際に職場の中に入って７年間も働き続けてきた日立の朴鐘碩君，あるいは兵庫の川西市，尼崎市における，孫君，姜君等の職場における地道な，一歩一歩固めていく話が出されてきました。その中で初めて聞いた話ですが，日立が，高卒と大卒とを住む寮の設備から，部屋数まで差別をしているそうですね。これは，きついですよ。こうなれば，お前は個室をもらえるような遣り方を見せつけていくわけですね。日立というのは，大きな会社で，立派なんだろうと思われているけれども，大企業になればなるほど，上から下への序列というのがすさまじいぐらいあるということですね。そういう中に彼が７年間存り続けてきたという歩みというものを，私個人としては，ストレートに初めて聞かせてもらった気がします。労働組合の中に入り，労働組合の委員に立候補していく。５０票の票数の中で９票取ることができた。その９票がどれだけ重たいものであったかということですね。その為には胃を悪くしたりもしたでしょう。また人がしらけている時，一生懸命歌をうたってピエロを演じることもなさったでしょう。それは大変だと思います。その話が出るたびに孫君などは，うなずいているわけですね。

その孫君も，尼崎工業高校から行政糾弾闘争の一環として入っていったわけですが，私達の国籍条項撤廃の闘いを進めていく抗議集会の中で，彼は自分の職場の労働組合のメンバー２人を連れてきました。その２人のメンバーというのは，言ってくれる質問というのは十数年前の質問というのか，帰化した方が得でしょうか，しない方が得でしょうかということなのです。この２人は労働組合の役員ですよ。けれども，その２人を孫敏男君は，切ない思いを持ちながらも，やはり連れて来ているということですね。そこを私達は評価して，進めていかなければならないということがあります。さっきの朴君の痛々しい闘いと重なるものであろうと，私は思います。

この分科会のテーマ自身が大変な問題で，若干散慢になっている面がありますけれども大体以上のような話がされたということで，報告を終らせていただきます。



民族別交流会報告

日本人交流会

横尾明親（名古屋市民の会）



日本人交流会には７０名の参加者があり，テーマは「戦後の日本人の共闘問題」ということでした。

そのテーマにそって，最初に田中宏先生から講演を受け，その中で，戦後の在日朝鮮人の状況を「占領期」「講和条約」「日韓条約」の三つに区分し，それらを指標にしながら在日朝鮮人が日本政府にどのように見られたのか，また在日朝鮮人側の問題とそれに対応する日本人側の意識などを含めて整理されました。特に，占領期における，あるいは６５年に至るまで在日朝鮮人が日本の社会運動・革命運動に関わっていた状況を，具体的には日本共産党の中に在日朝鮮人が存在し，党員として活動をしていた状況をどのように考えるのかということ，そして，それを在日朝鮮人と日本人の共闘ということを考える時に，どのようなものとして受けとめるべきものなのかという問題提起がありました。

また，朝鮮総連の結成ということで始まる在外公民としての運動，つまり日本の社会運動とはきれて，本国の運動に寄与するような民族運動と日本人との共闘というのはどのようなものであったのかという問題指摘がありました。南北どちらか側の応援団に日本人がなっていく状況，そして没主体的に，批判なく相手の言うことを全面的に受け入れることが絶対であるかのようにあった日本人の状況への批判と，それをどのように乗り起えていくべきなのかを，日立闘争以降の民闘連の動き等を含めて在日朝鮮人と日本人の共闘の歴史を具体的事例を振り返る中で，応援団ではない新しい共闘というものが生まれているのではないか，そしてそれを益々強めていく必要があるのではないかという話がされました。

その後，田中宏先生の講演を受けまして，論議に入りました。

最初に，李仁夏牧師の講演の中で出されたアイデンティティの問題ということで，吉岡さんから，民族的主体性を回復するとは一体どのようなことなのか，それをどのように考えているのかという話がされました。

続いて，申京煥君の闘争に主体的に関わっていた「むくげの会」の飛田さんから，朴鐘硯君の日立闘争以降の世代と同じ世代として，自分がどのような意識で申京煥君の闘争に関わり，そして現在まで日本人としてやってきているのかということで，少なくともそれ以前の応援団とは異なる内容で進んできているということでした。

また東京の鈴木先生の方から，上福岡三中問題と現実の学校教育の現場の状況というのが話されてました。現実に自分達のまわりに厳然としてある状況を鋭く提起され，特に上福岡三中については状況が非常に厳しく，三中の教師の中にも動きは出ているが，まだまだ小さな動きでしかないということでした。

最後に，地元の解放同盟のメンバーから話がされました。奨学金闘争，公営住宅入居闘争の中で在日朝鮮人の問題を自分の中に受けとめ，そのような闘争の中で地元のトッカビ子供会の人々と，本当の意味で連帯・共闘が創り出されてきたのだということでした。

話としてはそれぐらいで，時間が少なかっ

た為に発言者が数人でしたが，一昨年，昨年に行なわれた日本人交流会よりは若干実りの多かった交流会ではなかったかと思います。

在日韓国・朝鮮人交流会全体会発題

朴　鐘　碩（パク・チヨンソク）
（川崎在日同胞の人権を守る会）



日立の勝利判決を受けた後，「自分は裁判に勝ったけれども，今後とも韓国人として生きて日本社会の差別とも闘っていく」と宣言して，入社していったのです。しかし，本名を名乗ってはいたものの，まわりの日本人は自分を韓国人としては見ていなかったのです。また自分の方から，朝鮮人の問題を職場に訴えてはいかず，組合活動とか日本人との関係をきっちりと作るということを全く考えてはいませんでした。入社した当時は，２年もしくは３年の間だけしっかり働いて，その後はやめればよいのではないかと，それで自分の責任ははたせるのだというように思っていたからです。また，企業の中では仕事が第一で，仕事をやりきらないところで発言をしていっても，職場の日本人に受けとめられないし，仕事もできないのに何を言っているのだと思われると思ったからです。

ところが，差別と同化の中で韓国人として生きていくことの本質というのは，自分を取り巻いている状況の中で自分の問題，朝鮮人の問題を自分で訴えていくことだと考えるようになりました。その初めとして，職場における差別発言を告発していったのです。職場はコンピューターのプログラムを作っているのですが，だれかが何かを失敗すると“バカでもチョンでもできる”という発言が日常的に使われていて，その問題を去年の７月２４日に出したのです。月に一度，職場の全体会議というのがもたれていて，会議の最後に手を上げて「言いたいことがある」と言ったのです。それが会社の中で闘う最初の発端だったのですが，自分が手を上げる寸前というのは目前が真暗で何も見えず，その時は自分で何を言ったのかわからなかったぐらいです。後で職場の後輩に意見を聞くと，「朴さんは言ってはならないことを言った」という答えが返ってきたのです。

このことをきっかけに，『三年間の地平』を職場の一人一人に回し読みをさせるようにさせたのです。そして，富山の高校を卒業して入社してきた２０才ぐらいの青年に感想を聞いたら，「朴さんは頭がよくて，格好がよすぎますよ。僕は是非続編を読みたいですね」と返ってきました。それで思ったのは，日立闘争以後のことは何も語っていないし，自分がどのような気持で職場で働いていて，何を考えているのかということを表明するようなことなどしてこなかったのですね。また，職場の中でも，何も言えなくて幾度も辞めようと思ったものです。日本人の労働者に自分が何を言っていいのか全然わからないし，日本の労働組合に朝鮮人が入って，どのようなことをやればよいのか全然わからない。そのような中で，自分は一体どうすればよいのかということに解答が出せないまま，また民闘連でも職場での苦しみ，弱さを言えなかったのです。常に，日立と闘った朴鐘碩だということでシンボル化されていて，皆の前では格好よく言わなければいけないのだという考えを持っていたのです。川崎では，毎年一回「日立裁判闘争勝利記念集会」を行なっていますが，その集会でも，ただ頑張っていますとし

か言えなかったのです。何を頑張っているかと言えば，仕事だけしか頑張り様がなかったのです。

４月に李仁夏牧師が日立に講演にきてくれたのです。それは，会社の部課長約百人近く集めて，２時間にわたるものでした。これを見た時，日立闘争はこれから本当の闘いが始まるのだと感じました。今にしてこのようなことを言えるのは，５年間何も言えなかったことを自分なりに整理できたということだと思います。

本当に差別と闘うことは，厳しく，苦しいことだと思います。一方で，自分は仕事ができなくてはいけない，もう一方で運動もやっていかなくてはいけない。そのような中で，自分のやっていることが克服されていくのだと，そしてそれは，自分が人間として悪いことは悪いと言っていくことだと思うのです。しかし，そのようなことをしたら，職場の中では確実に浮きあがるのです。日本人が言っても，言った本人は確実に辞めざるをえなくなる職場なのです。

日立闘争に関わっていたＳ君という日本人の青年がいるのですけれども，彼は入社してすでに１０年になるのです。しかし，ほとんど昇給・昇格をしていないのです。彼は人と接触するような職場を与えられていなく，数ヶ国語を話せるということで，外国のコンピューター雑誌を翻訳するだけです。彼は，両親が事業に失敗して自殺未遂をし，結局日立を辞めざるをえなく，ほかの仕事につくということで外国へ行ったのです。世界のトップにある日立という企業が，どれだけ厳しい管理体制を作っているかということをうかがわせられます。

また，今回の民闘連の交流集会に参加する時も，労働組合の委員長に参加するように話をしたのです。しかし，彼が言うには「私には執行委員長という立場がある。組合を守らなければならない。だから立場上いけない」ということで，個人の資格でもいいから参加してくれと，あなたが参加して糾弾されるとかいうことは絶対にないと，参加するかしないかは，あなたにとって人間になるかならないかの瀬戸際になっているのですよと言って頭をさげて頼んだのですが，「私は組合を守らなければいけない。千五百人の組合員をかかえているのだから，彼らのことを守らなければいけない。だから参加できない」と言うのです。では来年の民闘連には参加できるのですねと聞いたら，「来年もわからない。朝鮮人問題というものが組合として取り上げられれば，参加する。だから，朴君は組合員の半数の人達の賛同を得なさい。そして，組合のテーマとして，朝鮮人問題が取り上げられれば，取り組んでいきます」という回答がくるわけです。

とにかく，日本の大企業で働いている日本人の意識というのはマイホーム化されているし，差別の問題を言ったところで問題視されないのです。しかし，その中でも自分は，皆さんの支援を受けて，これからも頑張っていきたいと思います。

在日韓国・朝鮮人交流会

高　校　生　交　流　会

金　一文（キム・イルムン）
（トッカビ子供会）

１１月１日は，約３０人から３５人の高校生が集まりました。その内訳としましては，トッカビ子供会，むくげの会，青丘社の三つの子供会に参加している高校生，そして関西の朝問研としては，薄蔭東高校や日新高校，清友高校の数校を含めて集まりました。そして関東の方からは，川崎の南高校や川崎商業高校から来てくれました。

まず，各地の日常活動報告をしてもらいました。その中で，川崎の青丘社の方では，まだまだ高校生独自の活動はなされてなくて，これからの高校生をホローするということに大きな重点を置いているということでした。

そして，むくげの方でも小人数のために，高校生の活動はあまりなされていないという

ことです。

トッカビ子供会の方では，毎週火曜日・木曜日・金曜日に活動を日常的にやっていて，月一度のサークル活動を深めて行き，新しい高校生や今までの高校生の友情なり，活動を深めていくことをしています。

そして各朝問研の方では，ほとんどが踊りとかの文化活動や学習会が中心になされているとのことです。各高校で，先生が積極的な高校と生徒が積極的な高校との，二つのパターンに分れているということがわかりました。

関西の高校生にとって，関東の方の差別の現実を知らされて，驚いています。関西の方では，部落解放同盟の影響も強く，同胞が多い為に，特に生野区がそうですが，またその為に差別発言があまりなされていないということです。また中学から，『歯車』『人間』などの学習会が行なわれていることもあって，あまり差別発言がなされていません。しかし，その反面，より陰質な差別が行なわれているということが言えると思います。そして関東の方では，地域と高校との関係がとれていなく，差別発言は日常会話の中にすごく多いということです。これは，関西の高校生にとって，驚きというよりも，差別の厳しさをよりわからされたということが僕らの印象です。

そして，関西の方からの要望は，高校での教師のつながりと，地域の活動をもっと強く結び付けてやってほしいということです。そして関東からの関西への要望は，朝問研にこだわるのではなくて，クラスをもっと中心にして活動をしてほしいとのことでした。

また，一高校生から差別と区別ということをはっきりさせた方がよいのではないかということがあって，これは同化という問題も含んでいました。しかし，私達の話し合いは，時間があまりにも少なくて，最後まで話しきれなかったので，川崎の人達や地元の人達の強い要望によって，２日目も高校生の交流を続行してほしいということがありました。

そして，私達は朝１０時頃から一日中交流会を持って，その中で，まず関東の方での学校内での差別体質とどう闘うのかということで，もっと在日朝鮮人がなぜ本名を名乗れないのかとか，生活実態を先生は把握しているのかとか，なぜ日本に朝鮮人がいるのかという問を先生に突きつけていったらいいのではないかと，またアンケートを取ったらよいのではないかという意見が出ました。

また，各朝問研では，少人数なため，仲間作りが活発に行なわれていますけれども，その仲間作りを避けている子が多くて，朝問研自体もつぶれるのではないかという心配が各朝問研で多いということがありました。

朝問研に参加しているメンバーが，自分の生活の実態を参加していない子に伝えていって，相手との関わりを深めていったらよいのではないかという意見が出ました。そして，その活発な意見の中で，泣き出す子や怒り出したりする子などもいて，活発な場となりました。

そして，各個人に立ち戻った時に，自分の身の回りの同胞と日本人にどのような関わりを持って，そして継続的に両立していくのかということを一貫して話されました。

そして，関東には劣悪な差別があるということを私達，関西の高校生は知らされて，僕らも応援するし，もっと頑張ってほしいということが出ました。高校生は，あんまり理論的なことは話せないけれども，来年もぜひ，このような交流会を持ってもらいたいということを皆さんに伝えたいと思います。



在日韓国・朝鮮人交流会

オ　モ　ニ　交　流　会

徐　玉子（ソ・オックチャ）
（トッカビ保護者会）

オモニ交流会は，川崎オモニの会，蛇草人権を守る会，尼崎人権を守る会，そして地元の安中から合計１１人の参加がありました。人数は少なかったのですが，全国的に初めてオモニ達が集まったということで，非常に意味のある集まりでした。

まず，自己紹介を本名で行ないました。日頃は通名でを使っているわけですけれども，このような場でもあることだし，皆頑張って大きな声で自己紹介をしていただきました。

続いて，オモニの会７年の歴史をもつ川崎オモニの会の宋富子さんから，自分の生いたちを含めて，なぜ自分が民族差別と闘うようになったかという報告がなされました。彼女は，奈良の被差別部落の在日朝鮮人二世として生まれた彼女は，安中とか蛇草などの被差別部落に住む多くのオモニ達がそうであるように，幾重もの差別体験の中で，より日本人らしく装い，日本人に見られることに最大の喜びを感じる毎日だったそうです。そのように私たちが最も信頼を置かなければならない親や同胞から逃げていかざるをえないような最も非人間的な行為を強いられていたということを彼女は実感をこめて発言していました。そして，彼女は，それが自分にとって一番良い生き方と信じて疑わなかったそうです。その彼女は，自分の長男を桜本保育園に入園させることによって１８０度生き方を転換させていったということです。それが李仁夏先生との出合いだったそうです。そして彼女は声を大にして言いました，「私は学問もないから，子供に何も残してやれないけれども，生き方を教えてやることはできる。人間が人間らしく生きる上に，単に学校で教わる記号や数字でなく，一番大事な生き方を私は見せることができる」と自信に満ち，しかもやさしく語ってきました。

その言葉を受けて，参加者一同は深くうなずいたのは言うまでもありません。そして，その話を受けて，寝屋川の李さんより，現在３人でオモニの会をやっているのですけれども会のできたいきさつは，日本の学校を卒業して民族的な自覚は何もないと，そして自分達の子供は三世であり，全く何も知らない。そして，親である二世以上に祖国のことから逃げようとしている。そのことを思うと，祖国のこと，民族のことを自分自身が知らなくてはならないということで，今は三人だけなのですが勉強会を始めているという報告を受けました。しかし，あまりにも集まる同胞が少なく，川崎のオモニたちがうらやましいという声も出されました。

そして蛇草人権を守る会は，安中とよく似ていて，部落解放同盟の中から生まれてきて主に社会保障の問題に取り組んでいるという報告がされました。

尼崎の人権を守る会では，子供会を中心にやっていて，その中で尼崎市に対して，市広報に在日朝鮮人の問題を連載させたり，「民族差別をなくすために」というパンフレットを出させたりした闘いをしていたという報告があり，そして，オモニの会というのはまだできていないので，これから頑張っていきたいという発言を受けました。

このあと討論に入りまして，川崎の方から学校教育の問題で，桜本保育園では本名を名乗っているけれども，日本の公教育にいくとつぶされるという状況があり，学校に意識的に申し入れても，個人的な話し合いは受け入れてくるが，組織的になると全く行なわれないという状況で，非常に辛どいのだという話がされました。

それに関連して，安中では，高美南小学校に民族委員会という教師集団があり，生徒には民族クラブというのが組織されていているので，先生との話し合いはある程度できると

のことでした。また，この３日間の集会に対しては，民族委員会の先生方の多大な協力を得ているということも報告しておきたいと思います。そして，それは部落解放運動の中で進められてきた同和教育運動とトツカビ子供会の実績を抜きには考えられないという報告がされました。本名宣言においても，子供が学校の中で本名宣言をするという取り組みでも，学校全体でかなり組織的な取り組みができるという報告がされました。

また，親の悩みとして蛇草の方から，日本の学校に行かせていたけれども，自分があまりにも祖国のことを知らないので，せめて子供だけはと民族学校へ小学校三年生の頃から転校させたけれども，民族学校へ入れたら社会の中で通用しないのではないかということを聞くにつれて，実際自分自身がどうしたらよいのか，まだまだ迷っている状態だという声も出されました。

しかし，共通した意見としては，子供は親しだいということで，親の意識が大きな役割を果たすために，まず親が意識を変え，そしてそのことが大事だということが，全体で確認されました。その中で，小学校の子供と中学校の子供では，どうしても差があり，小学校の子供はすなおにオモニについていって学ぶという気持があるのですが，大きくなった子供は，いまさらという気持が強く，どうしても差別の痛みというのが体に染みついてしまって，民族的な自覚を持つ前に自分から逃げようとしていることができてきているので，できるだけ小さい時に自覚を持たせるためには親の責任が大きいということが確認されました。

最後に私達は，民族差別と闘うオモニではなく，全ての差別を許さない闘うオモニ達になろう，歴史はオモニ達が作っているという自信をもち，民闘連はいま始まったばかりなので，もっと日本中に輪を拡げて全国のオモニが団結して，粘り強く頑張ろうと誓い，来年はもっと多くのオモニが参加できるように努力しようということで終りました。

各地参加者決意表明



大阪民族教育を進める会

鄭　良二（チョン・ヨンイ）

「大阪・民族教育を進める会」が作られて２年近くになりますが，現場にいる先生，子供会活動の民族講師，および教員志望の学生など十数人で現在活動をしています。月に一度例会を持ち，また夏などには合宿などを行なっています。

大阪というのは，ともすれば先進的な取り組みがなされているというイメージがあるわけですが，ところが様々な厳しい状況があります。現在特に問題となっているのは，教員採用のことなのです。二次試験を合格した人間を採用する権限は校長なり教育委員会なわけで，同胞の合格者に対しては，残念ながら採用の声がかからず，合格をしても採用されないということが幾人かいます。また採用されても，同胞の生徒が多数在籍する学校へは送らないという問題もあります。このことは例としては少ないようですが，そのような傾向にあると考えています。

そのような中で，現在国籍条項撤廃の運動

がなされている中で，我々としては現在日本の公立学校に入っているということに安住するのではなく，国籍条項撤廃の運動に積極的に連帯して行くと，むしろ力量があれば主体的に担って行くというにやりたい。しかし，力量的にはそのようなところに行っていないので，少なくとも，そのようなものに連帯して，実際現場に立つ朝鮮人教師として各地の教育委員会なり行政と対決していくという決意であるわけです。ですから，各地のそのような運動に何か力になれればと思っているので，連絡していただければ，やれる限りのことをやっていきたいと考えています。以上，簡単ですが，決意表明にかえさせていただきます。

兵庫在日朝鮮人教育を考える会

神　谷　重　章

かって６年前に，一人の朝鮮の少女が「先生は日本人でしょ。何んで私の，秘そかに隠している心をあばくのですか。先生は先生の中で一番嫌いだ」ということを私に言い続けながらも，朝問研の部屋ではきっちりと座っており，その子は，小学校・中学校の頃はいじめられっ子であったわけです。おとなしく，じっと佇むような子で，クラスの子供達が教室の中でその子だけを一人ほったらかしにするとか，あるいは「朝鮮人にはホルモン屋が多いのでしょ」とか言われるような対応を迫まられる中でもアボジの厳しさに支えられて，小学校・中学校をやっとくぐり抜けたということです。そして高校に来て，一番嫌いな顧問の教師に対しながらも，同胞とまじわる中で，「やはり同胞の心というのは，同じ私達でしかわからないと思う。だから，自分はこの現場に戻ってきたい。大学へ行って，一生懸命勉強して，教師になる」と６年前に言った子が，四月に電話をしてきて，関西外国語大学を卒業して英語の教員免許もとった，だから兵庫の採用試験を受けたいと言ってきたわけです。

その時の私は，教室内・学校内における顧問としての取り組みはしてきたわけですけれども，外部に出て運動に取り組むというような力量もなく，またそのような勇気もなく，どのようにしたらよいのかわからずに「そうか」というような事ぐらいの対応しかできなかった。高砂という小さな地域で，小さな穴を掘るように，朝鮮の子供を１１年間追っかけていましたけれども，外部で民族差別の問題，また民族差別をなくす為に果敢に，あるいはじっくり腰をすえながらやっていることを知らなかった。私は，この民闘連という組織があることを昨年の９月まで知らなかった。知るきっかけとなったのは，高砂市役所に入っていた朴という朝鮮人の青年が，３年間地道に働いていたのに３年目に国籍条項を復活するというとぼけた事件が去年９月にあり，そのことによって兵庫民闘連等行政との闘いに取り組んでいる人達を知ったわけです。

自分の目の前の一人の女の子が教師になりたいという声を自分のところに打ちあけ，これは兵庫県教委・神戸市教委をやっていかなくてはいけないと，自分にとっては初めての外部との闘いだったわけです。様々な人と語り合い，兵庫の民闘連の人達にも支援を要請し，８月の末頃から兵庫県教委・神戸市教委をあわせて撃つということで始めたわけです。三重の島津さんの取り組みや，あるいは滋賀の帰化条項等の新聞報道レベルでしか知りませんけれども，外部でいろいろなことをやっていることを知り，あるいは今日この集会に参加している人達のまなざしなり，心を引き継ぐ中で，たった１年の民闘連との出会いと関わりですけれども，全国で様々な人が関わっているということを兵庫の地で大きな支えにして，自分のまわりにいる韓国・朝鮮の青年達と共に手をたずさえて，兵庫の地で，神戸の地でやっていきたいと思います。

兵庫県教委は来年の３月までには，それなりに検討して結論を出すというように言っておりますので，是非個人の立場であれ，団体の立場であれ，兵庫県教委と神戸市教委に対

して国籍条項を撤廃せよという要請行動をお願いしたいのです。もちろん地元の立場である私達が頑張るのは基本ですけれども，様々な所で様々な人が兵庫の地を見ている，包囲しているということが，行政を動かす力になりますので，様々な所から抗議の要請をする中で進めていきたいと考えますので，そのことを最後にお願いして，決意表明にかえさせていただきたいと思います。

名古屋同胞の会

権　順華（クォン・スナ）

名古屋の地で，７～８年前から在日韓国・朝鮮人の差別撤廃に取り組んでいる「名古屋市民の会」に参加した時に，数名の同胞と出会いまして，３年前の名古屋で行なわれた交流集会を契機に，「名古屋同胞の会」を作ったわけです。

以来，それぞれに自分の生き方を問う中で，自分の内実が伴わないところで悶々として生きてきたのですが，今年の春に初めて具体的な動きとして，愛知県海部郡にある大治町というところでの児童手当の支給を要求する運動を起したわけです。四月に要望書を出して以来，直接的な交渉を幾度か持ち，その結果来年度より支給予定をしているという回答を得ました。あくまでも予定ですので，これからもじっくり見守っていかなければならないというところです。

今回の児童手当を要求する動きの中で，「名古屋市民の会」に負うところが多かったのですが，具体的に動くという事が大切なのだということを実感したわけです。海部郡の役場の態度というのは非常に悪いということを，いままで様々な運動をしていく中で聞いていて，躊躇したのですが，案ずるよりは産むが安しという気持で，思ったよりは好意的に事が運びました。事が好意的に運ばれたからと言って，差別意識が全くないのかというと，全くそのようなことはなく，機会ある毎に話し合いをする中で，内面的な，人間としてのあり方みたいなところまでも話しあえるようにならなければいけないと思っています。

今回の民闘連全国交流集会には三度目の参加になるのですけれども，参加することによって，くじけがちになる心に新たなる活力がみなぎる思いでいます。また勇気づけられる思いを持ち帰って，細く長く，より人間らしく生きていく為に，今後とも努力し続けますので，よろしくお願いします。

トッカビ子供会

朴　きみえ

今年１０月２６日に八尾市の一般事務職上級試験がありまして，それに受験しました。合格するかどうかわからないのですけれどもその辺のところを話したいと思います。

去年八尾では国籍条項が撤廃されましたが私自身は，それに中心になって関わっていたわけではないのですが，国労の人達とか教員の人達が一緒になって闘っているのを初めて見まして，「どうせ日本人なんて」と切っていた自分自身がその中で変りました。それで，何ができるのかわかりませんけれども，トッカビの教育活動をより発展させるためにも，受験をしていったのです。また今回の集会での民族別交流会で日立の朴さんの状況とか，その他の人の職場のえげつない状況を聞きまして，そのえげつない状況を変える為にもやっていかなくてはいけないと思っています。

現在，トッカビの指導員の一人が社会・同和教育指導員として八尾の市職に採用されることが，かなり前から決まっています。しかしながら，ずっと八尾市から保留されています。その理由というのが，市職になったら同化するということで，市職の労働組合が最後まで反対して難行しているということなのです。日本の同化政策の中にあっては，ボーとしていたら何処へ行っても同化されるのです。その意味では，トッカビの中で在日朝鮮人の

解放の為に頑張っている彼が市職の中で頑張ることがどうして同化なのかという気持と，そのことがトツカビ子供会の財政にとって大きな危機となっている現実に怒りを持っています。

ともかく，私は一途でわからないのですけれども，今年がだめなら来年，来年がだめならその次の年と，なんとか地道にやっていきたいと思っています。今回の集会では主催者側ということもあって，皆さんとゆっくり話をすることがなかったのですけれども，来年はもっと交流を深めて，話をしていきたいと思います。

特　別　報　告

トッカビ子供会

徐　正禹（ソ・チョンウ）



今年の２月，八尾市教育委員会との交渉の中で，トッカビ子供会のプレハブの建物を撤去すると，撤去した後の保障はないという話が突如と出てきたわけです。

それ以後，様々な形で取り組みを進めてきましたが，在日朝鮮人教育の地域における活動，さらに言うならば，社会教育における在日朝鮮人教育の必要性，行政の責任性，そしてトッカビ子供会６年間の活動の中で，地域の在日韓国・朝鮮人，日本人の生活になくてはならないものとして存在するという問題提起をしていながら，これまで闘ってまいりました。特にトッカビ子供会のオモニ・アボジ達も元気な闘いを進めてきたわけです。また国籍条項撤廃の共闘会議，これに関わる多くの労働組合。そしてトッカビ後援会などを中心とした幅広い市民層の支援を得ながら，今年の８月２８日トッカビ後援会と八尾市との話し合いの席上，来年度別途建設を保障するということを確約できたことをまず報告をしたいと思います。

ただ建つことが決まってからといって，全てが解決したとは思っていないわけです。というのは，内容とか規模とかについてはほとんど決まっていないということが，まず一つあります。そして，この成果が他の地域にストレートに反映させることができるかという問題もあります。というのは，やはり同和対策事業の一つだという限界性があるわけです。だからといって，ダメなのだというのではなくて，同和対策事業とはいえ，その限界性をもちながらも，一面在日朝鮮人教育の意義を認めさせていったということにおいては，一点突破だと思います。どういう理由付けであろうと，とにかく地域における在日朝鮮人教育の為に行政が建物を保障する，あるいは内容についても行政の責任で一定保障するということが実現された以上，枠としては同和対策事業の中にあったとしても，その精神は，各地の仲間達が充分に活用，応用発展できるものを含んでいるのではないかと思います。

最後に，この闘いの勝利の要因は，一つには，トッカビ子供会の活動が地域の中に根ざしていて，地域の在日韓国・朝鮮人，日本人あるいは解放運動そのものにとってみても，すでに必要なものになっていたということ，６年間の実施があるということがあると思います。そしてもう一つには，地域の被差別部落の人達との連帯があると思います。本当の意味での連帯というのは，お互いに差別し合う関係が一方で存在する在日韓国・朝鮮人と

被差別部落の人との間では難しいのですが，この５年間，苦しい営みの中でほぐされてきたのではないかと思います。それが一番はっきりしてきたのは，奨学金闘争だと思います。突如として在日韓国・朝鮮人の子弟に対して奨学金が打ち切られるという策動が出てきたのです。それに対して，安中支部の高校生，大学生が一丸となって，同じ地域に生まれ育った朝鮮人の友達が奨学金を受けとれないというのであれば，我々も市の奨学金を受けとれないという行動に出て，長期間にわたって苦しい生活実態の中で拒否闘争をやりきったのです。その連帯の力こそが行政を引っくり返していったのだと思います。このことを我我自身の成果として踏えて，またこの連帯の意味というのは，民闘連の原則でもあるのではないかと思うのです。

このことを一つ噛みしめながら，今後とも頑張っていきたいと思います。

アッピール

高槻在日朝鮮人むくげの会

李　敬宰（イ・キョンヂエ）

朴元根さんの問題と宋時洪さんの問題もアッピールしたいと思います。

まず宋時洪さんのことですけれども，宋時洪さんは今から１３年前に日本に渡ってきたわけなのです。その１３年間一生懸命働いて，日本で生活をしていたのですが，子供が言葉をもたない，心に障害をもった子で，名前は命意というのですけれども，ある日その命意がすっといなくなって，捜しに行ったわけです。そのことがきっかけで，密入国ということが発覚して退去強制令状が発布されるというようになったわけです。

退去強制というのは非常に問題があるということで支援運動を起していったのですけれども，法務省の態度というのは非常に強行になっています。最近大阪の中でも密入国の退令の事件というのは，１０件近く，あるいはそれ以上と言われているのですけれども，そういう事例に対してもことごとく強行な姿勢で臨んでいると，その強行な姿勢を後ろから支えているのは裁判所であったり，日本の一般の民衆の意識であると言えるのです。

大阪地裁に退去強制令書発布について執行停止を求めていくのですけれども，執行停止は地裁の段階では取れているわけですが，最近になって高裁の方でことごとく引っ繰り返っています。裁判所の方で執行停止をする必要はないということになれば，入管の方としては強制送還がしやすくなるわけです。一方，退去強制令書の取り消しの裁判の方は続いているのですけれども，今，宋さんのところは，この本裁すら受けさせないで，この１１月の２０日に強制送還をするということが決定したそうです。

支援する方では，強力な運動を作っていって，家庭的な事情はこのようなものがあるではないかということで日本の方へ迫っていくという運動をこれから展開していこうということを出しています。

最後に宋時洪さんは，１０月２２日に大村に収容されたのです。それは，宋時洪さんだけで，あとの家族は今，大阪にいるわけですけれども，その人達の仮放免の延長が１１月１３日に切れるわけです。１３日に仮放免の延長が切れて収容して，２０日に強制送還というよう線が決まっているそうです。ここで，なんとか皆さんの力を借りたいと，そして各地でいろいろな運動を起していきたい。それで，法務省の方へそのようなやり方には納得できないと，人を動員してまで阻止するということになれば，向うは機動隊を導入するということで，強行な姿勢で臨んできているということです。

もう一件，私自身も高槻の成合に住んでいるのですけれども，その成合で朴元根さんと

いう人が退去強制令書を発布されているわけです。

朴さんが退去強制令書を発布された時に，兄弟の方から話を聞いていたのですけれども，協定永住を持っていて懲役８年を言い渡されたので，退去強制ということになったのです。ちょうど大阪刑務所から仮出所する時に，「兄ちゃんが強制送還される」という話を聞いても，自分の方も少し落ち込んでいて，運動をやっていくことを知らなかったし，当時申京煥さんの問題が非常に盛り上がりを持っていたと，その中で自分がそこの兄弟の中に話し込んでいけば，一つ運動を作っていけたのではないかと思うのですけれども，自分の出来た事というのは，申京煥さんの運動をまとめた資料を兄弟の人に渡すだけしかできなかったのですね。

その後，ほとんど動きがなかったのです。ほとんど動きがなくて，ある日に弟の元来さんがベロベロに酔うて，成合の地域で署名をとって廻っていた。この時に，これを見て何とかしなくてはいけないなと思ったけれども，何もできなかった。

仮放免の申請もせずに，７７年の１２月に仮放免されてきたわけです。この仮放免の理由というのは家事整理の為ということで，普通はあまりこのようなことでは出さないらしいのですけれども，韓国政府との引き取り交渉が難行した，あるいはその他いろいろな事があっただろうと思うのですが，仮放免されてきたわけです。仮放免されて２年間高槻で住んでいたわけですけれども，この仮放免ということが，この問題が起るまで私は全然入管のことについては知らなかったのです。在留資格というのが何か，協定永住が何なのか，退去強制がどのように出てくるのか，全く知らなくて，朴元根さんが再収容されたということで，急いで勉強をしだしたのですけれども，朴元根さんが帰ってきた時に私は，「帰ってきてよかった。これで大丈夫だ」と思っていたのです。ところが仮放免というのは在留資格ではないわけです。いつでも収容することができるということなんです。そのようなことが全然わからなかったから，朴さんの方にも在留資格が取れたかどうかという話もしていかなかったのです。一方では，成合の中で地域の中に入り込むのだと言いながら，子供会をやってきた。痛烈に批判されてもいいと思うのですけれども。

それで，その朴さんが去年の１２月に再収容された。再収容するということは，法務省の方としては絶対に送り出すという強い姿勢の表われだと思うのです。前回，２年間収容された時に送ろうと思えばできたはずです。ところが，仮放免して出したけれども，今度もう一度送るということで，振り上げた拳を二回目にはなかなか下ろさないのです。こちら側としては，運動をどのように作っていったらいいのか，少し迷っている段階なのです。とにかく朴元根さんの事情もかなり厳しく，１０月２７日に大村へ面会へ行った時に次長とも面会をして，仮放免の申請をし，朴さんをなんとか仮放免をしてくれという話をすれば，「自分のところではわからない。本省が決めることだ」というようなことを言ってくるのです。感触としては非常に厳しいです。

８月にも本省交渉をやったのですけれどもその時にも非常に厳しかったです。警備課長など，ニタニタ笑いながら，「私のする仕事は送還することだね」と平気で言ってのける。

とにかく，二つとも非常に緊迫していて，昨日第一分科会の方で，この運動を支援をしてほしいということで，カンパ，署名の依頼をして，非常に多くのカンパをしていただいたのですけれども，今日ここでもう一度，朴元根さんの方と宋時洪さんの方に強力なカンパを要請したいと思います。朴元根さんの資料については，民闘連の資料の中に入っているわけですけれども，その中に署名用紙が一枚ずつ入っています。各地で署名を集めて，事務局の方へ送ってほしいと思います。よろしくお願いします。

在日韓国・朝鮮人の国民年金を求める会

森　和巳

在日韓国・朝鮮人の国民年金を求める会から，これまでの経過と今後の取り組みについて報告をしていきたいと思います。

国民年金を求める会は７６年，荒川に住む金鉉釣さんが２０年近く掛け金を払っていたにもかかわらず，韓国籍だという理由で年金から排除されるという事件を契機に，アジア人権センターを中心に結成され，金鉉釣さんの「自分自身のためではなく，在日朝鮮人の為に死ぬまで闘う」という決意とともに，運動を始めていきました。

最初，荒川区，東京都，厚生省との交渉という形で進み，現在は裁判闘争という形で進んでいます。それらと平行して，荒川，川崎などの在日朝鮮人多住地域などでの例会だとか，ニュース発行などをしてまいりました。そして，現在は帰化をされている豊田金次さんが，年金を支給されている途中で韓国籍だということがわかり，支給された年金を戻すよう要求された事件が起きて，現在裁判中です。両裁判とも東京地裁で進行中ですが，金鉉釣さんの場合，それが処分であるかないかということで，裁判の入口で一年以上も時間がかかり，本論にようやく入ったところです。豊田金次さんは，一度支給されたものを戻せということで，その処分性というのが明らかになっているので，こちらの方が若干先行している形になって行なわれています。

この国民年金運動の持つ意味というのは，豊田金次さん，金鉉釣さんをはじめとして６５才以上の在日朝鮮人というのは戦前から日本に在住して，日本帝国主義のもっとも過酷な犠牲者にあるということ，それと国民年金というのは，厚生年金等に加入できない自営業だとか５名未満の零細企業者，家庭の主婦とかを対象にしているわけで，就職差別で不安定な生活を余儀なくされている在日朝鮮人に最も適用が望まれている年金制度であるわけです。そのようなものが，国民年金法に国籍条項があるといったことで，全て在日韓国・朝鮮人が排除されてしまう。また国民年金法自身が，種々の社会福祉法の根幹に位置付けられているということで，国民年金法に対する闘いは非常に大きな意義を持っていると思います。

運動を始めて以来，署名活動とかカンパ活動なども展開してきたのですが，今年の６月に署名を集約して，対厚生省との中央交渉を行なったわけです。厚生省の態度は，年金については二国間協定，相互主義の原則というような反動的な態度に終始して，また難民条約の問題でも相互主義をもちだし，条約批准についても，在日韓国・朝鮮人の年金適用に関しては留保条件をつけるという姿勢を一貫として崩してはいませんでした。この留保条件付きというのは，難民条約の意味を形骸化し，無意味にしてしまうということ，また国際人権規約の内外人平等の精神をも踏みにじることを意味します。

最後に，金鉉釣さんと類似した事件というのは，最近いろいろなところで明らかになっています。鹿児島の崔萬守さんの事件もそうで，現在裁判準備が進んでいます。金敬得さんを代表とする弁護団もいろいろ弁護をかかえて，弁護費用もかかると思います。つきましては，カンパなどをこれから皆さんに要請していきたいと思いますので，御協力を願いたいと思います。また在日韓国・朝鮮人に対する留保条件なしでの難民条約批准を促進するため，これから署名活動を展開しようと思いますので，そのことの協力も御願いしたいと思います。



閉会の挨拶

中西邦之

差別国籍条項撤廃八尾
市民共闘会議議長

第六回民闘連全国交流集会がこの八尾の地でもたれ，先ほど事務局から報告がありましたように，盛大かつ有意義な集会となったことをまず喜しく思います。

今回は特に，基調として「生活に根ざした地域の闘いを結集しよう」ということで，先ほどの報告・決意表明などを聞いていますと，地域の職場・生活の中から闘いを持ってきたということ，まさにこれが闘いの基盤であると考えます。そしてまた，闘いはこれからだと考えるわけです。

私達国労の問題を申しあげて恐縮なのですが，昨年八尾における国籍条項撤廃闘争に参加しまして，在日韓国・朝鮮人との連帯を深めることができました。日本の労働組合運動にも一つの光明と申しますか，企業内闘争で終っているところから脱皮をしていかなければならないという感じがひしひしと受けた次第です。

ともあれ，３日間という短い時間ではあったと思いますが，皆さまと連帯と交流を深め大きな学習を得られたと考えます。まだまだ積み残された課題を残してはおりますし，これからの闘いに向けて力を持たなければならないのは当然でしょうが，皆さま方の心暖かい支援を御願い申しあげまして，実行委員会を代表して閉会の挨拶にかえさせていただきます。

編　集　後　記

■第６回民闘連全国交流集会特集号の発行が大幅に遅れたことをおわびいたします。テープを起すについては，川崎の青丘社の青年達をはじめ，様々な人に御協力を得たことに，紙面をかりてお例を申しあげます。

分科会にて講演をしていただいた方々の原稿は，講演者の方に原稿を見てもらうという時間的余裕がなかった為，全て編集部の責任で編集いたしました。

また，子供文化祭の「子どもの訴え」，日本人交流会の田中宏先生の発題は録音不良の為，テープを起すことができず，各地参加者からの決意表明は，紙面の関係上，数人しか載せられませんでした。

■ニュースの定期刊行を再々言いながら，それができないことに心苦しく思います。本号にしても予想以上に編集に手間取り，やっと発行にこぎつけたというところです。次号３３号も少し遅れるかもしれませんが，とにかく２ヶ月に一度の発行ペースを作りたいと思います。

■東京都に２人の在日朝鮮人二世の青年がすでに教壇に立っています。また兵庫では今年度から，教員採用に関して国籍条項が撤廃されました。今年の３月には，１２６系統の人達の法的地位をめぐって，新たな日本政府の動きがでてきました。

今後，このような様々な動きをできる限りニュースでもフォローできればと思っています。

（Ｌ・Ｋ）

発行日　1981年6月1日　　No.32号　　頒価600円
発行人　李　仁　夏
発行所　民族差別と闘う連絡協議会
在日大韓基督教会・在日韓国人問題研究所(RAIK)内
〒160東京都新宿区西早稲田2－3－18－52　　TEL 03－203－7575
民闘連　郵便振替番号　東京4－30267　RAIK　郵便振替番号　東京5－30268